資料３

技能実習制度及び特定技能制度の現状について

第１　外国人労働者の受入れ総論

第２　技能実習制度

第３　特定技能制度

参考　各種調査結果

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第１回）資料

第１　外国人労働者の受入れ総論

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第１回）資料

外国人労働者の受入れの政府方針

現在の基本的な考え方

①専門的・技術的分野の外国人

積極的に受入れ

・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第９次雇用対策基本計画（閣議決定））

・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

②上記以外の分野の外国人

様々な検討を要する

・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第９次雇用対策基本計画（閣議決定））

・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

特定技能外国人（１号）受入れの考え方

専門的・技術的分野（上記①）を拡充

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており（中略）設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるもの（※）として、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。（経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018（閣議決定））（※）外国人材の在留期間の上限を通算で５年とし、家族の帯同は基本的に認めない。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（令和４年４月２６日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※　資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

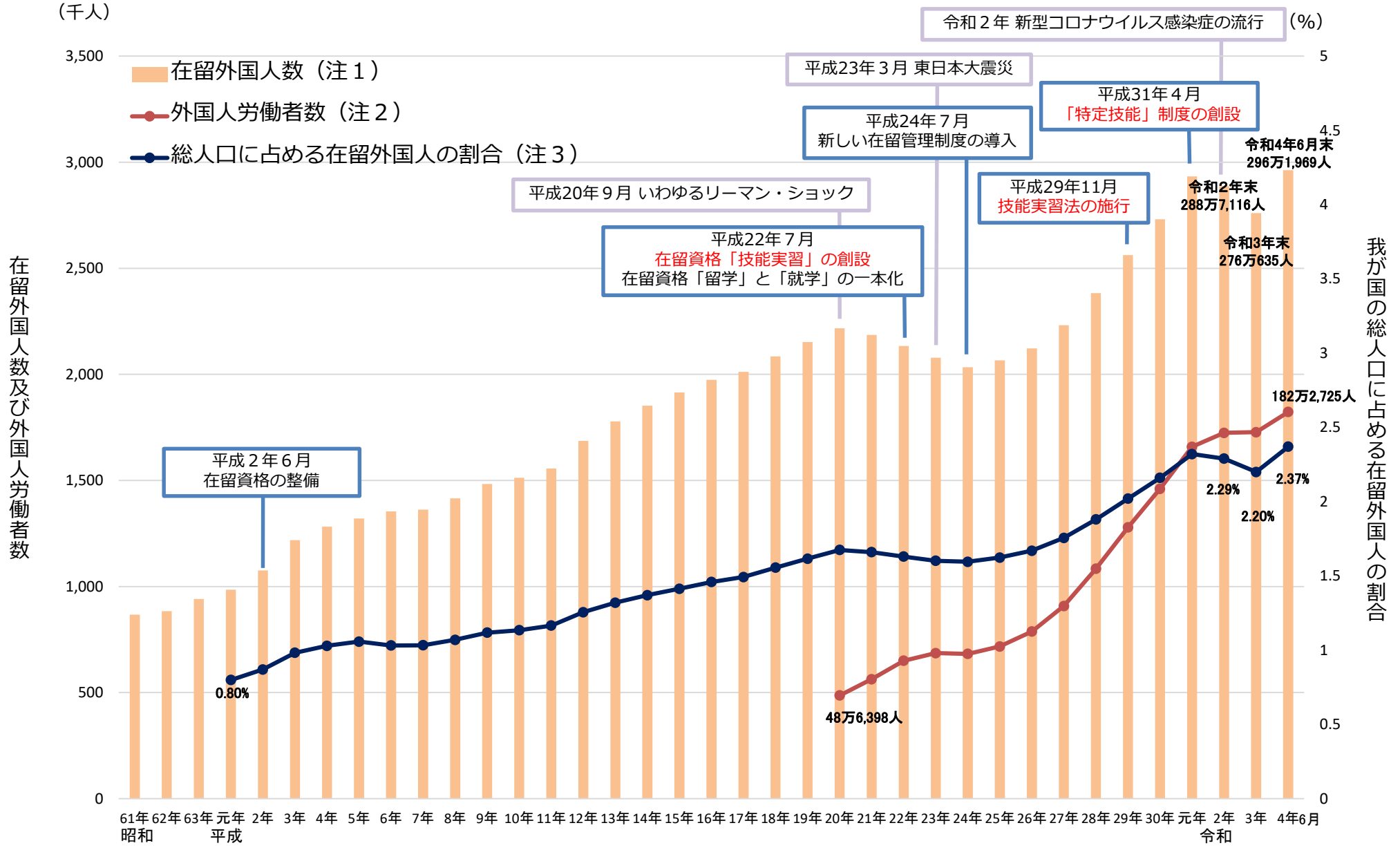

（注１）平成23年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注２）厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」（各年10月末現在の統計）に基づく（外国人雇用状況の届出制度は、平成19年10月1日から開始されているため平成20年以降の推移を示している。）。
（注３）我が国の総人口：総務省「人口推移」（各年10月1日現在の統計（令和4年のみ概算値））に基づく。

在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和４年６月末）

在留外国人数（総数）　２９６万1,９６９人

在留資格別

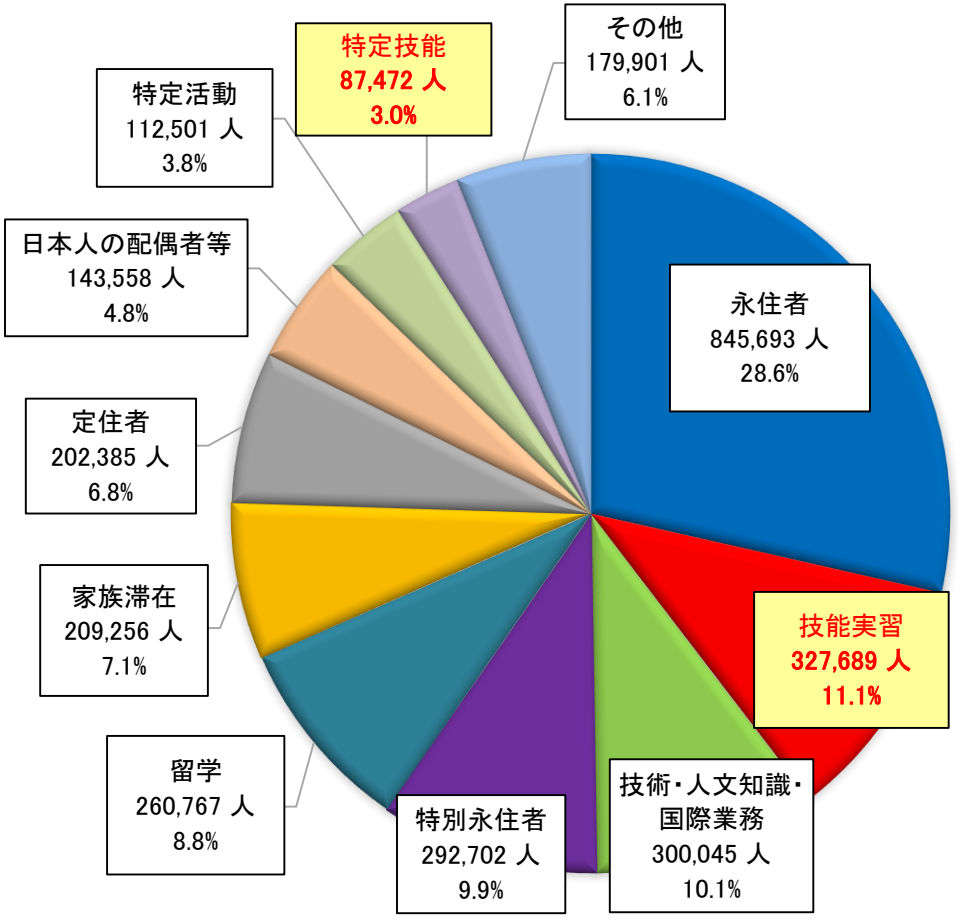

国籍・地域別

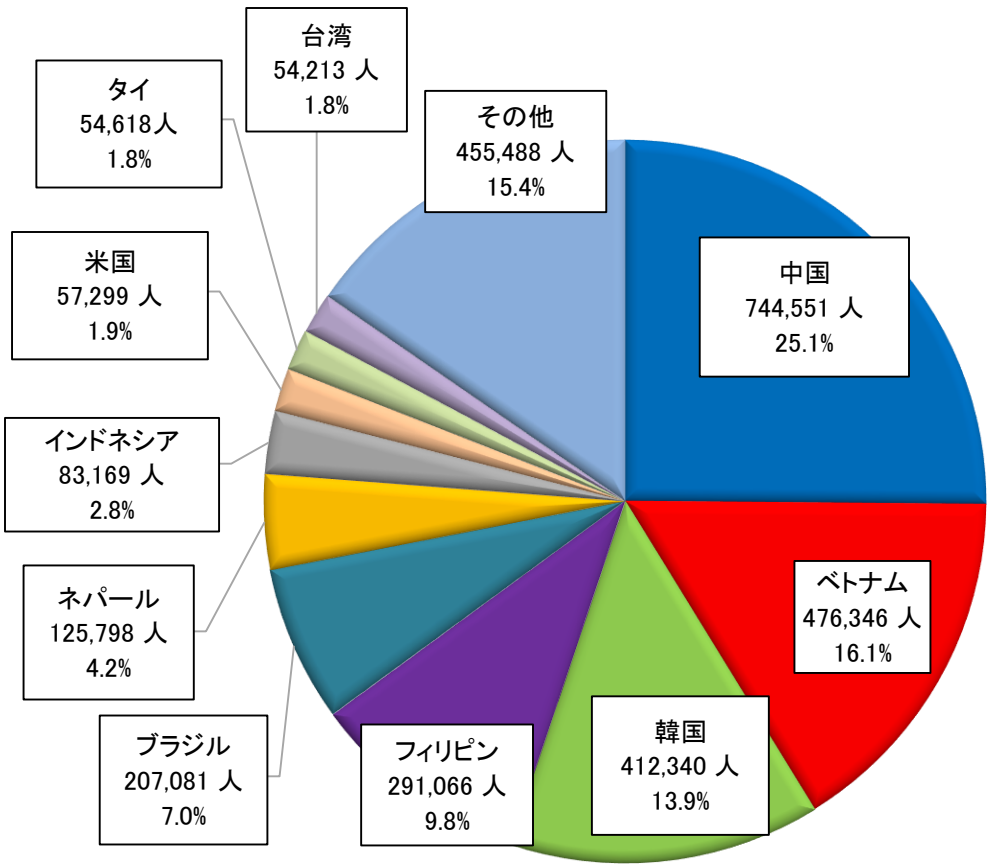

（注）構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

外国人労働者数の内訳

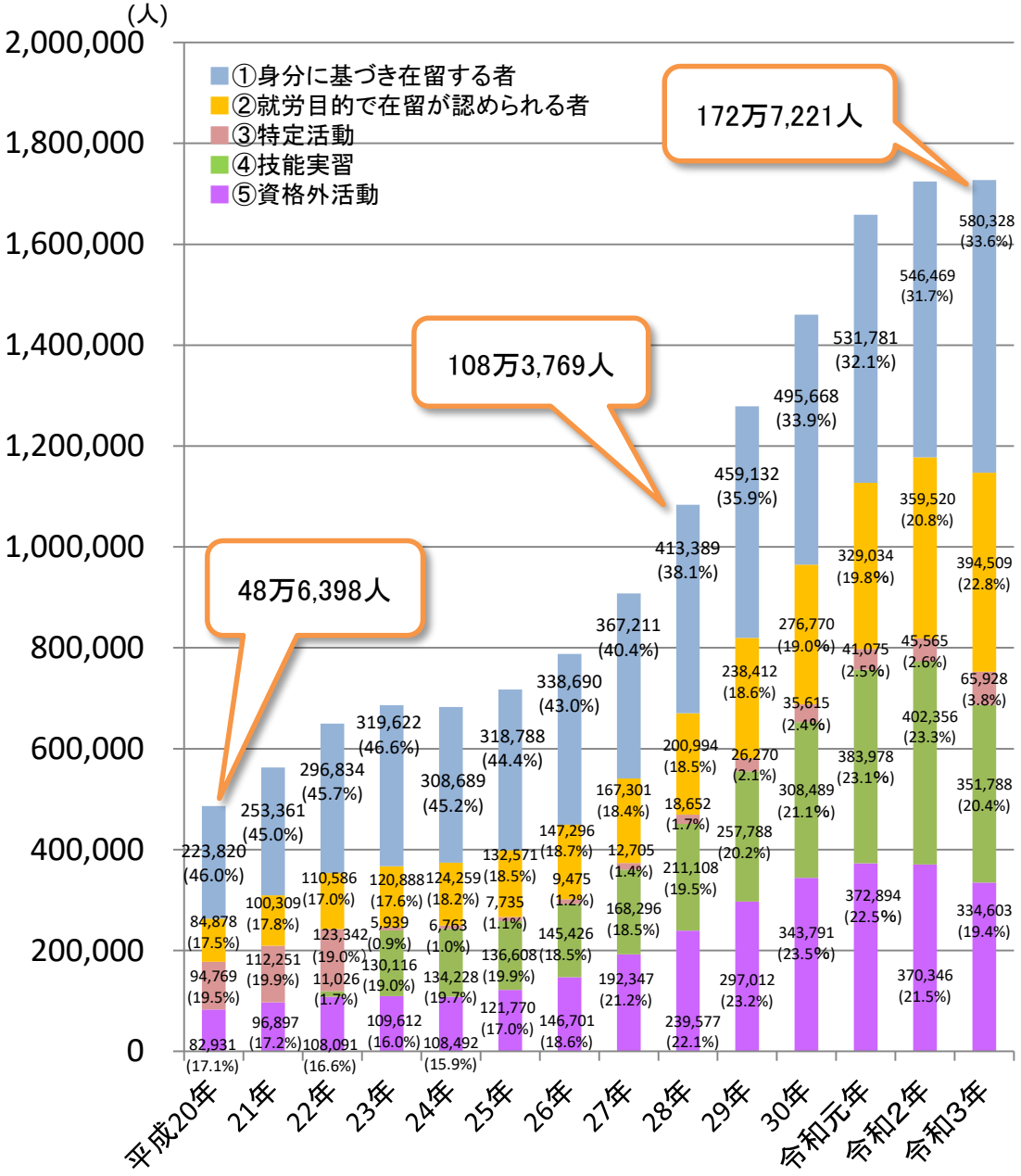

厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」に基づく集計（各年10月末現在の統計）

①身分に基づき在留する者　　約58.0万人
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者　　約39.5万人
（いわゆる「専門的・技術的分野」）　　（うち特定技能　約5万人）
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動　　約6.6万人
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習　　約35.2万人
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）　　**約33.5万人**
・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

技能実習制度及び特定技能制度の沿革

●昭和57年　企業単独型開始（最大1年）【昭和56年改正法施行】
産業界の要請を受け、在留資格「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を修得しようとする者」を創設

●平成2年　団体監理型開始（最大1年）【平成元年改正法施行】
在留資格の全面見直しに際し「研修」の在留資格を創設
従来の企業単独型に加え、団体監理型を開始

●平成5年　技能実習制度の創設【法務省告示】
→「研修」1年＋「特定活動（技能実習）」1年で最大2年間
※　1年の研修修了者が実践的な技能等を修得する機会

●平成9年　技能実習期間を延長（最大3年に）【法務省告示改正】
「特定活動（技能実習）」の在留期間を最大1年から最大2年へ

平成11年　受入れガイドライン策定／不正行為類型を明示【局長通達】
受入れ停止期間は一律３年

●平成22年　在留資格「技能実習」創設【平成21年改正法施行】
→「技能実習1号」（1年）＋「技能実習2号」（2年）
※　一部で実質的に低賃金労働者として扱われ、さらに、賃金不払等も発生していたこと等を踏まえ、1年目から雇用契約を締結させ、労働法令を適用

不正行為類型ごとに1～5年間の受入停止期間を規定【基準省令】

●平成29年　技能実習法の施行
→「技能実習1号」（1年）＋「技能実習2号」（2年）＋「技能実習3号」（2年）

技能実習計画の認定制、監理団体の許可制

●平成31年　在留資格「特定技能」創設
中小・小規模事業者を始めとする深刻な人手不足分野における対応
→「技能実習」5年＋「特定技能1号」5年で最大10年へ
※　特定技能1号（最長5年）、特定技能2号（在留可能な期間の上限なし）
技能実習2号良好修了者は試験免除での移行も可能

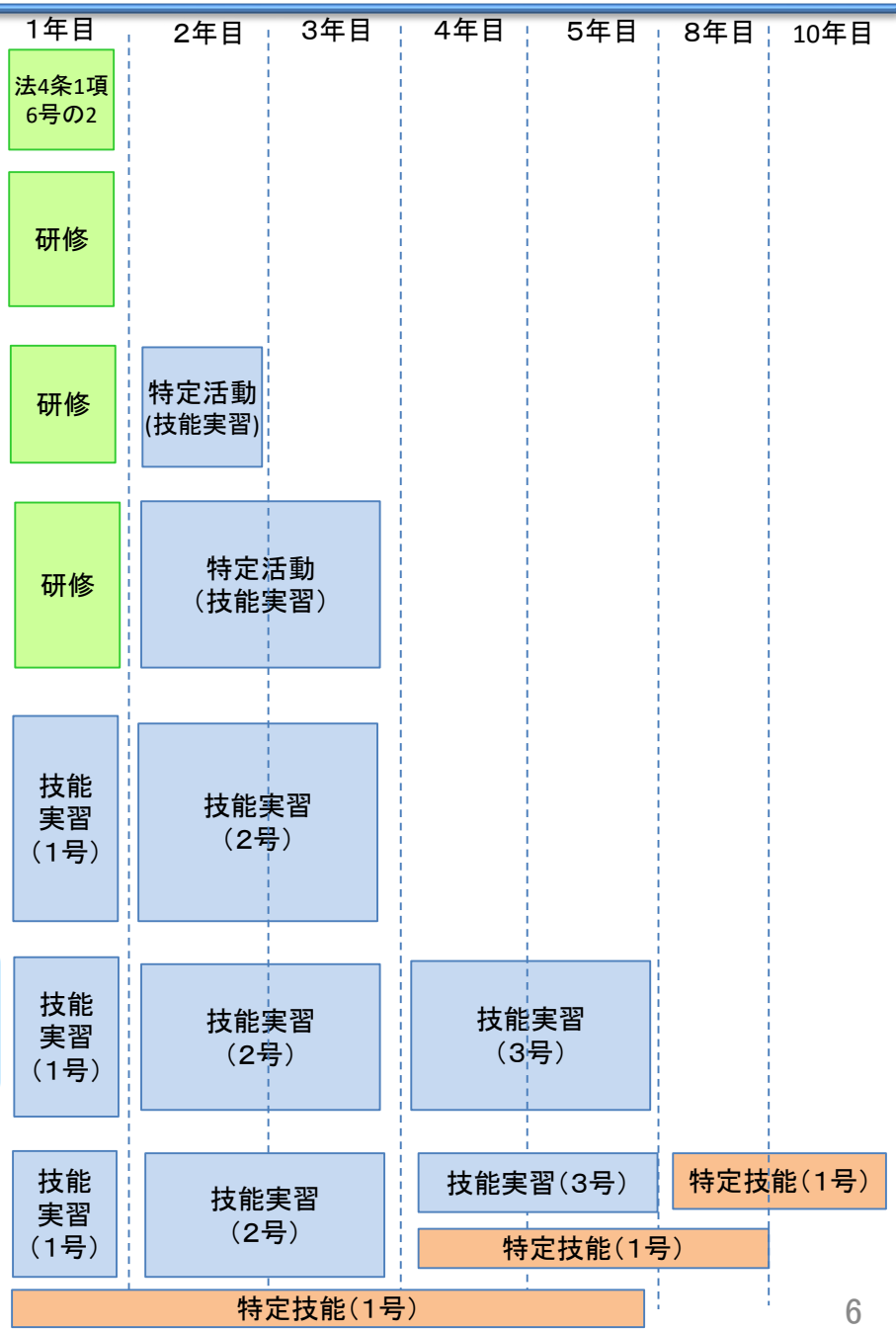

技能実習と特定技能の制度比較（概要）

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れＯＪＴを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの
関係省庁の関与	制度所管省庁（法務省・厚生労働省）	制度所管省庁（法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会）及び分野所管省庁
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習１号：１年以内、技能実習２号：２年以内、技能実習３号：２年以内（合計で最長５年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし（介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認（技能実習２号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり（非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり（個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

第２　技能実習制度

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第１回）資料

技能実習制度の仕組み

○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、ＯＪＴを通じて技能を移転する制度。（平成５年に制度創設）
○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約３３万人在留している。
※令和４年６月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

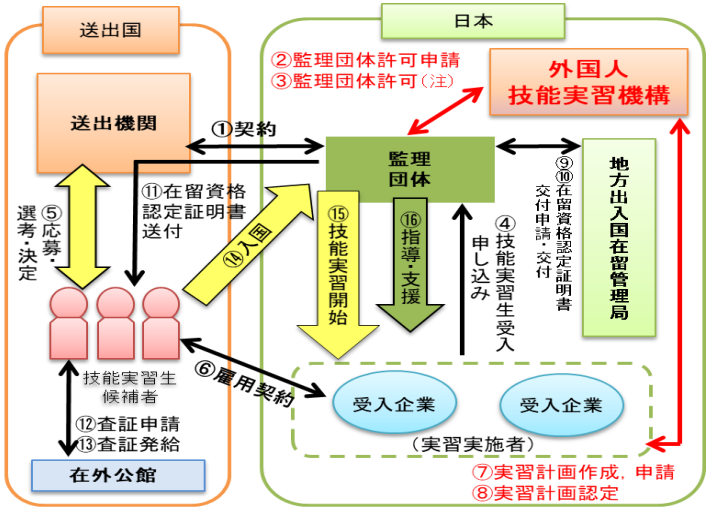

注：外国人技能実習機構による調査を経て，主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

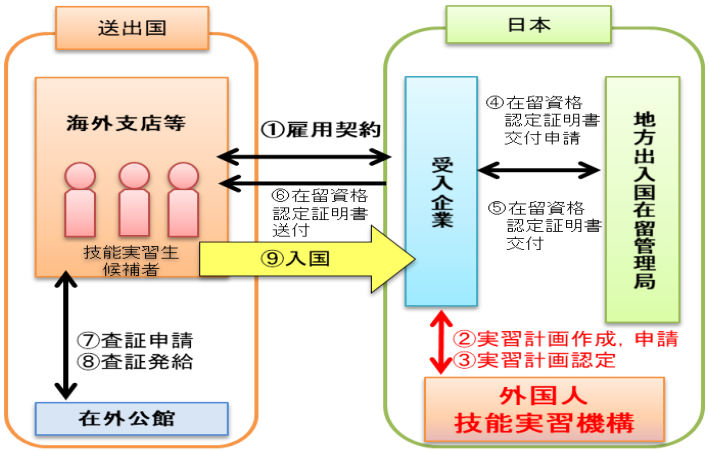

技能実習の流れ

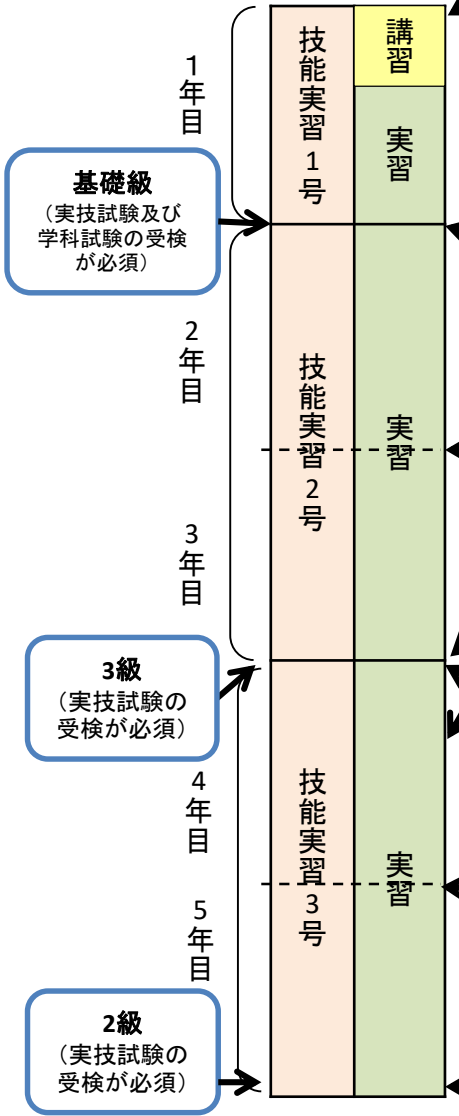

基礎級
（実技試験及び学科試験の受検が必須）

3級
（実技試験の受検が必須）

2級
（実技試験の受検が必須）

※在留期間の更新

※在留期間の更新

○入国　在留資格：「技能実習１号イ、ロ」

講習（座学）
実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施　（雇用関係なし）

実習
実習実施者で実施（雇用関係あり）
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習２号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者　：所定の技能検定等（**基礎級等**）の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国（1か月以上）
※ 第3号技能実習開始前又は開始後１年以内

○在留資格の変更又は取得
在留資格：「技能実習３号イ、ロ」

①対象職種：技能実習２号移行対象職種と同一（技能実習３号が整備されていない職種を除く。）

②対象者　：所定の技能検定等（**3級等**）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※　法務省及び厚生労働省で共管

1．技能実習制度の適正化

(1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。

(2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。

(3) 実習実施者について、届出制とする。

(4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。

(5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。

(6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。

(7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、
- (2)の技能実習計画の認定
- (2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査
- (3)の実習実施者の届出の受理
- (4)の監理団体の許可に関する調査

等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

2．技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ（4～5年目の技能実習の実施）を可能とする。

3．その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日（平成28年11月28日）

平成28年11月18日成立
同年11月28日公布

技能実習制度の見直し（平成２９年）の内容

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度	見直し後（法務省・厚生労働省共管）
①監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分	① 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
②民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導	② 新たに**外国人技能実習機構（認可法人）**を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
③技能実習生の保護体制が不十分	③ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
④業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分	④ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る**「地域協議会」**を設置し、指導監督・連携体制を構築。
⑤政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在	⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で**政府（当局）間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

（注）枠内下線部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

①優良な監理団体等への実習期間の延長	３年間　⇒　５年間（一旦帰国後、最大２年間の実習）
②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大	常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大５％まで ⇒ 最大１０％まで等）
③対象職種の拡大	地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置 職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能検定等の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

技能実習制度　移行対象職種・作業一覧（86職種158作業）

（令和4年4月25日時点）

1　農業関係（２職種６作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果　樹
畜産農業●	養　豚
	養　鶏
	酪　農

2　漁業関係（２職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3　建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と　び	と　び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左　官	左　官
配　管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表　装	壁　装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘　削
	締固め
築　炉	築　炉

（注１）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注２）このうち80職種144作業については、３号まで実習可能（△のある職種・作業を除く）。

4　食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5　繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染　色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6　機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛　造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6　機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7　その他（20職種37作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印　刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製　本	製　本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗　装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶　接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介　護●	介　護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装

○　社内検定型の職種・作業（１職種３作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

技能実習計画の認定基準

○　技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第９条）

技能実習計画の主な認定基準

①　修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

②　技能実習の目標

（第１号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第２号の目標）技能検定３級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第３号の目標）技能検定２級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③　技能実習の内容（※）

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- 第２号・第３号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の２分の１以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の２分の１以下、周辺業務は時間全体の３分の１以下とすること。
- 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 第３号の技能実習生の場合は、第２号終了後に１か月以上、又は第３号開始後１年以内に１か月以上１年未満帰国していること。
- 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）。
- 第１号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- 複数職種の場合は、いずれも２号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

次ページに続く

④　実習を実施する期間（第１号は１年以内、第２号・第３号は２年以内であること）

⑤　前段階における技能実習（第２号は第１号、第３号は第２号）の際に定めた目標が達成されていること

⑥　技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）

⑦　適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）

- 各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去３年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員。

「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について５年以上の経験を有する常勤の役職員

「生活指導員」（技能実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員

- 申請者が過去５年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧　許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞

⑨　日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）

- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）。
- 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること。
- 食費、居住費等名目のいかんを問わず技能実習生が定期に負担する費用について、技能実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩　優良要件への適合＜第３号技能実習の場合＞　（別紙１参照）

⑪　技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※）　（別紙２参照）

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

監理団体の許可基準

○ 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は３か月に１回以上、監査は以下の方法によることが必要）

ア 技能実習の実施状況の実地確認　　イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の４分の１以上との面談　　エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第１号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

- 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
- 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙３参照）

⑥ 基準を満たす外国の送出機関（別紙４参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

⑦ 優良要件への適合＜第３号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙１参照）

⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。また、過去３年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

優良な実習実施者及び監理団体（一般監理事業）の要件

別紙1

○ 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第９条第10号）

○ 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第１項第７号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

優良な実習実施者の要件

（満点　１５０点）

① 技能等の修得等に係る実績（７０点）
- 過去３技能実習事業年度の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率　等

② 技能実習を行わせる体制（１０点）
- 直近過去３年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴

③ 技能実習生の待遇（１０点）
- 第１号技能実習生の賃金と最低賃金の比較
- 技能実習の各段階の賃金の昇給率
- 技能実習生の住環境の向上に向けた取組

④ 法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
- 直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- 直近過去３年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無

⑤ 相談・支援体制（４５点）
- 母国語で相談できる相談員の確保
- 他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
- 実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録　　等

⑥ 地域社会との共生（１０点）
- 技能実習生に対する日本語学習の支援
- 地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

優良な監理団体の要件

（満点　１５０点）

① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制(５０点)
- 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
  監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴　等

② 技能等の修得等に係る実績（４０点）
- 過去３技能実習事業年度の基礎級、３級、２級程度の技能検定等の合格率　等

③ 法令違反・問題の発生状況(５点(違反等あれば大幅減点))
- 直近過去３年以内の改善命令の実績、失踪の割合

④ 相談・支援体制（４５点）
- 他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
- 他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績
- 技能実習生の住環境の向上に向けた取組　等

⑤ 地域社会との共生（１０点）
- 実習実施者に対する日本語学習への支援
- 実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

優良な実習実施者の要件（詳細）

	項目	配点
①技能等の修得等に係る実績	【最大70点】	
	Ⅰ　過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：20点 ・80%以上95%未満：10点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－20点
	Ⅱ　過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母：新技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧技能実習生の受検者数 分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2 ＊　旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととすることも可。 ＊　上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、過去３技能実習事業年度には２号未修了であった者の申請日時点の３級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	・80%以上：40点 ・70%以上80%未満：30点 ・60%以上70%未満：20点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－40点 ＊左欄に該当する場合 ・合格者３人以上：20点 ・合格者２人：10点 ・合格者１人：５点 ・合格者０人：０点
	Ⅲ　直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊　2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者２人以上：5点 ・合格者1人：3点
	Ⅳ　技能検定等の実施への協力 ＊技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有：5点
②技能実習を行わせる体制	【最大10点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点
	Ⅱ　直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有　：　5点

得点が満点（150点）の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

③技能実習生の待遇	【最大10点】（※）	
	Ⅰ　第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	・115%以上　：　5点 ・105%以上115%未満：　3点
	Ⅱ　技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上　：　5点 ・3%以上5%未満　：　3点
	Ⅲ　技能実習生の住環境の向上に向けた取組	・有　：　5点
④法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ　直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施　：　－50点 ・改善実施　：　－30点
	Ⅱ　直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ　：　5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ　直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当　：　－50点
⑤相談・支援体制	【最大45点】	
	Ⅰ　母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有　：　5点
	Ⅱ　受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）	・有　：　5点
	Ⅲ　直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・基本人数枠以上の受入れ：25点 ※基本人数枠未満の受入れ：15点
	Ⅳ　技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	・有　：　10点
⑥地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ　受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っていること	・有　：　4点
	Ⅱ　地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有　：　3点
	Ⅲ　日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有　：　3点

（※）ⅠからⅢまでの各欄の合計が10点を超える場合であっても、10点として計上される。

優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）

	項目	配点
①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制	【最大50点】	
	Ⅰ 監理団体が行う定期の監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること	・有 ： 5点
	Ⅱ 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率	・1：5未満 ： 15点 ・1：10未満 ： 7点
	Ⅲ 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴	・60%以上 ： 10点 ・50%以上60%未満： 5点
	Ⅳ 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること	・有 ： 5点
	Ⅴ 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。	・有 ： 5点
	Ⅵ 技能実習生のあっせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。	・有 ： 5点
	Ⅶ 帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っていること。	・有 ： 5点
②技能等の修得等に係る実績	【最大40点】	
	Ⅰ 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）	・95%以上：10点 ・80%以上95%未満：5点 ・75%以上80%未満：0点 ・75%未満：－10点
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＊ 計算方法は実習実施者の①Ⅱと同じ（計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合の加点は行わない。）	・80%以上：20点 ・70%以上80%未満：15点 ・60%以上70%未満：10点 ・50%以上60%未満：0点 ・50%未満：－20点
	Ⅲ 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 ＊ 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・2以上の実習実施者から合格者を輩出：5点 ・1の実習実施者から合格者を輩出：3点
	Ⅳ 技能検定等の実施への協力 ＊ 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・1以上の実習実施者から協力有：5点
③法令違反・問題の発生状況	【最大5点】	
	Ⅰ 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）	・改善未実施 ： －50点 ・改善実施 ： －30点
	Ⅱ 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）	・ゼロ ： 5点 ・10%未満又は1人以下：0点 ・20%未満又は2人以下：-5点 ・20%以上又は3人以上：-10点
	Ⅲ 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）	・該当 ： －50点

得点が満点（150点）の6割以上となる監理団体は、優良な監理団体の基準に適合することとなる。

③法令違反・問題の発生状況	Ⅳ 直近過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構（旧制度では地方入国管理局）に報告した場合を除く。）	・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する認定を取消された実習実施者（旧制度で認定取消し相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上 －10点 10%以上15%未満 －7点 5%以上10%未満 －5点 0%を超え5%未満 －3点 ・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令を受けた実習実施者（旧制度で改善命令相当の行政指導を受けた者を含む。）の数の割合） 15%以上 －5点 10%以上15%未満 －4点 5%以上10%未満 －3点 0%を超え5%未満 －2点
④相談・支援体制	【最大45点】（※）	
	Ⅰ 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有 ： 5点
	Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること	実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合 50%以上 15点 50%未満 10点
	Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと	実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合 50%以上 25点 50%未満 15点
	Ⅳ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 （ⅰ）入国後講習時の宿泊施設 （ⅱ）実習時の宿泊施設	・有 ⅰ 5点／ⅱ 5点
⑤地域社会との共生	【最大10点】	
	Ⅰ 受け入れた技能実習生に対し、日本語の学習の支援を行っている実習実施者を支援していること	・有 ： 4点
	Ⅱ 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 ： 3点
	Ⅲ 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること	・有 ： 3点

（※）ⅠからⅣまでの各欄の合計が45点を超える場合であっても、45点として計上される。

技能実習生の人数枠

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

（参考）旧制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※　常勤職員数には、技能実習生（1号、2号及び3号）は含まれない。

人数枠（団体監理型）

通常の者		優良基準適合者		
第１号（1年間）	第２号（2年間）	第１号（1年間）	第２号（2年間）	第３号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の２倍	基本人数枠の２倍	基本人数枠の４倍	基本人数枠の６倍

人数枠（企業単独型）

企業	通常の者		優良基準適合者		
	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業	基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍
上記以外の企業	常勤職員総数の20分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の10分の1	常勤職員総数の5分の1	常勤職員総数の10分の3

○　団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
（1号技能実習生：常勤職員の総数、2号技能実習生：常勤職員数の総数の2倍、3号技能実習生：常勤職員数の総数の3倍）

○　特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。

○　やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した技能実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

外部役員及び外部監査の措置

別紙3

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○ **監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第１項第５号)**

外部役員を置く方法

○ **外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当**

（１）外部役員は、過去３年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。

（２）外部役員は、下記に該当する者であってはならない。

① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員

② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員

③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
④ 申請者（監理団体）の現役又は過去5年以内の役職員
⑤ 申請者（監理団体）の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。）又はその現役又は過去5年以内の役職員
⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
⑦ 他の監理団体の役職員
⑧ 申請者（監理団体）に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※ ④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員（専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員）及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

（３）外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を３か月に１回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法（外部監査の措置）

○ **外部監査人（法人も可）は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施**

（１）外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。

（２）外部監査人は、上記（２）の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。

（３）外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

（４）外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

外国の送出機関

別紙4

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

○ **外国の送出機関とは(法第２３条第２項)**

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

外国の送出機関の要件

（１）所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること

（２）制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと

（３）技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること

（４）技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと

（５）フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること

（６）当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から５年を経過しない者でないこと

（７）所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと

（８）保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと

（９）技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと

（10）技能実習生又はその家族等に対して（８）（９）の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること

（11）過去５年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと

（12）その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

二国間取決めを作成した国

○ **送出国の政府が、上記（1）～（12）の確認を行い、適切な送出機関を認定する。**

技能実習制度に関する二国間取決め

作成のねらい

○　日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

実施事項の骨子

日本側

○　技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。

○　送出国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。

○　監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に通知する。

送出国側

○　本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
- 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
- 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
- 技能実習生に対する人権侵害をしないこと

○　送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。

○　日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

○　技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況：計14か国（R1.6月時点）

ベトナム（H29.6月）、カンボジア（H29.7月）、インド（H29.10月）、フィリピン（H29.11月）、ラオス（H29.12月）、モンゴル（H29.12月）、バングラデシュ（H30.1月）、スリランカ（H30.2月）、ミャンマー（H30.4月）、ブータン（H30.10月）、ウズベキスタン（H31.1月）、パキスタン（H31.2月）、タイ（H31.3月）、インドネシア（R1.6月）

技能実習制度の現状

1　令和4年6月末の技能実習生の数は、327，689人

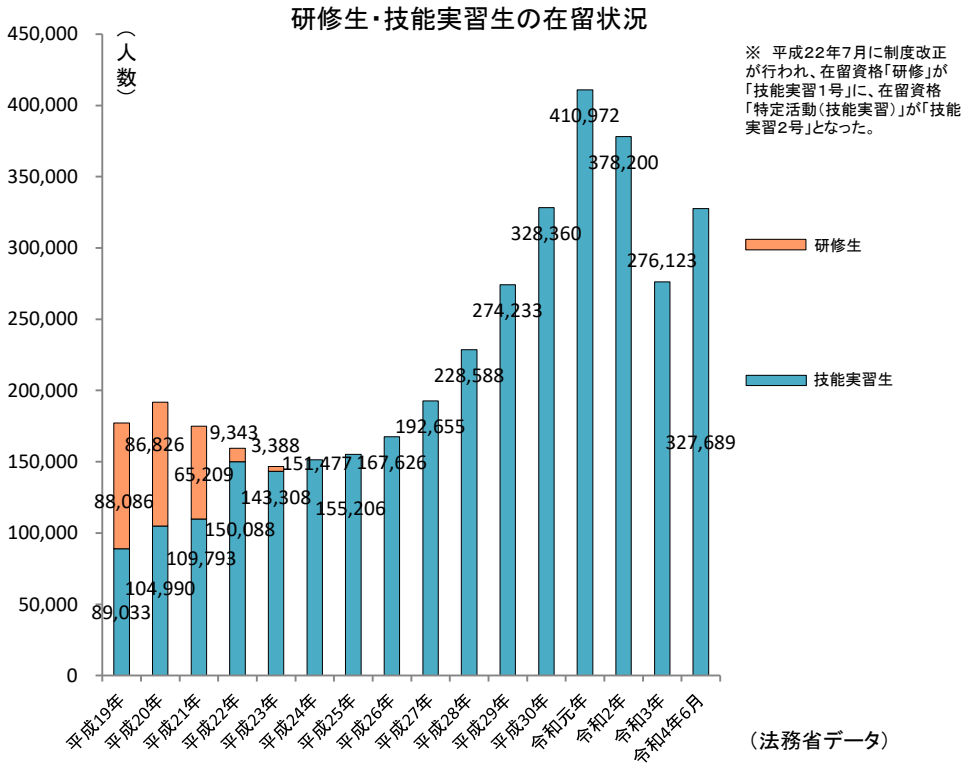

（法務省データ）

3　職種別では、①建設関係　②食品製造関係　③機械・金属関係が多い。

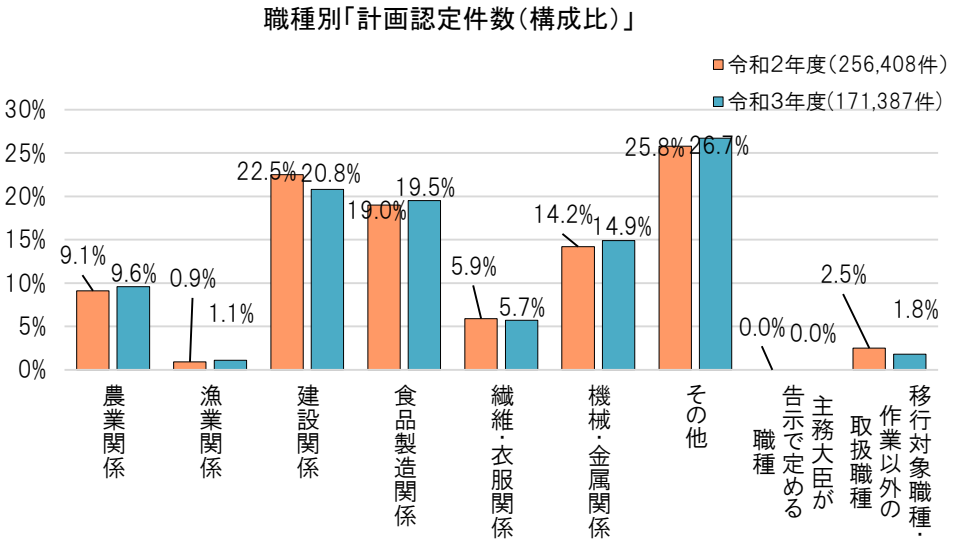

※「その他」には、家具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装、紙器・段ボール箱製造、陶磁器工業製品製造、自動車整備、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ、コンクリート製品製造、宿泊、RPF製造、鉄道施設保守整備、ゴム製品製造の職種が含まれる。
※本件数は当該年度に技能実習計画の認定を受けた件数であり、未入国の者等を含むため、在留者数とは一致しない。

（令和3年度「外国人技能実習機構統計」）

2　受入人数の多い国は、①ベトナム　②インドネシア　③中国

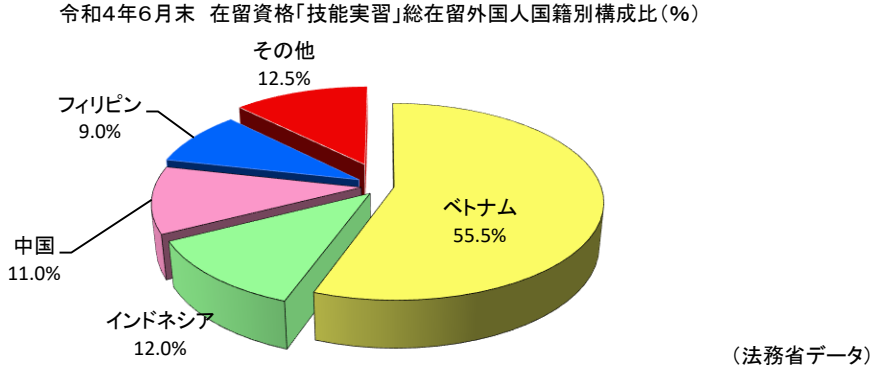

（法務省データ）

4　団体監理型の受入れが98．5%

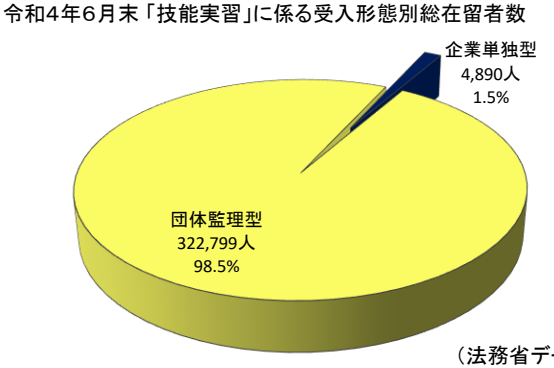

（法務省データ）

職種・作業別　在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和４年６月末時点：327,689人）

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1　農業関係（２職種６作業）（28,902人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
耕種農業●（23,085人）	施設園芸	12,922
	畑作・野菜	9,726
	果樹	437
畜産農業●（5,817人）	養豚	1,139
	養鶏	1,937
	酪農	2,741

2　漁業関係（２職種１０作業）（2,974人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
漁船漁業●（1,570人）	かつお一本釣り漁業	349
	延縄漁業	69
	いか釣り漁業	177
	まき網漁業	478
	ひき網漁業	263
	刺し網漁業	36
	定置網漁業	144
	かに・えびかご漁業	54
	棒受網漁業△	0
養殖業●(1,404人)	ほたてがい・まがき養殖	1,404

3　建設関係（２２職種３３作業）（72,039人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
さく井（382人）	パーカッション式さく井工事	93
	ロータリー式さく井工事	289
建築板金（1,679人）	ダクト板金	777
	内外装板金	902
冷凍空気調和機器施工（702人）	冷凍空気調和機器施工	702
建具製作（274人）	木製建具手加工	274
建築大工（3,850人）	大工工事	3,850
型枠施工（8,621人）	型枠工事	8,621
鉄筋施工（8,016人）	鉄筋組立て	8,016
と　び（20,429人）	とび	20,429
石材施工（453人）	石材加工	217
	石張り	236
タイル張り（700人）	タイル張り	700
かわらぶき（476人）	かわらぶき	476
左　官（2,449人）	左官	2,449
配　管（2,999人）	建築配管	2,312
	プラント配管	687
熱絶縁施工（1,003人）	保温保冷工事	1,003
内装仕上げ施工（3,959人）	プラスチック系床仕上げ工事	314
	カーペット系床仕上げ工事	138
	鋼製下地工事	533
	ボード仕上げ工事	2,354
	カーテン工事	620
サッシ施工（388人）	ビル用サッシ施工	388
防水施工（2,702人）	シーリング防水工事	2,702
コンクリート圧送施工（730人）	コンクリート圧送工事	730
ウェルポイント施工（58人）	ウェルポイント工事	58
表　装（572人）	壁装	572
建設機械施工●（11,426人）	押土・整地	466
	積込み	655
	掘削	7,565
	締固め	2,740
築　炉（171人）	築炉	171

4　食品製造関係（１１職種１８作業）（63,471人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（536人）	缶詰巻締	536
食鳥処理加工業●（3,779人）	食鳥処理加工	3,779
加熱性水産加工食品製造業●（5,362人）	節類製造	356
	加熱乾製品製造	811
	調味加工品製造	4,109
	くん製品製造	86

4　食品製造関係（１１職種１８作業）（続き）　（人）

職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業●（10,381人）	塩蔵品製造	6,306
	乾製品製造	2,052
	発酵食品製造	1,165
	調理加工品製造	127
	生食用加工品製造	731
水産練り製品製造（1,205人）	かまぼこ製品製造	1,205
牛豚食肉処理加工業●（2,304人）	牛豚部分肉製造	2,304
ハム･ソーセージ･ベーコン製造（2,325人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,325
パン製造（4,393人）	パン製造	4,393
そう菜製造業●（31,341人）	そう菜加工	31,341
農産物漬物製造業●△（440人）	農産物漬物製造	440
医療・福祉施設給食製造●△（1,405人）	医療・福祉施設給食製造	1,405

5　繊維・衣服関係（１３職種２２作業）（18,279人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
紡績運転●（402人）	前紡工程	35
	精紡工程	124
	巻糸工程	19
	合ねん糸工程	224
織布運転●（804人）	準備工程	93
	製織工程	684
	仕上工程	27
染　色（492人）	糸浸染	142
	織物・ニット浸染	350
ニット製品製造（288人）	靴下製造	194
	丸編みニット製造	94
たて編ニット生地製造●（144人）	たて編ニット生地製造	144
婦人子供服製造（12,093人）	婦人子供既製服縫製	12,093
紳士服製造（809人）	紳士既製服製造	809
下着類製造●（620人）	下着類製造	620
寝具製作（383人）	寝具製作	383
カーペット製造●△（142人）	織じゅうたん製造	1
	タフテッドカーペット製造	34
	ニードルパンチカーペット製造	107
帆布製品製造（715人）	帆布製品製造	715
布はく縫製（179人）	ワイシャツ製造	179
座席シート縫製●（1,208人）	自動車シート縫製	1,208

6　機械・金属関係（１５職種２９作業）（49,692人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
鋳　造（2,990人）	鋳鉄鋳物鋳造	2,033
	非鉄金属鋳物鋳造	957
鍛　造（352人）	ハンマ型鍛造	63
	プレス型鍛造	289
ダイカスト（1,412人）	ホットチャンバダイカスト	113
	コールドチャンバダイカスト	1,299
機械加工（9,337人）	普通旋盤	2,596
	フライス盤	1,789
	数値制御旋盤	3,024
	マシニングセンタ	1,928
金属プレス加工（7,576人）	金属プレス	7,576
鉄工（3,858人）	構造物鉄工	3,858
工場板金（3,096人）	機械板金	3,096
めっき（2,488人）	電気めっき	2,025
	溶融亜鉛めっき	463
アルミニウム陽極酸化処理（367人）	陽極酸化処理	367
仕上げ（1,975人）	治工具仕上げ	279
	金型仕上げ	300
	機械組立仕上げ	1,396

6　機械・金属関係（１５職種２９作業）（続き）　（人）

職種名	作業名	在留者数
機械検査（5,003人）	機械検査	5,003
機械保全（1,921人）	機械保全	1,921
電子機器組立て（6,564人）	電子機器組立て	6,564
電気機器組立て（1,822人）	回転電機組立て	385
	変圧器組立て	72
	配電盤・制御盤組立て	890
	開閉制御器具組立て	299
	回転電機巻線製作	176
プリント配線板製造（931人）	プリント配線板設計	30
	プリント配線板製造	901

7　その他（２０職種３７作業）（88,374人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
家具製作（1,837人）	家具手加工	1,837
印　刷（1,235人）	オフセット印刷	1,100
	グラビア印刷●△	135
製　本（1,628人）	製本	1,628
プラスチック成形（15,904人）	圧縮成形	1,374
	射出成形	13,053
	インフレーション成形	528
	ブロー成形	949
強化プラスチック成形（685人）	手積み積層成形	685
塗　装（10,551人）	建築塗装	2,686
	金属塗装	4,481
	鋼橋塗装	389
	噴霧塗装	2,995
溶　接●（17,710人）	手溶接	2,679
	半自動溶接	15,031
工業包装（10,580人）	工業包装	10,580
紙器・段ボール箱製造（1,770人）	印刷箱打抜き	360
	印刷箱製箱	375
	貼箱製造	186
	段ボール箱製造	849
陶磁器工業製品製造●（167人）	機械ろくろ成形	37
	圧力鋳込み成形	27
	パッド印刷	103
自動車整備●（3,741人）	自動車整備	3,741
ビルクリーニング（4,717人）	ビルクリーニング	4,717
介　護●（15,011人）	介護	15,011
リネンサプライ●△（1,455人）	リネンサプライ仕上げ	1,455
コンクリート製品製造●（712人）	コンクリート製品製造	712
宿泊●△（347人）	接客・衛生管理	347
RPF製造●（38人）	RPF製造	38
鉄道施設保守整備●（3人）	軌道保守整備	3
ゴム製品製造●△（283人）	成形加工	239
	押出し加工	31
	混練り圧延加工	13
	複合積層加工	0
鉄道車両整備●（0人）	走行装置検修・解ぎ装	0
	空気装置検修・解ぎ装	0

8　主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（１職種３作業））（0人）　（人）

職種名	作業名	在留者数
空港グランドハンドリング●（0人）	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	0
	客室清掃△	0

9　その他非移行対象職種等（3,958人）

（注１）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注２）職種・作業別の在留者数は、令和４年６月末時点の速報値である。（注３）職種・作業の項目は令和４年４月２５日時点。（注４）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注５）△のない職種・作業は３号まで実習可能。

技能検定等の受検状況

○ 第1号・第2号技能実習修了時の技能検定等（注）の合格率は90%以上
○ 第3号技能実習修了時の技能検定等の合格率は70%前後

（注）技能検定又は技能実習評価試験

第１号技能実習

修了者　令和元年度：155,906人
令和２年度：163,783人

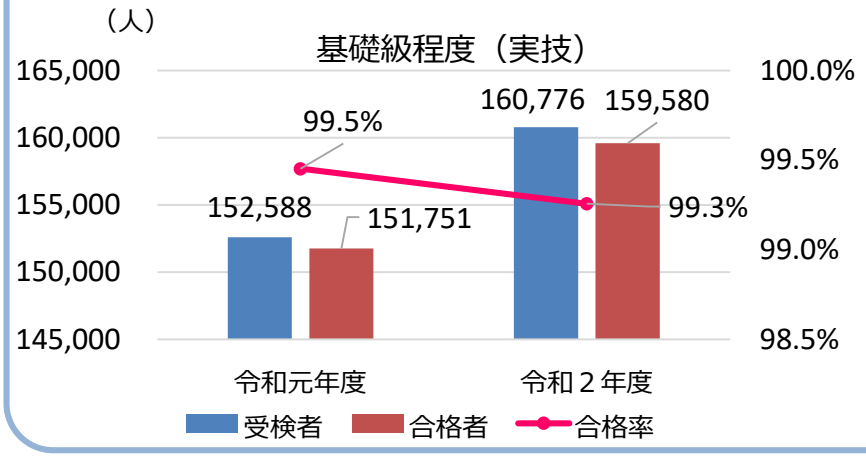

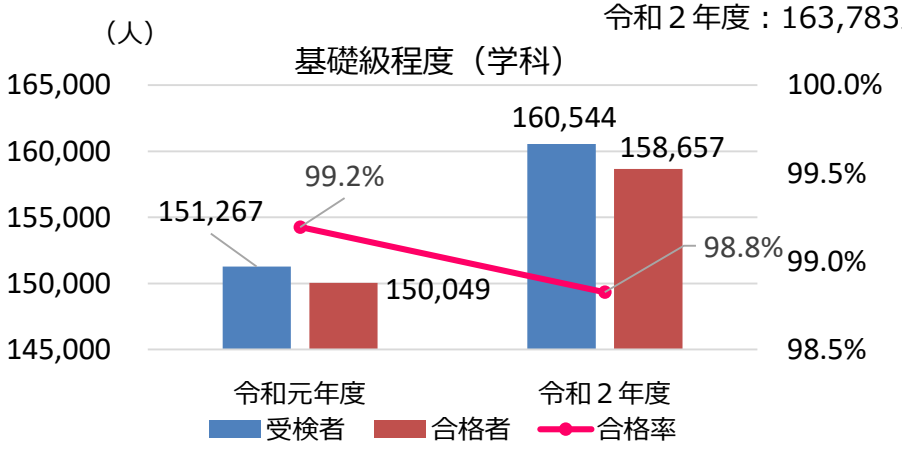

第２号技能実習

修了者　令和元年度：74,336人
令和２年度：90,394人

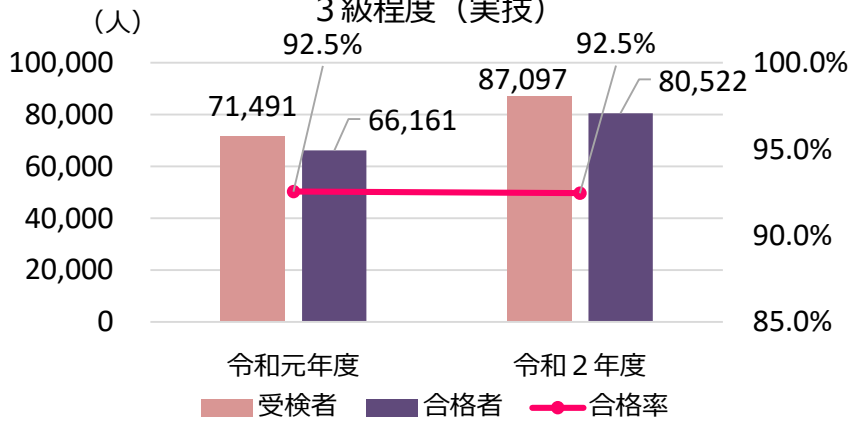

第３号技能実習

修了者　令和元年度：813人
令和２年度：9,017人

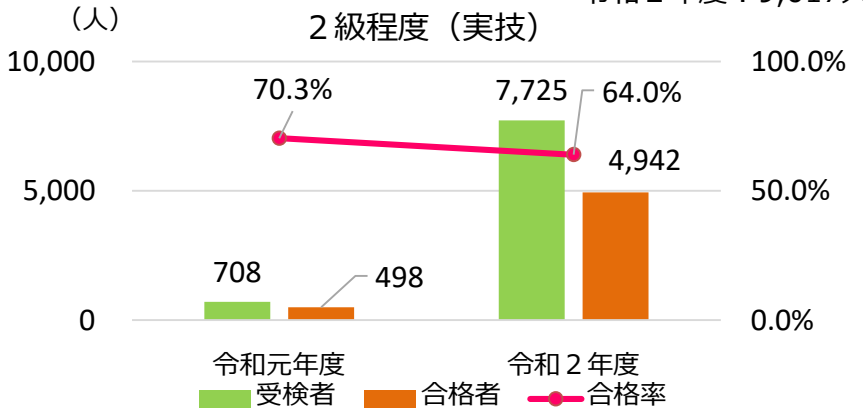

※　第２号技能実習及び第３号技能実習については、学科試験の受検が義務化されていないため、集計していない。

（出典）外国人技能実習機構「令和２年度における技能実習の状況について」

技能実習生に対する賃金の支払状況

○　全ての業種において技能実習の段階が上がるにつれて支給賃金は高い。

○　技能実習の段階ごとにみると、最も高いものは第１号では漁業（17万4,071円）、第２号及び第３号ではいずれも建設業（第２号：18万8,726円、第３号：23万6,641円）となっている。

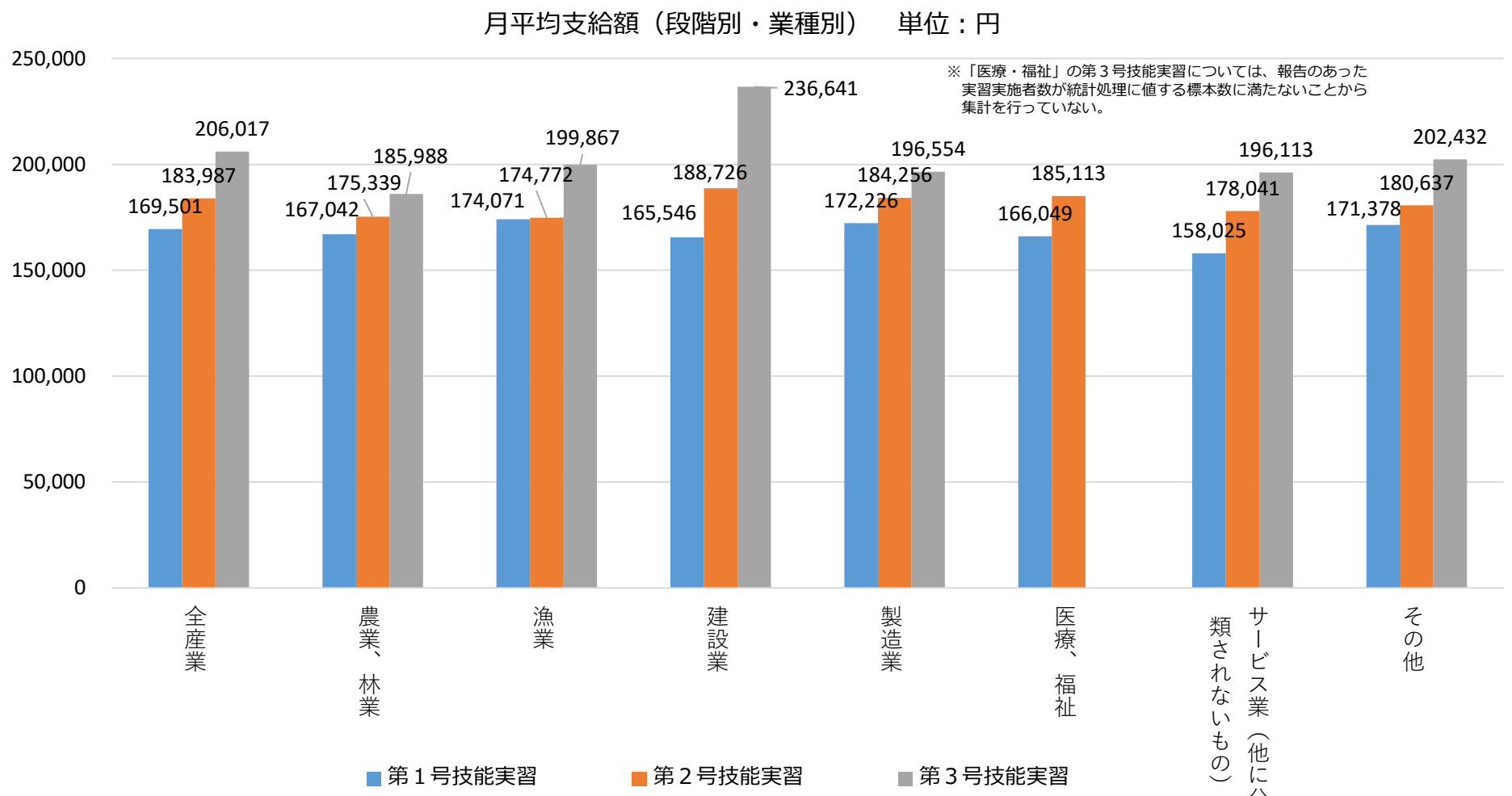

（出典）外国人技能実習機構「令和２年度における技能実習の状況について」

技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態

技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）に支払った費用の平均額は 54万2,311円

母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）への手数料の支払の有無とその金額

＜支払の状況＞ (n=2,182)

支払あり	送出機関のみ	1,572人
	仲介者（送出機関以外）のみ	11人
	送出機関及び仲介者の双方	231人
いずれにも支払なし		294人
いずれか一方への支払について不明		74人

支払費用の平均額（国籍別）

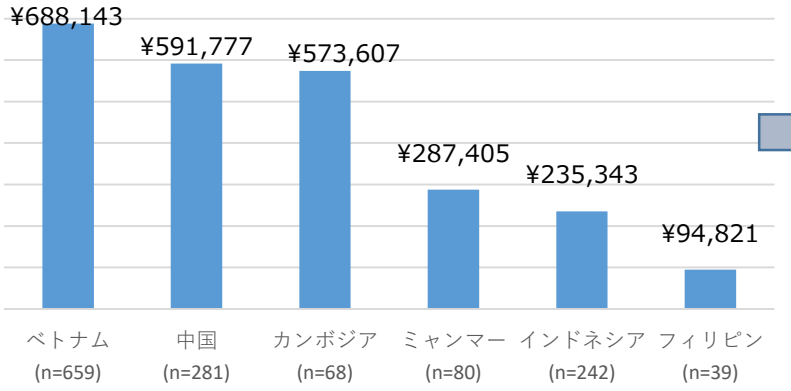

支払額の平均
（n=1,369）
542,311円

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

借金の有無とその金額

借金の有無

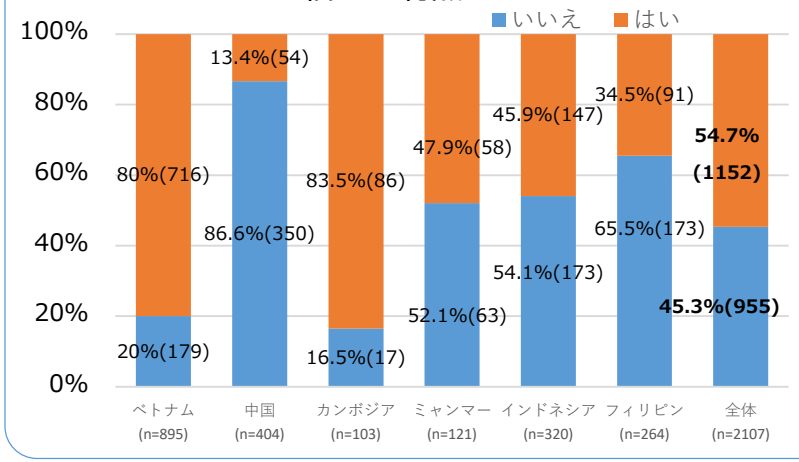

借金の平均額（国籍別）

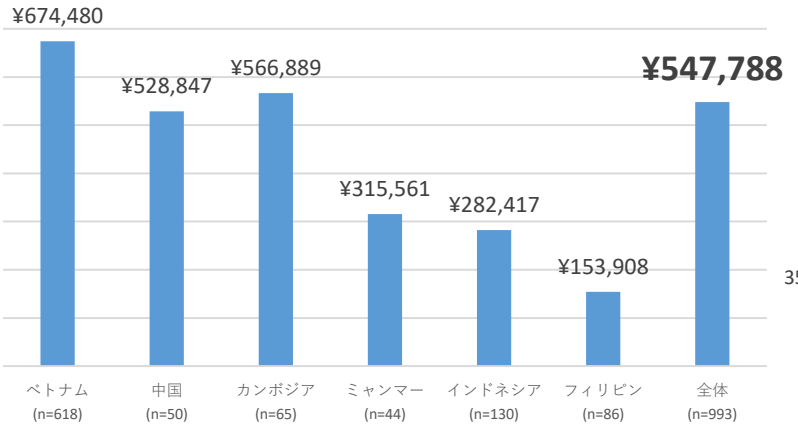

借金をしている（していた）者の返済期間

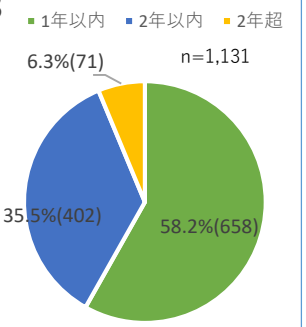

（出典）出入国在留管理庁「技能実習生の支払い費用に関する実態調査」（令和４年７月）

技能実習生の失踪状況

○　令和３年における技能実習生の失踪者数は7,167人であり、技能実習生数（注１）に占める割合は１．８％
○　国籍別では、技能実習生数と比較して「フィリピン」の失踪者全体に占める割合が低く、「カンボジア」の割合が高い傾向にある。
○　職種別では、在留技能実習生数（注２）と比較して「食品製造関係」の失踪者全体に占める割合が低く、「建設関係」の割合が高い傾向にある。

失踪者数：7,167人（令和３年）
※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

国籍別

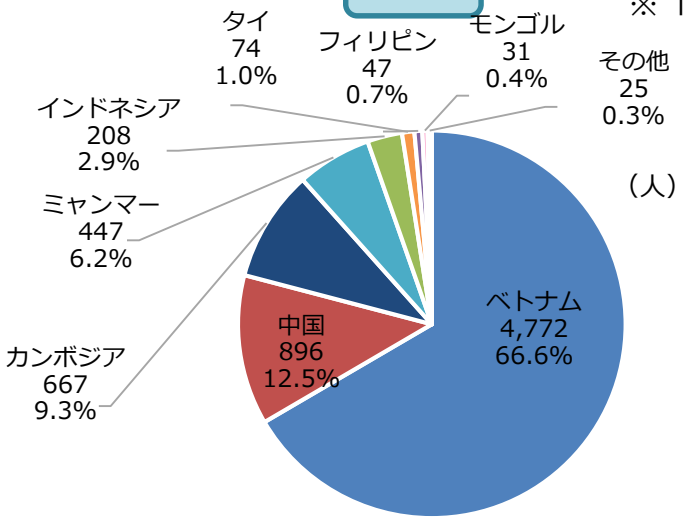

職種別

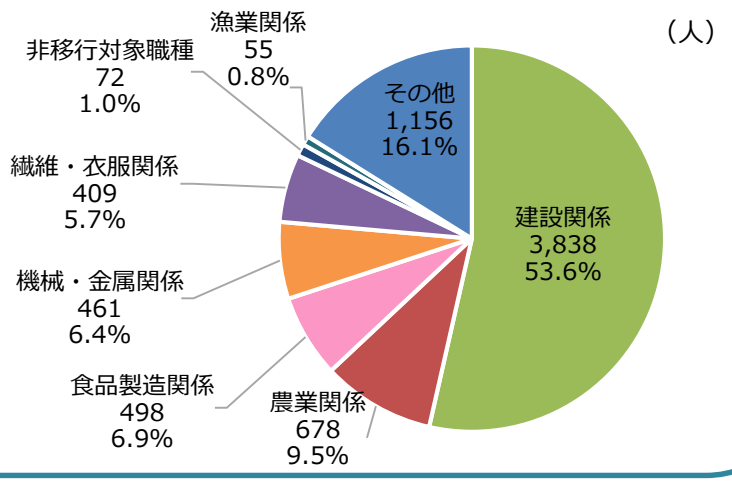

（注１）在留技能実習生数（令和２年末）に在留資格「技能実習」の新規上陸許可件数（令和３年）を加えたもの

（注２）職種別の在留技能実習生数（令和４年６月末、速報値）

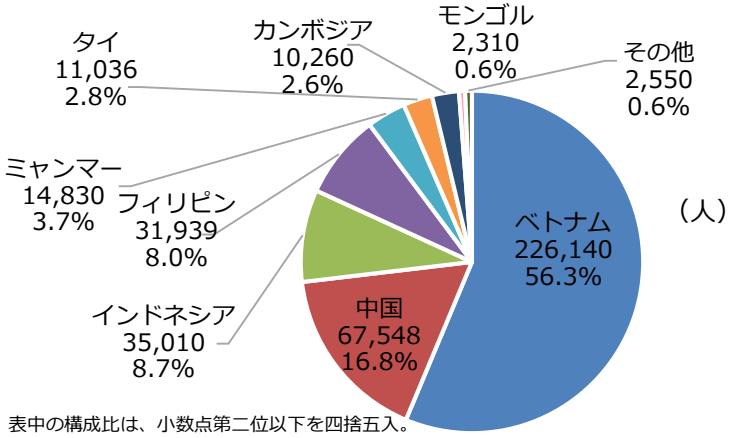

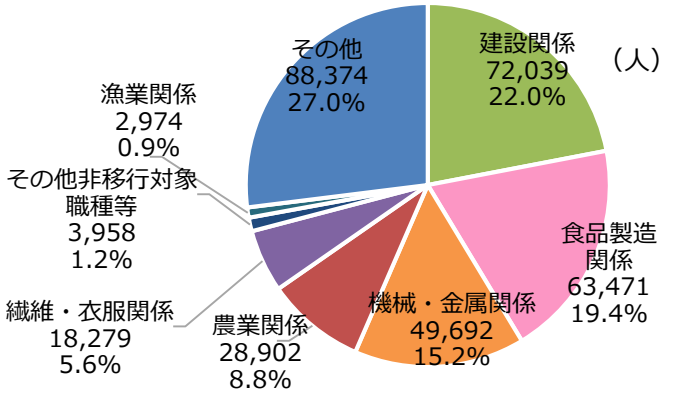

（注３）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

（出典）出入国在留管理庁ホームページ

実習実施者及び監理団体の概要

○　実習実施者数は、令和２年度時点で66,817機関と、平成27年からの５年間で約２倍に増加。建設業と製造業で７割以上を占める。
○　監理団体数は、令和４年１１月時点で3,599団体と増加傾向にある。団体種別では中小企業団体が９割を占める。
○　監理団体のうち、複数の事業所を設けているものは151団体（全体の約５％）。

1　実習実施者の概要

①実習実施者数

平成26年	平成27年	令和元年度	令和２年度
31,642	35,370	63,224	66,817

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの（平成26、27年）
外国人技能実習機構「令和元年度における技能実習の状況について」「令和２年度における技能実習の状況について」

②業種別実習実施者数（令和２年度）

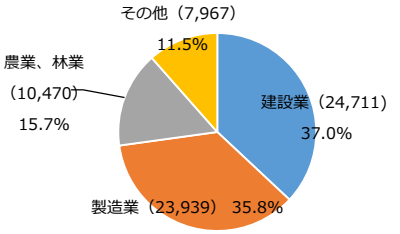

（出典）外国人技能実習機構「令和２年度における技能実習の状況について」

③都道府県別実習実施者数（令和２年度）

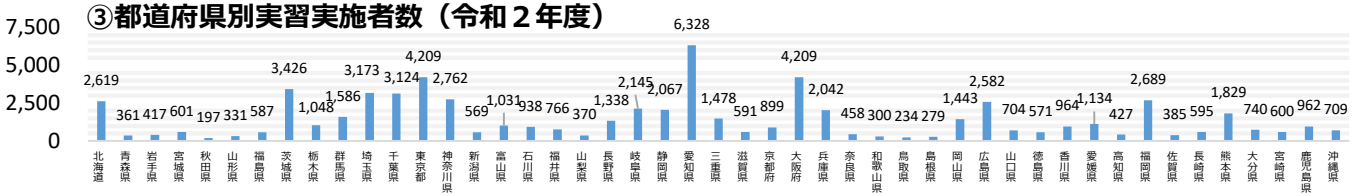

（出典）外国人技能実習機構「令和２年度における技能実習の状況」

2　監理団体の概要

①監理団体数

平成26年	平成27年
1,885	1,889

令和２年度	令和３年度	令和４年11月
3,276	3,505	3,599

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの（平成26、27年）
外国人技能実習機構「令和２年度業務統計」「令和３年度業務統計」
出入国在留管理庁ホームページ（令和４年11月）

②団体種別内訳（令和３年度）

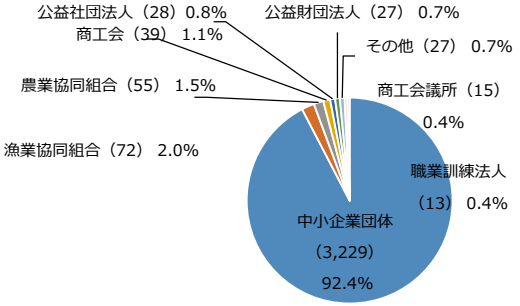

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

③複数の監理事業所数を有する監理団体の事業所数の内訳（令和２年度、暫定値）

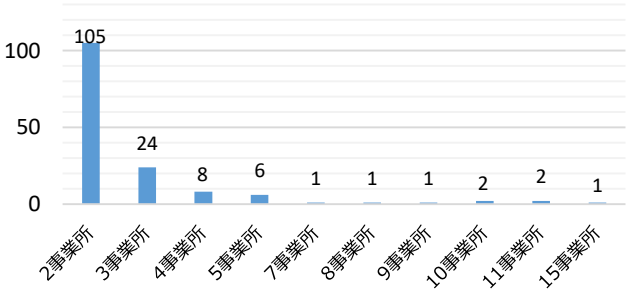

（出典）外国人技能実習機構の保有データを基にして集計したもの

④監理団体による実習監理の満足度に関する実習実施者へのアンケート結果

○実習実施者に対して、監理団体による実習監理の満足度に関するアンケートを実施したところ、満足度の高い項目として、順に「技能実習制度に対する理解の促進」（80.8%）、「監査・指導を通じた改善点等の指摘」（76.8%）、「技能実習生との間にトラブルが生じた際の支援」（75.7%）が挙げられる。

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査（令和４年７月）」

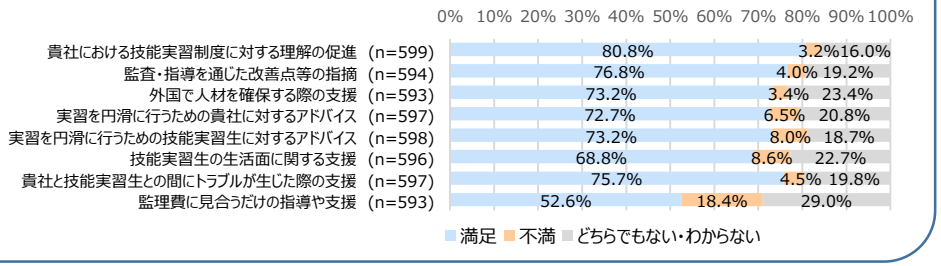

監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の額

1　監理費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理費（注１）について、初期費用、定期費用及び不定期費用（注２）の各平均値は下表のとおり。

（単位：円）

初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（１号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（２号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（３号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

（注１）監理団体が技能実習法令に規定する監理事業（実習生のあっせん及び実習監理）を行う上で、通常要する費用として実習実施者から徴収する経費（実費に限る。）であり、職業紹介費・講習費・監査指導費等が該当する。

（注２）用語の説明
○初期費用：監理団体が実習実施者から、外国人技能実習生１名を受け入れる際に最初に徴収する監理費
○定期費用：監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費
○不定期費用：監理団体が実習実施者から、費用の発生ごとに徴収する監理費

（参考）上記集計結果を基に、外国人技能実習生１名を受け入れるに当たって、技能実習修了までに要する費用の各平均値を合計（初期費用＋各号の定期費用の年額）すると、技能実習２号（３年間）までは約１４１万円、技能実習３号（５年間）までは約１９８万円であった。

2　監理費の内訳

監理団体が実習実施者から徴収した監理費の主な内訳は、以下のとおり。
○初期費用：入国後講習に要する費用、募集・選抜に要する費用、入国後講習における手当
○定期費用：監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用、帰国のための渡航費
○不定期費用：一時帰国に係る渡航費、帰国のための渡航費、来日する際の初回の渡航費

3　監理費の種類別の平均値

（単位：円）

	初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（１号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（２号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（３号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
職業紹介費	88, 350	8, 467	8, 011	6, 479	2, 259
監査指導費	802	14, 554	13, 742	11, 522	272
講習費	159, 579	614	228	37	4, 079
その他諸経費	92, 671	6, 916	7, 114	5, 934	148, 171

（出典）外国人技能実習機構「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査」（令和４年１月24日公表）

外国人技能実習機構の概要

・主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
・出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

報告

外国人技能実習機構（平成29年１月25日設立）

本部事務所　Tel.03-6712-1523（代表）
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X３階　　人員：97人

理事長
（主務大臣が任命）

理事
（３人以内）
（理事長が主務大臣の認可を受けて任命）

監事
（２人以内）
（主務大臣が任命）

監査室

総務部
国際部
指導援助部
技能実習部

地方事務所　**全国１３か所**：本所８か所・支所５か所（管轄地）　**人員：490人**

○**札幌事務所（北海道）**
○**仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）**
○**東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、山梨県）**
　・水戸支所（茨城県）　・長野支所（長野県、新潟県）
○**名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）**
　・富山支所（富山県、石川県、福井県）
○**大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）**
○**広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）**
○**高松事務所（徳島県、香川県）**
　・松山支所（愛媛県、高知県）
○**福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）**
　・熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）

組織形態

○**認可法人**
　発起人が設立を発起し、主務大臣が設立認可

所掌事務

○送出機関情報の収集・管理

○二国間取決めに基づく定期協議

○**監理団体の許可に関する調査**

○**実習実施者・監理団体に対する報告要求、徴収、実地検査等**
　・監理団体（約3,600団体）への実地検査を年１回実施
　・実習実施者（約67,000社（R2年度時点）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

○技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等）の受理

○**技能実習計画の認定**

○**技能実習継続支援**

○実習実施者の届出の受理

○**技能実習生の母国語相談対応・援助・保護**

○技能実習に関する調査・研究

技能実習制度における実地検査、行政処分等の状況（旧制度、現行制度）

○　実地検査件数について、旧制度の直近３年分は968件、現行制度の直近３年分は66,995件となっている。
○　行政処分の件数について、旧制度の直近３年分は725件、現行制度の直近３年分は333件となっている。

1　実地検査の件数

	旧制度		
	平成27年	平成28年	平成29年
実習実施者	394	208	124
監理団体	92	80	70
合計	486	288	194

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

	現行制度		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度
実習実施者	14,970	17,308	24,105
監理団体	3,087	3,363	4,162
合計	18,057	20,671	28,267

（出典）外国人技能実習機構「令和元年度業務統計」
「令和２年度業務統計」、「令和３年度業務統計」

2　行政処分等の件数

①　許可・認定の取消し（旧制度は不正行為による受入れ停止）の件数

（単位：機関数）

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		3	2	3
団体監理型	実習実施者	238	202	183
	監理団体	32	35	27
合計		273	239	213

現行制度		
令和元年度	令和２年度	令和３年度
0	1	1
23	76	176
4	13	13
27	90	190

②　改善命令の件数

（単位：機関数）

受入れ種別		旧制度		
		平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型				
団体監理型	実習実施者			
	監理団体			
合計				

対応データなし

現行制度		
令和元年度	令和２年度	令和３年度
0	0	0
2	6	6
0	2	10
2	8	16

○受入れ企業への認定の取消し（旧制度は不正行為）の上位３事由

＜平成29年（旧制度）＞

1　賃金等の不払　136件
2　偽造文書等の行使・提供　51件
3　労働関係法令違反（注）　24件

＜令和３年度（現行制度）＞

1　労働関係法令違反（注）　68件
2　賃金等の不払　30件
3　計画外の作業に従事　27件

（注）「賃金等の不払」に該当する行為を除く。（現行制度においては、賃金等の不払により刑罰が確定した者を含む。）

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

外国人技能実習機構による相談対応・情報発信の概要

○　外国人技能実習機構における相談件数は、平成29年度から一貫して大幅に増加している。
○　技能実習生等を対象に、制度概要や相談先などを紹介する動画を１０か国語で作成し、SNS等で発信するなど、より分かりやすい情報発信に取り組んでいる。

外国人技能実習機構による母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	**854**	**2,695**	**7,452**	**13,353**	**23,701**

（出典）外国人技能実習機構「平成29年度業務統計」、「平成30年度業務統計」、「令和元年度業務統計」、「令和２年度業務統計」、「令和３年度業務統計」

言語別・相談内容別　母国語相談件数

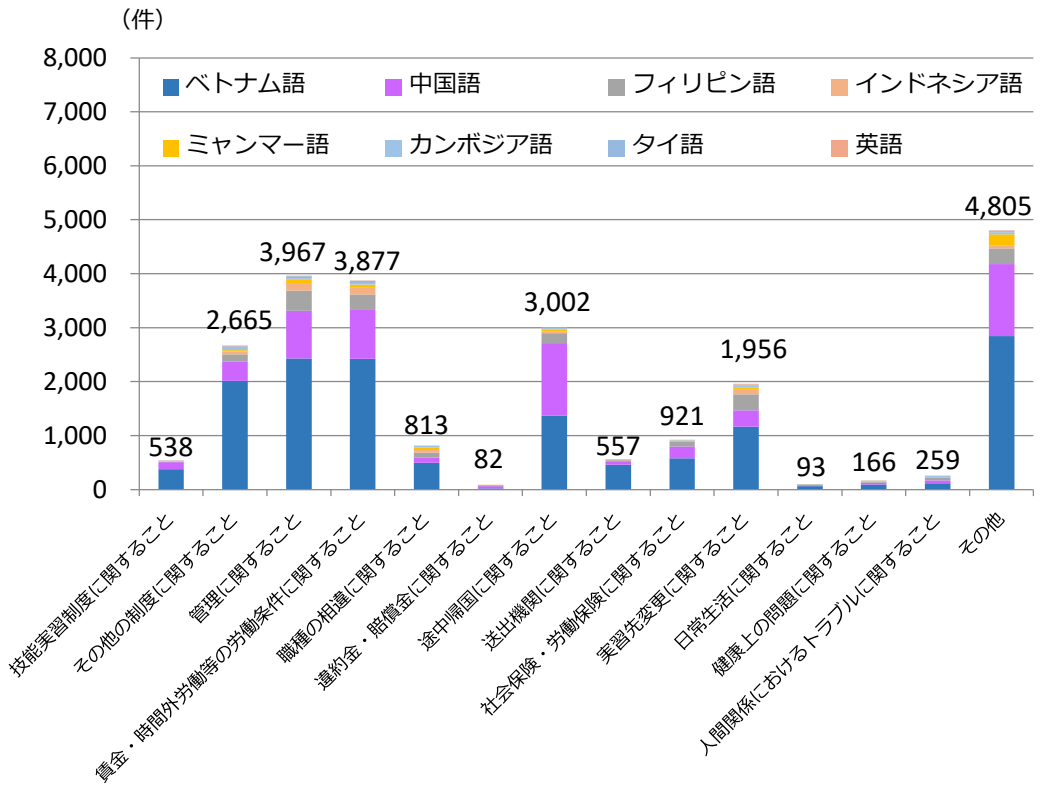

（出典）外国人技能実習機構「令和３年度業務統計」

外国人技能実習機構による情報発信

【アプリによる情報発信】
・日本語教育アプリ『げんばのにほんご』
・「技能実習生手帳」アプリ
　※　入管職員から、技能実習生の入国時に「技能実習生手帳」を一人一人に手交

【外国人技能実習機構HPにおける多言語での情報発信】
・技能実習に関する情報のみならず、地域の防災情報等を発信

相談対応・情報発信に係る最近の取組

2021.3
- 技能実習生等を対象に制度概要や相談先などを紹介する動画を１０か国語で作成（YouTube）
- 上記動画について、入管庁HPやSNS等で発信するとともに、送出国政府に対して周知依頼

2021.4
- 外国人技能実習機構に「技能実習ＳＯＳ・緊急相談専用窓口」を開設し、暴行・脅迫等の緊急案件を迅速に把握の上、技能実習生の一時保護及び実習実施者等への指導を一体的に実施する体制を構築

2021.6
- 失踪防止のためのリーフレットを作成し、地域協議会や事業協議会等を通じて、業所管省庁や関係機関に協力を要請

実習先変更支援（実習継続困難時）の概要

実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合

監理団体等 → 技能実習実施困難時届出 → 外国人技能実習機構

実習生が技能実習の継続を希望

＜転籍に向けた取組＞
○ 他の実習実施者・監理団体等との連絡調整
（監理団体が技能実習生の転籍をあっせん）

支援

＜転籍に関する支援＞
○ 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注１）
令和４年10月31日時点で監理団体2,583機関が利用者登録
○ 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注２）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

(注１)技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。
(注２)監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合

（参考）転籍は、やむを得ない事情（現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わない事情）がある場合に認められる。

- 実習実施者の経営上・事業上の都合
- 実習認定の取消し
- 実習実施者における労使間の諸問題
- 実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題　等

技能実習生の転籍件数（推計値・暫定値）(※)

実習実施者等の受入れ側の都合により実習実施困難となった技能実習生の80%以上で転籍が成立

※　監理団体等からの技能実習法第33条第１項等に基づく技能実習実施困難時届出のうち、監理団体や実習実施者都合によるもの（令和２年度の8,241件）と、技能実習生からの入管法第19条の16第１号に基づく活動機関（実習実施者）の移籍に関する届出（令和２年度の約6,700件）を使用して推計したもの。

外国人技能実習機構における実習先変更個別支援受理件数

単位：件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援	20	36	54	49	39

（出典）外国人技能実習機構「令和３年度業務統計」

技能実習生への一時宿泊先の提供

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構が一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

技能実習生から外国人技能実習機構（本部又は地方事務所・支所）へ相談

- 事情等の聴取、確認
- 一時宿泊先提供の必要性を判断

一時宿泊先の提供

- 外国人技能実習機構は、あらかじめ旅館ホテルの団体と協定を締結
- 一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、技能実習生に一時宿泊先を提供

一時宿泊施設における支援

- 技能実習生に対する宿泊先と食事等の提供
- 新たな実習先の確保等の支援（費用は外国人技能実習機構が負担）。

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

○　令和３年度末時点で、宿泊支援件数は、117件 （事業を開始した平成30年４月からの累計）

○　宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

（出典）外国人技能実習機構「令和３年度業務統計」

技能実習ＭＯＣに基づく送出国政府への通報状況

○　これまで（2022年８月時点）日本から送出国政府に対して認定送出機関の不適正事案137件を通報した。通報内容で最も多いのは「送出国の法令に違反」、次いで「高額な手数料の徴収」である。

○　送出国においては、日本からの通報を受けて認定送出機関に対する所要の調査を行った上、処分や指導を行う。処分等を終えた事案では26機関が送出機関の認定が取り消されている。

1　ＭＯＣ作成国（１４カ国）

ベトナム（2017.6.6）、カンボジア（2017.7.11）、インド（2017.10.17）、フィリピン（2017.11.21）、ラオス（2017.12.9）、モンゴル（2017.12.21）、バングラデシュ（2018.1.29）、スリランカ（2018.2.1）、ミャンマー(2018.4.19)、ブータン（2018.10.3）、ウズベキスタン（2019.1.15）、パキスタン（2019.2.26）、タイ（2019.3.27）、インドネシア（2019.6.25）

2　認定送出機関数（全1,837機関）

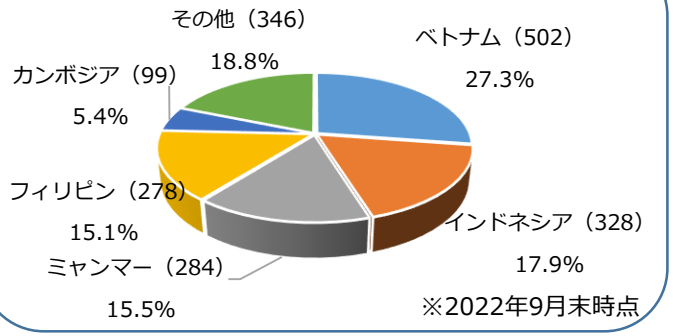

※2022年9月末時点

3　相互の通報状況

通報　１３７件（注）

①不適切な行為が疑われるとして通報　132件
②失踪者の発生が著しいとして通報　5件

日本 ⇄ 送出国政府

通報　１８件

（注）同一の機関について複数回通報している場合もある。

※2022年8月時点

4　日本から送出国政府への通報数の国

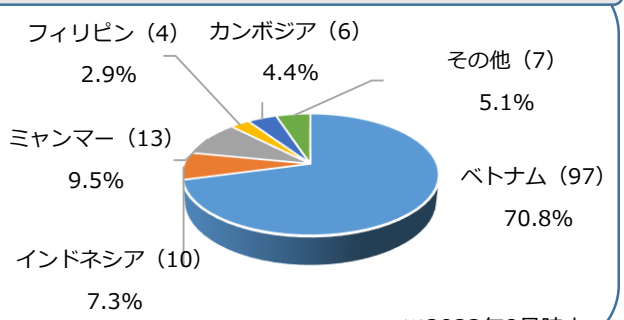

※2022年8月時点

5　日本から送出国政府への通報内容の内訳

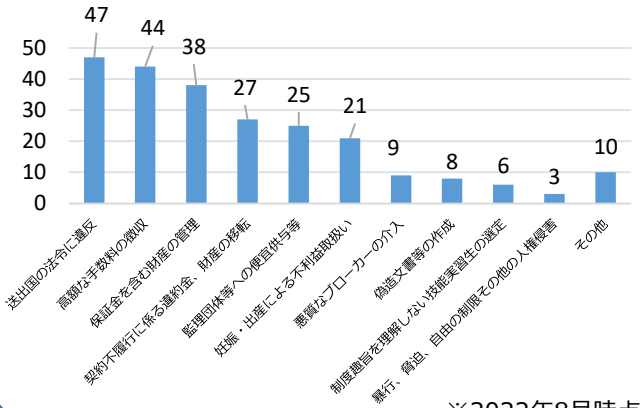

※2022年8月時点

6　送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全111機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	26機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	35機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	14機関
④送出国政府において調査中の機関	36機関
失踪者の発生が著しいとして通報した機関	**全5機関**
①送出機関としての認定を取り消された機関	1 機関
②日本側において一定期間新規受入れ停止中の機関（改善が認められていない機関）	4 機関
③日本側において改善されたと認めた機関	0 機関

（注）相手国政府の報告に基づく。　※2022年8月時点

第３　特定技能制度

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第１回）資料

特定技能制度概要

○　深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」を創設（平成３１年４月から実施）

○　**特定技能１号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：１０８，６９９人（令和４年９月末現在、速報値）

○　**特定技能２号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：　３人（令和４年９月末現在、速報値）

特定産業分野（１２分野）：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（特定技能２号は下線部の２分野のみ受入れ可）

特定技能１号のポイント

在留期間	１年、６か月又は４か月ごとの更新、通算で上限５年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習２号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
需給調整	受入れ見込み数（上限あり）

特定技能２号のポイント

在留期間	３年、１年又は６か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

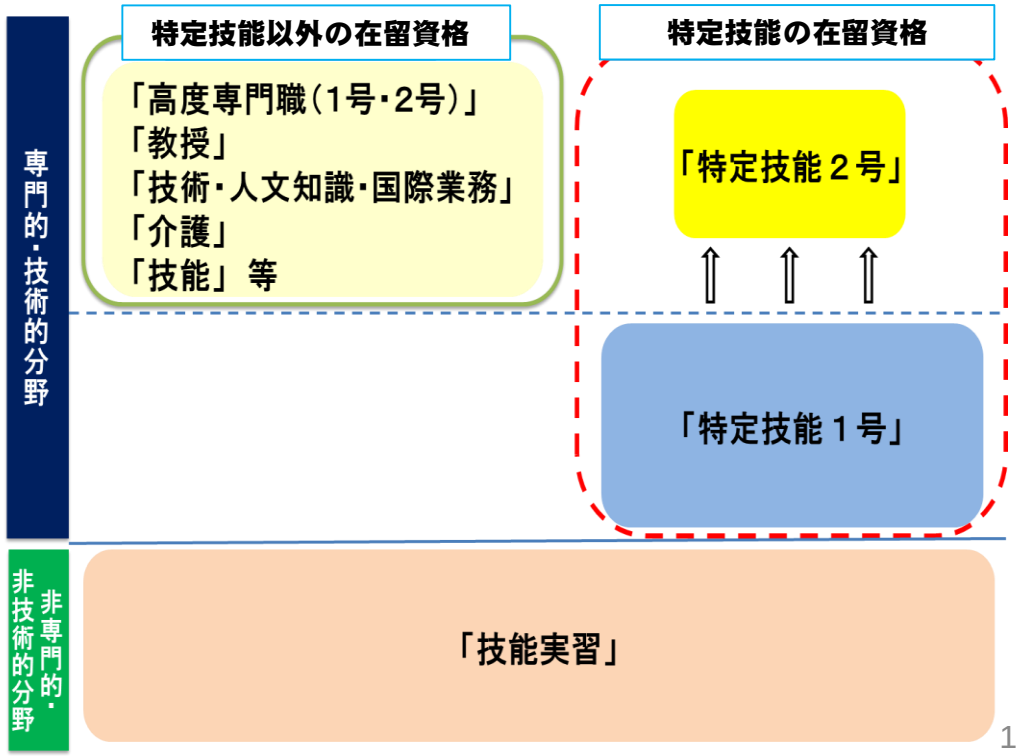

特定産業分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数（5年間の最大値）	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 （上記に加えて） 介護日本語評価試験	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 〔3業務区分〕	直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・舶用工業	11,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・溶接　・仕上げ ・塗装　・機械加工 ・鉄工　・電気機器組立て 〔6業務区分〕	直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング、航空機整備）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務等） 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験（耕種農業全般、畜産農業全般）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等） 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験（漁業、養殖業）	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等） 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生） 〔1業務区分〕	直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験	・外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） 〔1業務区分〕	直接

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（出入国管理及び難民認定法第２条の３）

１　制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

２　外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➢特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➢人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➢受入れ見込み数　分野別運用方針に向こう５年間の受入れ見込み数を記載

３　求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	－
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

４　関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➢国内における取組等　法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➢国外における取組等　保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➢人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう５年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➢治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

５　制度の運用に関する重要事項

➢１号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➢雇用形態　フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➢基本方針の見直し　改正法施行後２年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定産業分野別に定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（出入国管理及び難民認定法第２条の４）

１　特定産業分野に関する事項

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

２　特定産業分野における人材不足の状況に関する事項

- ➢特定技能外国人受入れの趣旨・目的
- ➢生産性向上や国内人材確保のための取組等
- ➢受入れの必要性(人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む)
- ➢受入れ見込数

３　特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

１号特定技能外国人（全１２分野）
- ➢技能水準（試験区分）
- ➢日本語能力水準

２号特定技能外国人（建設分野、造船・舶用工業分野）
- ➢技能水準（試験区分）

４　受入れ見込数を超える場合の在留資格認定証明書の交付の停止の措置等に関する事項

- ➢ 向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合の受入れ停止の措置
- ➢ 受入れ停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合の再開の措置

５　制度の運用に関する重要事項

- ➢ 特定技能外国人が従事する業務
- ➢ 特定技能所属機関に対して特に課す条件
- ➢ 特定技能外国人の雇用形態
- ➢ 治安への影響を踏まえて講じる措置
- ➢ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置　等

受入れ見込数の設定等

受入れ見込数

○　日本人の雇用機会の喪失及び処遇の低下等を防ぐ観点等から、分野別運用方針において、当該分野における向こう５年間の受入れ見込数を記載し、人材不足の見込数と比較して過大でないことを示すもの（政府基本方針２（３））

○　分野別運用方針に記載する向こう５年間の受入れ見込数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、特定技能１号の外国人の受入れの上限として運用（政府基本方針４（４）イ）

※　政府基本方針及び分野別運用方針は閣議決定により定められている。

受入れ見込数を見直す場合の手続

閣議決定による分野別運用方針の変更が必要

受入れ見込数の見直し手続の流れ

A分野において、大きな経済情勢の変化により、人手不足状況等に変化が発生

→

制度所管省庁（※）及びA分野の所管省庁において今後の受入れ方針等を協議

（※）法務省、外務省、厚生労働省、警察庁

→

A分野の分野別運用方針改正案を、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定

→

閣議決定

就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

- 技能実習2号を良好に修了した外国人 → 試験（技能・日本語）は免除
- 新規入国予定の外国人 → 国外試験（技能・日本語）に合格

＜技能試験＞
・特定産業分野の業務区分に対応する試験
＜日本語試験＞
・国際交流基金日本語基礎テスト（国際交流基金）
又は
・日本語能力試験（N4以上）（国際交流基金・日本国際教育支援協会）
など

日本国内に在留している外国人（中長期在留者）

- 技能実習2号を良好に修了した外国人 → 試験（技能・日本語）は免除
- 留学生など → 試験（技能・日本語）に合格

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む／ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

〔受入れ機関と雇用契約の締結〕
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

在留資格認定証明書交付申請

※受入れ機関の職員等による代理申請

在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

地方出入国在留管理局

審査 → 在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付

審査 → 在留資格変更許可

在留カードの交付

在外公館

査証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明書を、在外公館へ提出

審査 → 査証発給

在留カードの交付
※後日交付の場合あり

入国

〔外国人本人の要件〕
○18歳以上であること
○技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習2号を良好に修了した外国人は免除）
○特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
○保証金を徴収されていないこと又は違約金を定める契約を締結していないこと
○自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理解していること
など

〔入国後（又は在留資格の変更後）、遅滞なく実施すること〕
○受入れ機関等が実施する生活オリエンテーションの受講
○住居地の市区町村等で住民登録
○給与口座の開設
○住宅の確保
など

受入れ機関での就労開始

受入れ機関と登録支援機関

受入れ機関について

1　受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

①　外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
②　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
③　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
④　外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2　受入れ機関の義務

①　外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
②　外国人への支援を適切に実施
　→　支援については、登録支援機関に委託も可。
　　全部委託すれば１③も満たす。
③　出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

1　登録を受けるための基準

①　機関自体が適切（例：５年以内に出入国・労働法令違反がない）
②　外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2　登録支援機関の義務

①　外国人への支援を適切に実施
②　出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。

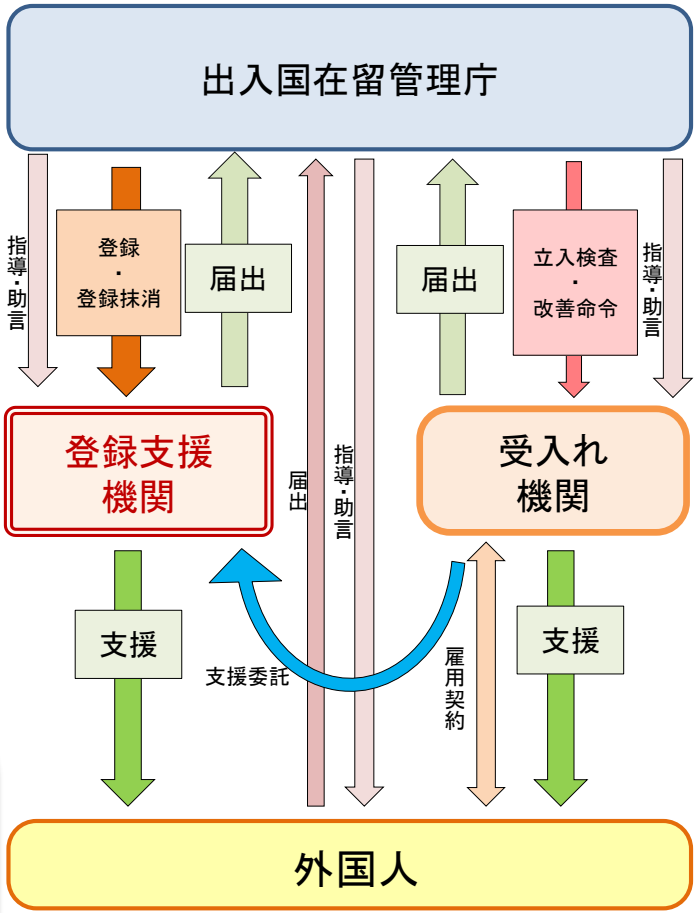

登録支援機関

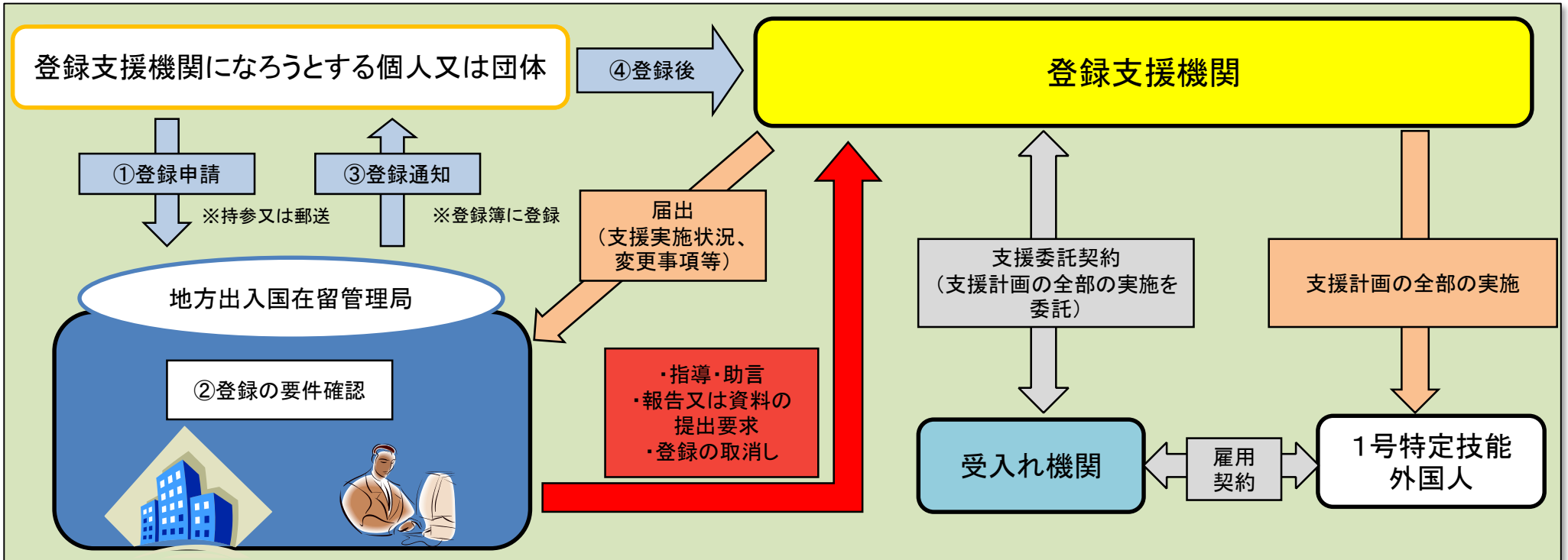

登録支援機関とは

- ○ 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- ○ 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- ○ 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- ○ 登録の期間は5年間であり、更新が可能である。
- ○ 登録には申請手数料が必要である。（新規登録2万8，400円、登録更新1万1，100円）
- ○ 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

支援計画の概要①

ポイント

○　受入れ機関は、１号特定技能外国人に対して「特定技能１号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（１号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能２号については、支援義務がない。

■　支援計画の作成

・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。

※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■　支援計画の主な記載事項

・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（14ページ参照）の実施内容・方法等
・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■　支援計画実施の登録支援機関への委託

・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（15ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②

①事前ガイダンス
・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

②出入国する際の送迎
・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

③住居確保・生活に必要な契約支援
・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

④生活オリエンテーション
・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

⑤公的手続等への同行
・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

⑥日本語学習の機会の提供
・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

⑦相談・苦情への対応
・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

⑧日本人との交流促進
・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等

⑨転職支援（人員整理等の場合）
・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

⑩定期的な面談・行政機関への通報
・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

届出（受入れ機関・登録支援機関）

ポイント

○　受入れ機関及び登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、各種届出を随時又は定期に行わなければならない。
○　受入れ機関による届出の不履行や虚偽の届出については罰則の対象とされている。

■　受入れ機関の届出　※違反の場合、指導や罰則の対象

【随時の届出】
- ・特定技能雇用契約の変更、終了、新たな契約の締結に関する届出
- ・支援計画の変更に関する届出
- ・登録支援機関との支援委託契約の締結、変更、終了に関する届出
- ・特定技能外国人の受入れ困難時の届出
- ・出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出

【定期の届出】
- ・特定技能外国人の受入れ状況に関する届出（例：特定技能外国人の受入れ総数、氏名等の情報、活動日数、場所、業務内容等）
- ・支援計画の実施状況に関する届出（例：相談内容及び対応結果等）※支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く
- ・特定技能外国人の活動状況に関する届出（例：報酬の支払状況、離職者数、行方不明者数、受入れに要した費用の額等）

■　登録支援機関の届出　※違反の場合、指導や登録の取消しの対象

【随時の届出】
- ・登録の申請事項の変更の届出
- ・支援業務の休廃止の届出

【定期の届出】
- ・支援業務の実施状況等に関する届出（例：特定技能外国人の氏名等、受入れ機関の名称等、特定技能外国人からの相談内容及び対応状況等）

【定期届出】※受入れ機関、登録支援機関ともに
〇四半期ごとに翌四半期の初日から１４日以内に届出
①第１四半期：１月１日から３月３１日まで
②第２四半期：４月１日から６月３０日まで
③第３四半期：７月１日から９月３０日まで
④第４四半期：１０月１日から１２月３１日まで

特定技能における分野別の協議会

ポイント

○　制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
○　協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

イメージ

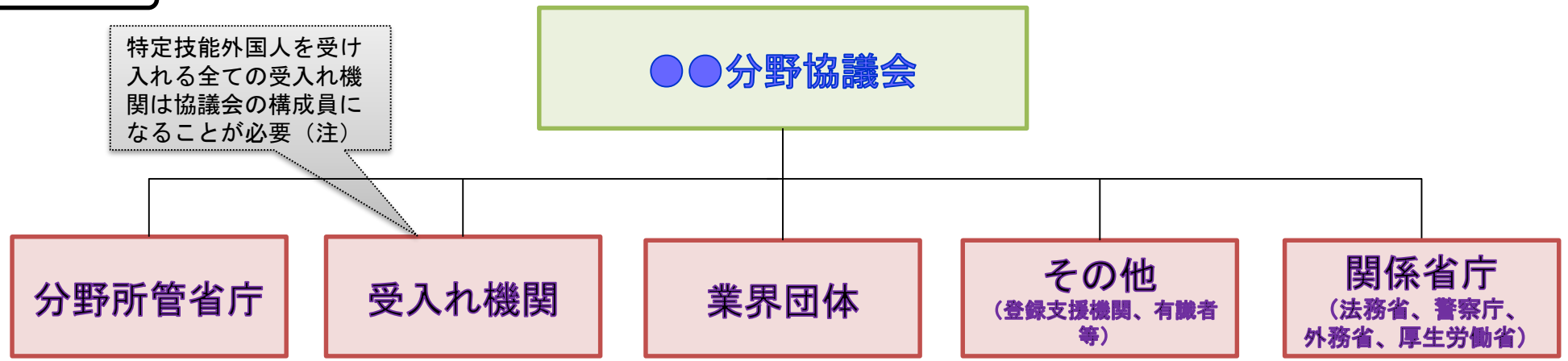

活動内容

○　特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
○　特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
○　就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
○　地域別の人手不足の状況の把握・分析
○　人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
○　受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等　等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

「特定技能」に関する二国間取決め（ＭＯＣ）の概要

政府基本方針（平成３０年１２月２５日閣議決定・令和４年４月２６日一部変更）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

総合的対応策（令和４年度改訂）（令和４年６月１４日関係閣僚会議決定）

○　外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除

「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

二国間取決めのポイント

○　情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等

○　問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ

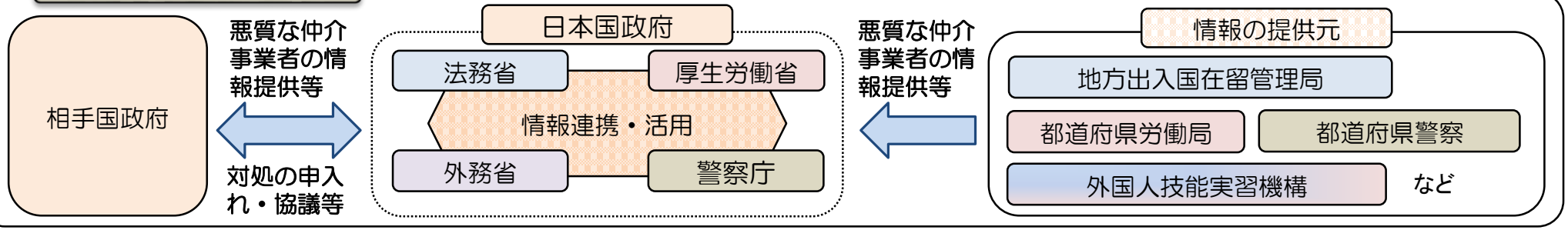

署名状況（１５か国）　（令和４年７月２８日現在）

フィリピン（H31.3.19）、カンボジア（H31.3.25）、ネパール（H31.3.25）、ミャンマー（H31.3.28）、モンゴル（H31.4.17）、スリランカ（R1.6.19）、インドネシア（R1.6.25）、ベトナム（R1.7.1文書交換）、バングラデシュ（R1.8.27）、ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、タイ（R2.2.4）、インド（R3.1.18）、マレーシア（R4.5.26）、ラオス（R4.7.28）

特定技能外国人に関する基準

〈法第７条第１項第２号、上陸基準省令〉

■　特定技能1号、特定技能2号に共通の基準

① 18歳以上であること
② 健康状態が良好であること
③ 退去強制の円滑な執行に協力する外国政府が発行した旅券を所持していること
④ 保証金の徴収等をされていないこと
⑤ 外国の機関に費用を支払っている場合は、額・内訳を十分に理解して機関との間で合意していること
⑥ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
⑦ 食費、居住費等外国人が定期に負担する費用について、その対価として供与される利益の内容を十分に理解した上で合意しており、かつ、その費用の額が実費相当額その他の適正な額であり、明細書その他の書面が提示されること
⑧ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

■　特定技能1号のみの基準

① 必要な技能及び日本語能力を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること（ただし、技能実習2号を良好に修了している者であり、かつ、技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合は、これに該当する必要がない）
② 特定技能1号での在留期間が通算して5年に達していないこと

■　特定技能2号のみの基準

① 必要な技能を有していることが、試験その他の評価方法により証明されていること
② 技能実習生の場合は、技能の本国への移転に努めるものと認められること

受入れ機関に関する基準①

〈法第２条の５第１項、第２項、特定技能基準省令第１条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
⑨ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準②

〈法第２条の５第３項、第４項、特定技能基準省令第２条第１項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
② １年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
③ １年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
④ 欠格事由（5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等）に該当しないこと
⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
⑬ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準③

〈法第２条の５第３項、特定技能基準省令第２条第２項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準（支援体制関係）

※　登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

①　以下のいずれかに該当すること

ア　過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ。）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）

イ　役職員で過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

ウ　ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること

②　外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること

③　支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと

④　支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと

⑤　5年以内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと

⑥　支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること

⑦　分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

支援計画に関する基準

〈法第２条の５第６項、第７項、第８項、特定技能基準省令第３条、第４条〉

■支援計画が満たすべき基準

① 支援計画にア～オを記載すること

ア 支援の内容

- 本邦入国前に、本邦で留意すべき事項に関する情報の提供を実施すること
- 出入国しようとする飛行場等において外国人の送迎をすること
- 賃貸借契約の保証人となることその他の適切な住居の確保に係る支援、預貯金口座の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすること
- 本邦入国後に、本邦での生活一般に関する事項等に関する情報の提供を実施すること
- 外国人が届出等の手続を履行するに当たり、同行等をすること
- 生活に必要な日本語を学習する機会を提供すること
- 相談・苦情対応、助言、指導等を講じること
- 外国人と日本人との交流の促進に係る支援をすること
- 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合において、新しい就職先で活動を行うことができるようにするための支援をすること
- 支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施し、労働関係法令違反等の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報すること

イ 登録支援機関に支援を全部委託する場合は、委託契約の内容等

ウ 登録支援機関以外に委託する場合は、委託先や委託契約の内容

エ 支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職名

オ 分野に特有の事項

② 支援計画は、日本語及び外国人が十分理解できる言語により作成し、外国人にその写しを交付しなければならないこと

③ 支援の内容が、外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、受入れ機関等において適切に実施することができるものであること

④ 本邦入国前の情報の提供の実施は、対面又はテレビ電話装置等により実施されること

⑤ 情報の提供の実施、相談・苦情対応等の支援が、外国人が十分理解できる言語で実施されること

⑥ 支援の一部を他者に委託する場合にあっては、委託の範囲が明示されていること

⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

登録支援機関の登録拒否事由

〈法第１９条の２６、施行令第５条、施行規則第１９条の２０、第１９条の２１〉

■登録支援機関の登録拒否事由

※　次に掲げる登録拒否事由に該当しなければ、法人のみならず個人であっても登録が認められます。

① 関係法律による刑罰に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

② 心身の故障により支援業務を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等

③ 登録支援機関としての登録を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された法人の役員であった者を含む）

④ 登録の申請の日前5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

⑤ 暴力団員等暴力団排除の観点から定める事由に該当する者

⑥ 受入れ機関や技能実習制度における実習実施者等であった場合において、過去１年間に自らの責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させている者

⑦ 支援責任者及び支援担当者が選任されていない者（支援責任者と支援担当者との兼任は可）

⑧ 次のいずれにも該当しない者

ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受入れ又は管理を適正に行った実績がある者であること

イ 過去2年間に報酬を得る目的で業として本邦在留外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有する者であること

ウ 支援責任者及び支援担当者が過去5年間に2年以上中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談業務に従事した一定の経験を有する者であること

エ ア～ウと同程度に支援業務を適正に実施することができる者であること

⑨ 外国人が十分理解できる言語による情報提供・相談等の支援を実施することができる体制を有していない者

⑩ 支援業務の実施状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置かない者

⑪ 支援責任者又は支援担当者が一定の前科がある等の欠格事由に該当する者

⑫ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させる者

⑬ 支援委託契約を締結するに当たり、受入れ機関に対し、支援に要する費用の額及び内訳を示さない者

特定技能在留外国人数

特定技能在留外国人数（令和4年9月末現在：速報値）

特定技能１号在留外国人数　　１０８，６９９人

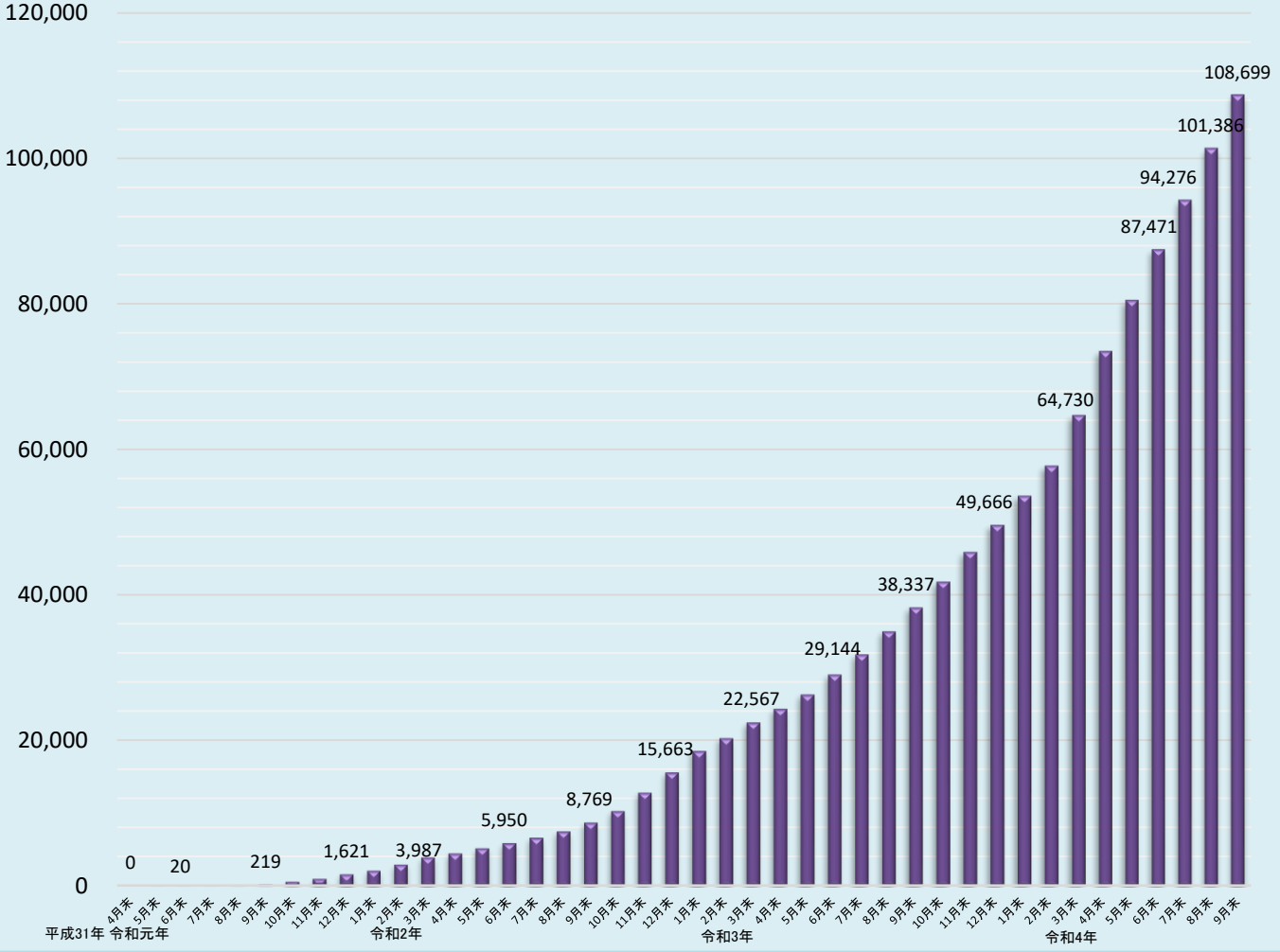

分野	人数
介護	13，254人
ビルクリーニング	1，463人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	22，719人
建設	10，552人
造船・舶用工業	3，609人
自動車整備	1，412人
航空	114人
宿泊	182人
農業	14，226人
漁業	1，331人
飲食料品製造業	35，891人
外食業	3，946人

特定技能２号在留外国人数

分野	人数
建設	3人

特定技能在留外国人数（詳細①）

特定技能在留外国人数（令和4年9月末現在：速報値）

特定技能在留外国人数　１０８，７０２人（※）　（※）「特定技能2号」で在留する者（3人）を含む。

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気・電子情報関連製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備業	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
在留数	13,254	1,463	22,719	10,555	3,609	1,412	114	182	14,226	1,331	35,891	3,946
構成比	12.2%	1.3%	20.9%	9.7%	3.3%	1.3%	0.1%	0.2%	13.1%	1.2%	33.0%	3.6%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	64,668	12,809	10,947	7,513	4,987	2,324	2,153	1,847	1,454
構成比	59.5%	11.8%	10.1%	6.9%	4.6%	2.1%	2.0%	1.7%	1.3%

分野・ルート別特定技能在留外国人数

分野	介護	ビルクリーニング	素形材・産業機械・電気・電子情報関連製造業	建設	造船・舶用工業	自動車整備業	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業	合計
試験ルート（注2）	11,173（84.3%）	381（26.0%）	387（1.7%）	385（3.7%）	15（0.4%）	201（14.2%）	114（100%）	182（100%）	3,626（25.5%）	60（4.5%）	6,693（18.7%）	3,872（98.1%）	27,089（24.9%）
技能実習ルート（注3）	2,081（15.7%）	1,082（74.0%）	22,332（98.3%）	10,170（96.4%）	3,594（99.6%）	1,211（85.8%）	0（0%）	0（0%）	10,600（74.5%）	1,271（95.5%）	29,198（81.4%）	74（1.9%）	81,613（75.1%）

（注1）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。　（注2）特定技能試験及び技能検定の合格者を含む。　（注3）介護福祉士養成施設修了者及びEPA介護福祉士候補者を含む。

特定技能在留外国人数（詳細②）

都道府県別　外国人労働者・特定技能外国人・技能実習生の人数及びその構成比

	都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
外国人労働者数及び構成比（令和3年10月末）（注2）	人数	25,028	3,861	5,225	13,415	2,233	4,427	9,527	43,340	29,236	46,449	86,780	68,155	485,382	100,592	10,262	11,467	10,606	10,524	9,208	20,714	34,998	66,806	177,769	30,391
	構成比	1.4%	0.2%	0.3%	0.8%	0.1%	0.3%	0.6%	2.5%	1.7%	2.7%	5.0%	3.9%	28.1%	5.8%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	1.2%	2.0%	3.9%	10.3%	1.8%
特定技能外国人数及び構成比（令和4年9月末）（注3）	人数	4,797	587	734	1,108	135	345	770	6,115	1,978	3,506	6,127	6,172	5,112	5,272	840	1,136	1,193	638	896	2,666	2,770	3,474	9,655	2,861
	構成比	4.4%	0.5%	0.7%	1.0%	0.1%	0.3%	0.7%	5.6%	1.8%	3.2%	5.6%	5.7%	4.7%	4.8%	0.8%	1.0%	1.1%	0.6%	0.8%	2.5%	2.5%	3.2%	8.9%	2.6%
技能実習生数及び構成比（令和4年6月末）（注4）	人数	10,982	2,218	2,648	3,820	1,097	1,891	3,476	14,511	6,572	8,447	17,193	17,469	11,287	13,017	3,631	5,037	4,260	3,652	2,062	5,598	11,554	12,192	31,536	9,397
	構成比	3.4%	0.7%	0.8%	1.2%	0.3%	0.6%	1.1%	4.4%	2.0%	2.6%	5.2%	5.3%	3.4%	4.0%	1.1%	1.5%	1.3%	1.1%	0.6%	1.7%	3.5%	3.7%	9.6%	2.9%

	都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
外国人労働者数及び構成比（令和3年10月末）（注2）	人数	20,881	21,356	111,862	45,558	6,403	3,390	2,968	4,592	20,584	36,547	8,932	4,777	9,955	9,569	3,391	53,948	5,391	5,782	13,013	7,313	5,236	8,880	10,498	－
	構成比	1.2%	1.2%	6.5%	2.6%	0.4%	0.2%	0.2%	0.3%	1.2%	2.1%	0.5%	0.3%	0.6%	0.6%	0.2%	3.1%	0.3%	0.3%	0.8%	0.4%	0.3%	0.5%	0.6%	－
特定技能外国人数及び構成比（令和4年9月末）（注3）	人数	1,428	2,231	6,395	4,153	658	371	296	324	2,015	4,250	896	426	1,734	1,610	513	4,168	674	977	2,392	891	682	1,539	903	289
	構成比	1.3%	2.1%	5.9%	3.8%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.9%	3.9%	0.8%	0.4%	1.6%	1.5%	0.5%	3.8%	0.6%	0.9%	2.2%	0.8%	0.6%	1.4%	0.8%	0.3%
技能実習生数及び構成比（令和4年6月末）（注4）	人数	4,378	4,201	17,439	11,183	2,487	1,272	1,353	1,562	7,728	12,429	3,467	2,276	4,885	5,363	1,646	12,169	2,399	2,352	7,257	3,660	3,299	5,261	2,237	3,839
	構成比	1.3%	1.3%	5.3%	3.4%	0.8%	0.4%	0.4%	0.5%	2.4%	3.8%	1.1%	0.7%	1.5%	1.6%	0.5%	3.7%	0.7%	0.7%	2.2%	1.1%	1.0%	1.6%	0.7%	1.2%

（注1）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。
（注2）各都道府県の事業所に勤務する外国人労働者数及び全国の外国人労働者数に対する割合（「外国人雇用状況の届出状況」（厚生労働省））
（注3）各都道府県に居住する特定技能外国人数及び全国の特定技能外国人数に対する割合（「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（出入国在留管理庁））
（注4）各都道府県に居住する技能実習生数及び全国の技能実習生数に対する割合（「在留外国人統計」（出入国在留管理庁））

技能試験及び日本語試験の実施状況

技能試験及び日本語試験の実施状況について（令和４年６月末現在）（速報値）　（注１）

技能試験	実施国	受験者数（人）		合格者数（人）		合格率	各末日までの合格者数（人）			
		令和４年６月末	上段：国内 下段：海外	令和４年６月末	上段：国内 下段：海外	令和４年６月末	令和３年12月末	上段：国内 下段：海外	令和３年６月末	上段：国内 下段：海外
介護（注2）	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ウズベキスタン	51,035	31,668 19,367	34,371	21,041 13,330	66.4% 68.8%	27,101	16,409 10,692	19,769	11,572 8,197
ビルクリーニング	国内・海外３か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	2,492	1,875 617	1,902	1,444 458	77.0% 74.2%	1,503	1,045 458	1,057	766 291
製造３分野	国内・海外４か国 インドネシア・フィリピン・タイ・ネパール	2,954	2,233 721	402	280 122	12.5% 16.9%	206	136 70	41	37 4
建設	国内・海外２か国 フィリピン・ベトナム	1,189	1,160 29	730	706 24	60.9% 82.8%	443	419 24	127	103 24
造船・舶用工業	国内・海外１か国 フィリピン	58	44 14	48	41 7	93.2% 50.0%	43	36 7	22	15 7
自動車整備	国内・海外１か国 フィリピン	1,811	1,732 79	1,130	1,069 61	61.7% 77.2%	651	604 47	266	234 32
航空	国内・海外２か国 モンゴル・フィリピン	993	838 155	537	435 102	51.9% 65.8%	414	312 102	343	241 102
宿泊	国内・海外１か国 ミャンマー	7,306	7,068 238	3,718	3,633 85	51.4% 35.7%	3,125	3,040 85	2,835	2,750 85
農業	国内・海外８か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ミャンマー・タイ・ネパール・モンゴル・ウズベキスタン	21,457	10,137 11,320	19,234	9,023 10,211	89.0% 90.2%	13,125	5,434 7,691	5,933	1,950 3,983
漁業	国内・海外１か国 インドネシア	377	141 236	177	55 122	39.0% 51.7%	117	42 75	72	19 53
飲食料品製造業	国内・海外２か国 フィリピン・インドネシア	26,922	23,087 3,835	20,033	17,010 3,023	73.7% 78.8%	11,601	8,906 2,695	7,431	5,177 2,254
外食業	国内・海外７か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ミャンマー・タイ・ネパール・スリランカ	28,699	25,058 3,641	16,023	13,666 2,357	54.5% 64.7%	13,610	11,672 1,938	10,388	8,892 1,496
合計		**145,293**	105,041 40,252	**98,305**	68,403 29,902	65.1% 74.3%	**71,939**	48,055 23,884	**48,284**	31,756 16,528

日本語試験	実施国	受験者数（人）		合格者数（人）		合格率	各末日までの合格者数			
		令和４年６月末	上段：国内 下段：海外	令和４年６月末	上段：国内 下段：海外	令和４年６月末	令和３年12月末	上段：国内 下段：海外	令和３年６月末	上段：国内 下段：海外
日本語基礎テスト（JFT Basic）	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ウズベキスタン	**56,149**	10,637 45,512	**23,101**	5,308 17,793	49.9% 39.1%	**19,264**	4,159 15,105	**13,097**	2,453 10,644

（注1）　受験者数及び合格者数には、令和4年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。　（注2）介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ①

現状

○　技能実習２号移行対象職種・作業（全86職種158作業）のうち、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業は約30%（26職種46作業）である。

○　技能実習全体でみると、対応する特定産業分野がない（試験免除で特定技能に移行できない）職種・作業等は、約15%（356,356件中52,166件（※））を占める。（※）第１号技能実習計画認定件数（直近３年度分）

イメージ

技能実習

技能実習２号移行対象職種・作業

○農業関係（２職種６作業）
○漁業関係（２職種10作業）
○建設関係（22職種33作業）
○食品製造関係（11職種18作業）
○機械・金属関係（15職種29作業）
○その他（8職種15作業）
○社内検定型（１職種１作業）

61職種
112作業

技能実習２号良好修了者は試験免除で移行可能

○繊維・衣服関係（13職種22作業）
○その他（12職種22作業）
○社内検定型（１職種２作業）
※１号技能実習計画認定数のうち約８%を占める。

令和３年度　73,504件うち5,959件（8.1%）
令和２年度　92,801件うち6,617件（7.1%）
令和元年度　190,051件うち15,011件（7.9%）

技能実習２号移行対象外のもの（１年を上限）

自動車組立て、クリーニング、物流、デジタルピッキングなど

※様々あるが分類ごとに集計が困難
※１号技能実習計画認定数のうち約７%を占める。

令和３年度　73,504件うち3,151件（4.3%）
令和２年度　92,801件うち6,524件（7.0%）
令和元年度　190,051件うち14,904件（7.8%）

特定技能

特定産業分野（全12分野24業務区分）

対応する特定産業分野なし

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ②

技能実習２号移行対象職種・作業一覧

黄色部分：対応する特定産業分野なし

1　農業関係（２職種６作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果　樹
畜産農業●	養　豚
	養　鶏
	酪　農

2　漁業関係（２職種10作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖

3　建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
と　び	と　び
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左　官	左　官
配　管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表　装	壁　装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘　削
	締固め
築　炉	築　炉

（注１）●の職種：技能実習評価試験に係る職種
（注２）このうち80職種144作業については、３号まで実習可能（△のある職種・作業を除く）。

4　食品製造関係（11職種18作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5　繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染　色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6　機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳　造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛　造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	プライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき

6　機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7　その他（20職種37作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印　刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製　本	製　本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗　装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶　接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介　護●	介　護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解き装
	空気装置検修・解き装

○　社内検定型の職種・作業（１職種３作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ③

現状

○　12特定産業分野の全24業務区分のうち、 23業務区分が技能実習２号移行対象職種・作業と対応している（技能実習から試験免除で移行可能）。

イメージ

特定技能

- ○ 介護（１業務区分）
- ○ ビルクリーニング（１業務区分）
- ○ 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業（３業務区分）
- ○ 建設（３業務区分）
- ○ 造船・舶用工業（６業務区分）
- ○ 自動車整備（１業務区分）
- ○ 航空（１業務区分（空港グランドハンドリング））
- ○ 宿泊（１業務区分）
- ○ 農業（２業務区分）
- ○ 漁業（２業務区分）
- ○ 飲食料品製造業（１業務区分）
- ○ 外食業（１業務区分）

（注）業務の中には、技能実習２号移行対象職種・作業に対応していないものも含まれる。

（注）

23業務区分

技能実習２号良好修了者は試験免除で移行可能

技能実習

対応する技能実習２号移行対象職種・作業あり

○ 航空（１業務区分（航空機整備））

1業務区分

対応する技能実習２号移行対象職種・作業なし

特定技能の分野と技能実習の職種の関係 ④

（令和４年８月30日時点）

特定技能			技能実習		
特定産業分野	業務区分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業
介護	1	身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）（注）訪問系サービスは対象外	1職種1作業	介護	介護
ビルクリーニング	1	建築物内部の清掃	1職種1作業	ビルクリーニング	ビルクリーニング
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	3	機械金属加工	15職種34作業	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
					非鉄金属鋳物鋳造
				鍛造	ハンマ型鍛造
					プレス型鍛造
				ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
					コールドチャンバダイカスト
				機械加工	普通旋盤
					フライス盤
					数値制御旋盤
					マシニングセンタ
				金属プレス加工	金属プレス
				鉄工	構造物鉄工
				工場板金	機械板金
				仕上げ	治工具仕上げ
					金型仕上げ
					機械組立仕上げ
				機械検査	機械検査
				機械保全	機械系保全
				電気機器組立て	回転電機組立て
					変圧器組立て
					配電盤・制御盤組立て
					開閉制御器具組立て
					回転電機巻線製作
				プラスチック成形	圧縮成形
					射出成形
					インフレーション成形
					ブロー成形
				塗装	建築塗装
					金属塗装
					鋼橋塗装
					噴霧塗装
				溶接	手溶接
					半自動溶接
				工業包装	工業包装
		電気電子機器組立て	9職種22作業	機械加工	普通旋盤
					フライス盤
					数値制御旋盤
					マシニングセンタ
				仕上げ	治工具仕上げ
					金型仕上げ
					機械組立仕上げ
				機械検査	機械検査
				機械保全	機械系保全
				電子機器組立て	電子機器組立て
				電気機器組立て	回転電機組立て
					変圧器組立て
					配電盤・制御盤組立て
					開閉制御器具組立て
					回転電機巻線製作
				プリント配線板製造	プリント配線板設計
					プリント配線板製造
				プラスチック成形	圧縮成形
					射出成形
					インフレーション成形
					ブロー成形
				工業包装	工業包装
		金属表面処理	2職種3作業	めっき	電気めっき
					溶融亜鉛めっき
				アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理

特定技能			技能実習		
特定産業分野	業務区分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業
建設	3	土木	10職種16作業	さく井	パーカッション式さく井工事
					ロータリー式さく井工事
				型枠施工	型枠工事
				鉄筋施工	鉄筋組立て
				とび	とび
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
				ウエルポイント施工	ウエルポイント工事
				建設機械施工	押土・整地
					積込み
					掘削
					締固め
				鉄工	構造物鉄工
				塗装	建築塗装
					鋼橋塗装
				溶接	手溶接
					半自動溶接
		建築	19職種27作業	建築板金	ダクト板金
					内外装板金
				建具製作	木製建具手加工
				建築大工	大工工事
				型枠施工	型枠工事
				鉄筋施工	鉄筋組立て
				とび	とび
				石材施工	石材加工
					石張り
				タイル張り	タイル張り
				かわらぶき	かわらぶき
				左官	左官
				内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
					カーペット系床仕上げ工事
					鋼製下地工事
					ボード仕上げ工事
					カーテン工事
				サッシ施工	ビル用サッシ施工
				防水施工	シーリング防水工事
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
				表装	壁装
				築炉	築炉
				鉄工	構造物鉄工
				塗装	建築塗装
					鋼橋塗装
				溶接	手溶接
					半自動溶接
		ライフライン・設備	5職種8作業	建築板金	ダクト板金
					内外装板金
				冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
				配管	建築配管
					プラント配管
				熱絶縁施工	保温保冷工事
				溶接	手溶接
					半自動溶接
造船・舶用工業	6	溶接	1職種2作業	溶接	手溶接
					半自動溶接
		塗装	1職種2作業	塗装	金属塗装
					噴霧塗装
		鉄工	1職種1作業	鉄工	構造物鉄工
		仕上げ	1職種3作業	仕上げ	治工具仕上げ
					金型仕上げ
					機械組立仕上げ
		機械加工	1職種4作業	機械加工	普通旋盤
					フライス盤
					数値制御旋盤
					マシニングセンタ
		電気機器組立て	1職種5作業	電気機器組立て	回転電機組立て
					変圧器組立て
					配電盤・制御盤組立て
					開閉制御器具組立て
					回転電気巻線製作

技能実習２号移行対象職種・作業と特定技能１号における分野（業務区分）との関係

黄色部分：対応する技能実習２号移行対象職種・作業がない特定技能１号の業務区分

特定技能			技能実習		
特定産業分野	業務区分数	従事する業務	職種・作業数	職種	作業
自動車整備	1	自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	1職種1作業	自動車整備	自動車整備
航空	2	空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等）	1職種1作業	空港グランドハンドリング	航空機地上支援
		航空機整備（機体、装備品等の整備業務等）	–	–	
宿泊	1	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	1職種1作業	宿泊	接客・衛生管理
農業	2	耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）	1職種3作業	耕種農業	施設園芸
					畑作・野菜
					果樹
		畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）	1職種3作業	畜産農業	養豚
					養鶏
					酪農
漁業	2	漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）	1職種9作業	漁船漁業	かつお一本釣り漁業
					延縄漁業
					いか釣り漁業
					まき網漁業
					ひき網漁業
					刺し網漁業
					定置網漁業
					かに・えびかご漁業
					棒受網漁業
		養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲（穫）・処理、安全衛生の確保等）	1職種1作業	養殖業	ほたてがい・まがき養殖
飲食料品製造業	1	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）	10職種17作業	缶詰巻締	缶詰巻締
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造
					加熱乾製品製造
					調味加工品製造
					くん製品製造
				非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造
					乾製品製造
					発酵食品製造
					調理加工品製造
					生食用加工品製造
				水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
				ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
				パン製造	パン製造
				そう菜製造業	そう菜加工
				農産物漬物製造業	農産物漬物製造
外食業	1	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	1職種1作業	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

特定技能外国人に対する賃金の支払状況

月平均支給額（令和３年・分野別）　単位：円　（暫定値）

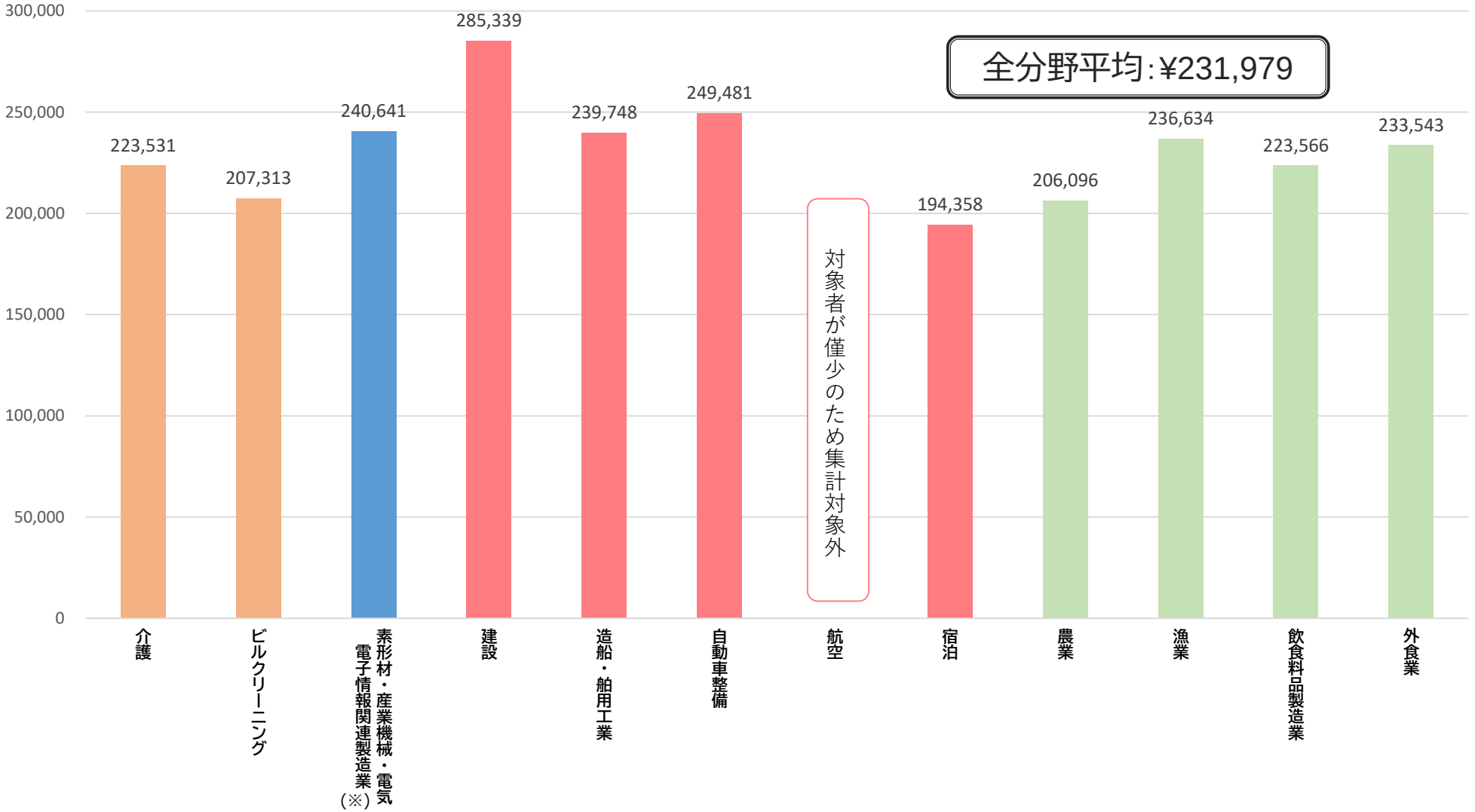

（※）「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の月平均支給額は、旧分野「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の３分野を一括して集計したもの。

（注）令和３年を通じて在留した特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、１か月当たりの平均支給賃金額（総額）を算出したもの（11,331名分の届出内容から算出）。なお、対象者数が10名以下の分野（航空分野）については集計対象外とした。

特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態

○ 特定技能の求職において仲介者（国内外問わない。）を利用していた外国人の割合は95%
○ そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%

特定技能の求職における仲介機関の利用の状況

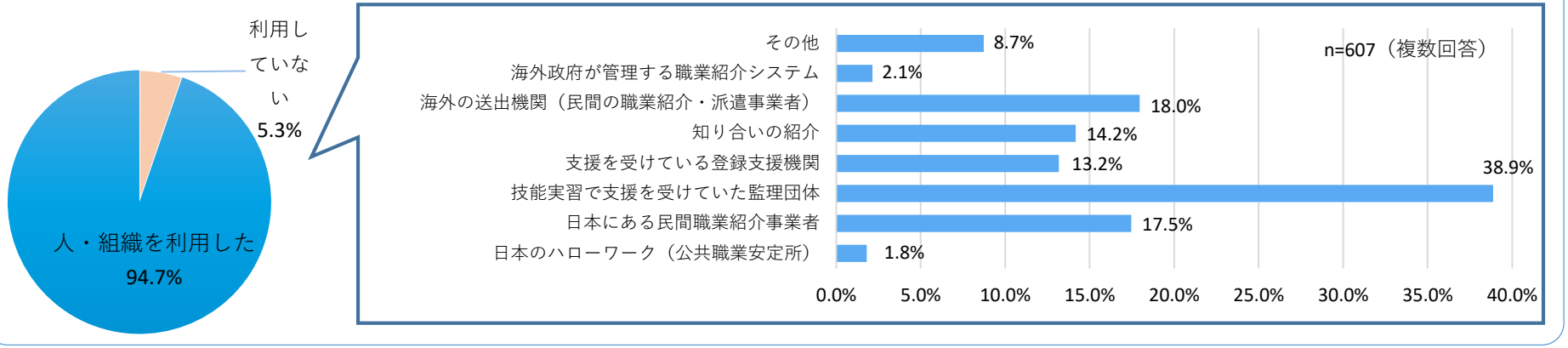

仲介機関に支払った手数料を借金で賄った金額及び人数

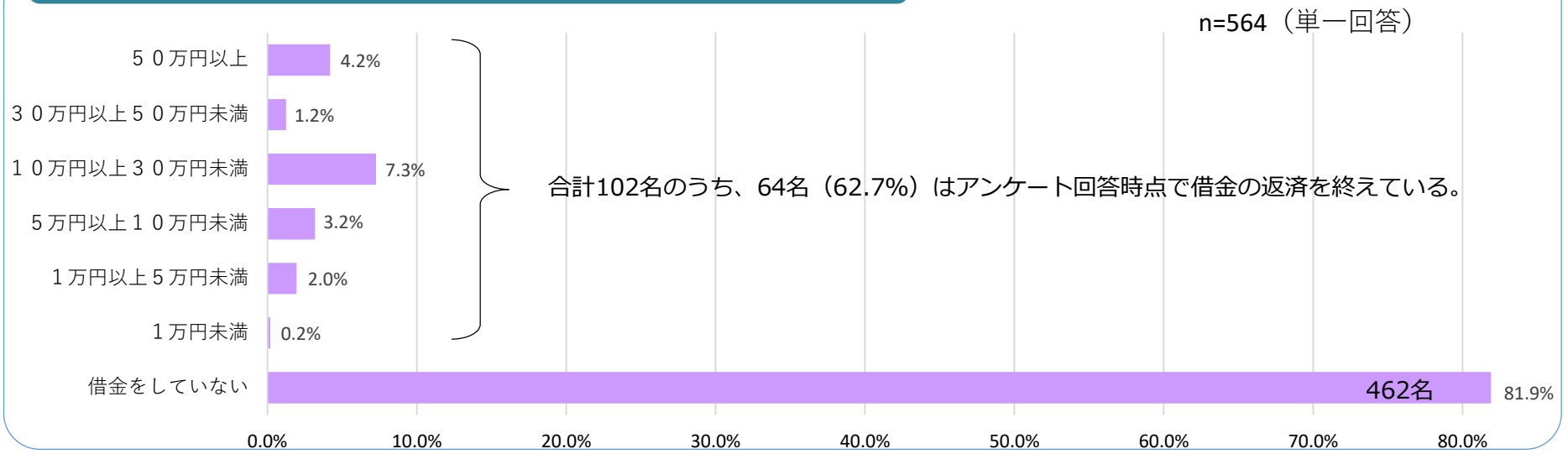

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和４年７月）

特定技能外国人の行方不明状況

○ 令和３年における特定技能外国人の行方不明者数は76人であり、特定技能外国人数（注１）に占める割合は0.14%
○ 国籍別では、特定技能外国人数が２番目に多い「フィリピン」の行方不明者は発生していない。
○ 分野別では、特定技能在留外国人数（注２）と比較して「農業」や「建設」の行方不明者全体に占める割合が高い傾向にある。

国籍別

行方不明者数　76人（令和３年）
※「行方不明」を事由とする届出件数を計上

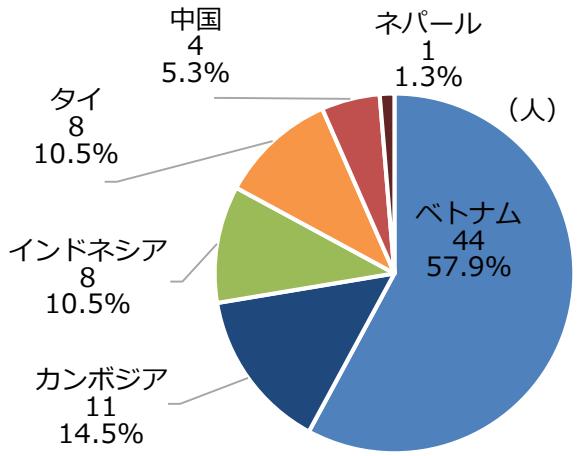

分野別（※）

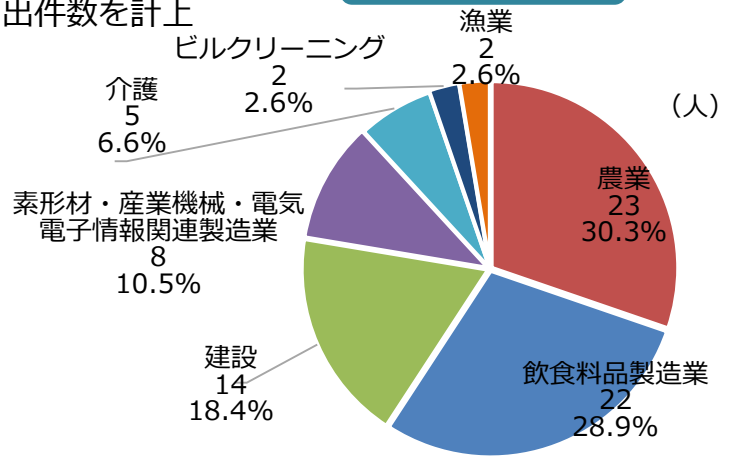

（※）令和3年の「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の行方不明者数は、旧分野「素形材産業」「産業機械製造業」「電気・電子情報関連産業」の合計値

（注１）特定技能在留外国人数（令和２年末）に在留資格「特定技能」の上陸許可件数及び資格変更許可件数（令和３年）を加えたもの

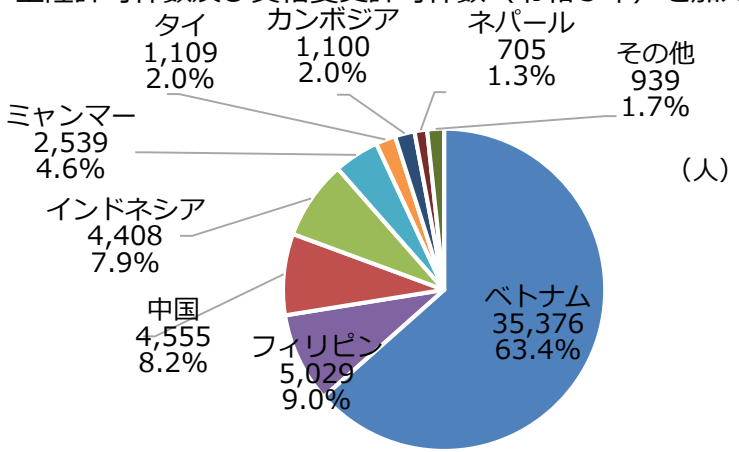

（注３）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

（注２）分野別の特定技能在留外国人数（令和４年９月末、速報値）

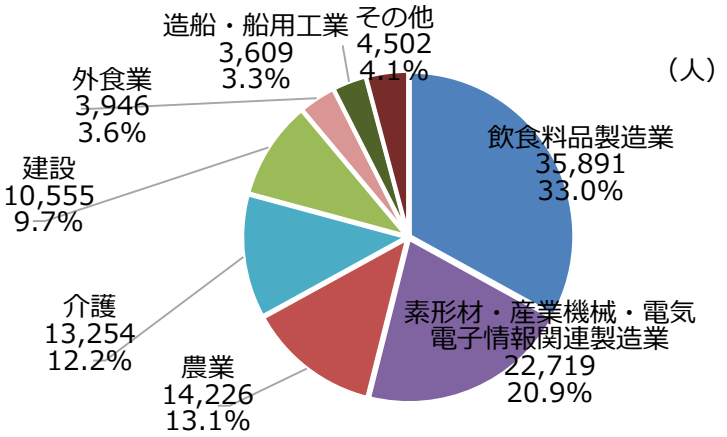

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

受入れ機関及び登録支援機関の概要

○　受入れ機関の数は、21,413機関（令和４年９月末時点）であり、都道府県別では、多い順に、愛知県、大阪府、東京都、茨城県、北海道となっている。
○　登録支援機関の数は、7,692機関（令和４年11月時点）であり、外国人からの相談・苦情対応等の様々な支援を行っている。

1　受入れ機関の概要

①受入れ機関数（注）21,413機関（暫定値）

②都道府県別受入れ機関数

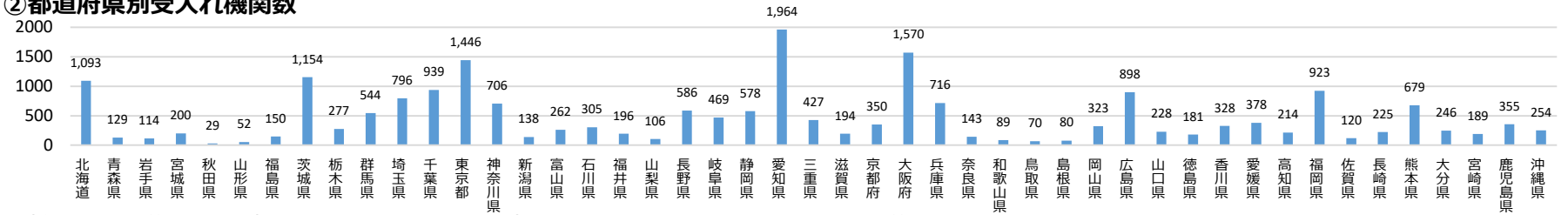

（注）令和４年第３四半期（７～９月）における定期届出（受入れ・活動状況の届出）の受理件数を基に算出したもの。

2　登録支援機関の概要

①登録支援機関の数　7,692機関（令和４年11月22日時点）　（出典）出入国在留管理庁ホームページ

②登録支援機関を利用している受入れ機関の割合

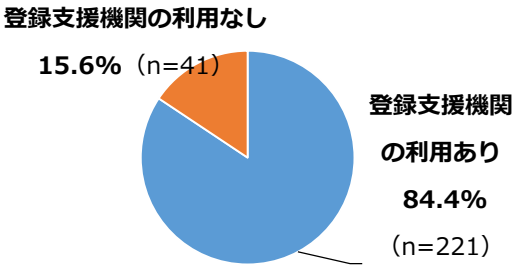

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和４年７月）

③登録支援機関の類型（令和４年９月末現在、速報値）

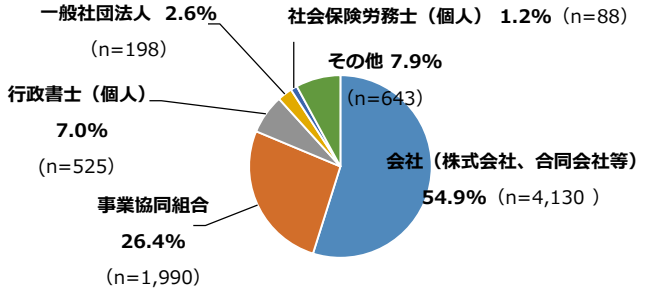

※　個人の登録支援機関については、複数の類型に該当する者があるため、登録支援機関数とは一致しない。

（出典）出入国在留管理庁保有データ

④各登録支援機関が支援した外国人数

○登録支援機関が過去１年間に支援した外国人数は、「10人以下」（37.3%）が最も多く、「11人以上20人以下」を含めると、これらで半数以上を占めている。
○登録支援機関のうち、過去１年間に支援した外国人数が「０人」のものは、25.4%であった。

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査」（令和４年７月）

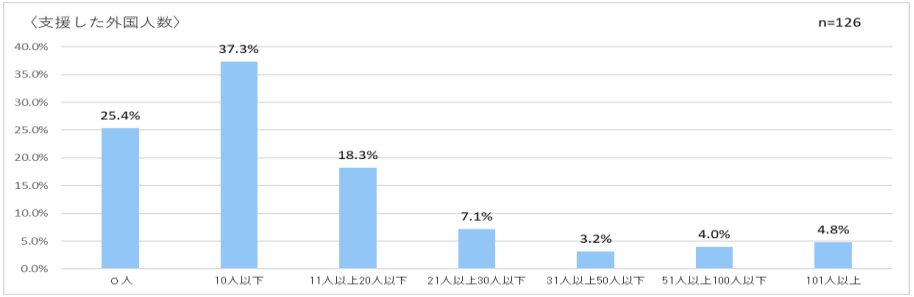

特定技能制度における登録支援機関への支援委託料の支払額

特定技能外国人１人当たりの支援委託料（月額、暫定値）（注１）

○　特定技能外国人１人当たりの支援委託料（月額）の平均金額は28,386円で、全体では30,000円以下で約90%を占める。

○　金額帯で最も多いのは、20,000円超～25,000円以下（26.2%）、次いで15,000円超～20,000円以下（25.3%）となっている。

特定技能外国人１人当たりの月額支援委託料	外国人数	構成比
5,000円以下	600	0.9%
5,000円超～10,000円以下	4,515	6.4%
10,000円超～15,000円以下	6,665	9.5%
15,000円超～20,000円以下	17,781	25.3%
20,000円超～25,000円以下	18,434	26.2%
25,000円超～30,000円以下	14,322	20.3%
30,000円超	8,087	11.5%
合計	70,404	100.0%

（注１）令和４年９月末に在留する特定技能外国人を対象とし、当該外国人が受けた「特定技能１号」の直近の許可に係る申請において登録支援機関に有償で委託するとされたものを集計したもの。

（注２）表中の構成比は、小数点第二位以下を四捨五入。

特定技能外国人１人当たりのマッチング媒体利用に支払った費用

○　特定技能所属機関が、特定技能外国人の採用に利用したマッチング媒体（注３）への支払額は、「支払っていない」（40.9%）が最も多い。

○　支払った場合では「10万円以上30万円未満（26.7%）」が最も多い。

（注３）マッチング媒体：ハローワーク（公共職業安定所）、日本の民間職業紹介事業者、技能実習で監理業を行っていた監理団体、支援を委託している登録支援機関　等

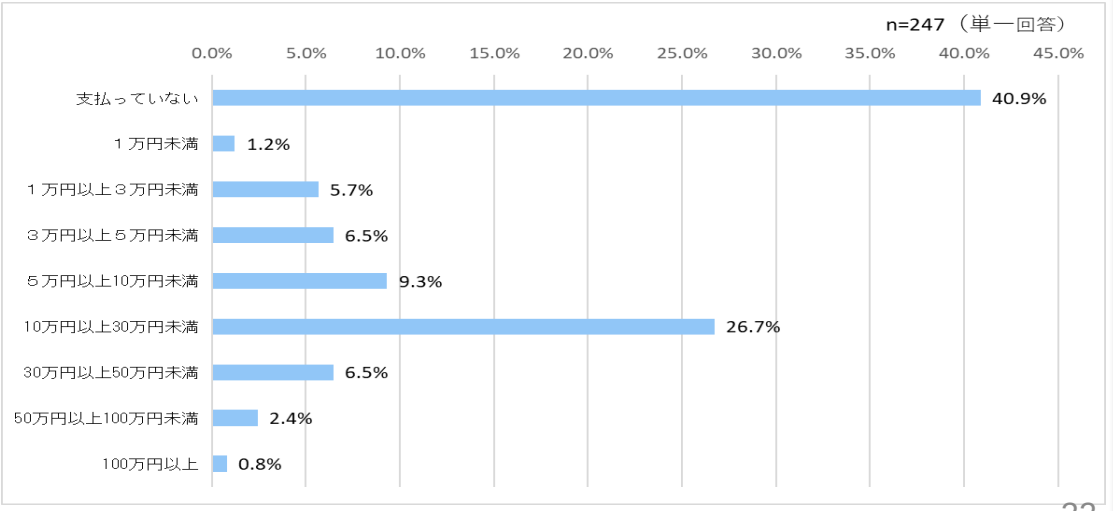

（出典）出入国在留管理庁「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査（令和４年７月）」

特定技能制度における実地調査、行政処分等の状況

○　地方入管官署は、特定技能所属機関等の定期的な届出等に基づき、実地調査を実施している。

○　制度施行後３年間で、特定技能所属機関に対する受入れ停止措置は、14機関、登録支援機関の登録の取消しは７機関である。

1　実地調査件数

	平成31（令和元）年	令和２年	令和３年	合計
特定技能所属機関	8	2,227	4,182	6,417
登録支援機関	1	1	2	4
合計	9	2,228	4,184	6,421

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

2　行政処分等の件数

①　欠格事由認定・登録の取消し

（単位：機関数）

	平成31（令和元）年度	令和２年度	令和３年度	合計
特定技能所属機関	0	3	11	14
登録支援機関	0	3	4	7
合計	0	6	15	21

②　改善命令

（単位：機関数）

	平成31（令和元）年度	令和２年度	令和３年度	合計
特定技能所属機関	0	0	1	1
合計	0	0	1	1

【特定技能所属機関の欠格事由認定の上位３事由】

・実習認定の取消し　８件
・労働関係法令違反　３件
・不法就労助長　２件

【登録支援機関の登録取消しの上位３事由】

・技能実習制度における不正行為　２件
・出入国又は労働関係法令による罰金刑　２件
・偽造文書の提出等　１件

（注）同一機関が複数の事由に該当する場合がある。

（出典）出入国在留管理庁において業務上集計したもの

特定技能ＭＯＣに基づく送出国政府への通報状況

○　これまで（2022年12月時点）日本から送出国政府に対して送出機関の不適正事案１９件を通報した。通報内容で最も多いのは「高額な手数料」の疑いであり、次いで「送出国の法令に違反」の疑いである。
○　送出国においては、日本からの通報を受けて送出機関に対する所要の調査を行った上、指導等を行っている。

1　ＭＯＣ作成国（１５カ国）

フィリピン（2019.3.19）、カンボジア（2019.3.25）、ネパール（2019.3.25）、ミャンマー（2019.3.28）、モンゴル（2019.4.17）、スリランカ（2019.6.19）、インドネシア（2019.6.25）、ベトナム（2019.7.1）、バングラデシュ（2019.8.27）、ウズベキスタン（2019.12.17）、パキスタン（2019.12.23）、タイ（2020.2.4）、インド（2021.1.18）、マレーシア（2022.5.26）、ラオス（2022.7.28）

2　特定技能送出国における送出機関の利用状況

送出機関の利用状況	国名
送出機関の利用が必須の国	フィリピン、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、モンゴル、ラオス
送出機関の利用が任意の国	バングラデシュ、ネパール、スリランカ、インドネシア、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド

※マレーシアについては調整中。

3　認定送出機関数（全966機関）

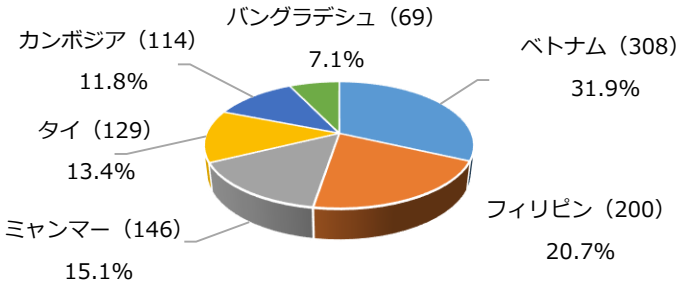

※モンゴルは政府機関であるGOLWSのみ、ラオスについては調整中。

4　相互の通報状況

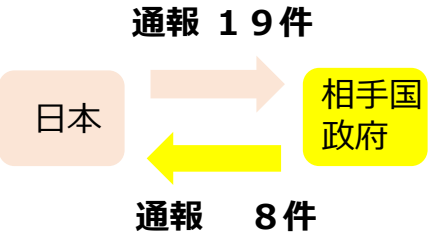

※同一の機関について複数回通報している場合もある。

5　日本から送出国政府への通報数の国別内訳

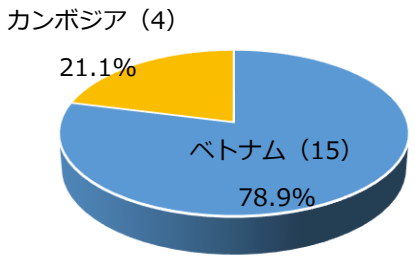

※いずれも2022年12月現在の数値。

6　日本から送出国政府への通報内容の内訳

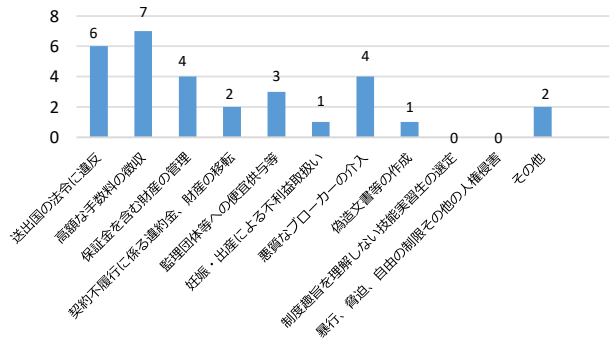

※一通報に複数の内訳がある場合もある。

7　送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全18機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	０機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	２機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	４機関
④送出国政府において調査中の機関	13機関

※指導・処分等については、相手国政府からの報告に基づく。
※同一の機関に複数回通報している場合もあるため、機関数とは一致しない。

参考　各種調査結果

別添１「監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査について」（外国人技能実習機構・令和４年１月２４日）

別添２「技能実習生の支払い費用に関する実態調査について」（出入国在留管理庁・令和４年７月２６日）

別添３「特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査について」（出入国在留管理庁・令和４年７月）

別添１

令和４年１月 24 日
外国人技能実習機構

監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の費用に係るアンケート調査について（結果の概要）

外国人技能実習機構では、外国人技能実習生の受入れに関連して、監理団体が実習実施者から徴収している監理費等の費用の実情を把握するため、監理団体に対しアンケート調査を実施しましたので、その結果の概要を公表します。

１　監理費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理費（注１）について、初期費用、定期費用及び不定期費用（注２）の各平均値は下表のとおりとなった。

（単位：円）

初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（１号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（２号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（３号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

（注１）監理団体が技能実習法令に規定する監理事業（実習生のあっせん及び実習監理）を行う上で、通常要する費用として実習実施者から徴収する経費（実費に限る。）であり、職業紹介費・講習費・監査指導費等が該当する。

（注２）用語の説明
〇初 期 費 用：監理団体が実習実施者から、外国人技能実習生１名を受け入れる際に最初に徴収する監理費
〇定 期 費 用：監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費
〇不定期費用：監理団体が実習実施者から、費用の発生ごとに徴収する監理費

（参考）上記集計結果を基に、外国人技能実習生１名を受け入れるに当たって、技能実習修了までに要する費用の各平均値を合計（初期費用＋各号の定期費用の年額）すると、技能実習２号（３年間）までは約１４１万円、技能実習３号（５年間）までは約１９８万円であった。

２　監理費の内訳

監理団体が実習実施者から徴収した監理費の主な内訳は、以下のとおりとなった。
〇初 期 費 用：入国後講習に要する費用、募集・選抜に要する費用、入国後講習における手当
〇定 期 費 用：監査・訪問指導費用、送出機関に支払う費用、帰国のための渡航費
〇不定期費用：一時帰国に係る渡航費、帰国のための渡航費、来日する際の初回の渡航費

３　監理費の種類別の平均値

監理費の種類別（職業紹介費、監査指導費、講習費及びその他諸経費）の平均値は、下表のとおりとなった。

（単位：円）

	初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（１号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（２号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（３号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
職業紹介費	88, 350	8, 467	8, 011	6, 479	2, 259
監査指導費	802	14, 554	13, 742	11, 522	272
講習費	159, 579	614	228	37	4, 079
その他諸経費	92, 671	6, 916	7, 114	5, 934	148, 171

監理団体が実習実施者から徴収する監理費等に関する
アンケート調査の結果について

第１　アンケートの概要

１　目的

監理団体が実習実施者から徴収する監理費等の経費等の実態を把握し、技能実習制度の適正な運用・制度設計に資するための基礎資料とする。

２　対象者

外国人技能実習機構に対して情報発信用メールアドレスを登録している監理団体の中で、令和元年度（平成 31 年４月１日～令和２年３月 31 日）において実習監理の実績のあった監理団体(注)

（注）実習監理の実績の有無は令和元年度の事業報告書の内容から判断した。
また、令和元年度以降に行政処分を受けている監理団体は除外した。

３　実施方法

外国人技能実習機構が、上記の監理団体に対しアンケート票をオンラインで送付し、監理団体がアンケート票に入力後、同機構の返送用メールアドレスへオンラインで返信する方法により実施した。

４　実施期間

令和３年９月９日から同年 10 月４日まで

５　回答数

アンケート対象者数は 1,972 団体、有効回答数は 631 団体で、有効回答率は約 32.0％であった。

第２　用語の説明

〔初期費用〕
　技能実習生１名を新たに受け入れるときに実習実施者から最初に徴収する一般的な費用をいう。

〔定期費用〕
　技能実習生を受け入れている実習実施者から定期的にきまって徴収する一般的な費用をいう。

〔不定期に徴収する費用〕
　初期費用･定期費用以外に､費用の発生ごとに実習実施者から徴収する一般的な費用をいう。

〔職業紹介費〕
　実習実施者等と技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用をいう。例えば、募集・選抜に要する人件費や交通費、送出機関へ支払う費用などがこれに該当する。

〔講習費〕
　入国前講習及び入国後講習に要する費用をいう。例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、講習手当などがこれに該当する。

〔監査指導費〕
　実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費等の費用をいう。

〔その他諸経費〕
　職業紹介費、講習費及び監査指導費に含まれない、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用をいう。例えば、技能実習生の渡航及び帰国に要する費用、実習実施者及び技能実習生に対する相談・支援に要する費用、実習実施者の倒産等により技能実習が継続できなくなった場合の対応に要する費用などがこれに該当する。

〔募集・選抜に要する費用〕
　技能実習生候補者の選抜・面接を行うために必要となる費用をいう。例えば、監理団体職員が送出国へ渡航する際に必要となる人件費・旅費・宿泊費・交通費・通信費や実習実施者との連絡・協議に要する費用などがこれに該当する。なお、送出機関に対して支払う費用（送出機関との協議に要する費用など）については含まない。

〔健康診断費用〕
　入国前・入国後の技能実習生の健康診断に要する費用をいう。

〔監査・訪問指導費用〕
　監査（３か月に１回以上）や訪問指導（毎月１回以上（技能実習１号のみ））を行う際に必要となる費用をいう。

〔送出機関に支払う費用〕
　監理団体と送出機関との間で締結した協定に基づき、実習実施者から徴収し、監理団体から送出機関に対して支払われる費用（送出管理費）をいう。

〔入国前講習に要する費用〕
入国前講習を実施する際に必要となる費用（教材費・講習委託費用・外部委託している場合は委託費用など）をいう。

〔入国後講習に要する費用〕
入国後講習の実施に必要となる費用をいう。例えば、監理団体が支出する施設使用料、講師や通訳人への謝金、教材費、講習手当・講習中の保険費用・送迎費用・外部機関へ委託している場合は委託費用も含まれる。

〔入国後講習における手当〕
技能実習生に対して入国後講習時に支給する費用をいう。支給内容が現金以外の場合（食事や住居などを現物で支給している場合）には、一人当たりの一般的な見込額をいう。

〔技能実習生が来日する際の初回の渡航費〕
送出国から日本に入国するために必要となる費用（片道航空券代）をいう。
なお、航空券代金は、主に受入れを行っている国からの一般的な費用をいう。

〔一時帰国に係る渡航費〕
２号から３号に移行する際、本国に一時帰国し、その後、日本に再入国する際に必要となる航空券代（往復）をいう。
なお、航空券代金は、主に受入れを行っている国からの一般的な費用をいう。

〔帰国のための渡航費〕
技能実習を修了し、本国へ帰国する際に必要となる費用（片道航空券代）をいう。
なお、航空券代金は、主に受入れを行っている国からの一般的な費用をいう。

〔実習監理に要する費用〕
監理費として徴収するもののうち､上記の費用に区分することが難しいものをいう｡例えば、技能実習生からの相談支援費用、技能実習検定料、技能実習計画の認定申請関係費用、監理事業の実施に要する費用（職業紹介費・講習費用・監査指導費に含まれない実習監理に要する人件費や事務諸経費（家賃・システム経費等））などが該当する。

〔監理団体への入会費〕
実習実施者が監理団体へ加入するに当たって要する入会費・出資金等をいう。
１人当たりの金額ではなく、実習実施者１者当たりの金額。

〔監理団体への年会費〕
監理団体が組合運営などのために実習実施者から徴収する１者当たりの年会費をいう。

〔民間支援機関への入会費（賛助会費）〕
外国人技能実習機構・地方出入国在留管理局宛ての各種申請書類の作成支援、受入れ業務等の支援等を行う機関に対して加入するに当たって要する費用をいう。１人当たりの金額ではなく、実習実施者１者当たりの金額。

〔民間支援機関への年会費（賛助会費）〕
上記民間支援機関へ在籍するために要する更新費用等をいう。１人当たりの金額ではなく、実習実施者１者当たりの金額。

第３　アンケートの結果

１　監理団体が実習実施者から徴収している費用の平均値

監理団体が実習実施者から徴収している費用について、初期費用、定期費用及び不定期費用の各平均値は表１のとおりとなった。

なお、「徴収額」は、技能実習生１名について受入れから技能実習修了後の帰国までに徴収する一般的な金額として回答を得ているものである（以下同じ）。

表１　初期費用・定期費用・不定期費用の平均値（単位：円）

初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（1号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（2号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（3号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
341,402	30,551	29,096	23,971	154,780

（１）監理団体が実習実施者から徴収している初期費用の平均値

監理団体が実習実施者から、技能実習生１名を受け入れる際に徴収する監理費（初期費用）の平均値は、34 万 1,402 円となっている。

図１　初期費用の分布

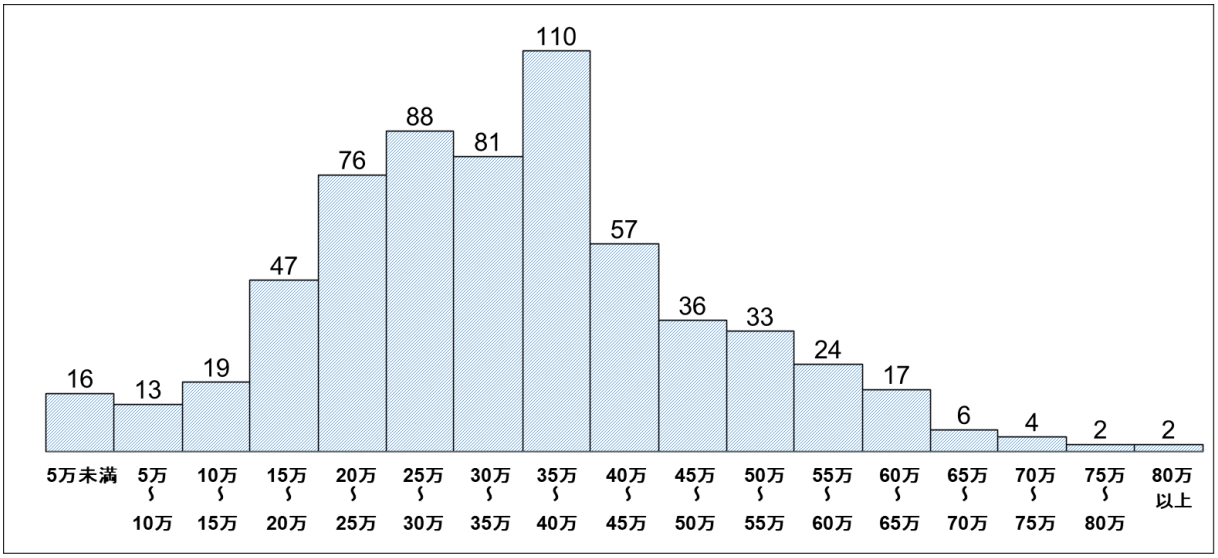

（２）監理団体が実習実施者から徴収している定期費用の平均値

監理団体が実習実施者から、定期的にきまって徴収する監理費（定期費用、１人当たりの徴収額）の平均値は、技能実習１号時では月額３万 551 円、技能実習２号時では２万 9,096 円、技能実習３号時では２万 3,971 円となっている。

図２　定期費用の分布

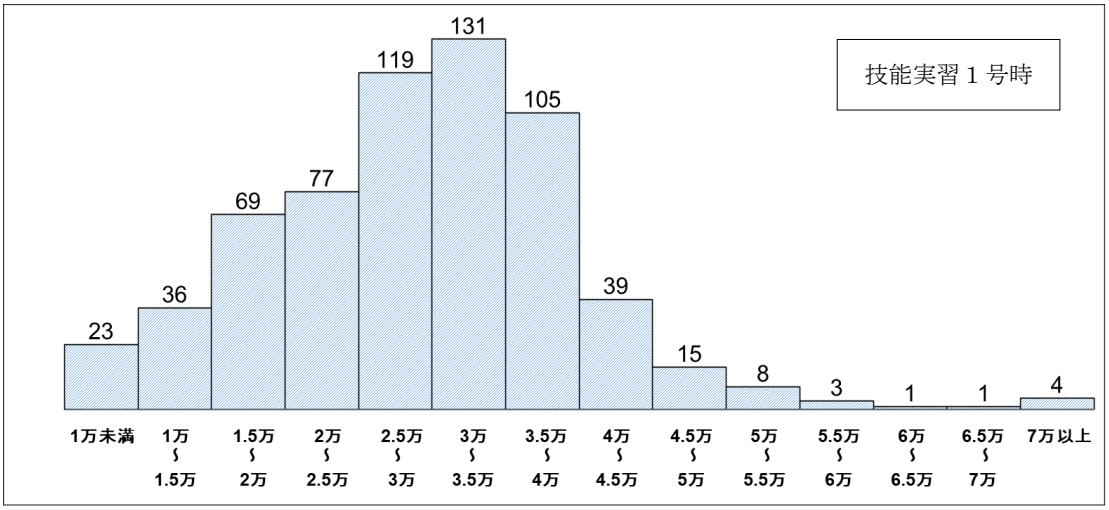

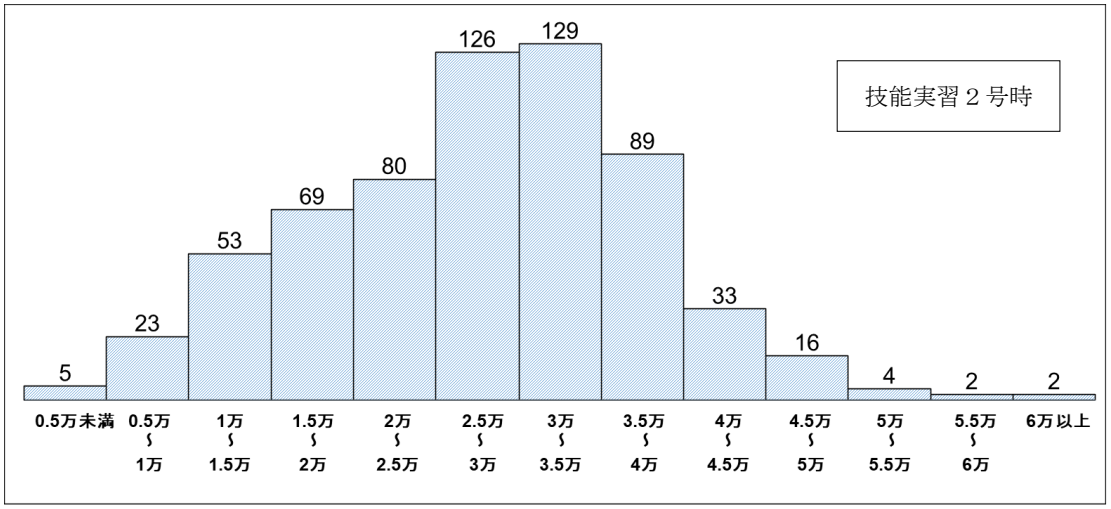

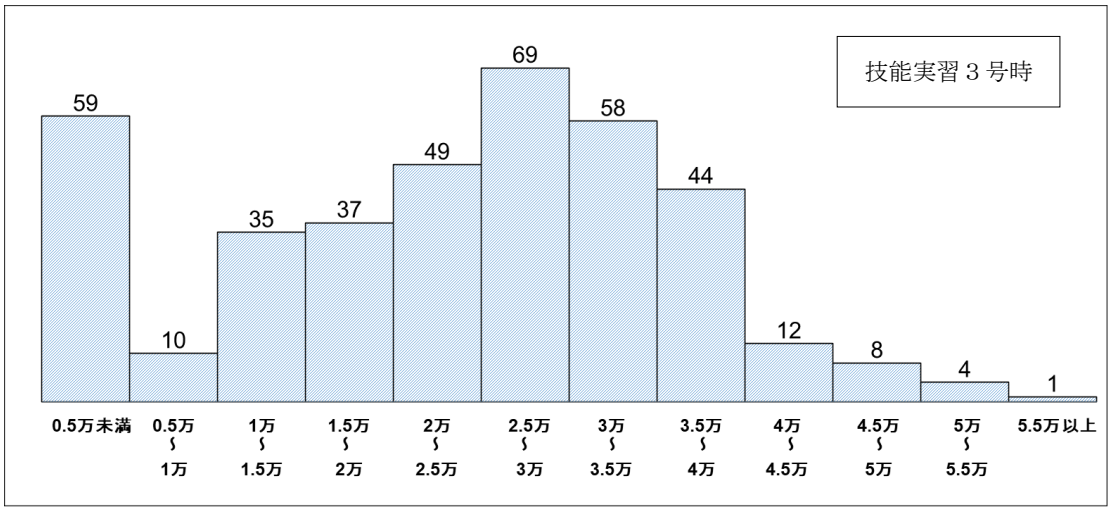

（３）監理団体が実習実施者から徴収している不定期費用の平均値

監理団体が実習実施者から、費用が発生するごとに徴収している監理費（不定期費用）の平均値は、15 万 4,780 円となっている。

図３　不定期費用の分布

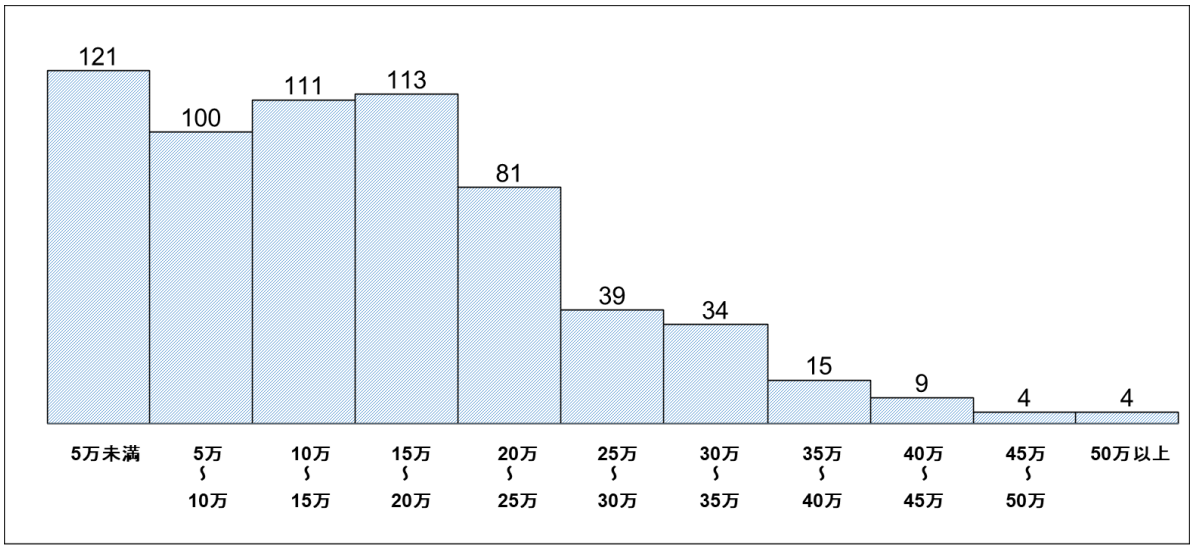

２　各費用の内訳の割合

（１）初期費用の内訳の割合

初期費用として徴収した監理費の内訳の割合（各監理費の費用項目の総額の割合。以下同じ。）は、入国後講習に要する費用が 21.8%、募集・選抜に要する費用が 21.0%、入国後講習における手当が 17.4%となっている。

図４　初期費用として徴収した監理費の内訳 (注１)

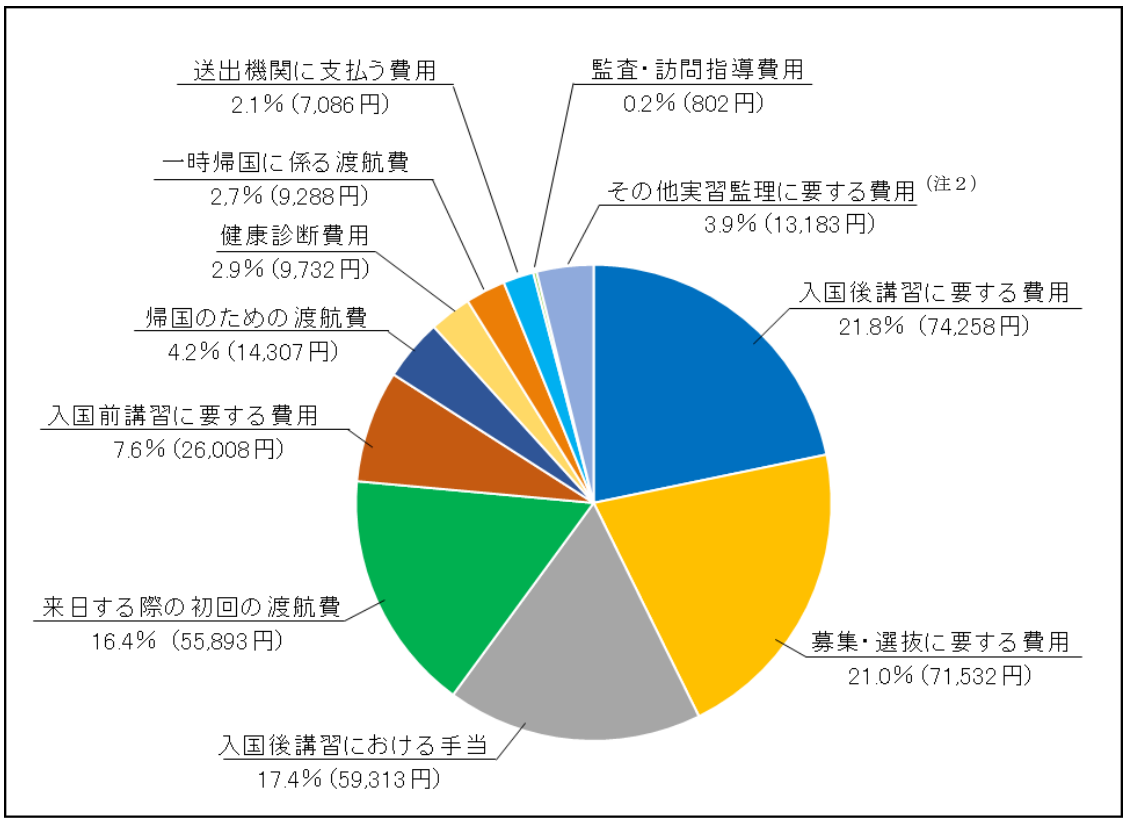

（２）定期費用の内訳の割合

定期費用として徴収した監理費の内訳の割合は、技能実習１号時では監査・訪問指導費用が 47.6%、送出機関に支払う費用が 23.2%、募集・選抜に要する費用が 4.3%、技能実習２号時では監査・訪問指導費用が 47.2%、送出機関に支払う費用が 23.6%、募集・選抜に要する費用が 3.8%、技能実習３号時では監査・訪問指導費用が 48.1%、送出機関に支払う費用が 23.1%、募集・選抜に要する費用が 3.8%となっている。

図５　定期費用として徴収した監理費の内訳（注１）

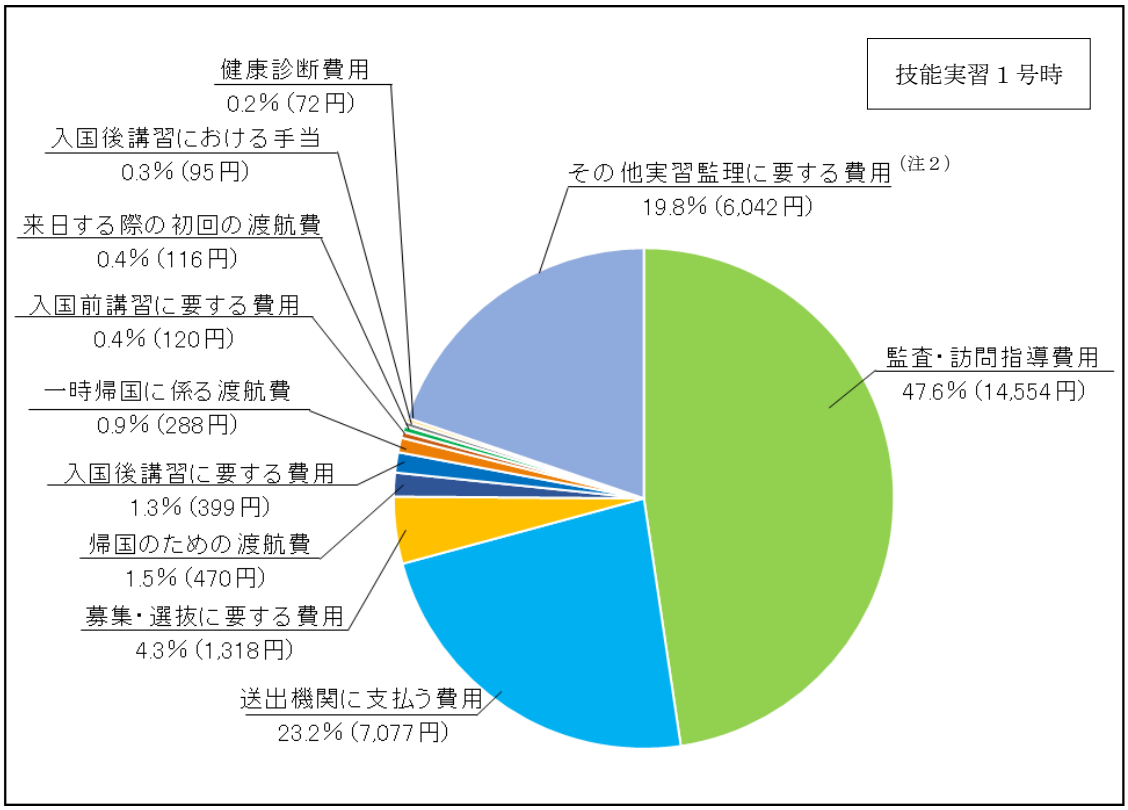

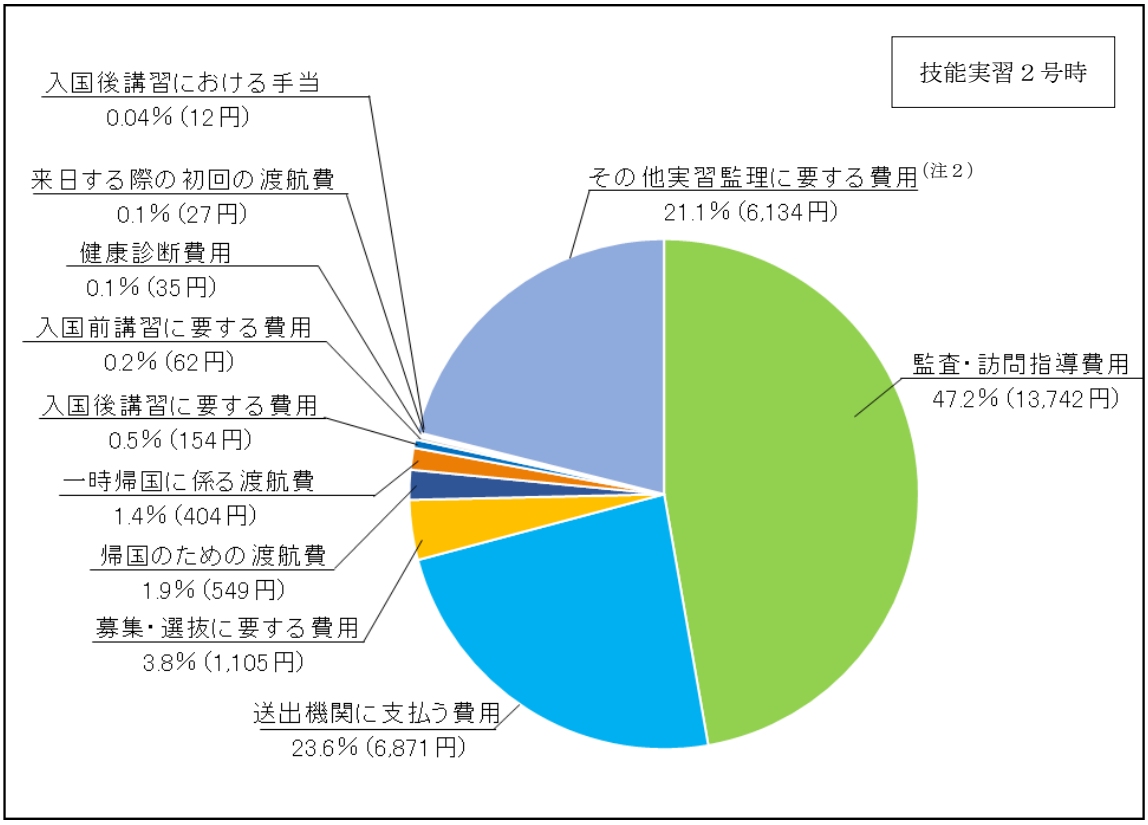
技能実習２号時
入国後講習における手当
0.04%（12円）
来日する際の初回の渡航費
0.1%（27円）
健康診断費用
0.1%（35円）
入国前講習に要する費用
0.2%（62円）
入国後講習に要する費用
0.5%（154円）
一時帰国に係る渡航費
1.4%（404円）
帰国のための渡航費
1.9%（549円）
募集・選抜に要する費用
3.8%（1,105円）
送出機関に支払う費用
23.6%（6,871円）
その他実習監理に要する費用（注２）
21.1%（6,134円）
監査・訪問指導費用
47.2%（13,742円）

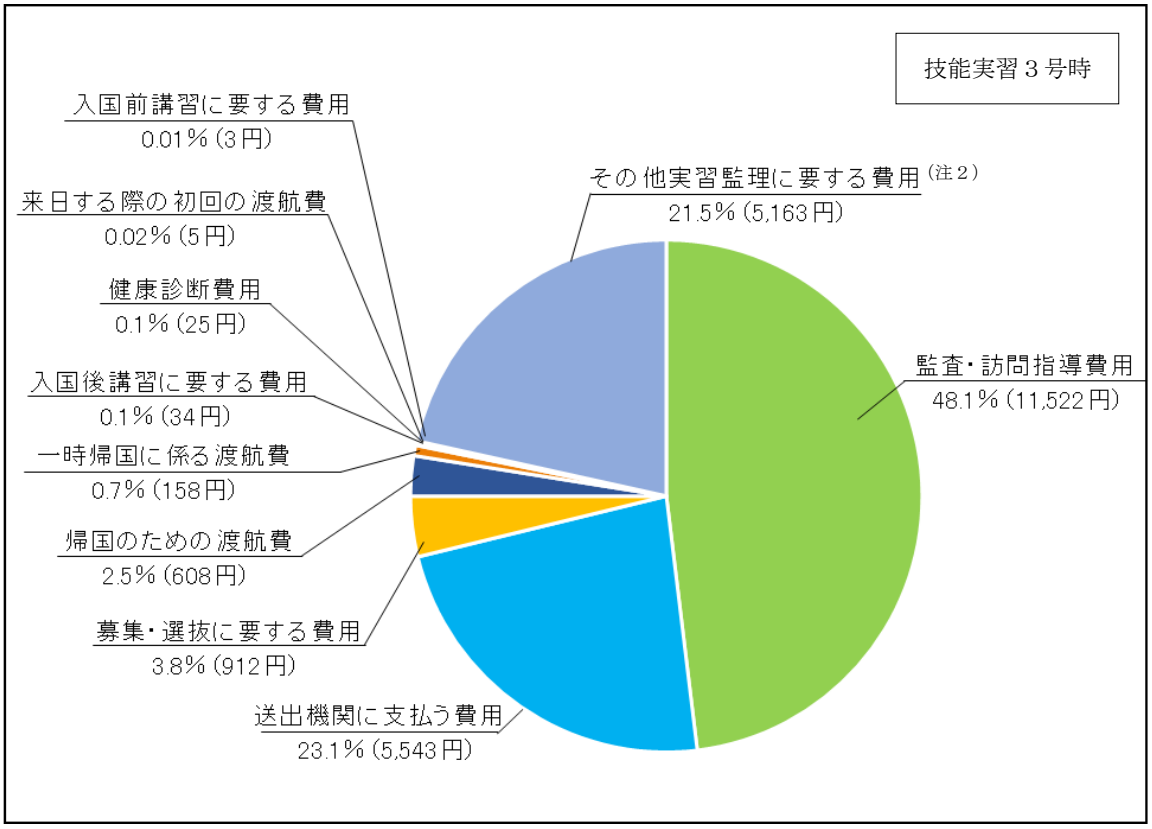
技能実習３号時
入国前講習に要する費用
0.01%（3円）
来日する際の初回の渡航費
0.02%（5円）
健康診断費用
0.1%（25円）
入国後講習に要する費用
0.1%（34円）
一時帰国に係る渡航費
0.7%（158円）
帰国のための渡航費
2.5%（608円）
募集・選抜に要する費用
3.8%（912円）
送出機関に支払う費用
23.1%（5,543円）
その他実習監理に要する費用（注２）
21.5%（5,163円）
監査・訪問指導費用
48.1%（11,522円）

（３）不定期費用の内訳の割合

不定期費用として徴収した監理費の内訳の割合は、一時帰国に係る渡航費が33.8%、帰国のための渡航費が24.2%、帰国のための渡航費が1.6%となっている。

図６　不定期費用として徴収した監理費の内訳（注１）

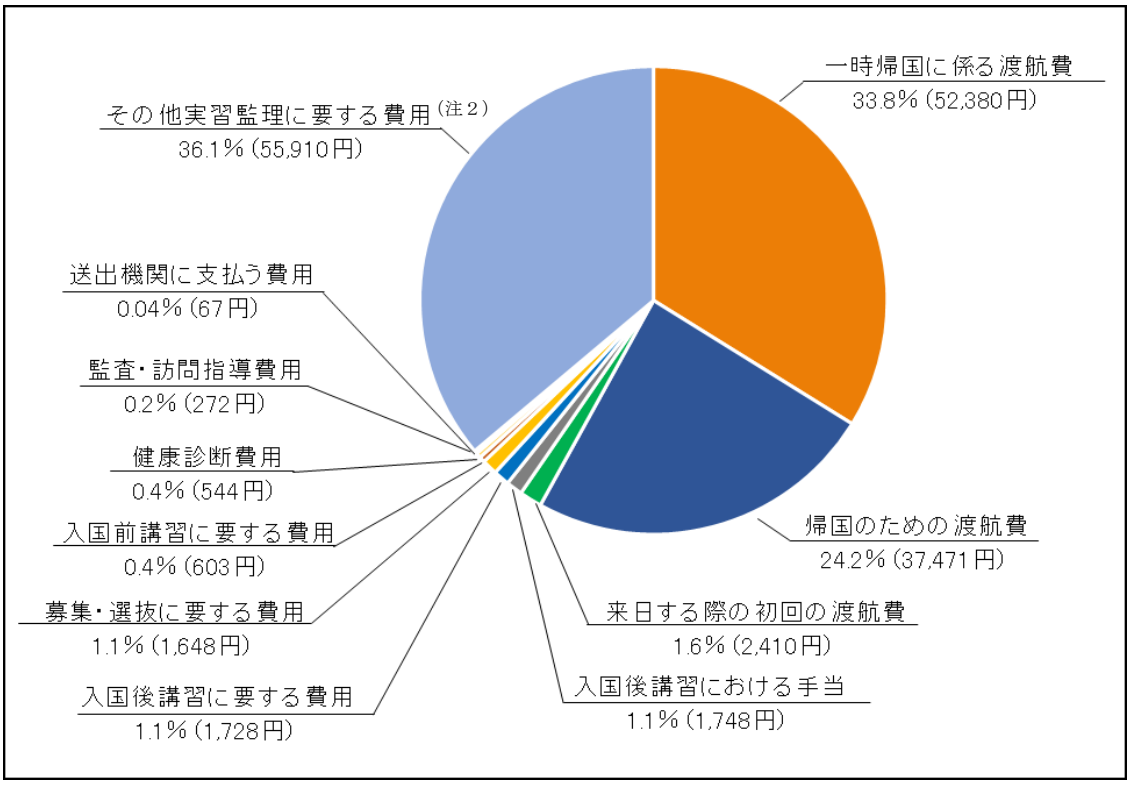

（注１）括弧内の数値は、監理団体が実習実施者から徴収した監理費の内訳ごとの総額を１人当たりのものとして平均（総額／サンプル数（ｎ））したもの。なお、割合は小数点以下第２位を四捨五入しているため、乗じた金額と表中の数値とは必ずしも一致しない。

（注２）その他実習監理に要する費用の内訳として回答があったものの主な例

技能検定料、技能実習計画認定等申請関係費用、監理事業の実施に要する費用、技能実習生の保険料、外部監査費用、新型コロナウイルス感染症対策関連費用等

３　監理費の種類別（職業紹介費、監査指導費、講習費及びその他諸経費）の平均値

監理費の種類別（職業紹介費、監査指導費、講習費及びその他諸経費）の各平均値は表３のとおりとなった。

職業紹介費及び講習費については、初期費用としての徴収が最も高く、監査指導費については、技能実習区分（１号～３号）にかかわらず、定期費用としての徴収が最も高い。また、その他諸経費については、不定期費用としての徴収が最も高くなっている。

表２　監理費の種類別の平均額（単位：円）

	初期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）	定期費用（1号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（2号） （一人当たりの月額） （n＝631）	定期費用（3号） （一人当たりの月額） （n＝386）	不定期費用 （一人当たりの徴収額） （n＝631）
Ⅰ　職業紹介費	88,350	8,467	8,011	6,479	2,259
募集･選抜に要する費用	71,532	1,318	1,105	912	1,648
健康診断費用	9,732	72	35	25	544
送出機関に支払う費用	7,086	7,077	6,871	5,543	67
Ⅱ　監査指導費	802	14,554	13,742	11,522	272
監査･訪問指導費用	802	14,554	13,742	11,522	272
Ⅲ　講習費	159,579	614	228	37	4,079
入国前講習に要する費用	26,008	120	62	3	603
入国後講習に要する費用	74,258	399	154	34	1,728
入国後講習における手当	59,313	95	12	0	1,748
Ⅳ　その他諸経費	92,671	6,916	7,114	5,934	148,171
来日する際の初回の渡航費	55,893	116	27	5	2,410
一時帰国に係る渡航費	9,288	288	404	158	52,380
帰国のための渡航費	14,307	470	549	608	37,471
その他実習監理費に要する費用	13,183	6,042	6,134	5,163	55,910

（参考１）許可区分別の初期費用・定期費用・不定期費用の平均値

一般監理事業の許可を得た監理団体の初期費用（一人当たりの徴収額）･定期費用（一人当たりの月額徴収額）・不定期費用（一人当たりの徴収額）の各平均値は、初期費用は 33 万 8,911 円、定期費用は技能実習１号時では月額３万 724 円、技能実習２号時では月額２万 9,180 円、技能実習３号時では月額２万 3,971 円となっている。不定期費用は 16 万 1,767 円となっている。

特定監理事業の許可を得た監理団の初期費用（一人当たりの徴収額）・定期費用（一人当たりの月額徴収額）・不定期費用（一人当たりの徴収額）の各平均値は、初期費用は 34 万 5,327 円、定期費用は技能実習１号時では月額３万 280 円、技能実習２号時では月額２万 8,963 円となっている。不定期費用は 14 万 3,774 円となっている。

○有効回答数

許可区分	回答数	回答比率	（参考） 令和元年度 監理団体数
一　般	386	61%	1,485
特　定	245	39%	1,421

○平均徴収額(単位:円)

	初期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)	定期費用(1号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(2号) (一人当たりの月額) (n=631)	定期費用(3号) (一人当たりの月額) (n=386)	不定期費用 (一人当たりの徴収額) (n=631)
一般	338,911	30,724	29,180	23,971	161,767
特定	345,327	30,280	28,963	―	143,774

（参考２）監理団体が実習実施者から徴収する監理団体への入会費･年会費及び民間支援機関への入会費･年会費の平均値

監理団体が実習実施者から徴収する監理団体への入会費の平均値は６万 7,625 円、年会費の平均値は９万 3,211 円となっている。また、民間支援機関への入会費の平均値は６万 2,209 円、年会費の平均値は５万 7,214 円となっている（表３）。

表３　監理団体及び民間支援機関への入会費・年会費の平均値（単位：円）

監理団体への 入　会　費 (n=559)	監理団体への 年　会　費 (n=410)	民間支援機関への 入　会　費 (n=86)	民間支援機関への 年　会　費 (n=293)
67,625	93,211	62,209	57,214

（以上）

別添２

令和４年７月２６日
出入国在留管理庁

技能実習生の支払い費用に関する実態調査について（結果の概要）

出入国在留管理庁では、技能実習生の費用負担に関する実態を把握するため、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、直接聴取を行いましたので、その結果の概要を公表します。

１　来日前の費用に関すること

（１）来日前の支払い費用の総額

来日前に母国の送出機関又は仲介者（送出機関以外）に支払った費用の総額の平均値は、54 万 2,311 円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

支払費用総額（n=1,369）	ベトナム（n=659）	中国（n=281）	カンボジア（n=68）	ミャンマー（n=80）	インドネシア（n=242）	フィリピン（n=39）
平均値（円）	688,143	591,777	573,607	287,405	235,343	94,821

（２）送出機関に支払った費用

来日前に母国の送出機関に何らかの費用を支払っている技能実習生は約８５％。支払費用の平均値は、52 万 1,065 円であり、国籍別の状況及び主な内訳別の平均支払額は下表のとおり。

（円）

	支払費用総額（n=1,336…①）	**主な内訳別平均支払額**（n=539…②）		
		派遣手数料	**事前教育費用**	**保証金・違約金**
ベトナム（①632、②212）	656,014	320,272	94,302	29,339
中国（①277、②127）	578,326	371,629	58,831	5,952
カンボジア（① 68、② 26）	571,560	429,788	109,144	14,051
ミャンマー（① 80、② 34）	287,405	206,627	44,736	3,124
インドネシア（①242、②115）	231,412	100,767	60,299	25,479
フィリピン（① 37、② 25）	94,191	10,870	37,905	5,783
全体	521,065	269,303	73,663	19,503

（３）仲介者（送出機関以外）に支払った費用

来日前に母国の仲介者（送出機関以外）に何らかの費用を支払っている技能実習生は約１１％であり、支払費用の平均値は、33 万 5,378 円。

（４）来日するための借金

来日前に母国で借金をしている技能実習生は約５５％。平均値は 54 万 7,788 円であり、国籍別の状況は下表のとおり。

借金総額（n=993）	ベトナム（n=618）	カンボジア（n=65）	中国（n=50）	ミャンマー（n=44）	インドネシア（n=130）	フィリピン（n=86）
平均値（円）	674,480	566,889	528,847	315,561	282,417	153,908

２　来日後の給料（来日前に説明を受けたもの）に関すること

- 来日前に説明を受けた給料の平均値は、14 万 9,146 円。
- 実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生が約７９％、「期待より少ない」と回答したものは約２１％。
- 「期待より少ない」の理由は、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が約６３％、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が約３３％となった。

技能実習生の支払い費用に関する実態調査の結果について

第１　調査の概要

１　概要

技能実習生の失踪等の背景として、技能実習生から不当な費用徴収がされていることが疑われることを踏まえ、外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局による実地検査等の機会を捉えて、技能実習生に対し、費用負担等について直接聴取を行うことにより実態把握を行ったもの。

２　聴取方法

外国人技能実習機構及び地方出入国在留管理局が行う実地検査等の際に、技能実習生約 2,000 名に対し、調査票（多言語に翻訳）を用いて直接聴取を実施した。

３　実施期間

令和３年 12 月 10 日から同４年４月末まで

４　聴取事項

（１）来日前に送出機関等に支払った費用

（２）実習実施者や監理団体に支払った費用　等

５　回答数・回答者の属性

有効な回答を得た技能実習生数は2,184名となった。その内訳は以下のとおり。

- 国籍別（ベトナム930名、中国416名、インドネシア324名、フィリピン281名、ミャンマー125名、カンボジア108名）
- 段階別（団体監理型１号57名、団体監理型２号1,691名、団体監理型３号436名）
- 職種別（農業関係257名、漁業関係16名、建設関係334名、食品製造関係413名、繊維・衣服関係185名、機械・金属関係313名、その他移行対象職種638名、非移行対象職種28名）

（注）補足

- 調査に当たっては、各言語に翻訳された調査票を用いたところ、来日前の費用については、本人が母国通貨で払うことが一般的であることから、母国通貨で記載された金額を基本とし、日本円や米ドルで記載された金額については、令和４年１月時点のレートにより母国通貨に換算の上、集計を行った。その上で、各国の比較のため、それぞれの集計結果について令和４年１月時点のレートにより日本円に換算を行った。
- 来日後の費用については、日本円で説明されることが一般的であることから、原則、日本円で記載された金額を基本とし、母国通貨や米ドルで記載された金額については、令和４年１月時点のレートにより日本円に換算の上、集計を行った。

第２　調査の結果

１　来日前の費用に関すること

（１）送出機関に支払った費用

①支払いの有無

来日前に母国の送出機関に対して何らかの費用を支払っている技能実習生の割合は、85.3%となっている。

国籍別でみると、ベトナム（97.8%）の技能実習生について、費用を支払っている割合が最も高く、カンボジア(97.2%)、中国(96.9%)、ミャンマー(91.9%)、インドネシア（87.7%）と続き、フィリピン（16.4%）が最も低くなっている。

図１：「あなたは、来日するために母国の送出機関にお金を支払いましたか？」への回答（n=2,178）

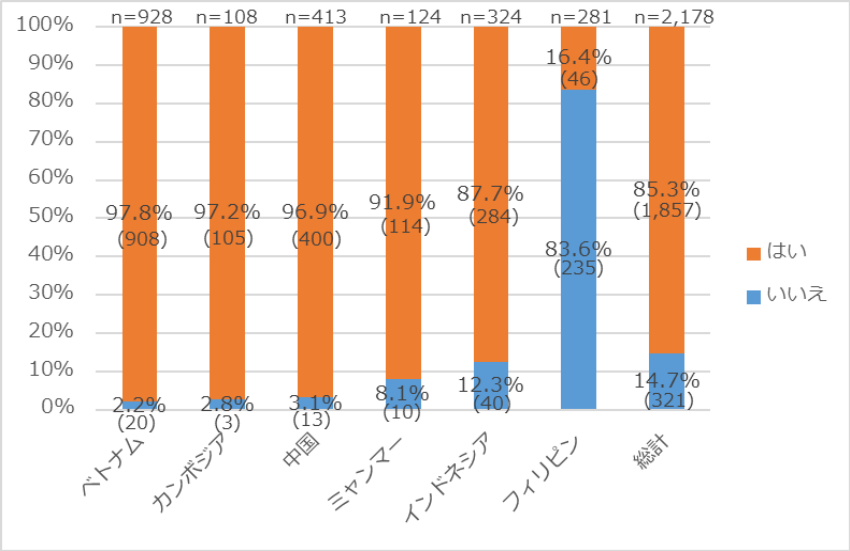

②支払った費用の総額

支払った費用総額の平均値は52万1,065円となり、国籍別で見ると日本円換算で高い国から順に、ベトナム65万6,014円、中国57万8,326円、カンボジア57万1,560円、ミャンマー28万7,405円、インドネシア23万1,412円、フィリピン９万4,191円となっている。

表１：送出機関へ支払った費用総額の平均値（国籍別）

支払費用総額		平均値（円）	【参考】母国通貨
ベトナム	(n=632)	656,014	130,006,700 (ドン)
中国	(n=277)	578,326	31,872 (元)
カンボジア	(n=68)	571,560	20,196,464 (リエル)
ミャンマー	(n=80)	287,405	4,432,520 (チャット)
インドネシア	(n=242)	231,412	28,661,357 (ルピア)
フィリピン	(n=37)	94,191	41,696 (ペソ)
全体（n=1,336）		521,065	－

（注）支払費用の内訳（派遣手数料、事前教育費用等）のみ回答があり、総額の回答がない場合は、内訳の合計額を総額とした上で、サンプル数としている。また、支払費用の内訳の合計額が、記載された総額を上回る場合は、回答内容について、当該合計額に補正した上で集計を行った。

図２：送出機関へ支払った費用の分布（n=1,336）

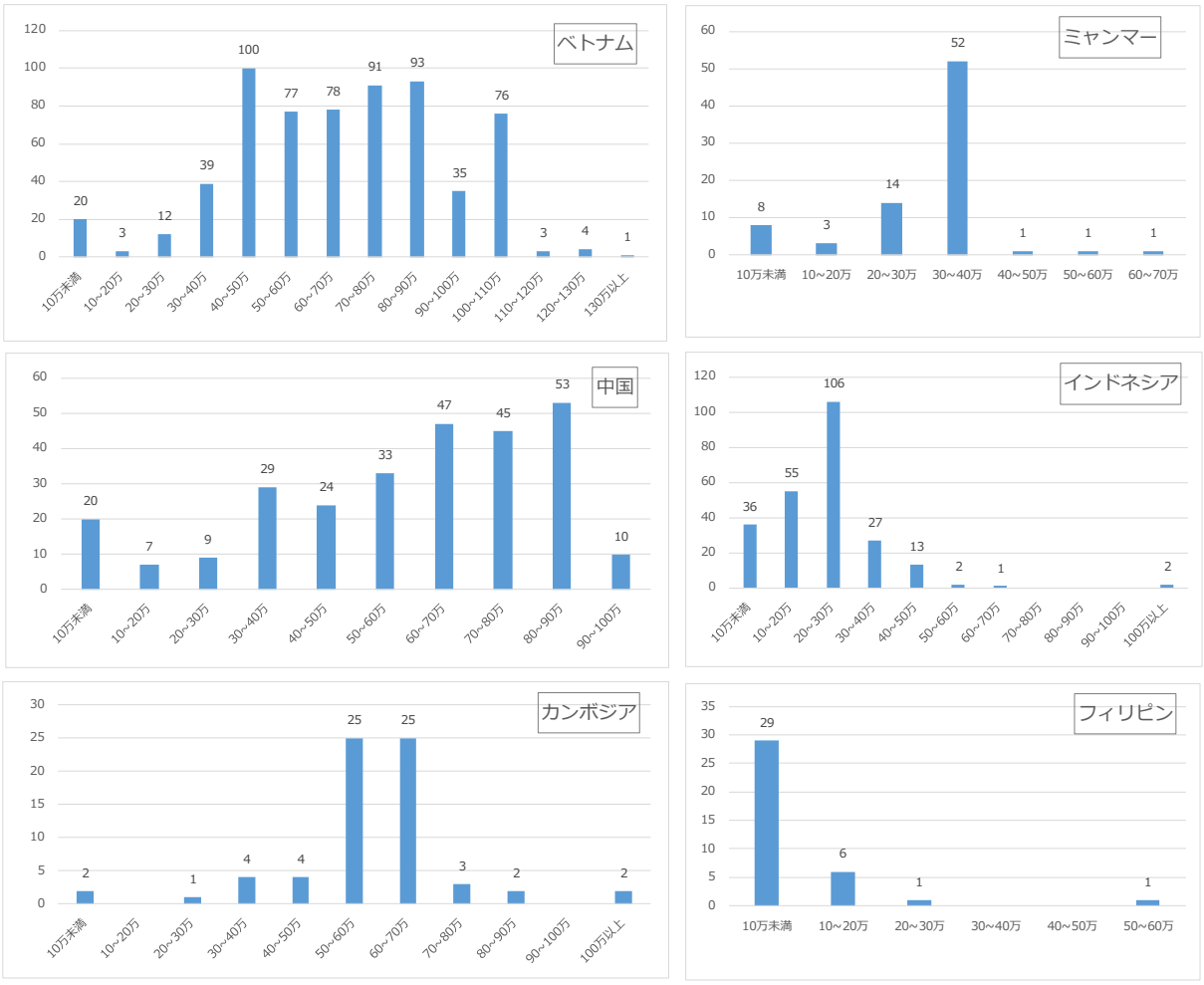

③支払った費用の内訳

支払った費用の内訳について、派遣手数料、事前教育費用、保証金・違約金を支払っていると回答した者の平均値は、26万9,303円、7万3,663円、1万9,503円であり、国籍別の状況は表２のとおりとなっている。

表２：送出機関に対する費用内訳別平均支払額（国籍別）

（円）

内訳別平均支払額	派遣手数料	事前教育費用	保証金・違約金	その他	不明
ベトナム (n=212)	320,272	94,302	29,339	19,461	167,744
中国 (n=127)	371,629	58,831	5,952	34,290	74,969
カンボジア (n=26)	429,788	109,144	14,051	3,129	60,322
ミャンマー (n=34)	206,627	44,736	3,124	19,160	53,974
インドネシア (n=115)	100,767	60,299	25,479	19,622	18,117
フィリピン (n=25)	10,870	37,905	5,783	41,975	4,194
全体（n=539）	269,303	73,663	19,503	23,238	94,016

（注）支払総額のみ回答があり、費用内訳について金額の回答がないものはサンプル数から除外した。また、回答のあった内訳の合計額が、記載された支払総額より少ない場合は、支払総額から内訳の合計額を減じ、「不明」として計上した上で集計を行った。

④支払い費用に関する説明の有無

来日前に送出機関に何らかの費用を支払っていると回答した技能実習生のうち、「説明を受けた」と回答した者（「説明を受けたが覚えていない」と回答した者を含む。）の割合は94.5%となっている。

図３：「そのお金の内訳と名目について、送出機関から説明を受けてわかっていますか？」への回答（n=1,830）

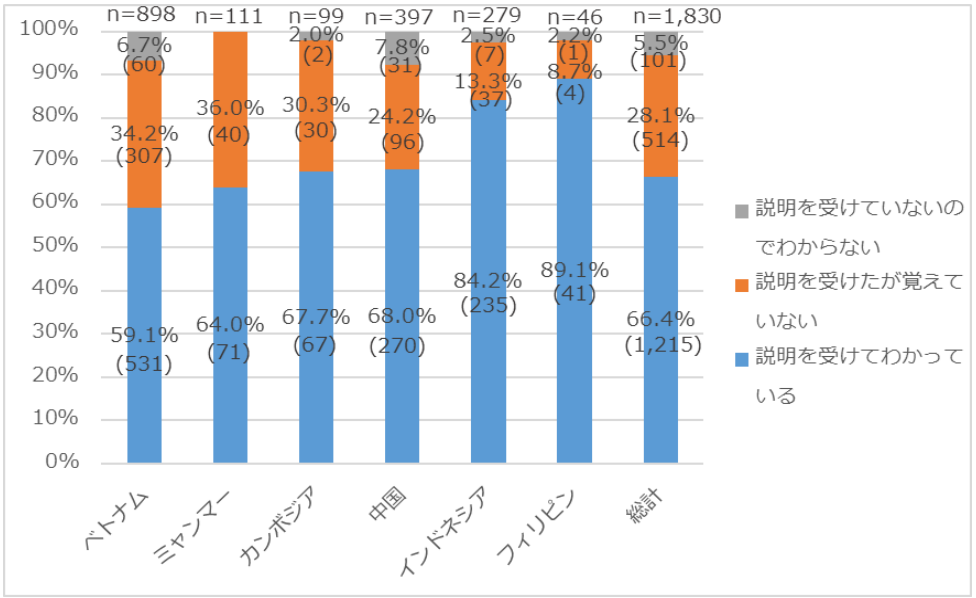

（２）母国の仲介者（送出機関以外の者）に支払った費用

①支払いの有無

来日前に母国の仲介者（送出機関以外の者）に対して何らかの費用を支払っている技能実習生の割合は、11.5%となっている。

国籍別でみると、ベトナム（17.2%）の技能実習生について、費用を支払って

いる割合が最も高く、中国（12.0%）、カンボジア（9.7%）、インドネシア（6.3%）、フィリピン（3.3%）と続き、ミャンマー（1.6%）が最も低くなっている。

図４：「あなたは、来日するために母国の仲介者（送出機関以外の者）にお金を支払いましたか？」への回答（n=2,112）

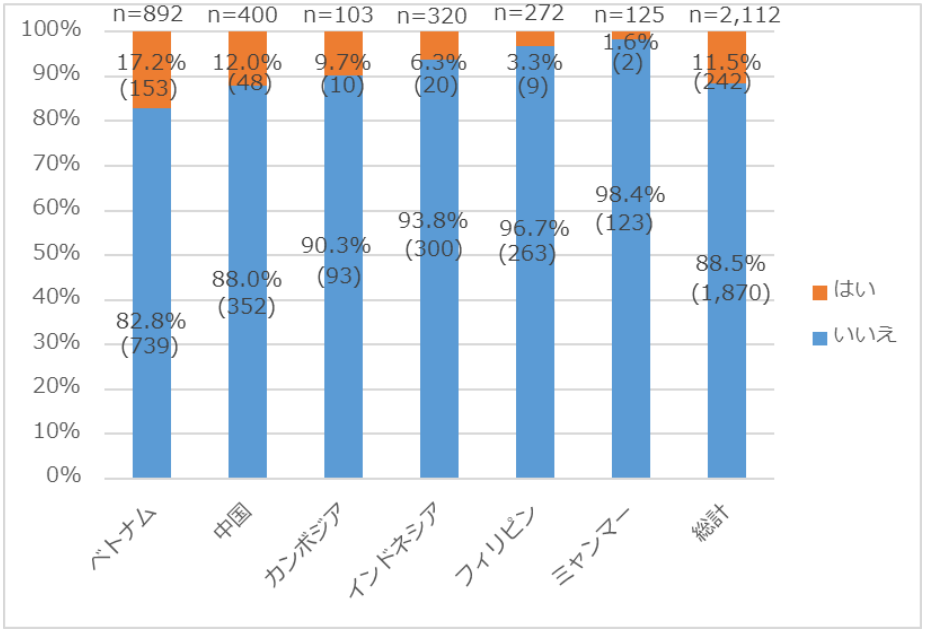

②支払った費用の総額

母国の仲介者に何らかの費用を支払っている技能実習生（242人）のうち、その費用額を回答した138人については、支払った費用総額の平均値は、33万5,378円となり、国籍別で見ると、日本円換算で高い国から順に、ベトナム44万6,963円、中国26万4,911円、カンボジア6万9,597円、インドネシア5万69円、フィリピン3万421円となっている。

表３：母国の仲介者（送出機関以外）へ支払った費用の平均値（国籍別）

支払費用総額		平均値（円）	【参考】母国通貨	
ベトナム	(n=87)	446,963	88,577,598	(ドン)
中国	(n=23)	264,911	14,600	(元)
カンボジア	(n=2)	69,597	2,459,243	(リエル)
インドネシア	(n=19)	50,069	6,201,318	(ルピア)
フィリピン	(n=7)	30,421	13,467	(ペソ)
ミャンマー	(n=0)	ー	ー	
全体（n=138）		335,378	ー	

（注１）支払費用の内訳（紹介料、事前教育費用等）のみ回答があり、総額の回答がない場合は、内訳の合計額を総額とした上で、サンプル数としている。また、支払費用の内訳の合計額が、記載された総額を上回る場合は、回答内容について、当該合計額に補正した上で集計を行った。

（注２）ミャンマーについては、費用を支払ったと回答した２名について、いずれも金額の回答がなかったもの。

③支払った費用の内訳

支払った費用の内訳について、紹介料、事前教育費用、保証金・違約金を支払っていると回答した者の平均値は、9万8,348円、3万7,150円、2,564円であり、国籍別の状況は表４のとおりとなっている。

表４：母国の仲介者に対する費用内訳別平均支払額（国籍別）

（円）

内訳別平均支払額	紹介料	事前教育費用	保証金・違約金	その他	不明
ベトナム (n=31)	112,224	38,313	4,069	14,532	171,002
中国 (n=13)	170,284	46,758	0	24,007	0
カンボジア (n=1)	11,532	57,661	0	0	0
インドネシア (n=10)	0	30,148	0	9,329	0
フィリピン (n=3)	0	0	7,530	33,333	0
ミャンマー (n=0)	－	－	－	－	－
全体（n=58）	98,348	37,150	2,564	16,480	91,397

（注）支払総額のみ回答があり、費用内訳について金額の回答がないものはサンプル数から除外した。また、回答のあった内訳の合計額が、記載された支払総額より少ない場合は、支払総額から内訳の合計額を減じ、「不明」として計上した上で集計を行った。

（３）送出機関又は仲介者（送出機関以外）へ支払った費用の総額

①支払いの有無

送出機関又は仲介者（送出機関以外）への支払いの状況について、送出機関にのみ支払いがあると回答した者の割合は72.0%、いずれにも支払っていないと回答した者が13.5%、送出機関と仲介者のいずれにも支払っていると回答した者が10.6%、仲介者にのみ支払っていると回答した者が0.5%となっている。

図５：送出機関又は仲介者（送出機関以外）への支払いの状況（n=2,182）

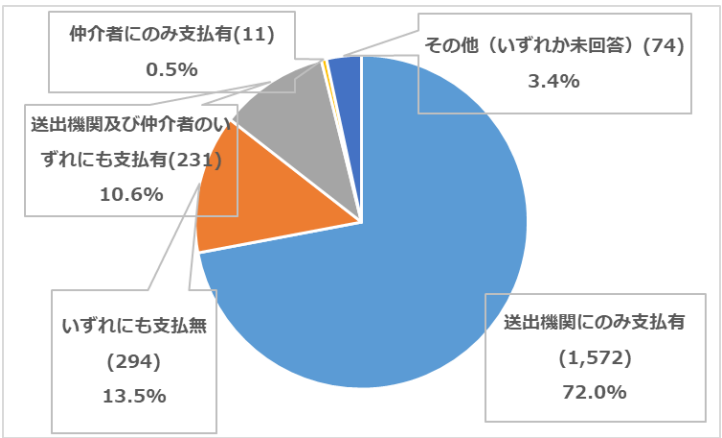

②支払った費用の総額

送出機関又は仲介者(送出機関以外)に対して支払った費用額を回答した1,369名について、来日前に支払った費用の総額の平均値は、54万2,311円となり、国籍別で見ると日本円換算で高い国から順に、ベトナム68万8,143円、中国59万1,777円、カンボジア57万3,607円、ミャンマー28万7,405円、インドネシア23万5,343円、フィリピン9万4,821円となっている。

表５：送出機関又は仲介者（送出機関以外）へ支払った費用総額の平均値（国籍別）

支払費用総額		平均値（円）	【参考】母国通貨
ベトナム	(n=659)	688,143	136,374,030 (ドン)
中国	(n=281)	591,777	32,614 (元)
カンボジア	(n=68)	573,607	20,268,795 (リエル)
ミャンマー	(n=80)	287,405	4,432,520 (チャット)
インドネシア	(n=242)	235,343	29,148,238 (ルピア)
フィリピン	(n=39)	94,821	41,975 (ペソ)
全体（n=1,369）		542,311	ー

（４）来日するための借金

①借金の有無

来日前に母国で借金をしている技能実習生の割合は、54.7%となっている。

国籍別でみると、カンボジア（83.5%）の技能実習生について、借金をしている割合が最も高く、ベトナム（80.0%）、ミャンマー（47.9%）、インドネシア（45.9%）、フィリピン（34.5%）と続き、中国（13.4%）が最も低くなっている。

図６：「あなたは来日するために母国で借金をしましたか？」への回答（n=2,107）

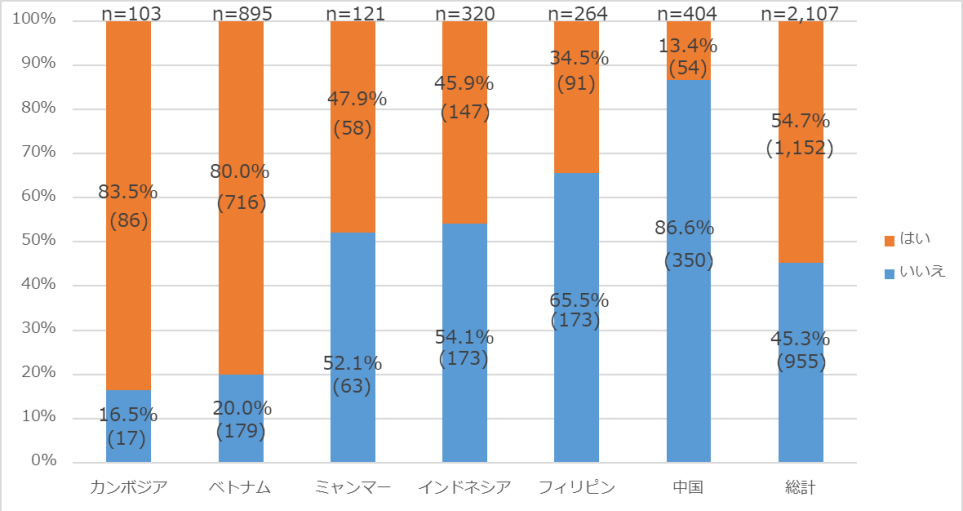

②借金の額

借金の総額の平均値は、54万7,788円となり、国籍別に見ると、日本円換算で高い国から順に、ベトナム67万4,480円、カンボジア56万6,889円、中国52万8,847円、ミャンマー31万5,561円、インドネシア28万2,417円、フィリピン15万3,908円となっている。

表６：借金の総額の平均値（国籍別）

借金総額		平均値（円）	【参考】母国通貨
ベトナム	(n=618)	674,480	133,666,258 (ドン)
カンボジア	(n=65)	566,889	20,031,403 (リエル)
中国	(n=50)	528,847	29,146 (元)
ミャンマー	(n=44)	315,561	4,866,767 (チャット)
インドネシア	(n=130)	282,417	34,978,561 (ルピア)
フィリピン	(n=86)	153,908	68,131 (ペソ)
全体（n=993）		547,788	ー

③返済時期

借金をしている技能実習生のうち、借金を返し始める時期について、「来日中に返し始める」、「来日中に返した」と回答したものの割合がそれぞれ68.8%、28.6%となっている。

図７：「借金をいつ返し始めますか？」への回答（n=1,148）

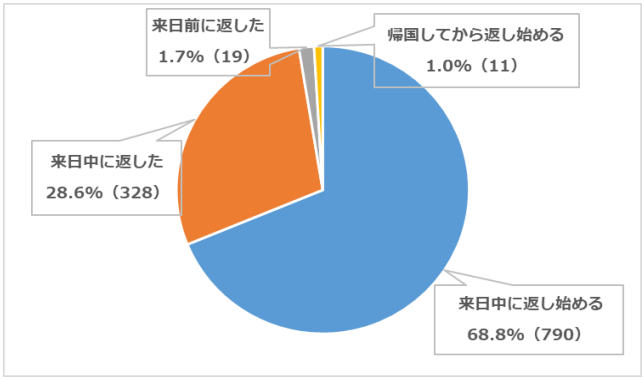

④返済期間

借金を返し始めてから返し終わるまでの期間については、「１年以内」、「２年以内」、「２年超（３年以内、４年以内、５年以内及び５年超）」と回答したものの割合が58.2%、35.5%、6.3%となっている。国籍別の状況は図８のとおりとなっている。

図８：「その借金を返し始めてから返し終わるまでにどのくらいかかりますか／返し終わるまでどのくらいかかりましたか？」への回答（n=1,131）

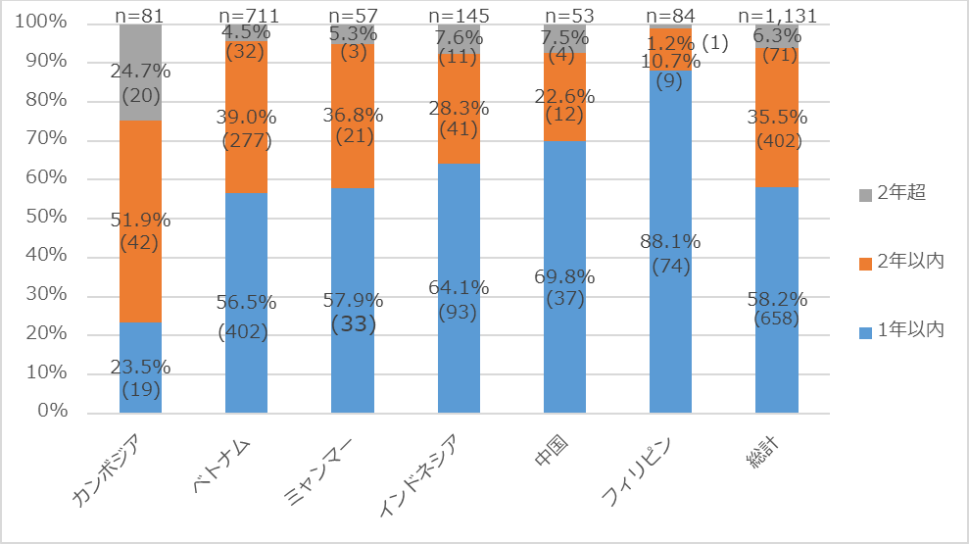

２　来日後の費用に関すること

（１）給料（来日前に説明を受けたもの）

①給料の額

毎月の給料について、回答があった者の平均は、14万9,146円となっており、国籍別に見ると、中国15万4,900円、インドネシア15万2,590円、ベトナム14万9,127円、ミャンマー14万8,220円、フィリピン14万1,703円、カンボジア13万279円となっている。職種別の状況については、表７のとおりとなっている。

表７：来日前に説明を受けた給料（控除前の金額）（n=1,319）

（円）

給料	平均値（国籍別）
中国	154,900
インドネシア	152,590
ベトナム	149,127
ミャンマー	148,220
フィリピン	141,703
カンボジア	130,279
全体	149,146

（円）

給料		平均値（職種別）
移行対象職種	漁業関係	171,250
	建設関係	154,276
	繊維・衣服関係	149,583
	機械・金属関係	146,793
	食品製造関係	144,422
	農業関係	141,680
	その他移行対象職種	151,554
非移行対象職種		175,547

②実際の給料との差

実際に受け取った給料について、「期待どおり」又は「期待より多い」と回答した技能実習生の割合は79.4%、「期待より少ない」と回答したものは20.6%となっている。国籍別、職種別の状況は、図９、10のとおりとなっている。

「期待より少ない」と回答した者のうち、来日前の期待と実際の毎月の給料の差額について、「３万円超５万円以下」と回答した者が多く（40.3%）、「１万円超

３万円以下」（37.2%）、「５万円超10万円以下」（10.3%）と続いている。国籍別の状況は、図11のとおりとなっている。

「期待より少ない」理由については、「期待したよりも残業や休日出勤が少ない」との回答が全体の62.7%を、「日本での給料の支払方法（税金や保険などが差し引かれること）を知らなかった」との回答が32.5%を占めている。国籍別の状況は、図12のとおりとなっている。

図９：「実際に受け取る給料は来日前にその実習先でもらえると期待した金額に比べてどう感じていますか？」への回答（n=2,149）

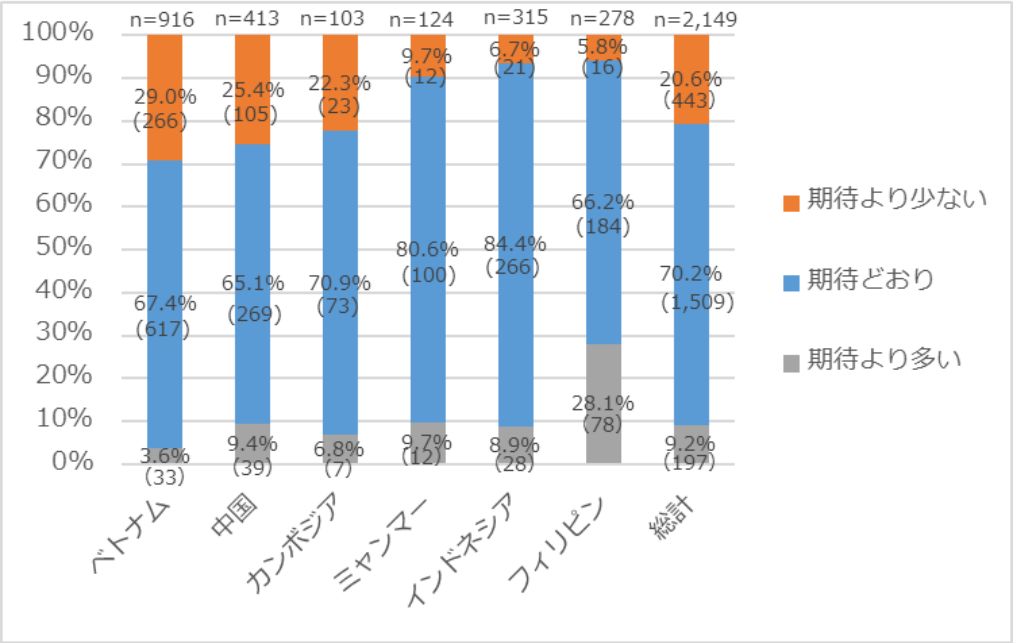

図10：職種別の状況（参考）

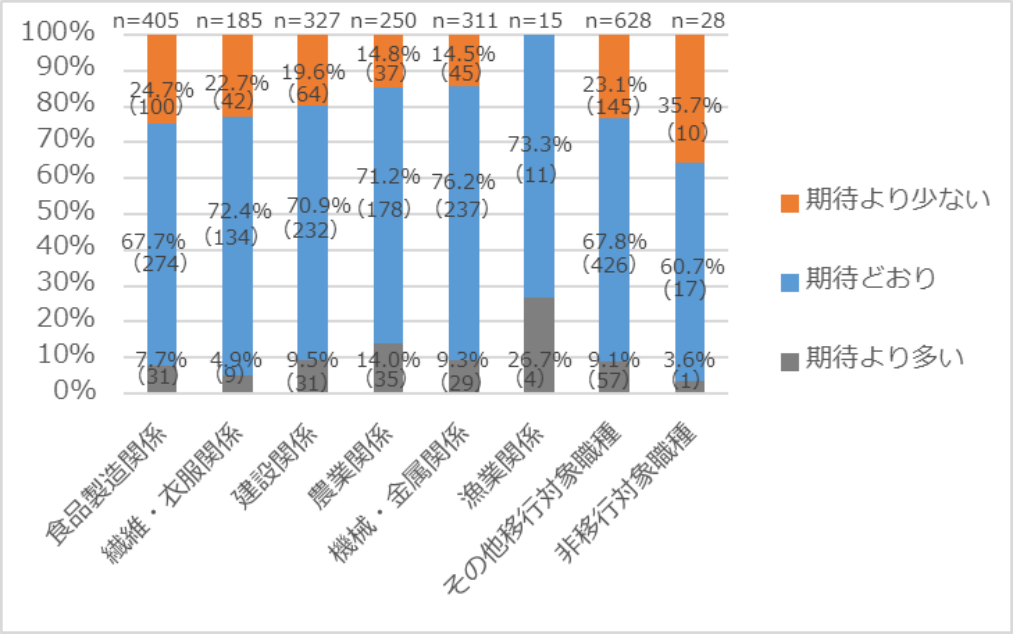

図11:「来日前の期待と毎月の給料ではどのくらいの差がありますか？」への回答(n=427)

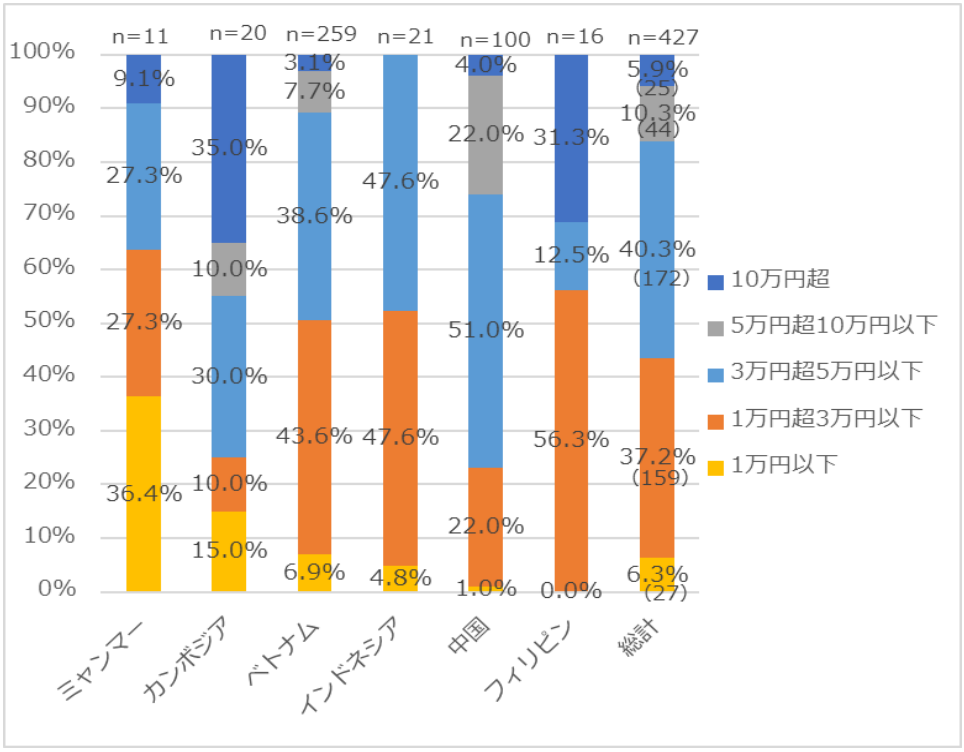

図12：「期待より少ない理由は何ですか？」への回答（n=394）

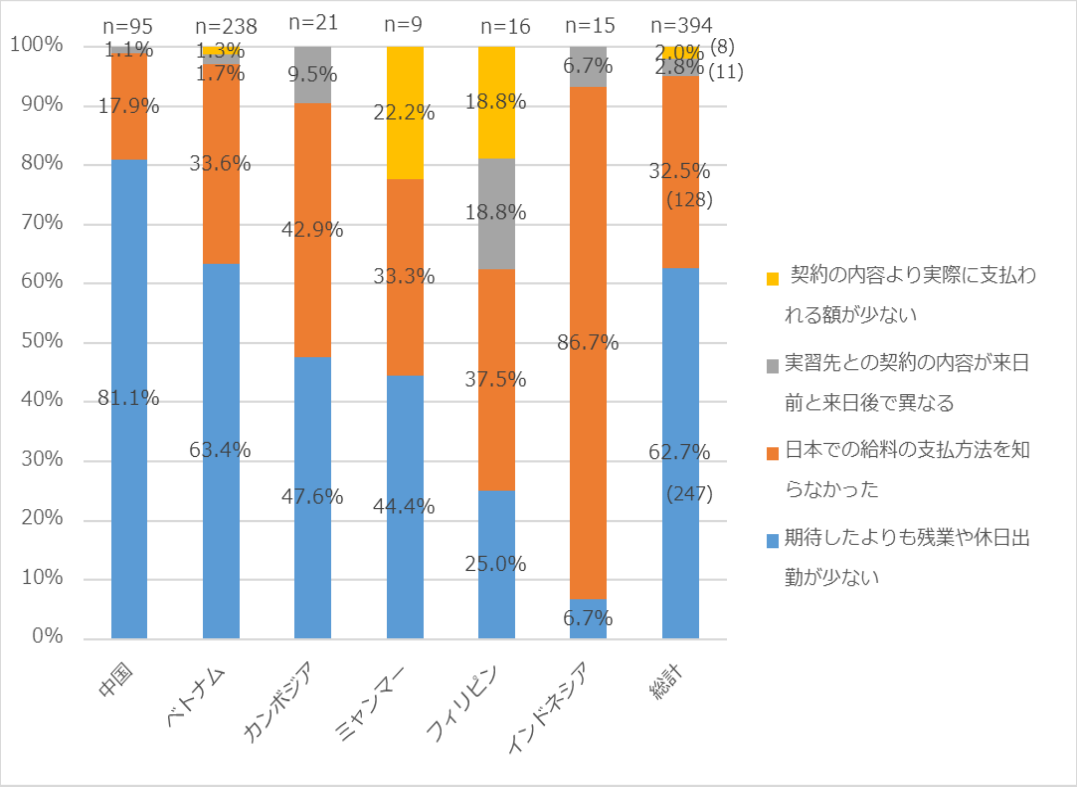

③毎月の給料に関する入国前の説明の有無

毎月の給料（控除前の金額）について、「説明を受けている」と回答した者の割合は63.8%、「説明を受けたが覚えていない」と回答した者は35.4%、「説明を受けていないので分からない」と回答した者は0.8%となっている。

図13：来日後の毎月の給料に関する説明状況（n=2,088）

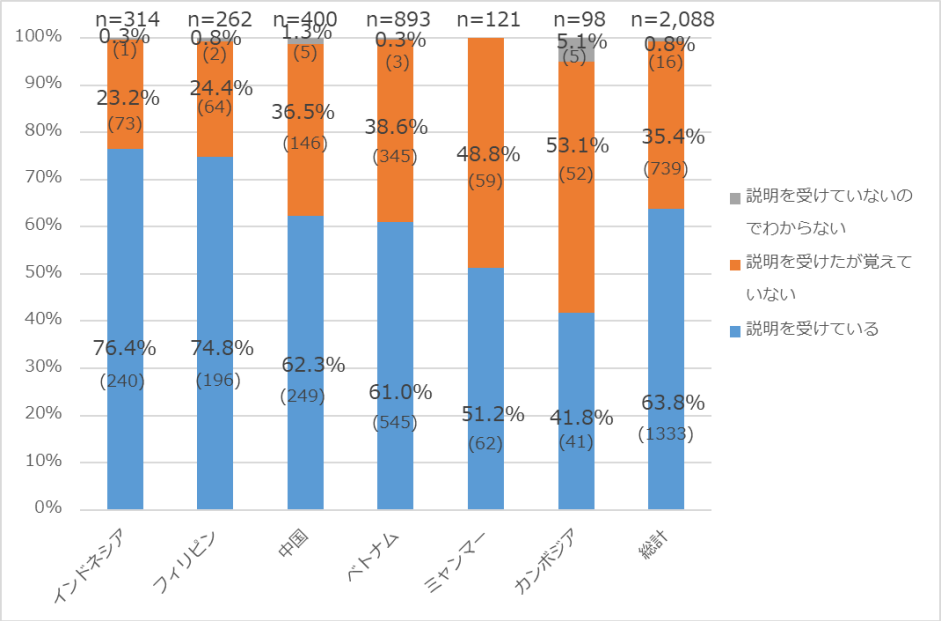

（２）給料から控除される費用

①控除費用の有無

毎月の給料から控除されたり、実習先に支払う費用があると回答した者の割合は54.5%、ないと回答した者の割合は38.6%となった。

図14：「毎月、給料から差し引かれたり、実習先に支払うお金はありますか？」への回答（n=2,149）

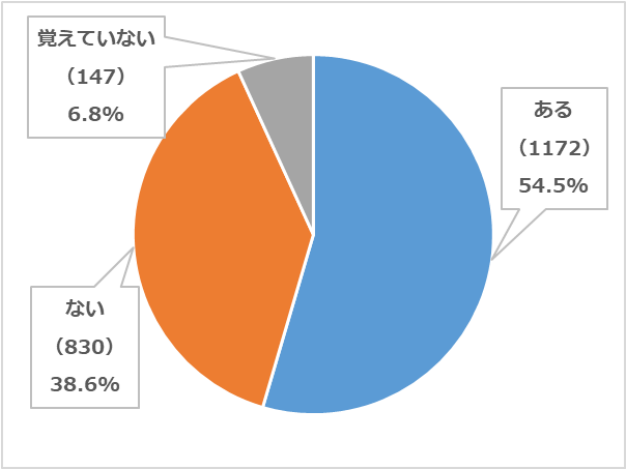

（注）調査票において「差し引かれる」に関する説明を記載していなかったため、「控除」の意味を理解せずに「ない」と回答した者が一定数存在すると考えられる。

②控除費用に関する説明の有無

控除されるなどの費用があると回答した者のうち、「何のための費用か分からないものや説明を受けていないものはない」と回答した者の割合は92.8%、説明を受けたが分からない者の割合は6.3%、説明を受けていない者の割合は0.7%となった。

図15：「給料から差し引かれたり、実習先に定期的に支払うお金の中で何のためのお金か分からないものや実習先から説明を受けていないものはありますか？」への回答（n=1,077）

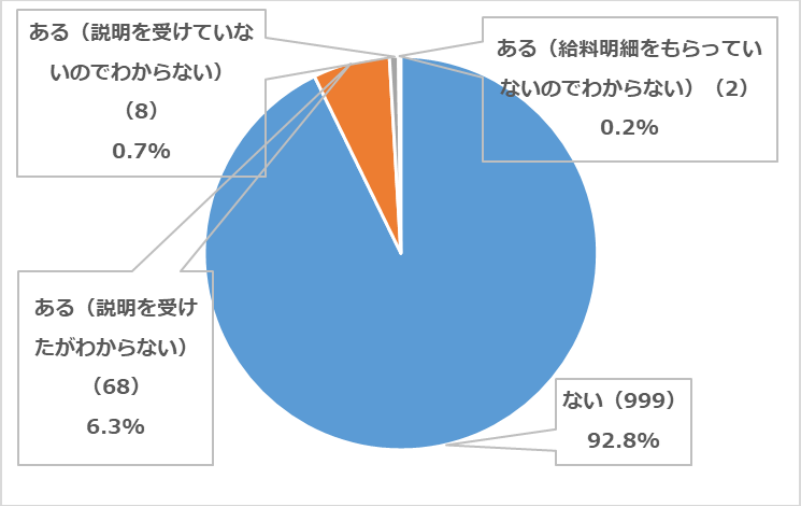

（３）その他支払う費用

監理団体に支払う費用（技能実習生向けの保険やWi-Fi等）があると回答した者の割合は1.4%、ないと回答した者の割合が94.3%となった。

また、来日後に送出機関、送出機関以外の仲介者、実習実施者又は監理団体以外（現地のその他の会社等）に支払う費用の中で何のために負担しているか分からないものがあると回答した者の割合は0.7%、ないと回答した者の割合が95.2%となった。

別添３

令 和 ４ 年 ７ 月
出入国在留管理庁

特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査について

第１　アンケートの概要

１　概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

２　調査方法

対象者として無作為にサンプルを抽出し、アンケート票を郵送し、無記名で回答の上で返送する方法で実施した。なお、外国人向けアンケート票（多言語に翻訳）は、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。

３　対象者

対象者		抽出数
技能実習制度	技能実習生	4,000　名
	実習実施者	1,000 機関
	監理団体	500 機関
特定技能制度	特定技能外国人	1,000　名
	特定技能所属機関	400 機関
	登録支援機関	200 機関

４　実施期間

令和４年５月９日から同年６月３日まで

５　調査事項

技能実習制度	・技能実習生、実習実施者、監理団体、送出機関、外国人技能実習機構に対する満足度 ・技能実習制度（転籍、技能実習計画の制度・運用面等）に対する意識　等
特定技能制度	・特定技能外国人、特定技能所属機関、登録支援機関、特定技能に係る試験に対する満足度 ・特定技能制度の活用状況　等

６　有効回答数

対象者等		配付数	有効回答数 （回答率）
全体 （内訳）		7,100	3,906（55.0%）
技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915（47.9%）
	実習実施者	1,000	604（60.4%）
	監理団体	500	378（75.6%）
特定技能制度	特定技能外国人	1,000	621（62.1%）
	特定技能所属機関	400	262（65.5%）
	登録支援機関	200	126（63.0%）

第２　アンケートの結果

１　技能実習生

（１）日本での実習生活について

Ｑ１　あなたが日本で技能実習を行いたいと思った理由について、当てはまるものを全て選んで下さい。

技能実習生が技能実習を行いたいと思った理由は、「お金を稼ぎたいから」（73.7%）が最も多く、次いで「自分の技能を向上させたいから」（70.6%）、「日本人の仕事への姿勢を学びたいから」（53.9%）であった。

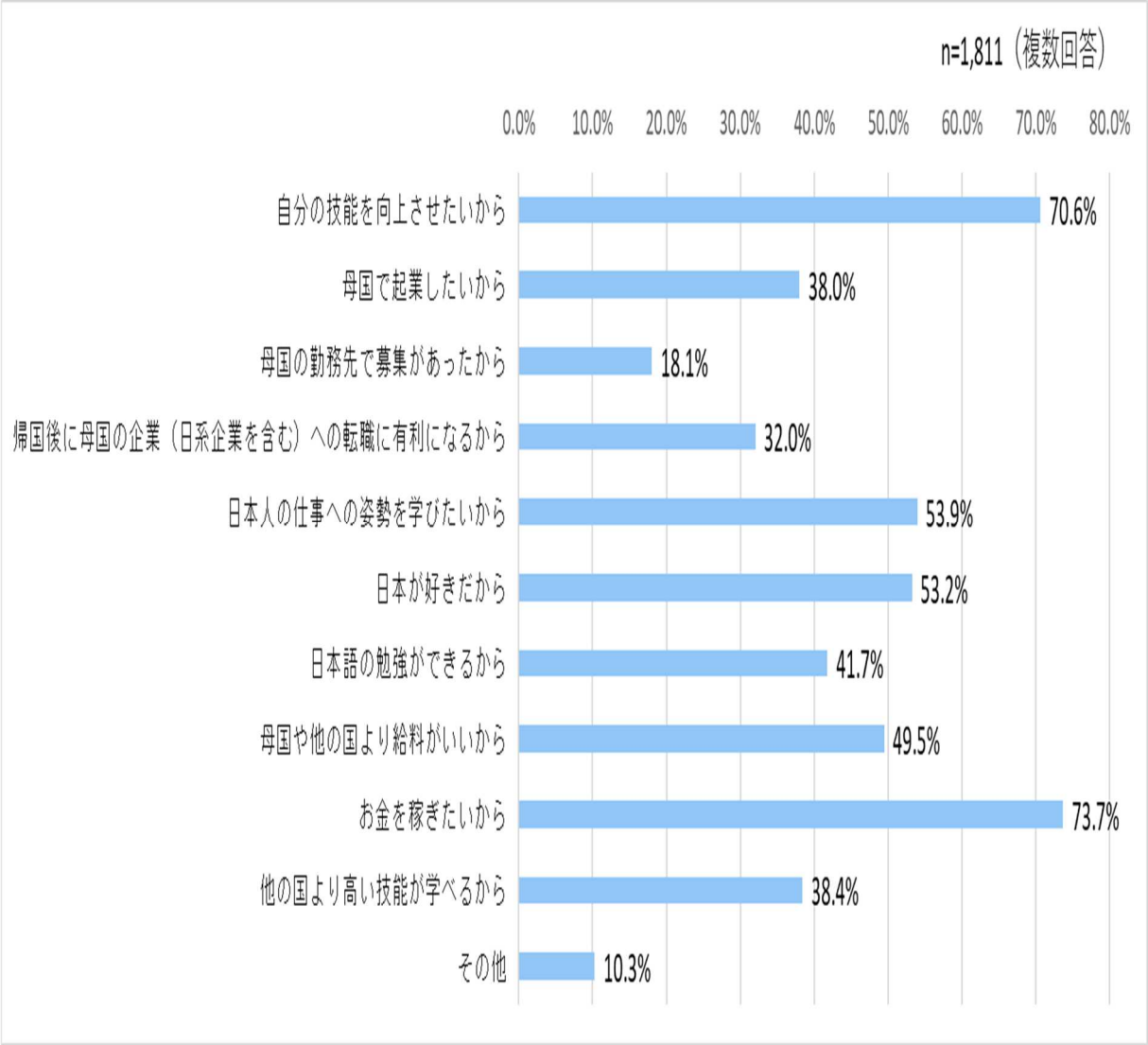

（２）関係者に対する意識について

Ｑ２　今の会社（実習先）の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

実習実施者に対する満足度は、「仕事内容」や「仕事量」、「職場の安全衛生面」をはじめとして全体的に高い一方で、「給料」や「残業代」、「給料から差し引かれる家賃や水道・光熱費などの額」など金銭に関するものや「日本語の教育・研修体制」は 70%台であった。

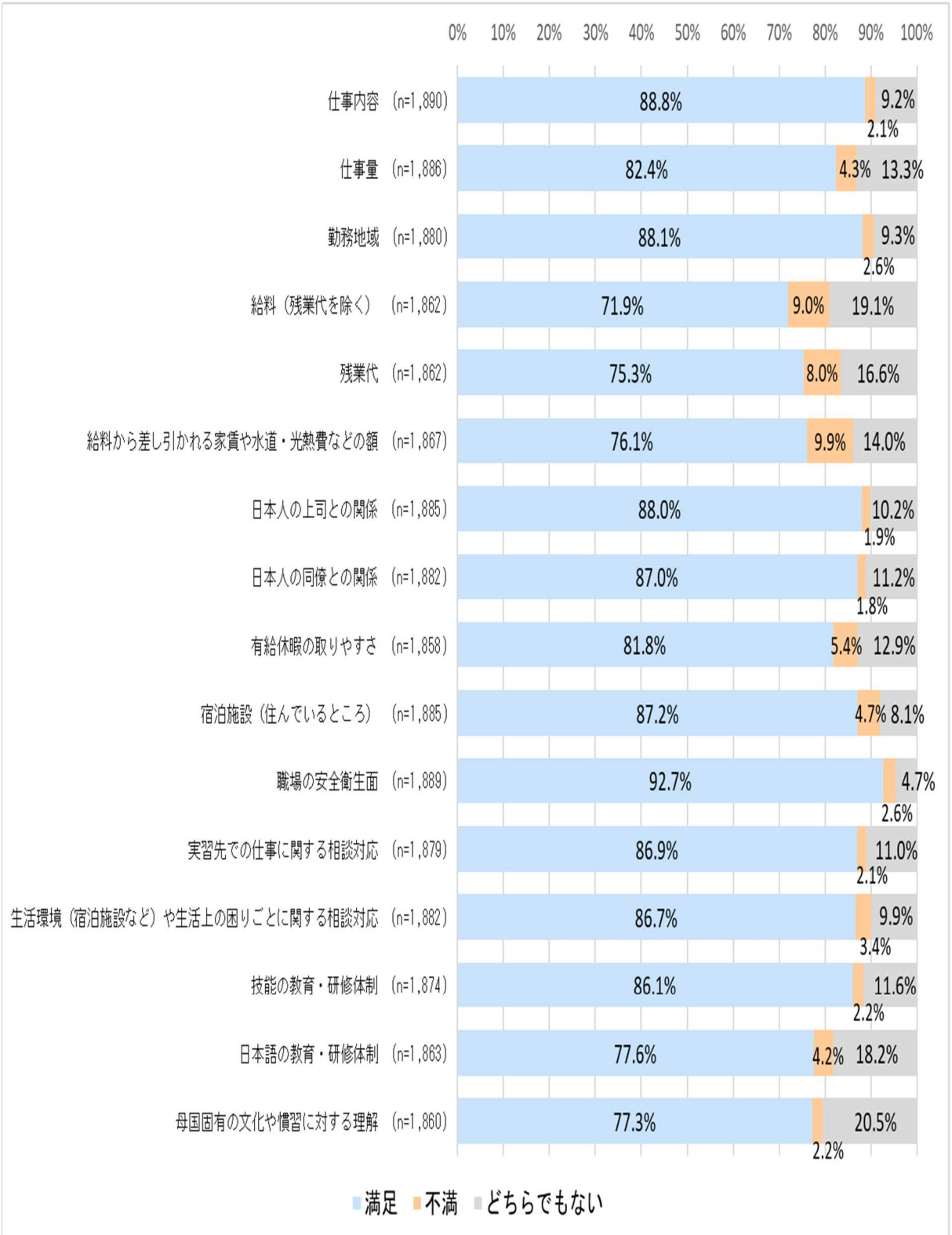

Ｑ３　監理団体の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

監理団体の情報提供や相談対応等のサポートに対する満足度は、おおむね 80%以上であった。

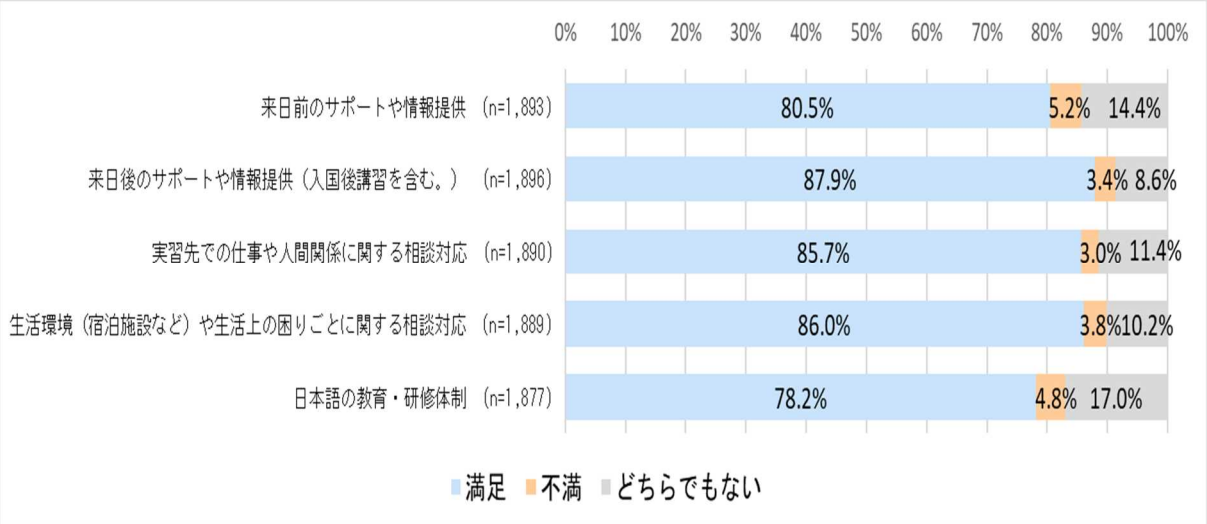

Ｑ４　あなたが利用した送出機関に申込みをした理由を全て選んでください。

送出機関を選んだ理由は、「友人・知人に紹介された」（51.3%）が最も多く、次いで「仲介業者（友人・知人・送出機関以外の第三者）に紹介された」（22.7%）であった。

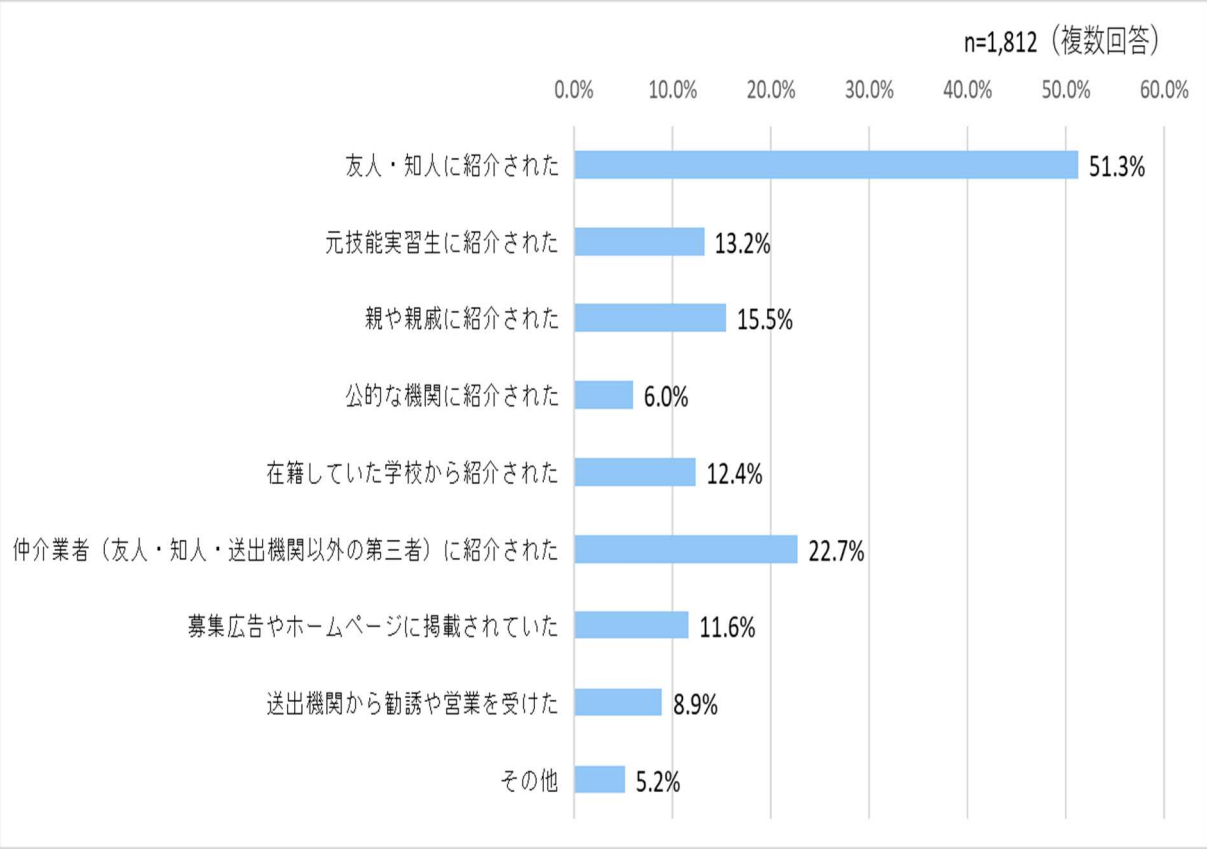

Ｑ５　あなたが利用した送出機関の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

送出機関に対する満足度は、一部の項目を除き、おおむね 80％程度であった。特に「手数料」については、55.5％であり、他の項目と比較して低かった。

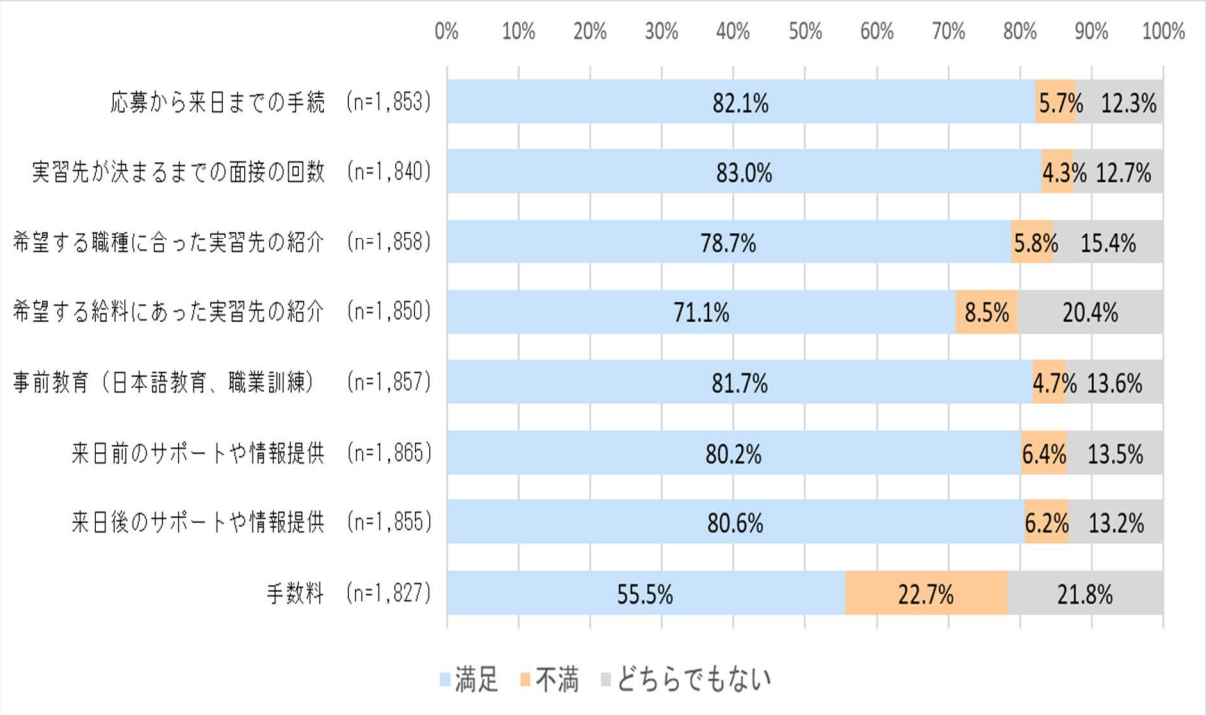

Ｑ６　外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

外国人技能実習機構が行う支援に対する満足度は、「技能実習手帳」（76.1％）が最も高く、次いで「母国語相談」（73.6％）であった。また、「技能実習ＳＯＳ・緊急相談専用窓口」及び「技能実習３号移行時の実習先変更支援」については、満足度が約 60％である一方で、「知らないのでわからない」との回答が約 30％あった。

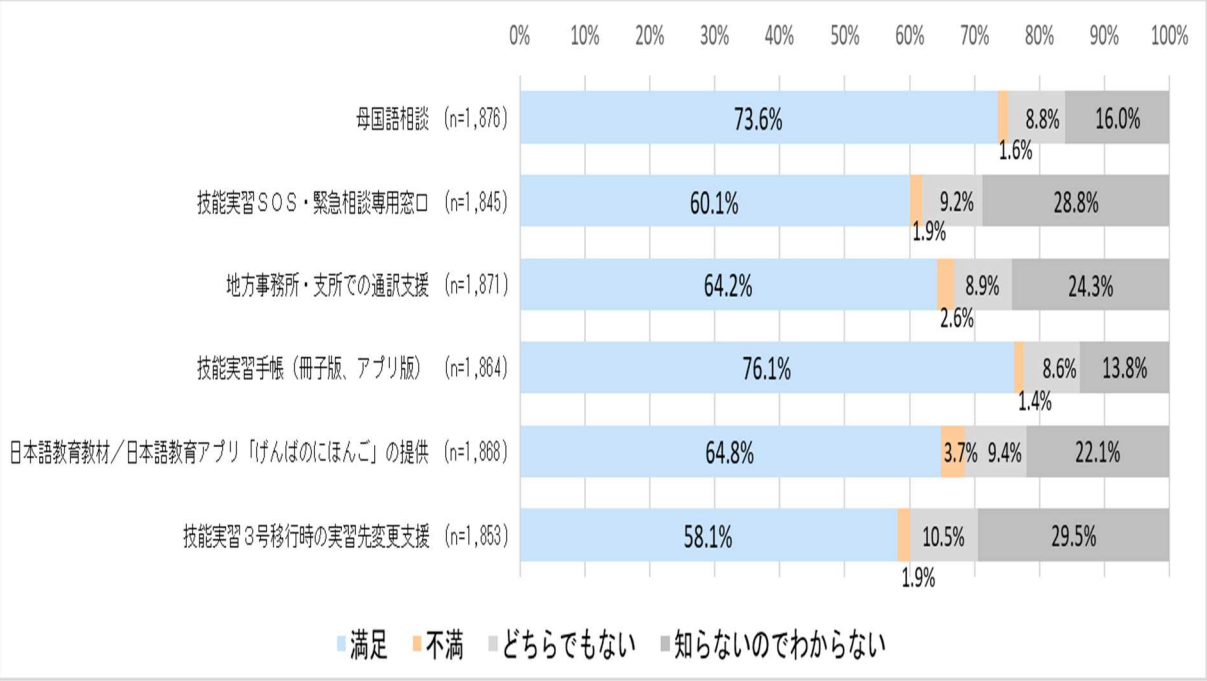

（３）技能実習制度に対する意識について

Ｑ７　あなたは、実習先や監理団体以外の第三者（外国人技能実習機構は除く、個人や団体）に相談したり、支援を求めたいと思ったことはありますか。ある場合、その理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

実習先や監理団体以外の第三者への相談については、「相談したり、支援を求めたいと思ったことはなかった」（80.6%）が最も多く、第三者に対して相談したいと思ったことがあると回答したのは、それぞれ 10%以下であった。

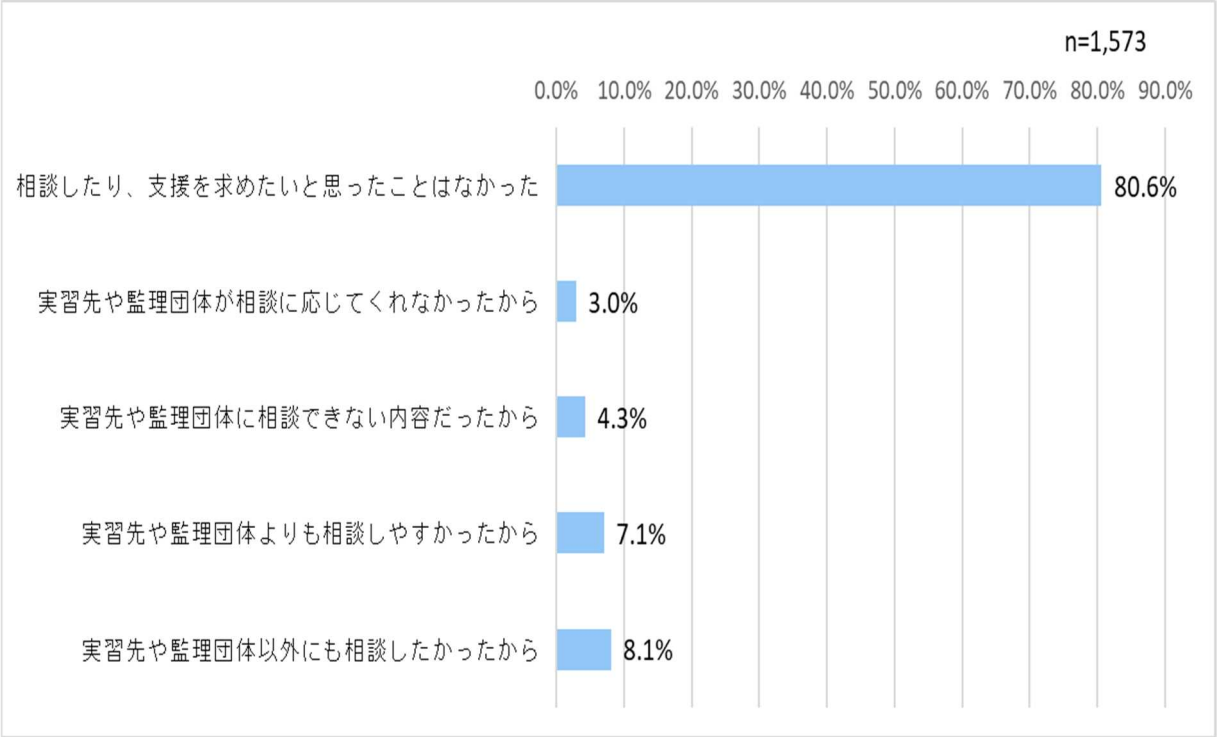

Ｑ８　あなたが技能実習生として日本に在留している中で困ったことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

在留中に困ったことは、「日本語能力が十分でないため、自分の考えや意見を伝えられなかった」（47.0%）が最も多く、次いで「母国の家族と離れて寂しい（ホームシック）（29.4%）、「日本語能力が十分でないため、実習先の指導や助言が理解できなかった」（23.3%）であり、日本語能力に関するものが多かった。なお、「特に困ったことはない」との回答は、28.9%であった。

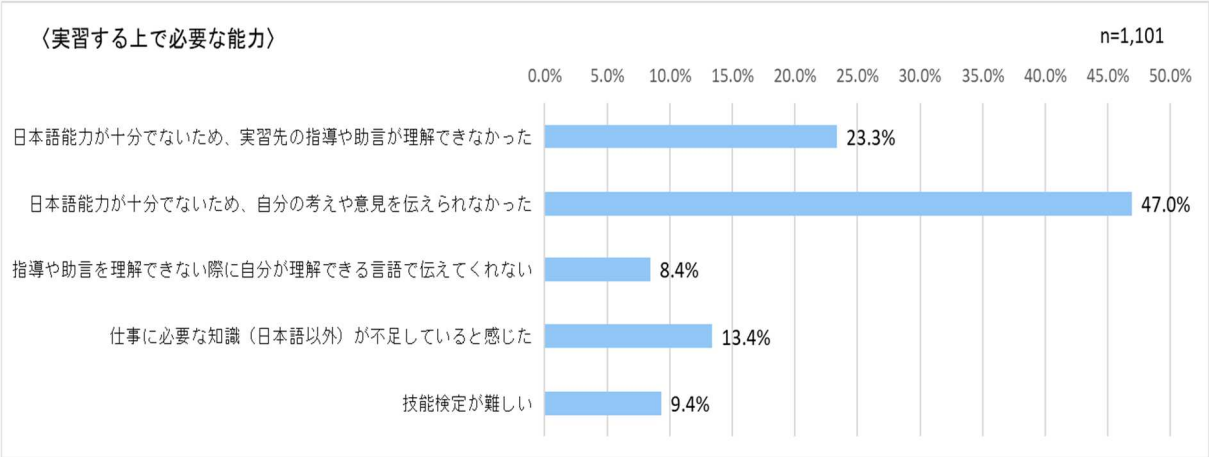

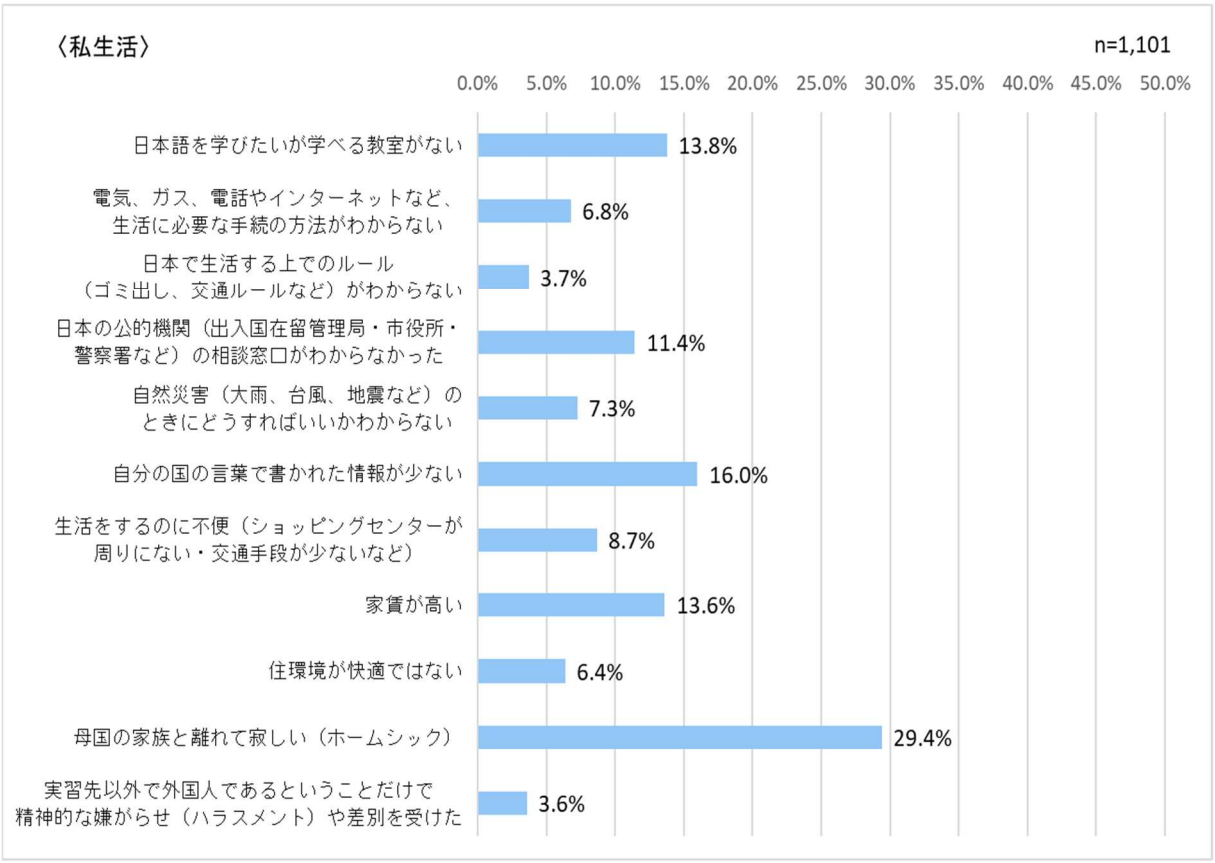
〈私生活〉
n=1,101
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0% 50.0%
日本語を学びたいが学べる教室がない
13.8%
電気、ガス、電話やインターネットなど、生活に必要な手続の方法がわからない
6.8%
日本で生活する上でのルール（ゴミ出し、交通ルールなど）がわからない
3.7%
日本の公的機関（出入国在留管理局・市役所・警察署など）の相談窓口がわからなかった
11.4%
自然災害（大雨、台風、地震など）のときにどうすればいいかわからない
7.3%
自分の国の言葉で書かれた情報が少ない
16.0%
生活をするのに不便（ショッピングセンターが周りにない・交通手段が少ないなど）
8.7%
家賃が高い
13.6%
住環境が快適ではない
6.4%
母国の家族と離れて寂しい（ホームシック）
29.4%
実習先以外で外国人であるということだけで精神的な嫌がらせ（ハラスメント）や差別を受けた
3.6%

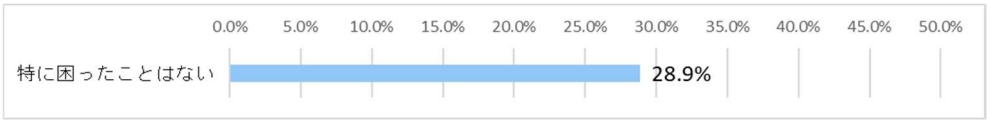
0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0% 50.0%
特に困ったことはない
28.9%

Ｑ９　仕事の内容や給料など来日前に想像や期待していたことなどで、来日後に違ったと感じたものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

来日前の期待と来日後の現実が違ったと感じるものは、「物価の高さ」（39.6%）が最も多く、次いで「給料」（20.2%）、「給料から差し引かれる家賃や水道・光熱費などの額」（20.2%）、「残業代」（20.1%）などの金銭に関するものであった。

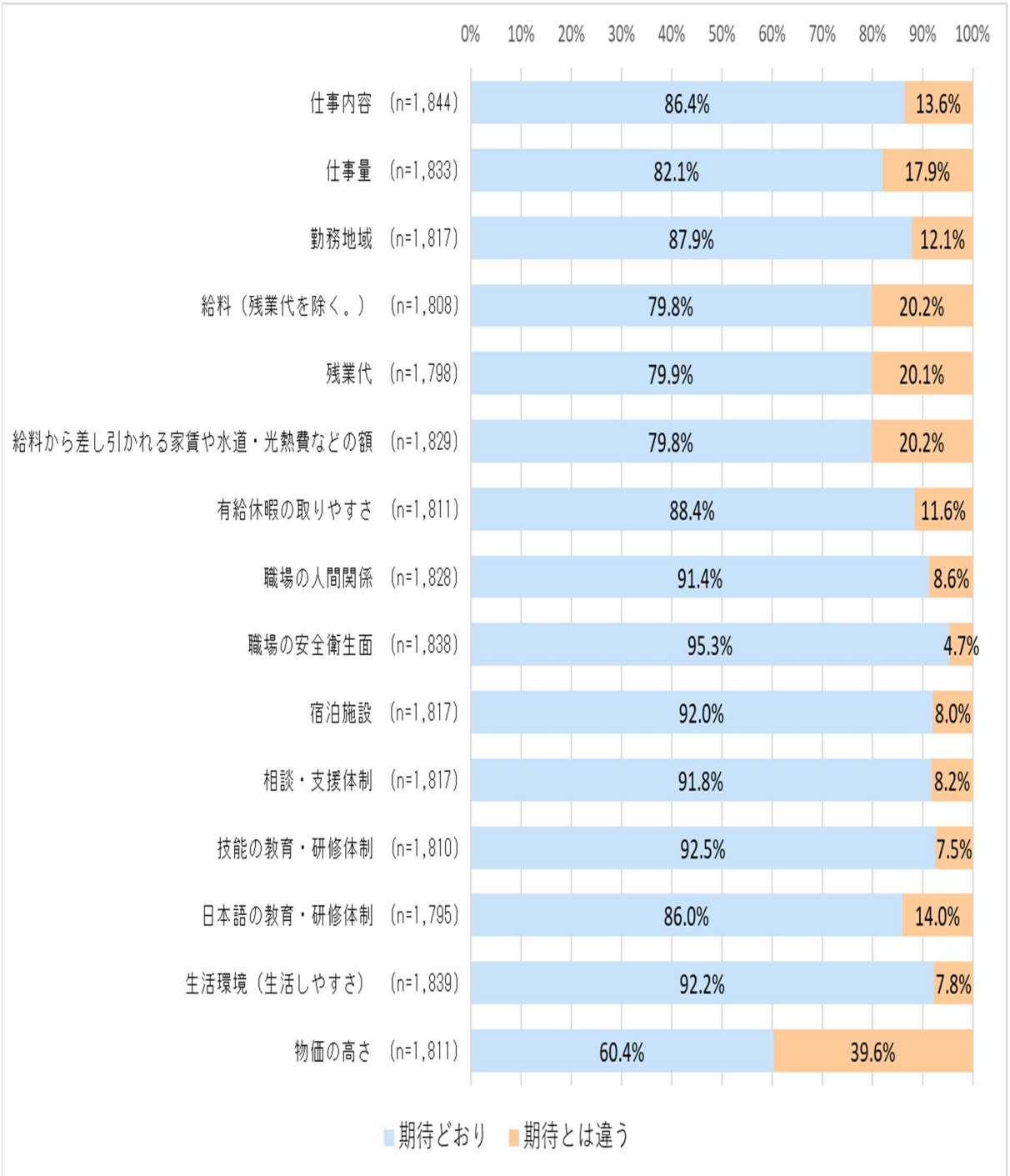

Q10　あなたが日本で暮らしている宿泊施設の種類と施設環境について、項目ごとに当てはまるものを一つだけ選んでください。

宿泊施設の種類については、「実習先の社員寮」（44.5%）が最も多く、次いで「実習先が借りた民間アパートやマンション」（42.7%）であり、実習先が確保したもので大半を占めた。また、施設環境については、「自分だけが過ごせる個室がある」（51.4%）と「自分だけが過ごせる個室がない」（48.6%）で大差はなかった。

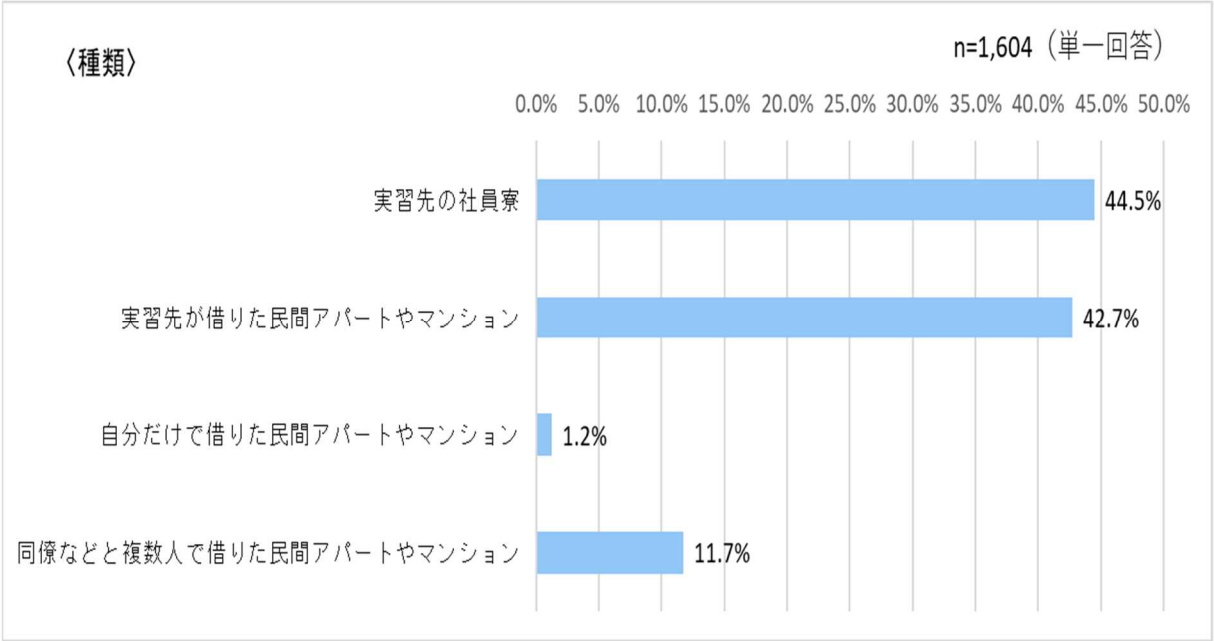

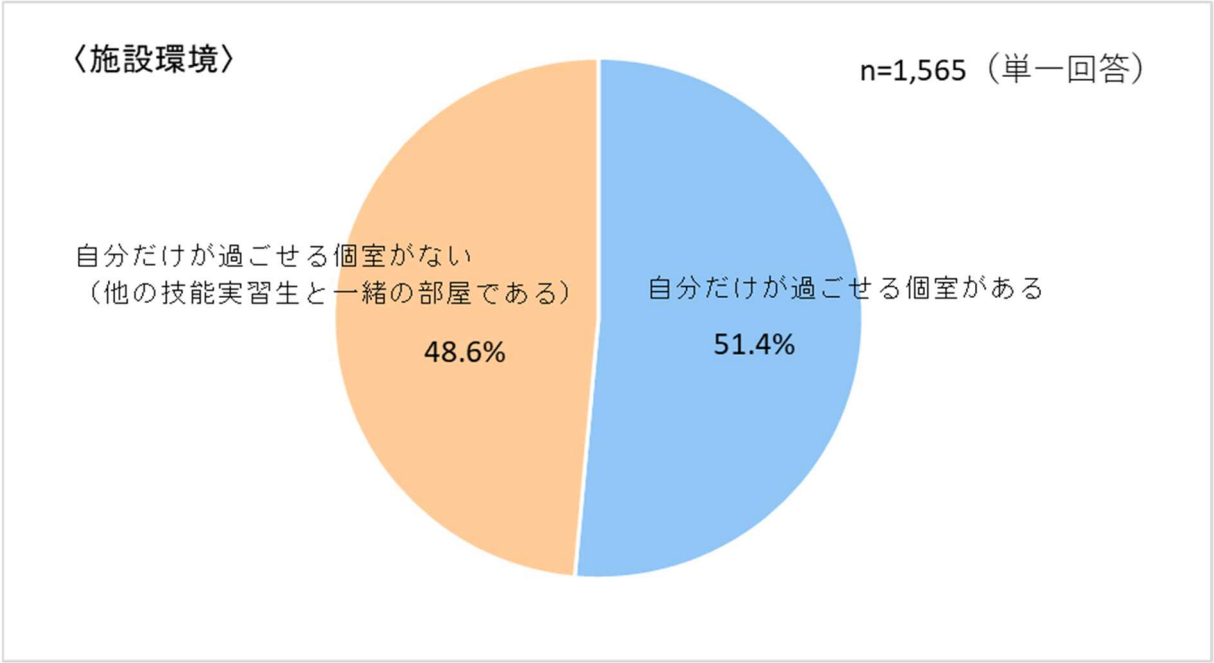

Q11　あなたは技能実習途中に実習先を変えたいと考えたことはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

実習先を変更したいと考えたことがあるかについては、「ない」（70.8%）が最も多かった。一方で、「ある」と回答した者の理由としては、「来日前に期待した給料を得られないから」（11.8%）が最も多かった。

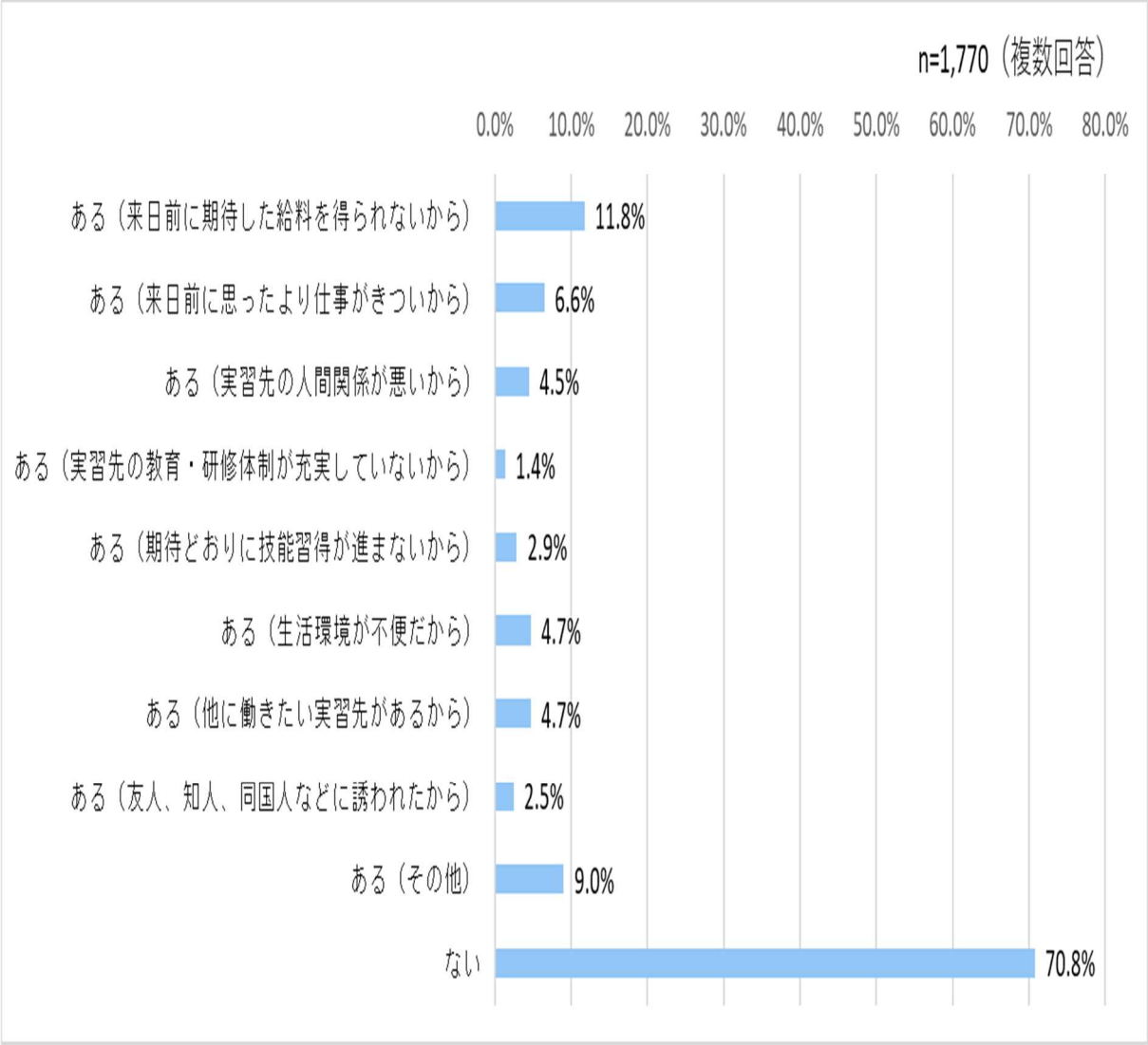

２　実習実施者

（１）受入れ目的について

Ｑ１　貴社が技能実習生を受け入れる目的は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

実習実施者が技能実習生を受け入れる目的は、「日本人の雇用が困難なため」（77.8%）が最も多く、次いで「途上国への技術・技能移転などの国際貢献のため」（48.8%）、「社内活性化のため」（34.5%）であった。

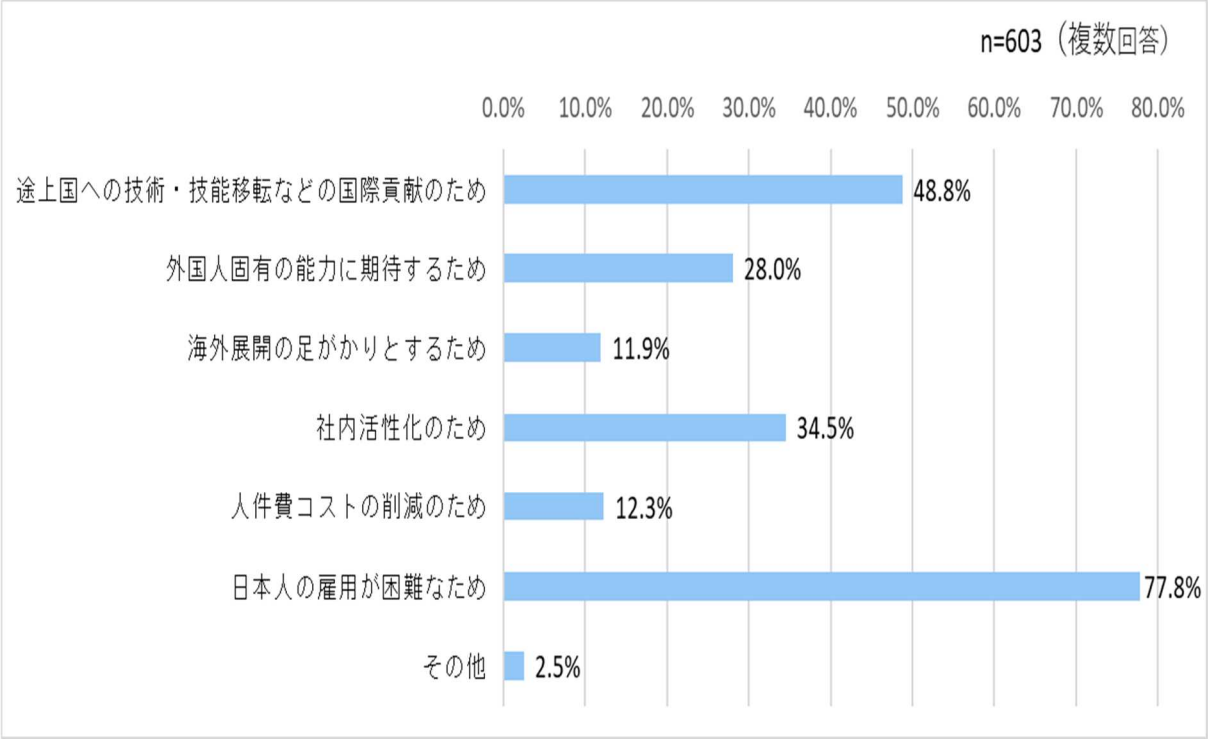

Ｑ２　技能実習生の採用面接や採用時の労働条件（賃金、仕事内容等）に関する説明はどのような方法で行っていますか。当てはまるものを全て選んでください。

技能実習生の面接方法は、「現地又はオンラインで直接面接を実施」（79.3%）が最も多く、次いで「監理団体や送出機関に依頼」（64.4%）であった。また、採用時の労働条件の明示の方法は、「監理団体や送出機関に依頼」（86.1%）が最も多く、次いで「現地又はオンラインで直接説明」（43.6%）であった。

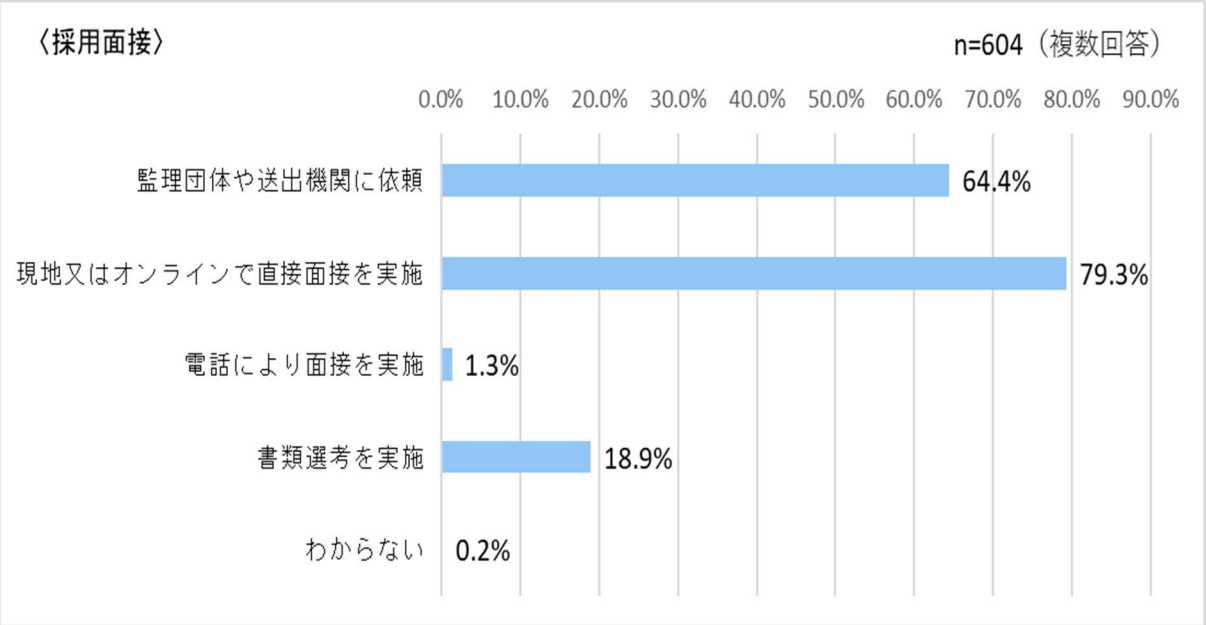

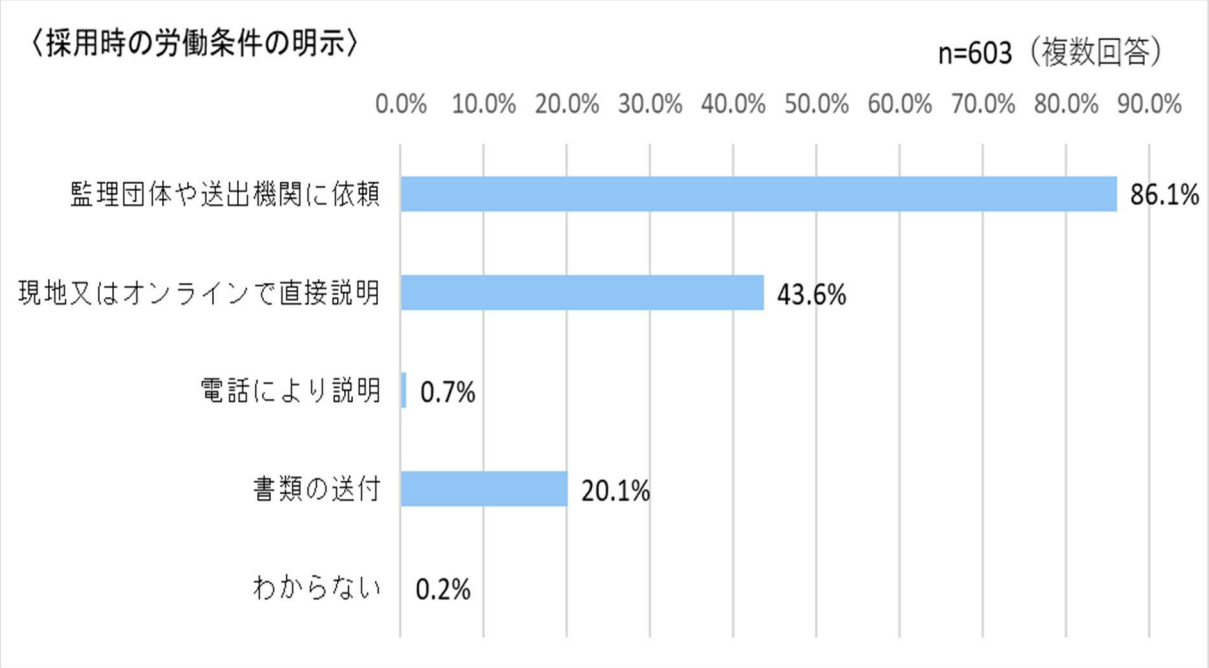

（２）関係者に対する意識について

Ｑ３　受け入れている技能実習生の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数名の受入れをしている場合は当該複数名の全体的な満足度について回答してください。

技能実習生に対する満足度は、「技能実習意欲」（81.5%）、「仕事内容に対する理解」（81.1%）、「勤務態度」（84.0%）といった仕事への意識に関する主なものは 80%以上であった。一方で、「日本語でのコミュニケーション能力」（40.0%）や「来日時の技能レベル」（30.4%）、「来日時の日本語レベル」（20.3%）は 40%以下であり、不満度も 20%以上であった。

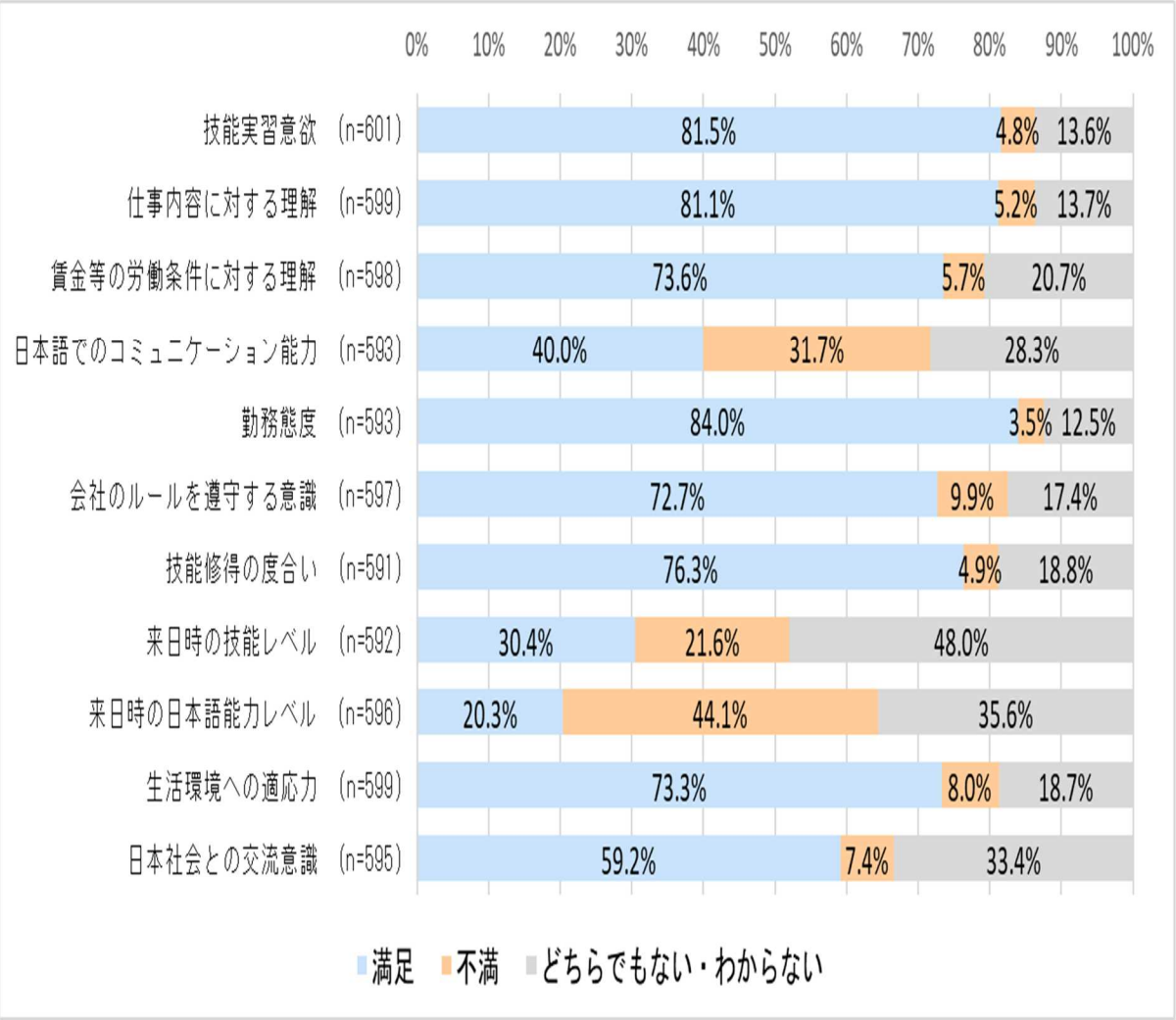

Ｑ４　監理団体による実習監理の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数の監理団体の実習監理を受けている場合は当該複数の団体の全体的な満足度について回答してください。

監理団体に対する満足度は、「監理費に見合うだけの指導や支援」を除き、おおむね 70%以上である一方で、「監理費に見合うだけの指導や支援」については 52.6%であり、他の項目と比較すると低く、不満度も 18.4%であった。

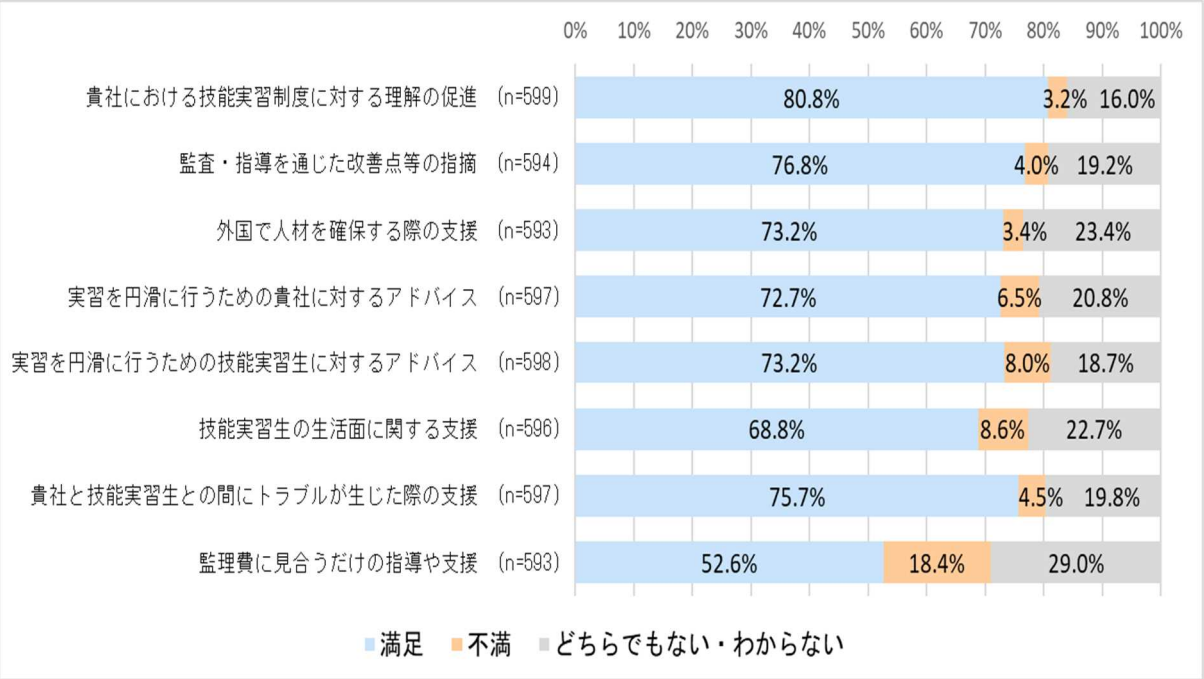

Ｑ５　外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

外国人技能実習機構が行う指導や支援のうち、主に実習実施者に直接関わるもの（「実地検査による指導・助言」）の満足度は、43.8%であった。

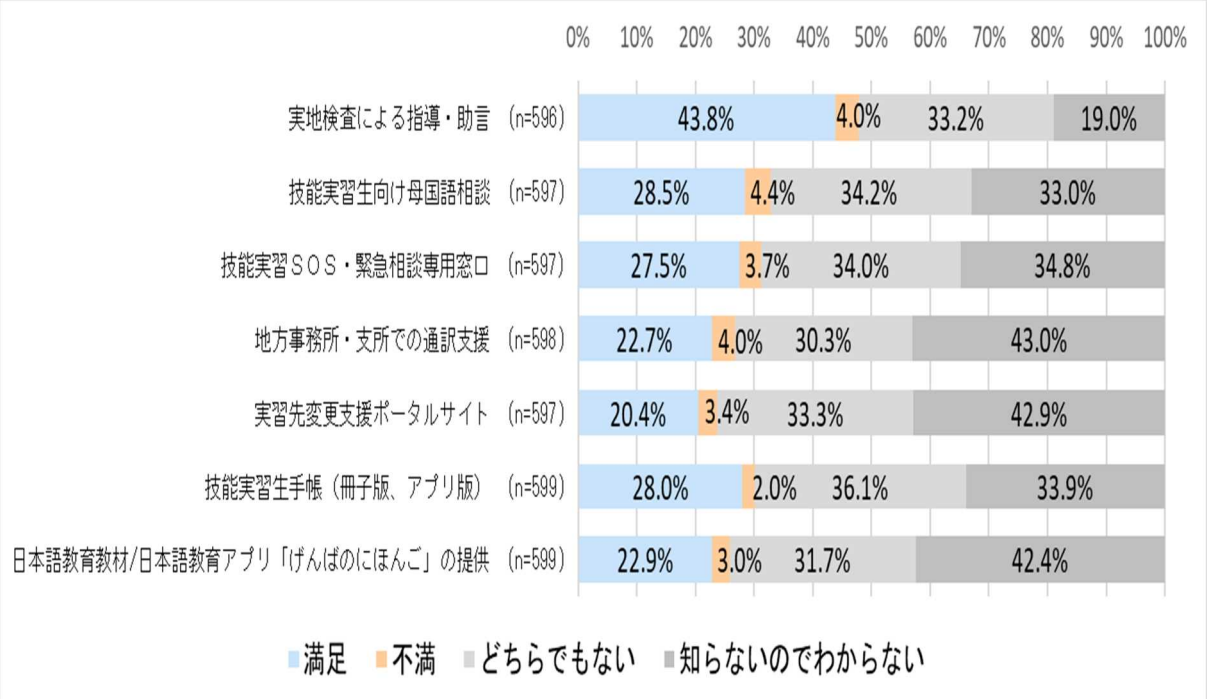

（３）技能実習制度に対する意識について

Ｑ６　技能検定等の合格を目標として技能実習計画（必須、関連、周辺の各業務）に従って技能実習生に業務に従事させることについて、どのように感じますか。当てはまるものを全て選んでください。

技能実習計画に従って技能実習生に業務に従事させることについては、「従事させる業務の計画が硬直的である」（50.0%）、「職種・作業の区分けが細かい」（50.9%）、「技能検定等の内容と現場の業務が合致していないものがある」（44.6%）であり、技能実習計画と実際の業務内容の一定のかい離をうかがわせる回答が半数程度であった。また、技能検定等の難易度については、技能検定等の段階が上がるにつれて難易度が高いと感じる傾向にあり、３号修了時の技能検定等の難易度が「高いと感じる」実習実施者は 33.9%であった。

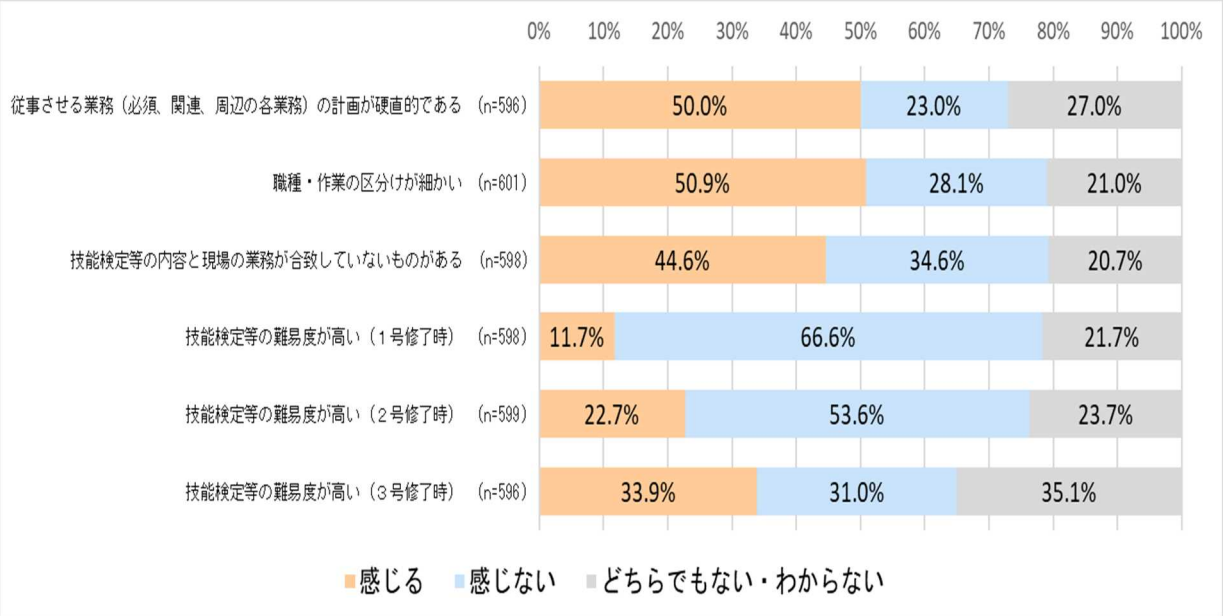

Ｑ７　実習期間中を通じ、同じ実習実施者の下で行うこととなっていますが、この点についてどのように感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

実習先を変更することについては、「技能実習生の自由な意思で実習先を変更することは適切ではないが、職場になじめないなどの事情がある場合は、変更をした方が良い」（48.5%）が最も多く、次いで「実習先を変更しない方が良い」（40.1%）であった。

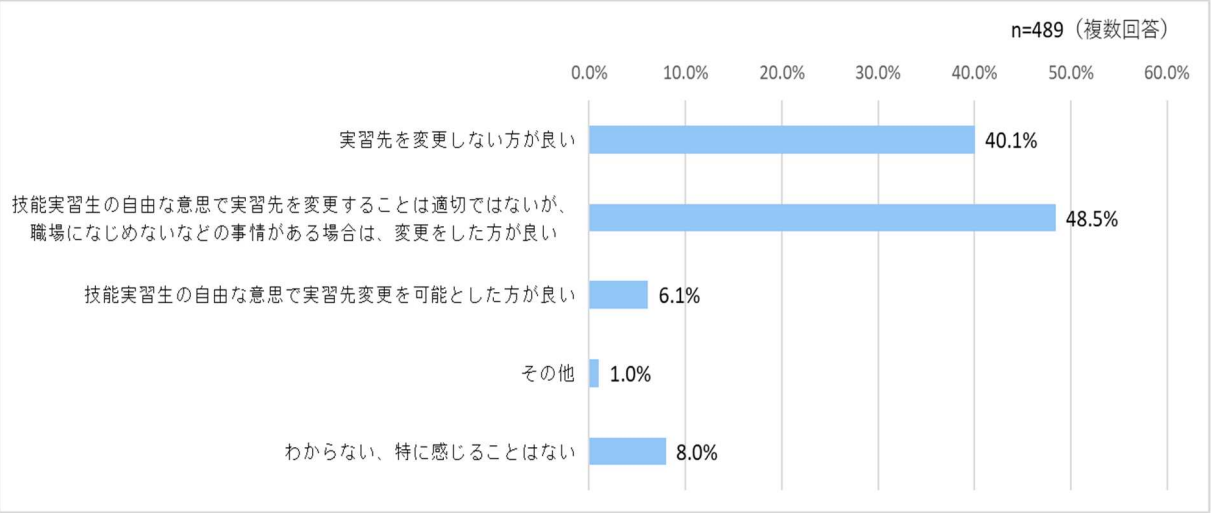

Ｑ８　他の実習実施者で技能実習中の技能実習生が実習先変更を希望する場合、あなたが受け入れることについてどう思いますか。当てはまるものを一つだけ選んでください。

実習実施者が実習先変更を希望する技能実習生を受け入れることについては、「どちらでもない（こだわらない）」（31.7%）が最も多く、次いで「どちらかといえば受け入れたい」（27.3%）、「受け入れたい」（20.8%）であった。

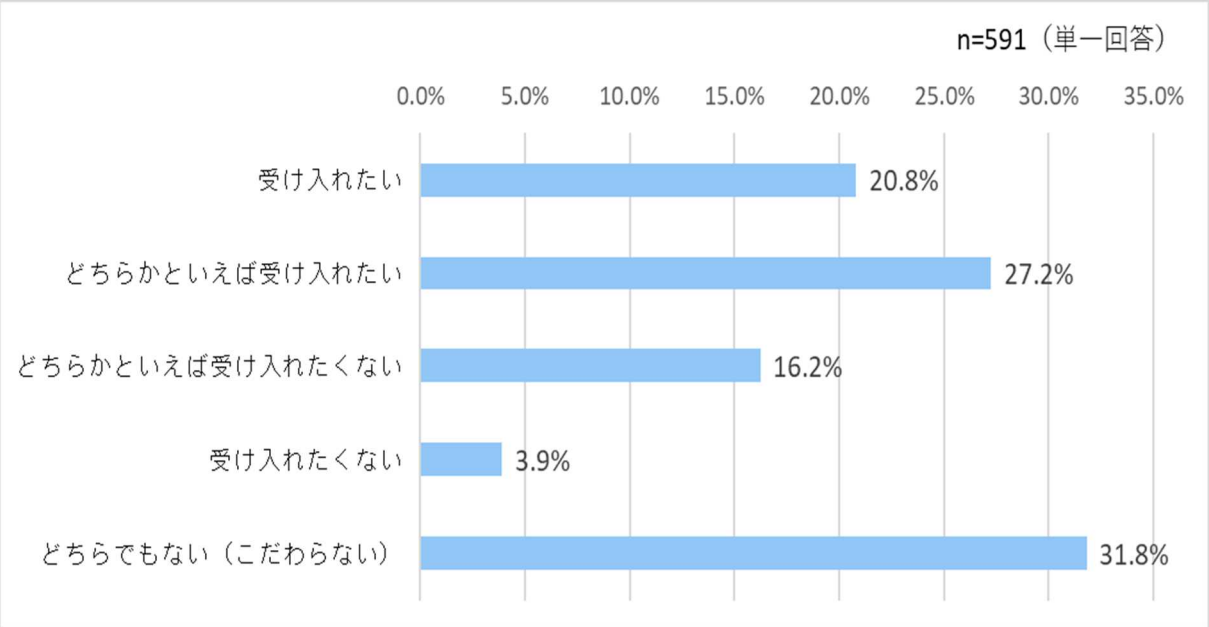

Ｑ９　優良な実習実施者の制度について、どのように感じていますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

優良な実習実施者に認められる技能実習３号の受入れ及び技能実習生の受入れ人数枠の拡大については、いずれも「満足（既に活用している）」が４割前後であり、「満足（今後、活用したい）」と合わせると７割程度であった。

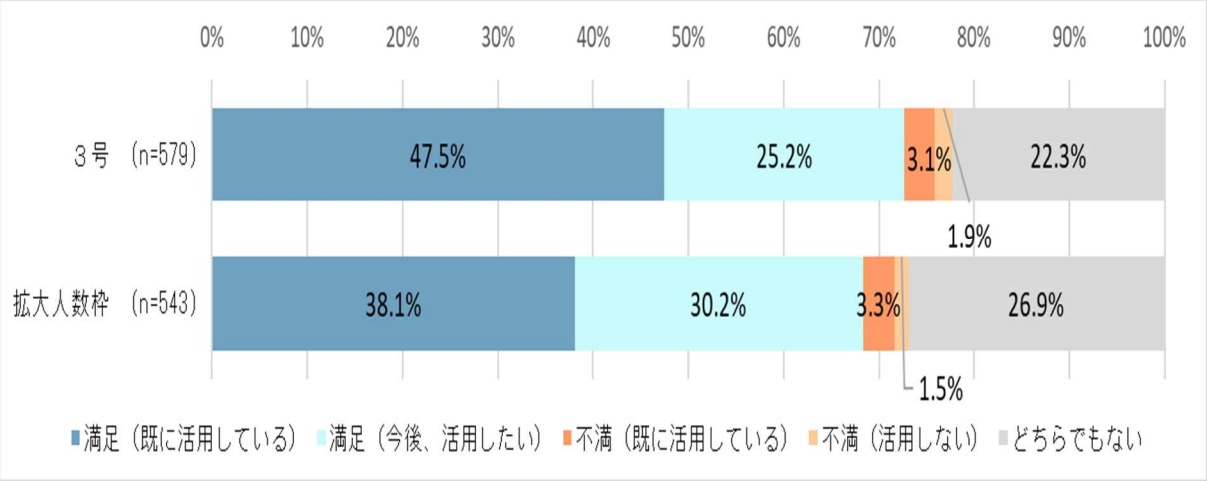

Q10　技能実習生を受け入れる中でどのような点で苦労を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

技能実習生を受け入れる中で苦労する点は、「技能実習生の日本語能力の問題で意思疎通を図ることが難しい」（60.9%）が最も多く、次いで「日本語を学ばせたいが自社で行うには負担が大きい」（41.5%）、「日常生活におけるルールの理解に関するトラブル」（32.4%）であった。

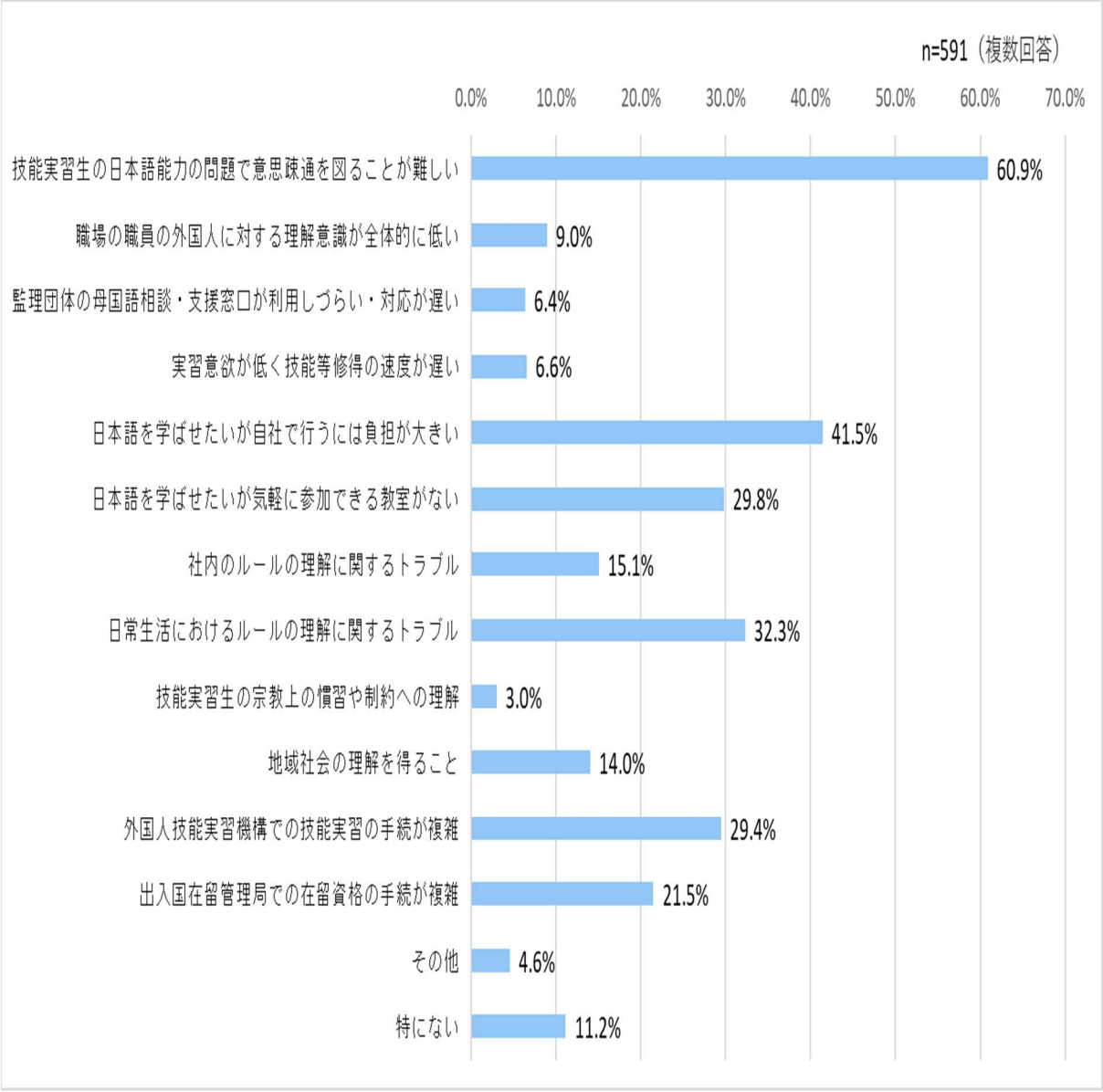

Q11　技能実習生が失踪する原因には、どのようなものがあると考えますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

技能実習生の失踪原因として考えられるものについては、「技能実習生自身の私生活上の問題」（56.7%）が最も多く、次いで「同僚の技能実習生など外国人同士の人間関係の問題」（51.8%）、「技能実習生自身の経済的な事情」（49.7%）であり、技能実習生自身の事情や職場での人間関係に関するものが上位を占めた。

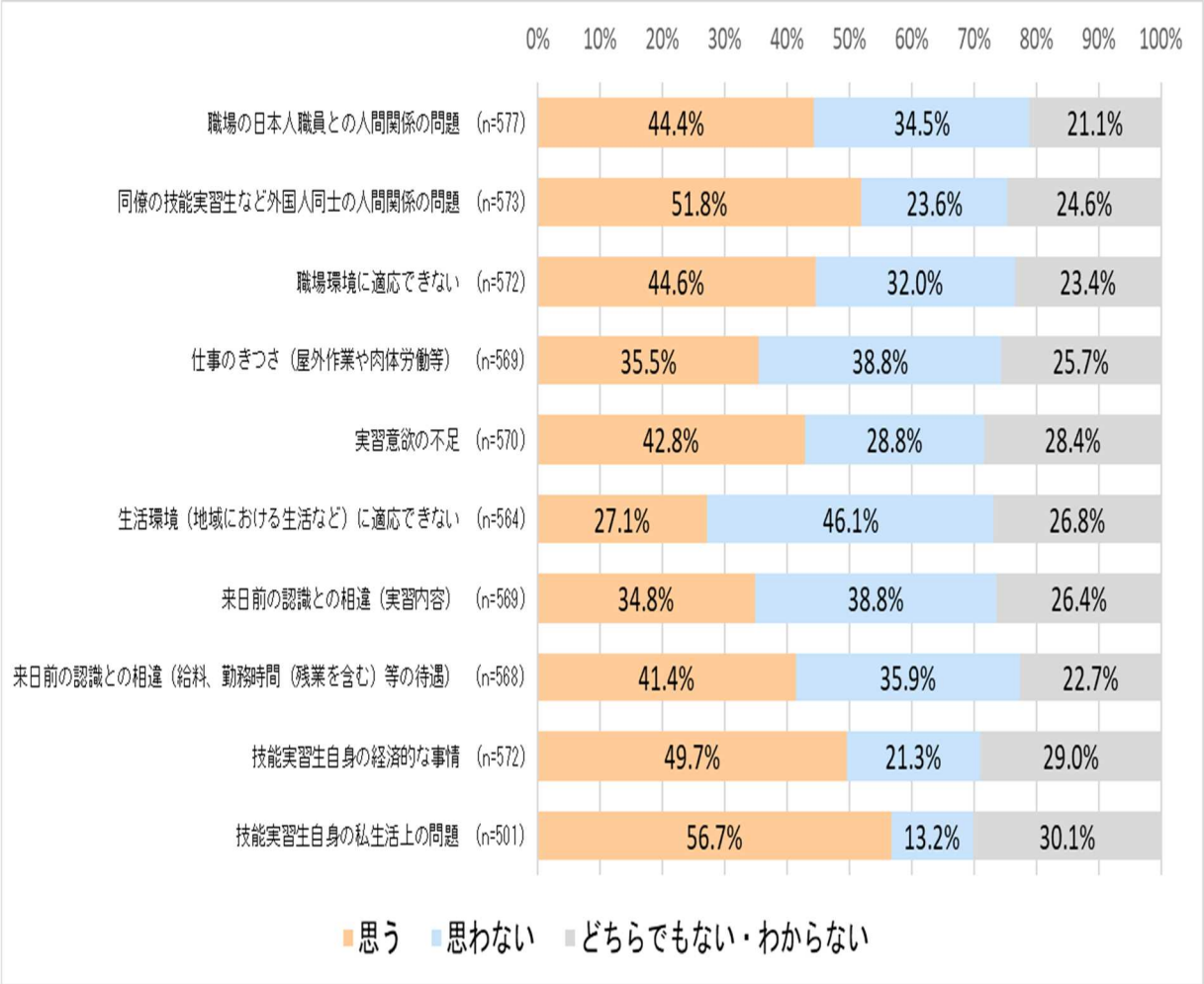

３　監理団体

（１）受入れ目的について

Ｑ１　実習監理を行う傘下の実習実施者のうち、技能実習制度が技能等の修得等を目的としたものであることを理解して技能実習生を受け入れていると感じる実習実施者の割合はどの程度ですか。当てはまるものを一つだけ選んでください。

監理団体が制度の目的を理解して技能実習生を受け入れていると感じる実習実施者の割合は、「ほとんど全て」が 61.2%であり、「７割程度」が 23.4%であった。

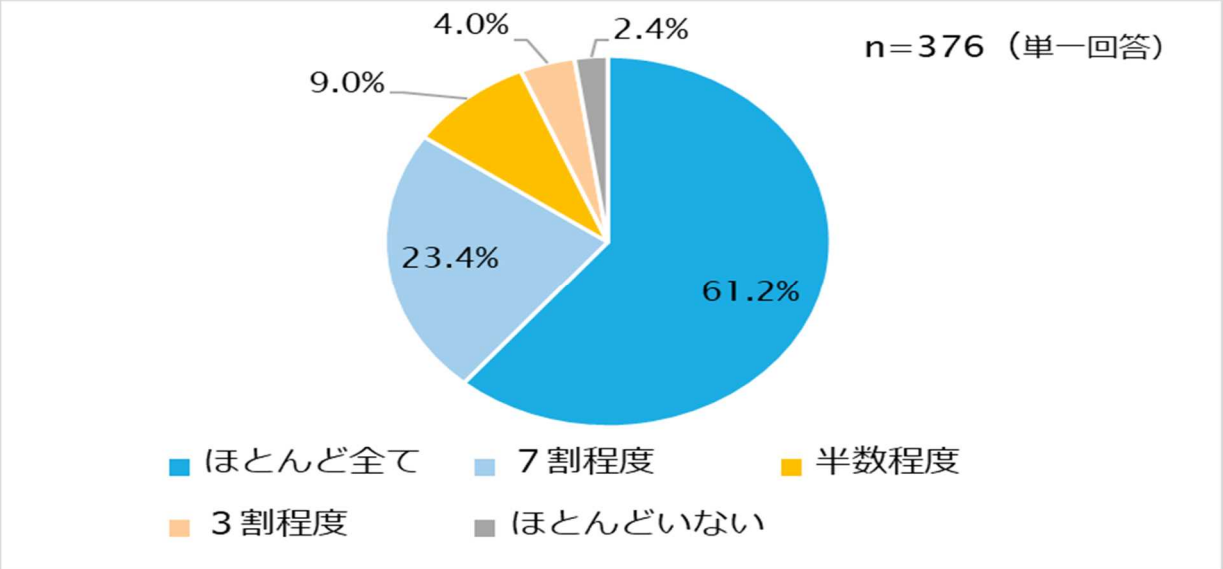

Ｑ２　技能実習生を採用する際の面接の実施方法のうち、当てはまるものを一つだけ選んでください。

技能実習生の面接方法は、「現地で直接対面して面接を実施（実習実施者同行）」（47.5%）、「オンラインによる面接を実施（実習実施者同席）」（46.6%）であり、実習実施者と共に面接を行う団体が大半であった。

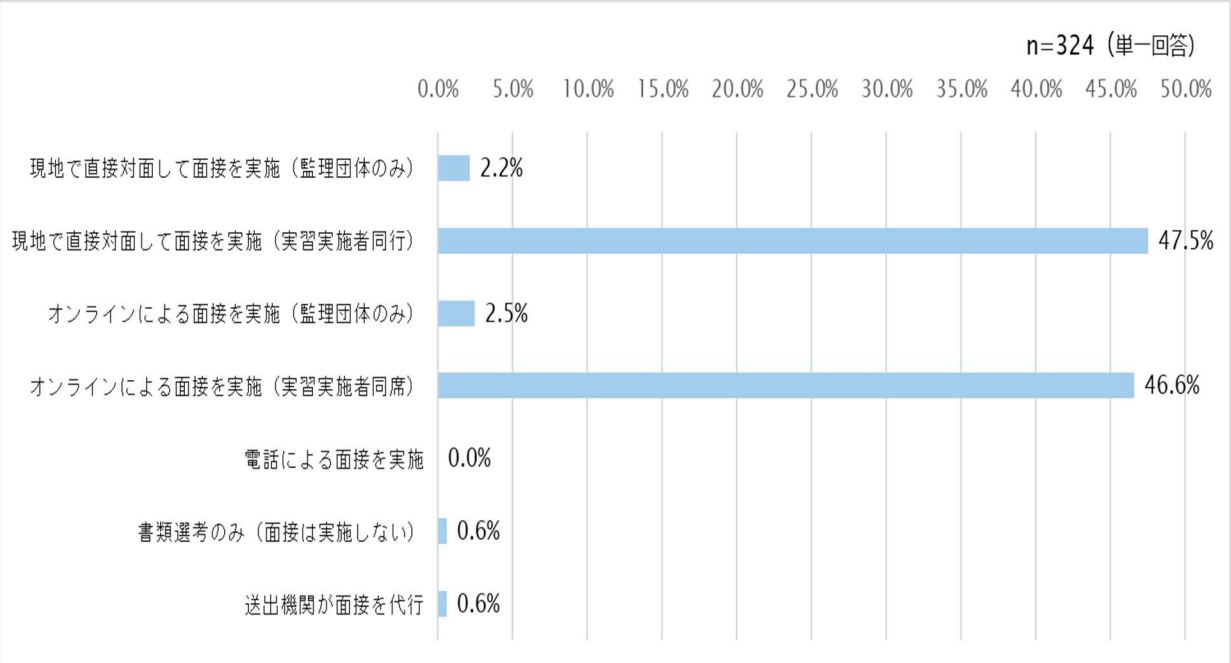

（２）関係者に対する意識について

Ｑ３　受け入れている技能実習生の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数名の受入れをしている場合は当該複数名の全体的な満足度について回答してください。

技能実習生の満足度については、「技能修得の度合い」や「技能実習意欲」、「仕事内容に対する理解」など仕事に関するものは 70%以上であった。一方で、「日本語でのコミュニケーション能力」や「来日時の日本語能力レベル」については、20%程度であり、不満度が満足度を上回った。

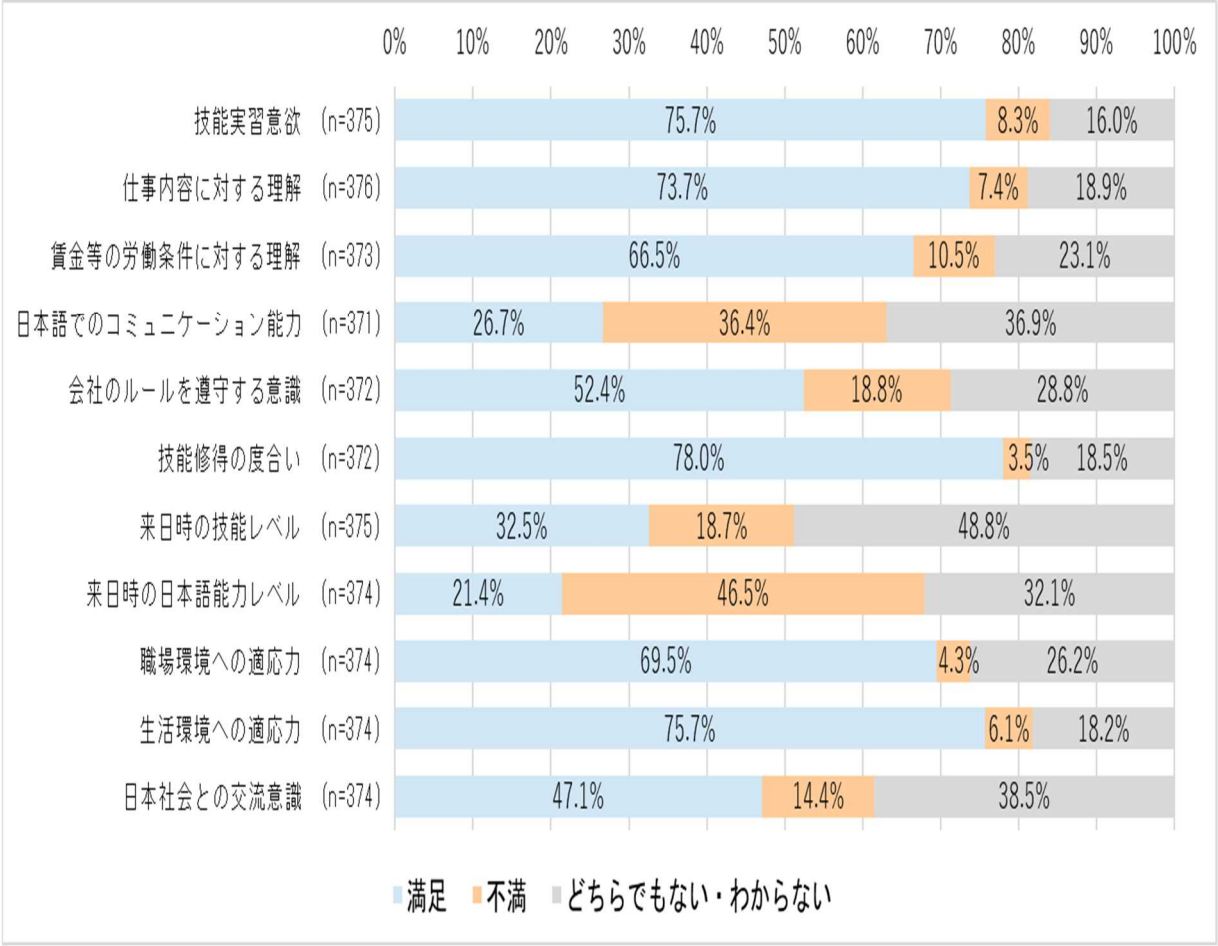

Ｑ４　傘下の実習実施者の全体的な満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数の実習実施者がある場合は当該複数の実習実施者の全体的な満足度について回答してください。

実習実施者に対する満足度は、法令遵守など制度上直接求められるものは、おおむね 70%以上である一方で、それ以外の「技能実習生の母国固有の文化や慣習に対する理解度」や「技能実習生と地域社会との交流促進意識」については、50%前後であり、前者と比較すると低かった。

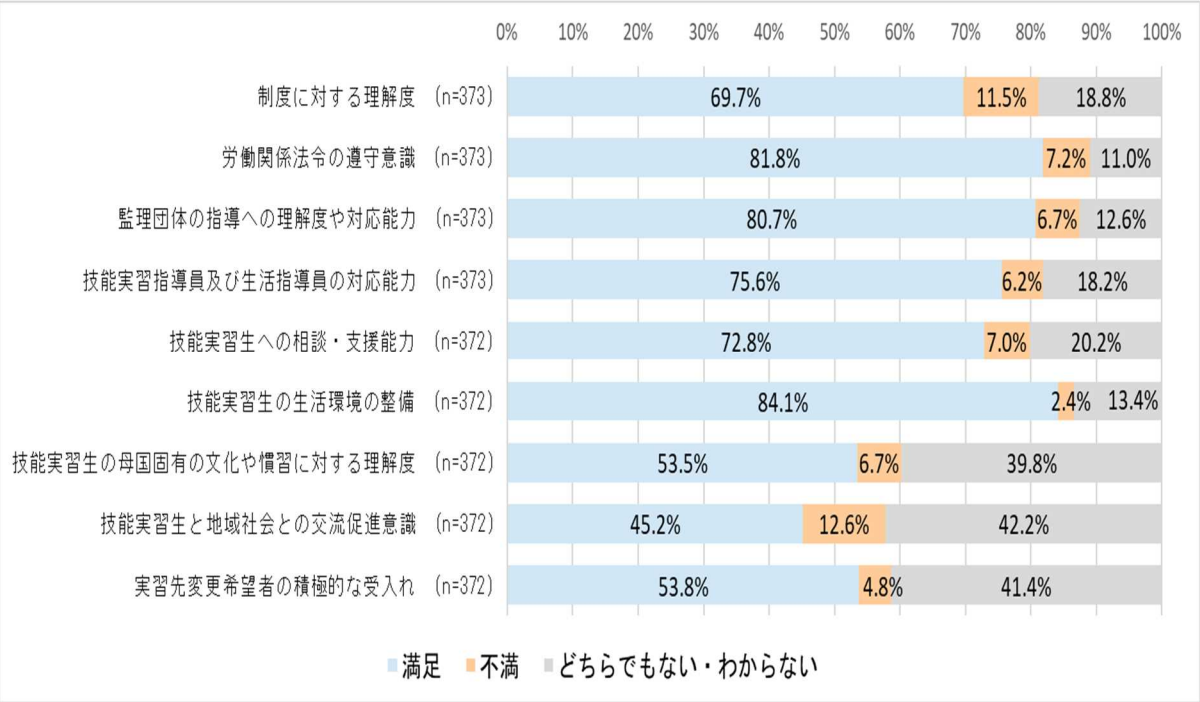

Ｑ５　提携している送出機関の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。なお、複数の送出機関と提携している場合は当該複数の送出機関の全体的な満足度について回答してください。

提携している送出機関に対する満足度は、「応募から来日までの手続」が 78.8%である一方で、「技能実習意欲の高い候補者の紹介」や「候補者に対する事前教育や入国前講習の充実度」はそれぞれ約 50%であり、「不満」もそれぞれ約 20%であった。

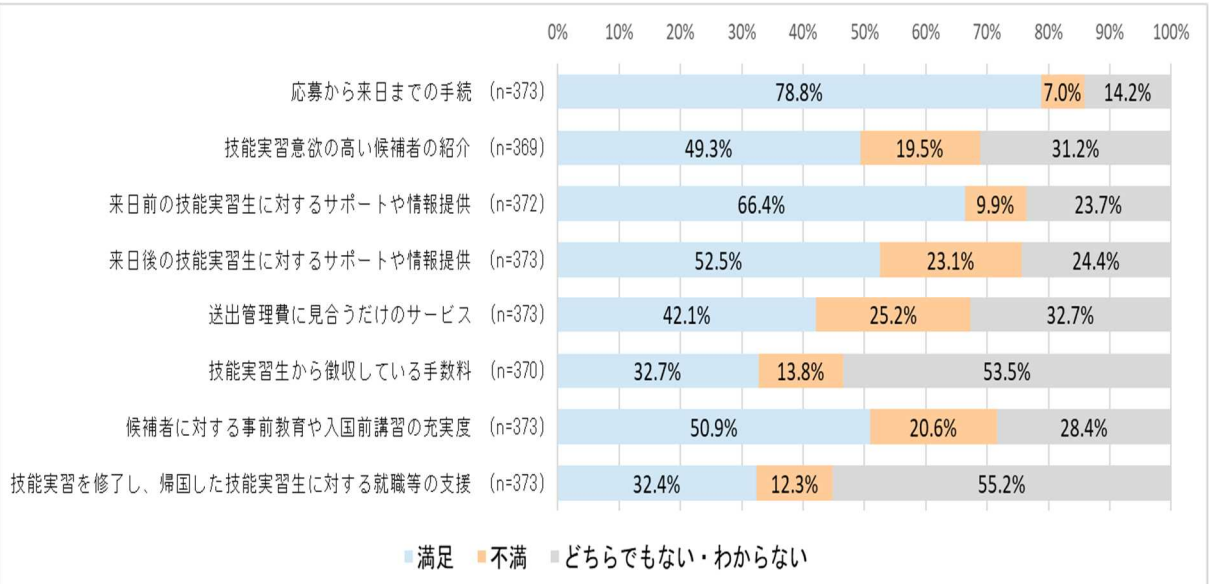

Ｑ６　外国人技能実習機構の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

外国人技能実習機構が行う指導や支援のうち、主に監理団体に直接関わるものの満足度は、「実地検査による指導・助言」(60.4%)、「技能検定等の受験手続支援」(53.0%)、「実習先変更支援ポータルサイト」(46.0%) であった。一方で、これらの項目の不満度は、15%前後であった。

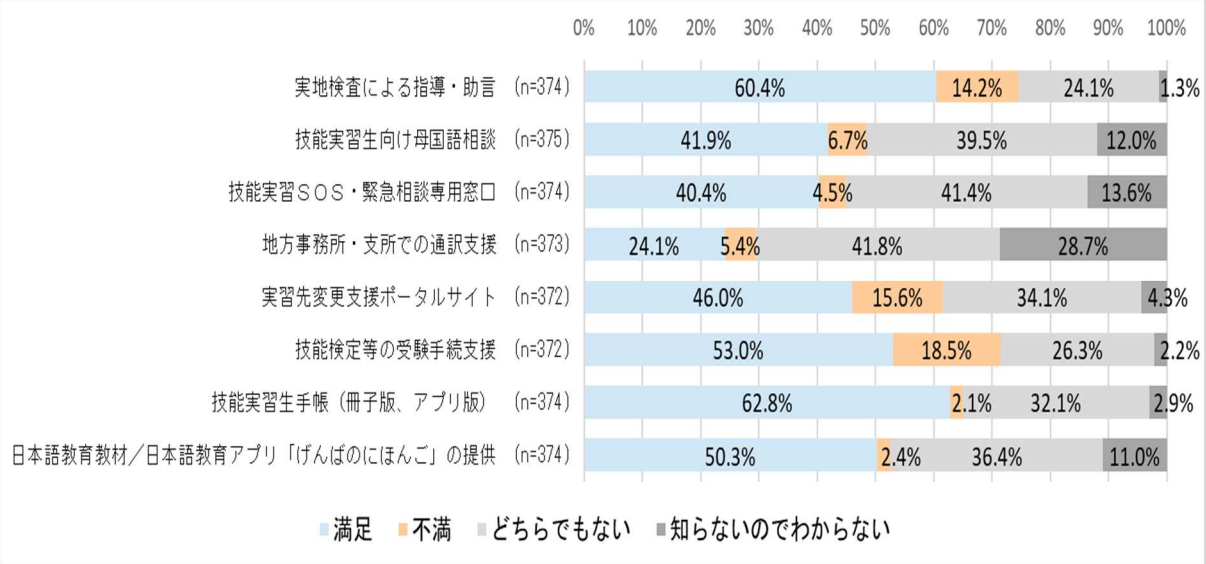

(3)技能実習制度に対する意識について

Ｑ７　技能検定等の合格を目標として技能実習計画（必須、関連、周辺の各業務）に従って技能実習生に業務に従事させることについて、どのように感じますか。当てはまるものをそれぞれ選んでください。

技能実習計画に従って技能実習生に業務に従事させることについては、「従事させる業務の計画が硬直的である」(75.7%)、「職種・作業の区分けが細かい」(68.2%)、「技能検定等の内容と現場の業務が合致していないものがある」(70.8%) であり、技能実習計画と実際の業務内容の一定のかい離をうかがわせる回答が約７割であった。また、技能検定等の難易度については、技能検定等の段階が上がるにつれて難易度が高いと感じる傾向にあり、３号修了時の技能検定等の難易度が「高いと感じる」団体は64.4%であった。

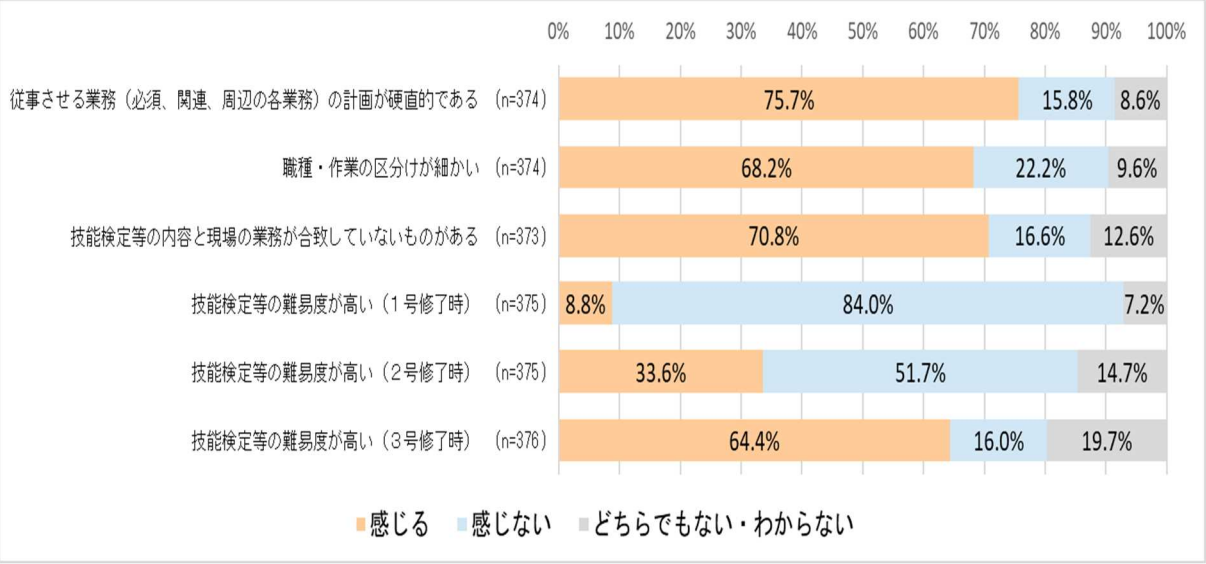

Ｑ８　実習期間中を通じ、同じ実習実施者の下で行うこととなっていますが、この点についてどのように感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

実習先を変更することについては、「技能実習生の自由な意思で実習先を変更することは適切ではないが、職場になじめないなどの事情がある場合は、変更をした方が良い」（63.0%）が最も多く、次いで「実習先を変更しない方が良い」（31.5%）であった。

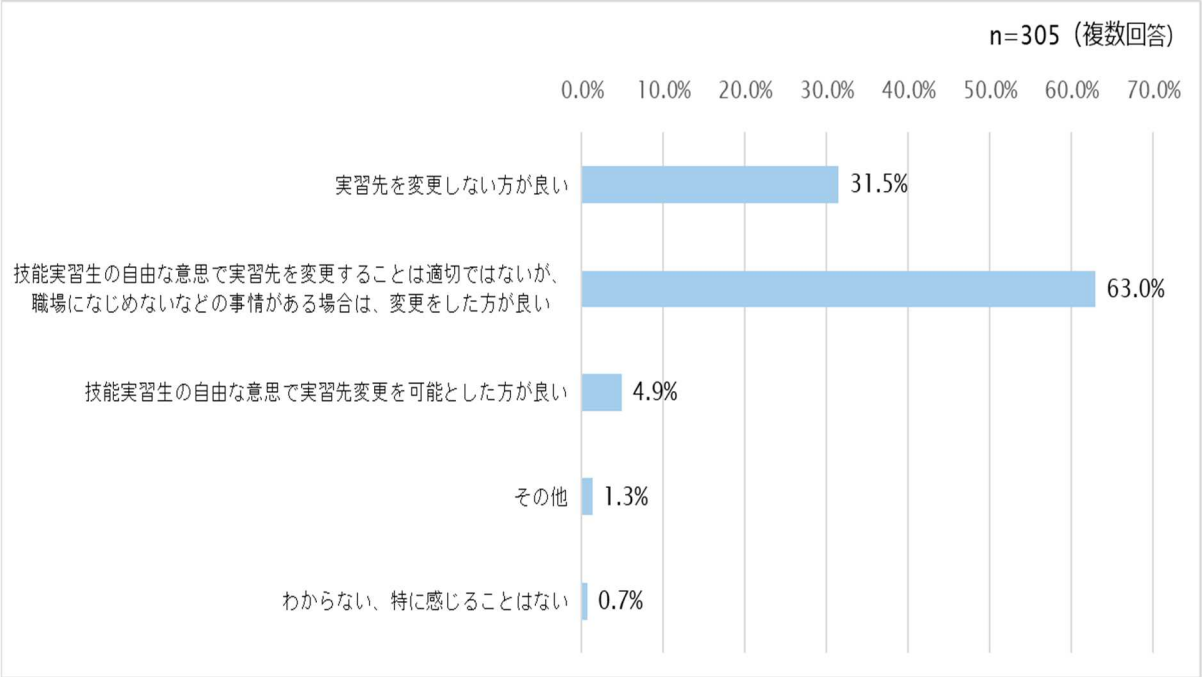

Ｑ９　優良な監理団体の制度について、どのように感じていますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

優良な監理団体に認められる技能実習３号の受入れ及び技能実習生の受入れ人数枠の拡大については、いずれも「満足（既に活用している）」が７割弱であり、「満足（今後、活用したい）」と合わせると８割程度であった。

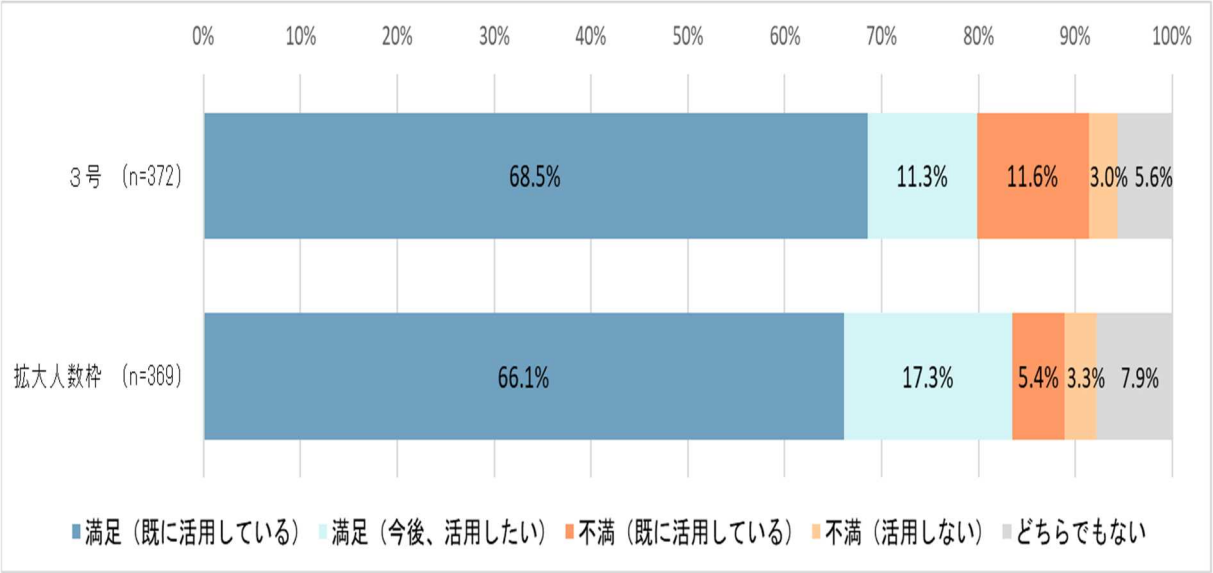

Q10　技能実習生を受け入れる中でどのような点で苦労を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

技能実習生を受け入れる中で苦労する点は、「外国人技能実習機構での技能実習に係る手続が複雑」(50.5%) が最も多く、次いで「技能検定の受検」(41.4%) であった。また、「日常生活におけるルールの理解に関するトラブル」(41.2%)、「実習先での言語の違いや日本語能力の問題に起因するトラブル」(40.6%) といったルールやマナーを理解させること等意思疎通に関するものが４割程度であるほか、「日本語を学ばせたいが団体で行うには負担が大きい」や「日本語を学ばせたいが、気軽に参加できる教室がない」といった日本語を学ぶ環境の脆弱性に関するものが４割弱あった。なお、「特にない」は 2.7%であった。

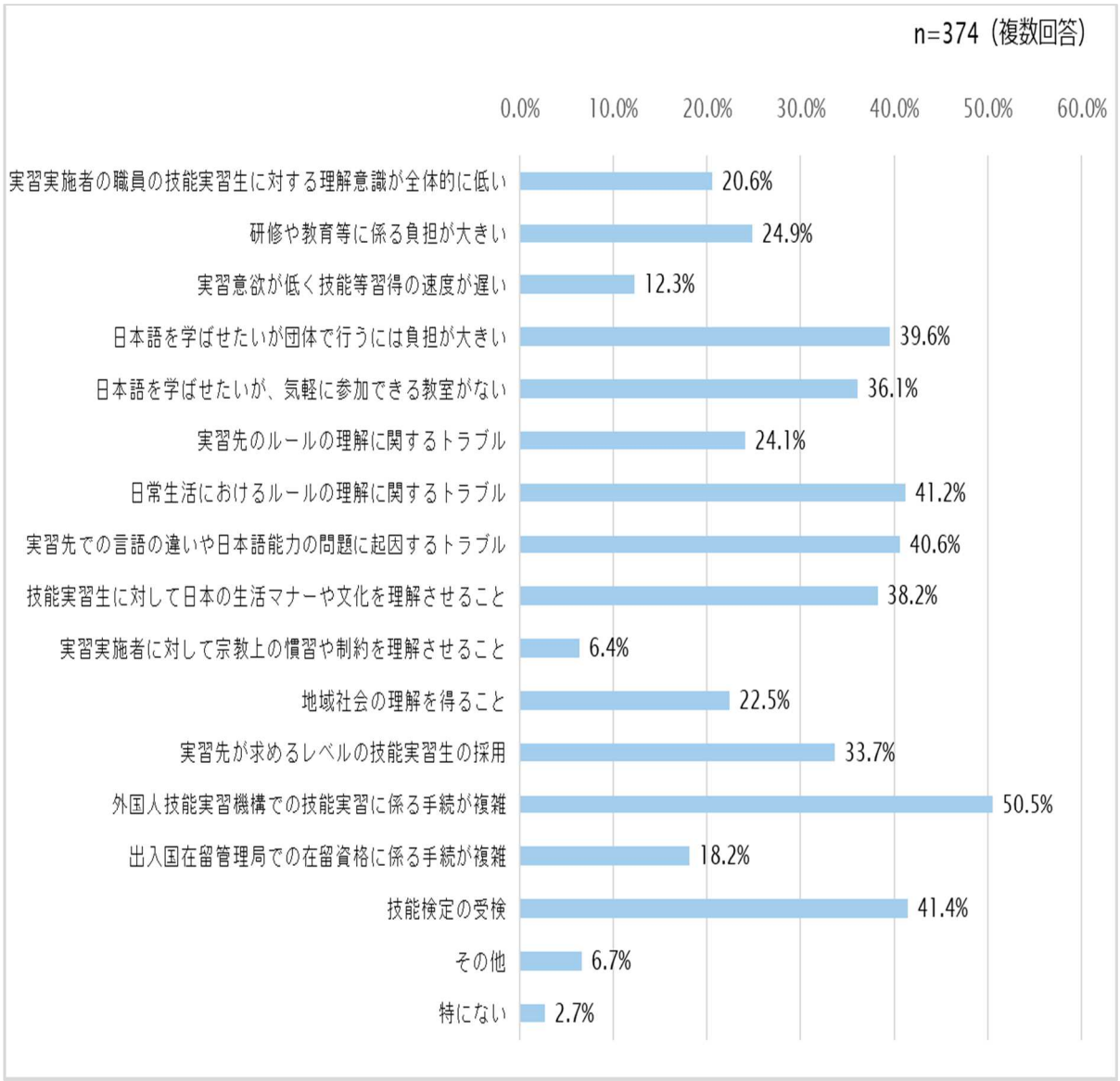

Q11　技能実習生が失踪する原因には、どのようなものがあると考えますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

技能実習生の失踪原因として考えられるものについては、「技能実習生自身の私生活上の問題」(75.8%)が最も多く、次いで「技能実習生自身の経済的な事情」(67.8%)、「同僚の技能実習生など外国人同士の人間関係の問題」(51.8%)であり、技能実習生自身の事情や職場での人間関係に関するものが上位を占めた。

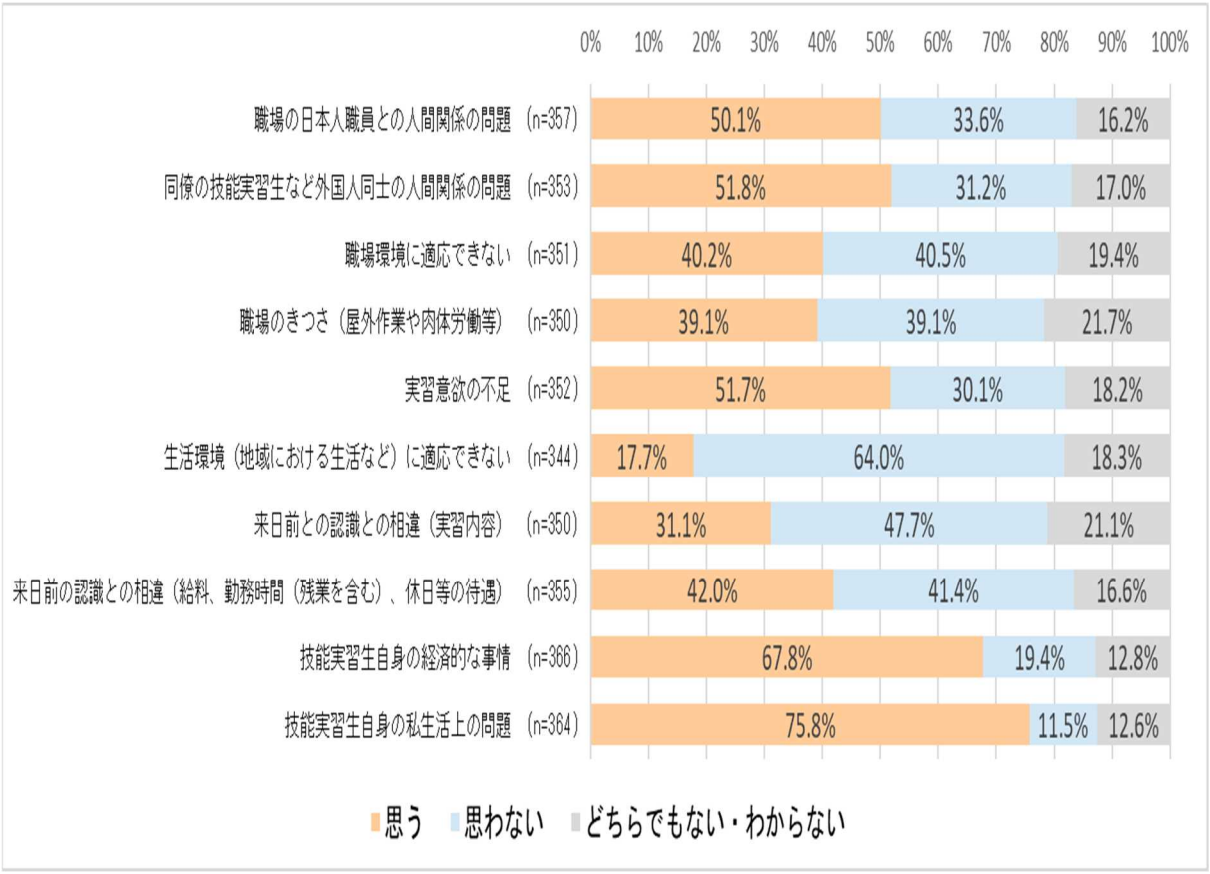

４　特定技能外国人

（１）利用目的について

Ｑ１　あなたが日本で働く場合にどのような点を重視しますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

特定技能外国人が特に重視する点は、「給料の額」（91.3%）が最も多く、次いで「仕事内容」（90.6%）であった。一方で、重視しない点は、「職場が地方にあること」（35.9%）や「職場が都市部にあること」（30.2%）、「過去に働いていた会社であること」（32.7%）であった。

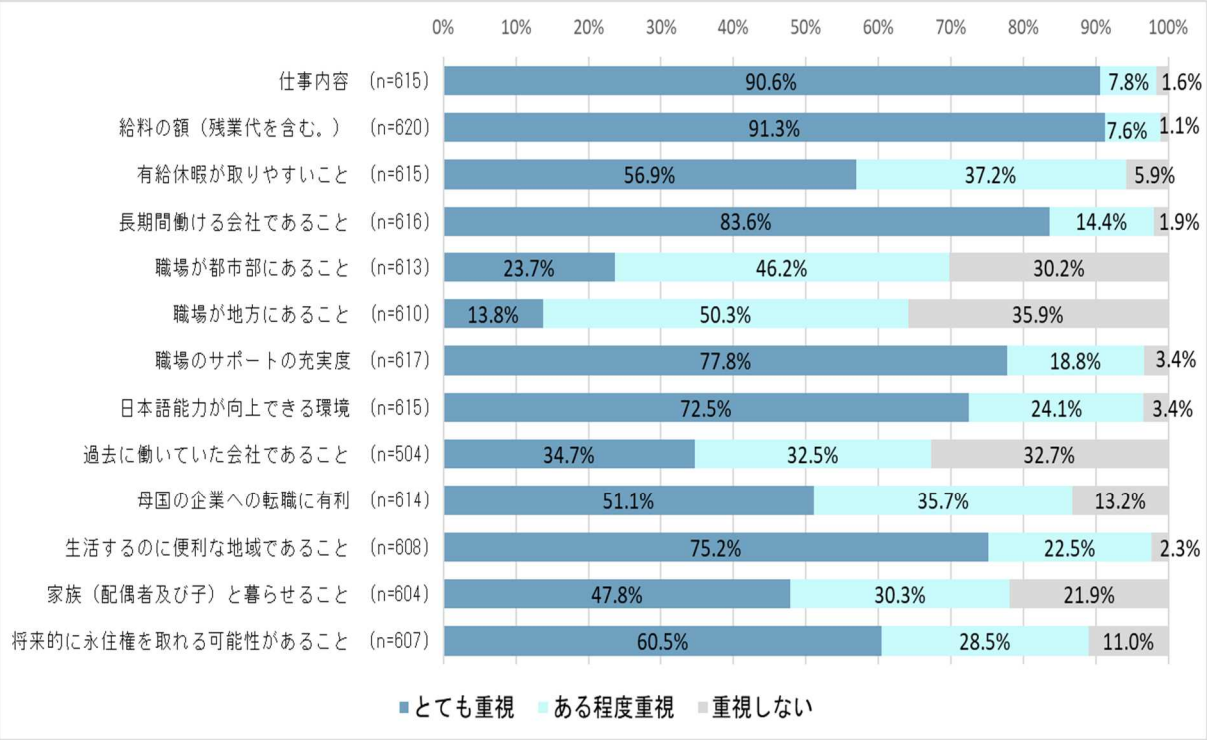

Ｑ２　特定技能の在留資格を得る前に他の在留資格（観光などの「短期滞在」は除く。）で日本に滞在したことがありますか。最も滞在期間が長いものを選んでください。

特定技能で在留する前の滞在歴は、「技能実習生として滞在した」（84.6%）が最も多く、次いで「留学生として滞在した」（6.5%）であった。

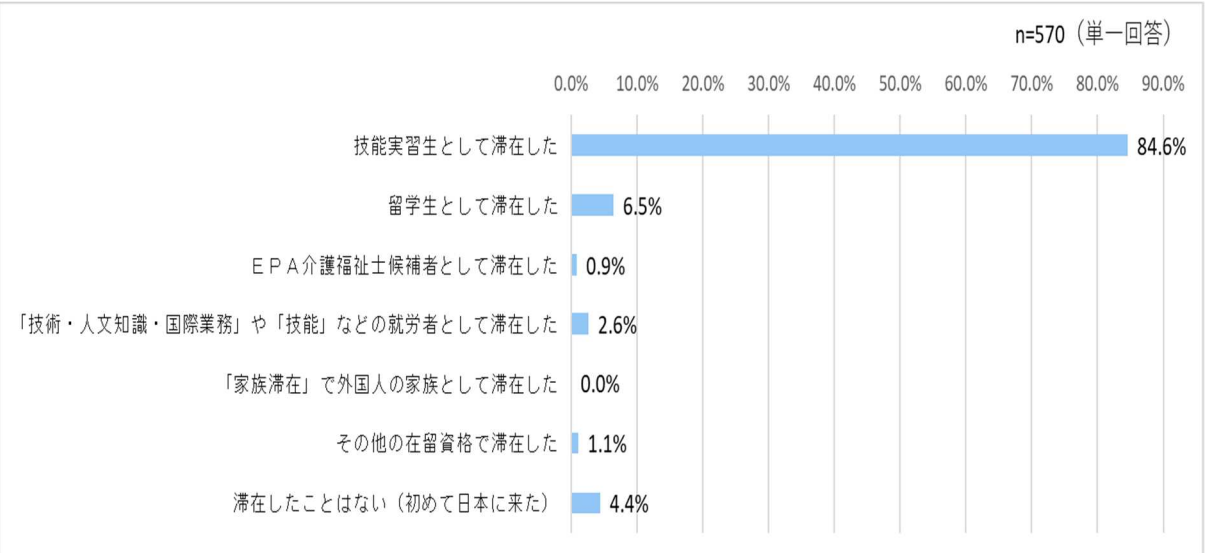

（２）関係者に対する意識について

Ｑ３　あなたの今の会社に対する満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

会社に対する満足度は、「仕事内容」や「仕事量」、「職場の安全衛生面」をはじめとして全体的に高い一方で、「給料」や「残業代」、「給料から差し引かれる家賃や水道・光熱費等の額」など金銭に関するものや「日本語の教育・研修体制」は 70%台であった。

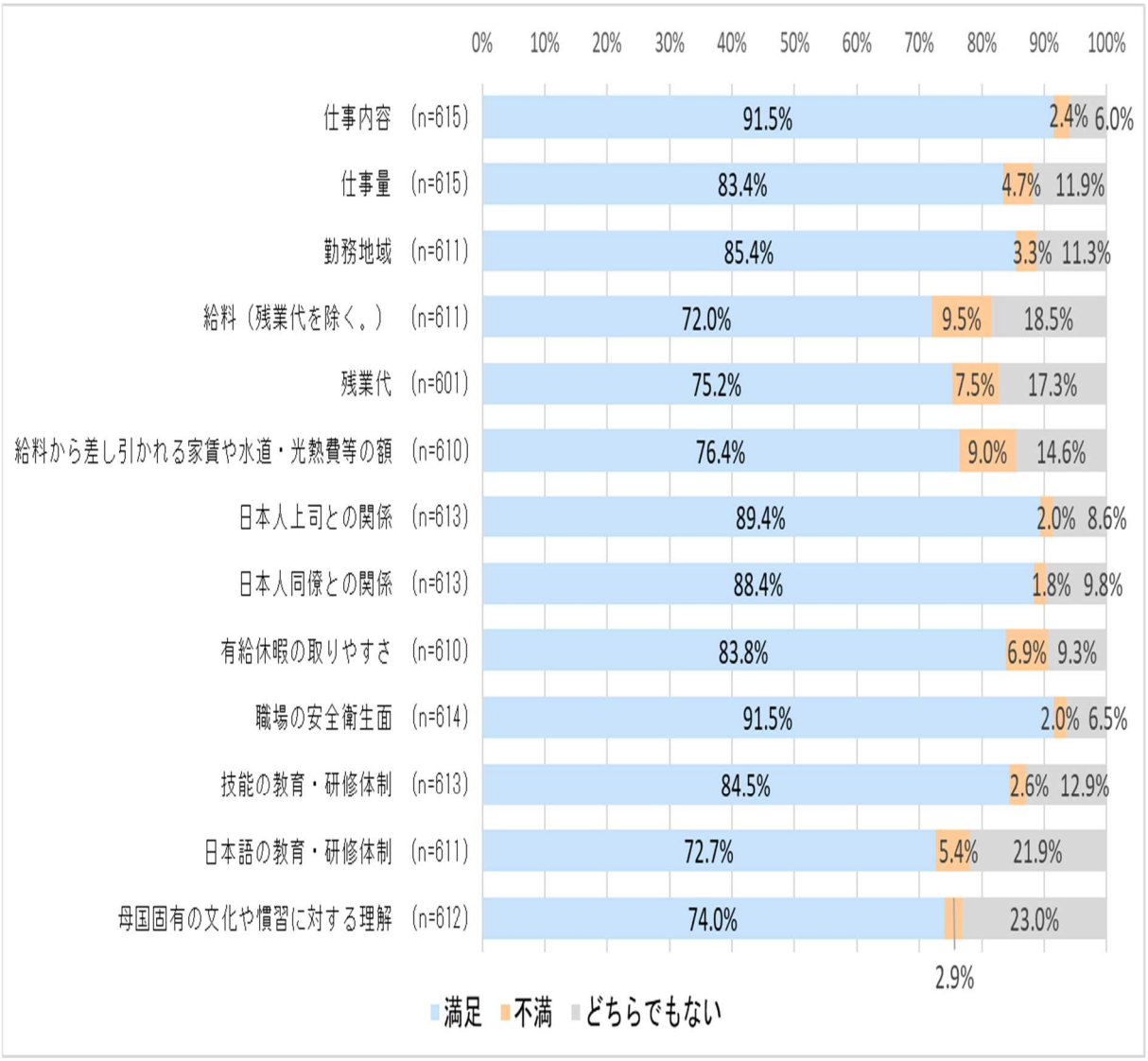

Ｑ４　あなたが今の特定技能の仕事を見つけるために利用した人・組織などは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

特定技能の仕事を見つけるために利用した人・組織は「技能実習で支援を受けていた監理団体」（38.9%）が最も多かった。なお、「利用していない」は、5.3%であった。

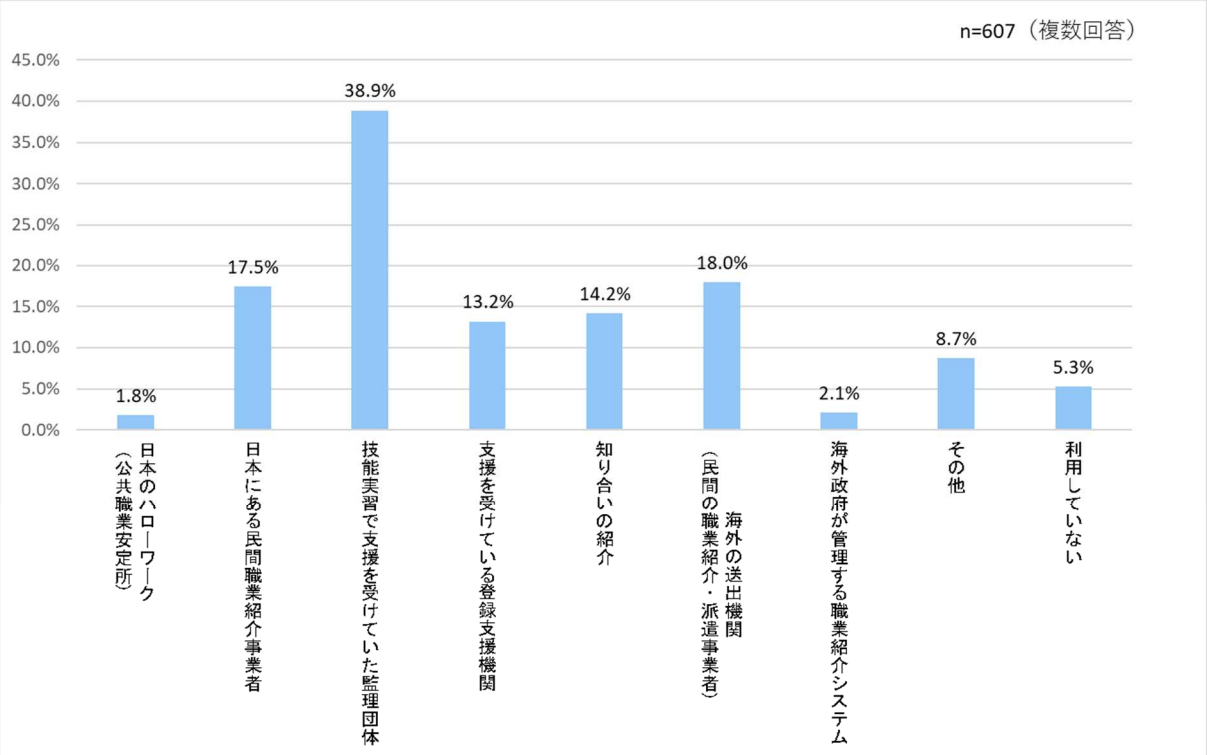

Ｑ５　現在の会社を紹介してくれた人・組織などに連絡を取ってから、会社と雇用契約を結ぶまでにどのくらいの期間がかかりましたか。当てはまるものを一つだけ選んでください。

会社と雇用契約を結ぶまでの期間は、「１か月以上３か月未満」（39.3%）が最も多く、次いで「１か月未満」（22.5%）であった。

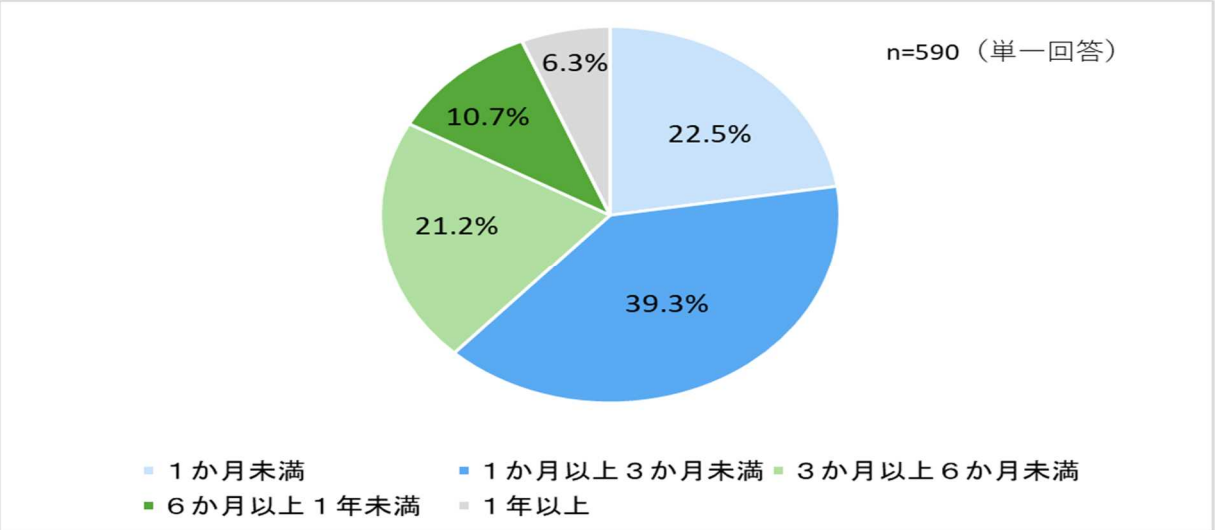

Ｑ６　Ｑ４の人・組織等に支払った手数料などを借金している場合、金額はどのくらいですか。当てはまるものを一つだけ選んでください。
※複数の人・組織などに支払った場合は、合計額を答えてください。

特定技能の仕事を見つけるために利用した人・組織に支払った手数料などの借金については、「借金をしていない」（81.9%）が最も多かった。なお、借金をしている場合では、「10 万円以上 30 万円未満」（7.3%）が最も多かった。

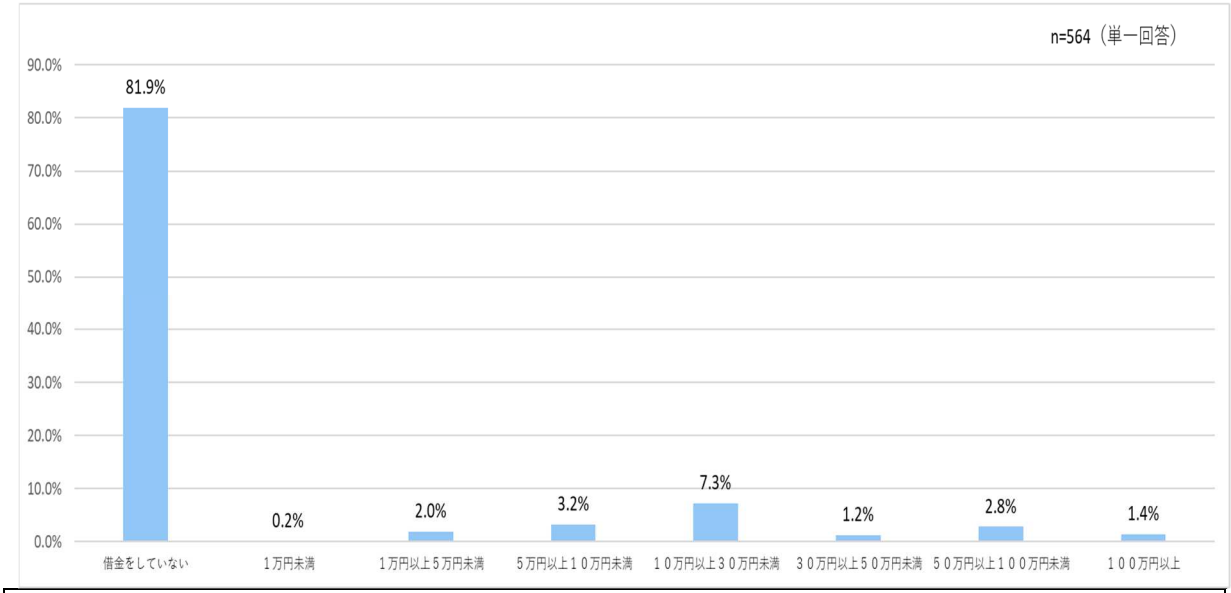

Ｑ７　Ｑ６の借金を、今後どのくらいの期間で返済する予定ですか。当てはまるものを一つだけ選んでください。

借金の返済期間は、「既に返済した」（62.7%）が最も多く、次いで「２年以上３年以内」（11.8%）であった。

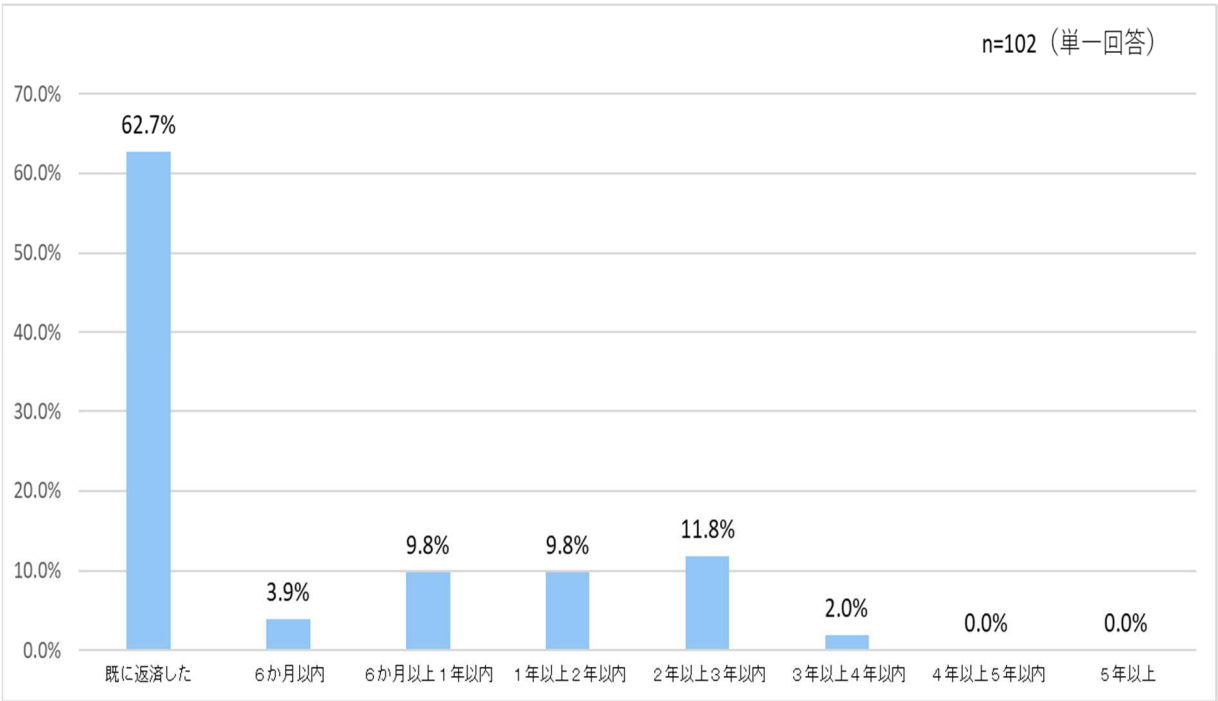

Ｑ８　特定技能外国人として働くに当たり、あなたが受入れ機関や登録支援機関から受けた支援の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

受け入れ機関又は登録支援機関の支援の満足度については、おおむね 80％以上であり、不満度もおおむね５％以下であったが、転職支援については、やや満足度が低かった。

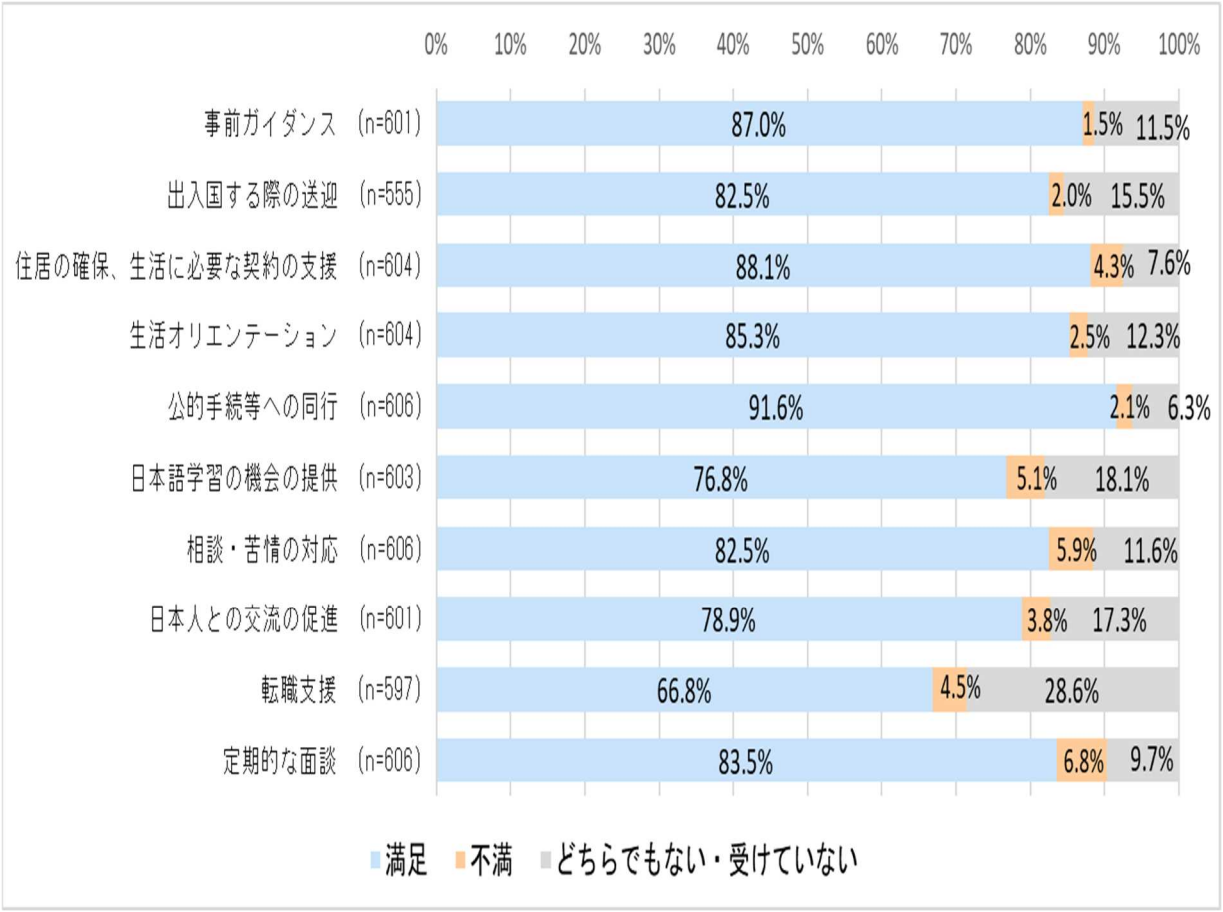

（３）特定技能制度に対する意識について

Ｑ９　あなたが受けた日本語試験と技能試験をそれぞれ選んでください。

受験した日本語試験は、「日本語能力試験（ＪＬＰＴ）」（62.9%）が最も多く、次いで「受けていない」（30.0%）であった。また、技能試験は、「特定技能向けの技能試験」（59.0%）が最も多く、次いで「技能検定」（27.3%）であった。

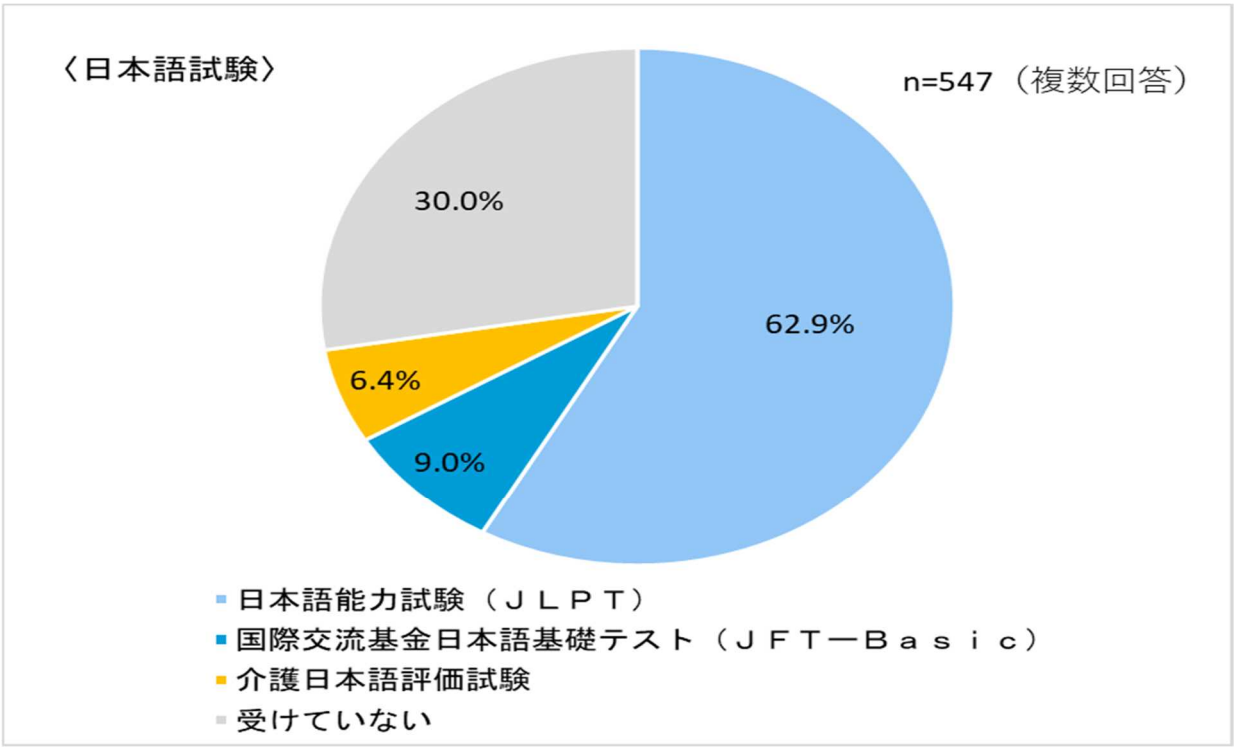

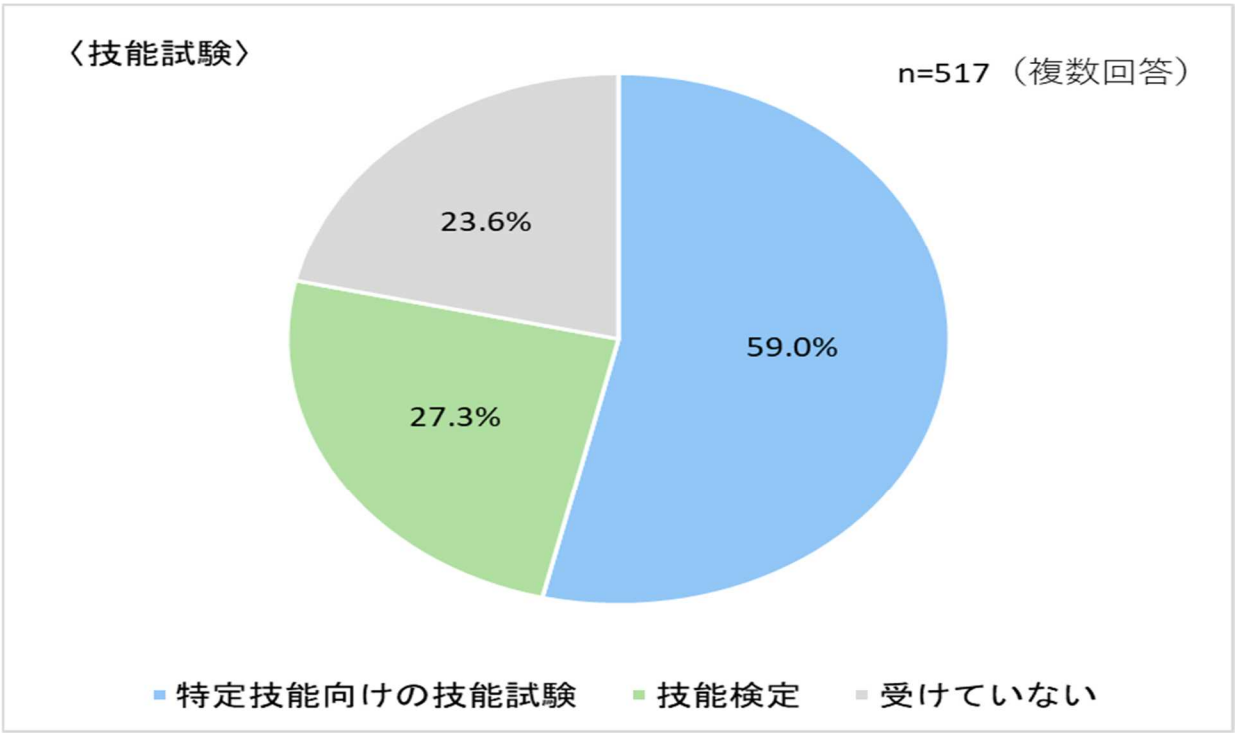

Q10　Q９で選んだ日本語試験の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。
※試験に合格して特定技能の在留資格を得た人のみ、回答してください。

日本語試験に対する満足度は、「試験の難易度」を除き 70%以上である一方で、「試験の難易度」については、64.4%であり、前者と比較すると低く、不満度は 12.5%であった。

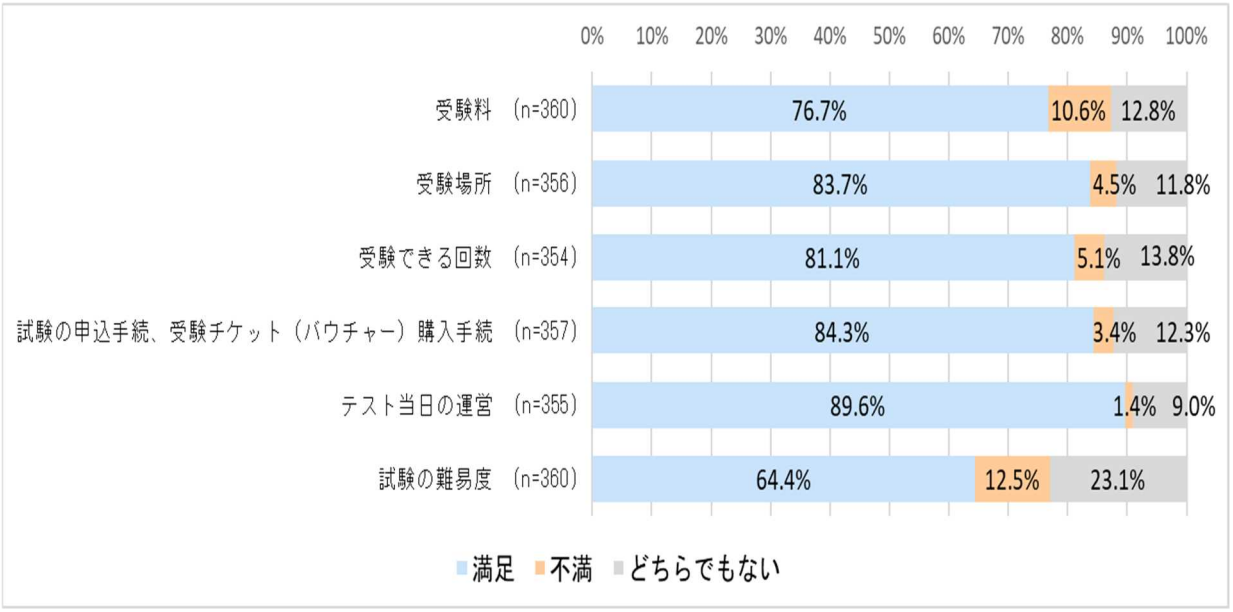

Q11　Q９で選んだ技能試験の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。
※試験に合格して特定技能の在留資格を得た人のみ、回答してください。

技能試験に対する満足度は、おおむね 80%程度であった。「試験の難易度」については、不満度が 9.4%であった。

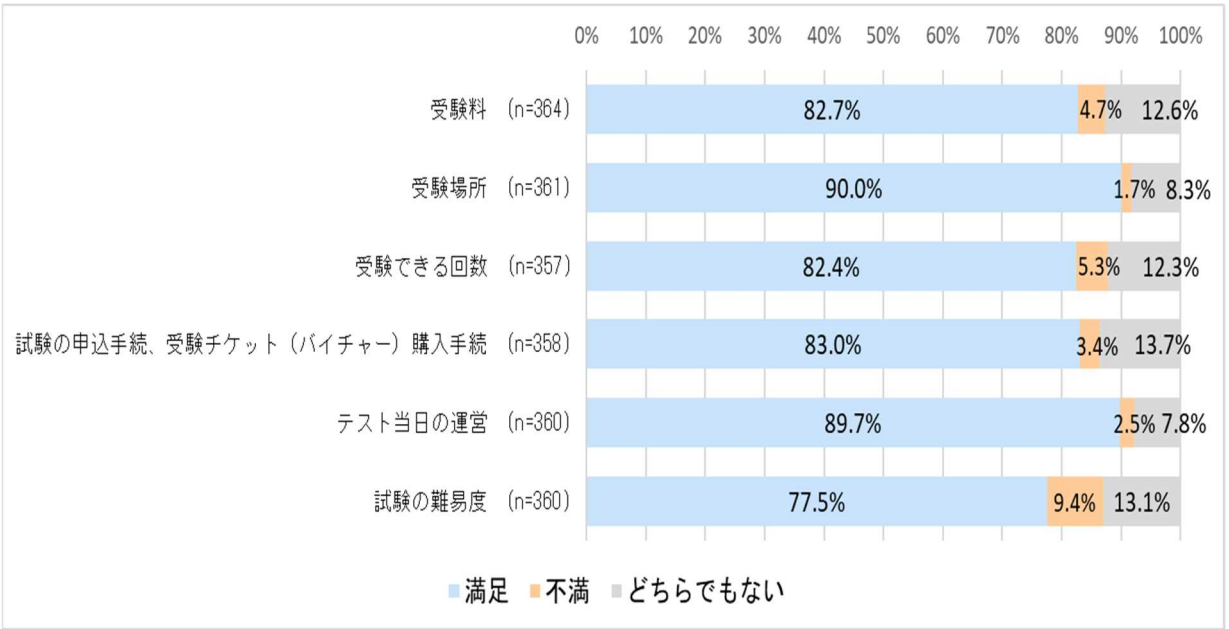

Q12　あなたが特定技能の在留資格で日本に在留している中で困った経験はありますか。当てはまるものを全て選んでください。

在留中に困ったことは、「特に困ったことはない」(60.2%) が最も多く、次いで「母国の家族と離れて寂しい(ホームシック)」(20.7%)、「日本語能力が十分でないため、自分の考えや意見を伝えられなかった」(14.1%) であった。

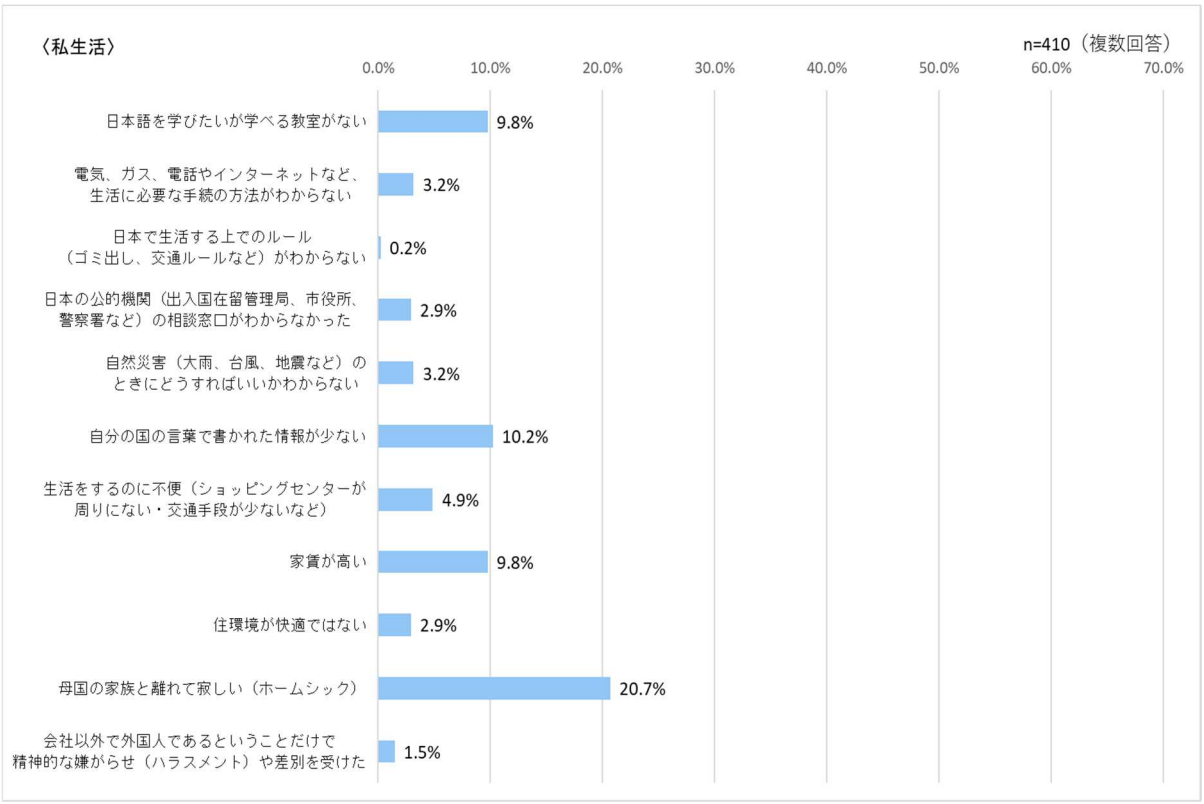
〈私生活〉
n=410（複数回答）
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
日本語を学びたいが学べる教室がない
9.8%
電気、ガス、電話やインターネットなど、生活に必要な手続の方法がわからない
3.2%
日本で生活する上でのルール（ゴミ出し、交通ルールなど）がわからない
0.2%
日本の公的機関（出入国在留管理局、市役所、警察署など）の相談窓口がわからなかった
2.9%
自然災害（大雨、台風、地震など）のときにどうすればいいかわからない
3.2%
自分の国の言葉で書かれた情報が少ない
10.2%
生活をするのに不便（ショッピングセンターが周りにない・交通手段が少ないなど）
4.9%
家賃が高い
9.8%
住環境が快適ではない
2.9%
母国の家族と離れて寂しい（ホームシック）
20.7%
会社以外で外国人であるということだけで精神的な嫌がらせ（ハラスメント）や差別を受けた
1.5%

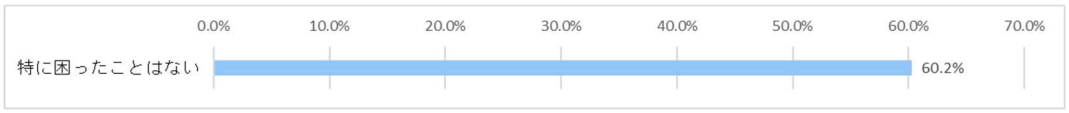
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
70.0%
特に困ったことはない
60.2%

５　特定技能所属機関

（１）受入れ目的について

Ｑ１　貴社が特定技能外国人を受け入れる場合にどのような人材であることを重視しますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

特定技能外国人材の受入れで特に重視する点は、「自社（国内）での就労経験」（55.2%）が最も多かった。一方で、「技能試験・日本語試験の合格」を特に重視するのは 37.3%であった。

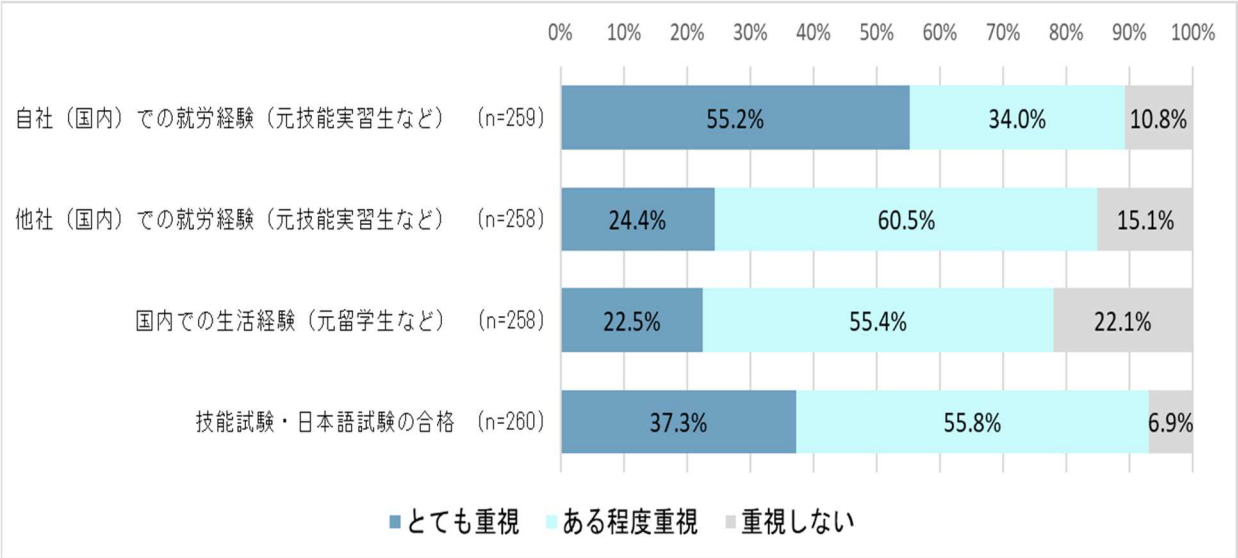

（２）関係者に対する意識について

Ｑ２　受け入れている特定技能外国人についてどのように感じていますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

特定技能外国人について、「就労意欲」や「仕事内容に対する理解」など仕事に関するものの満足度が 80%以上である一方で、「日本語でのコミュニケーション能力」の満足度は 48.6%であり、不満度は 18.7%であった。

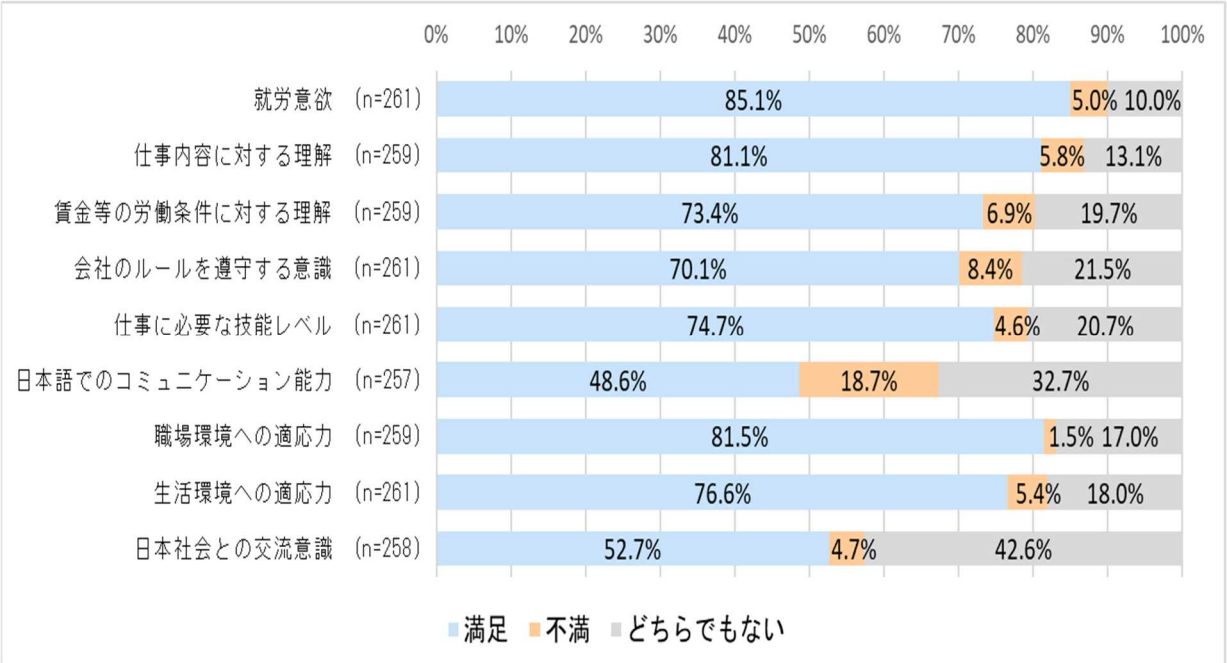

Ｑ３　登録支援機関を利用している場合、登録支援機関による支援内容や委託費の料金設定に満足していますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。
※登録支援機関を利用していない場合は回答不要です。Ｑ４へお進みください。

登録支援機関の「支援内容」の満足度は 67.0%である一方で、「料金設定」については、満足度が 46.6%、不満度が 17.0%であった。

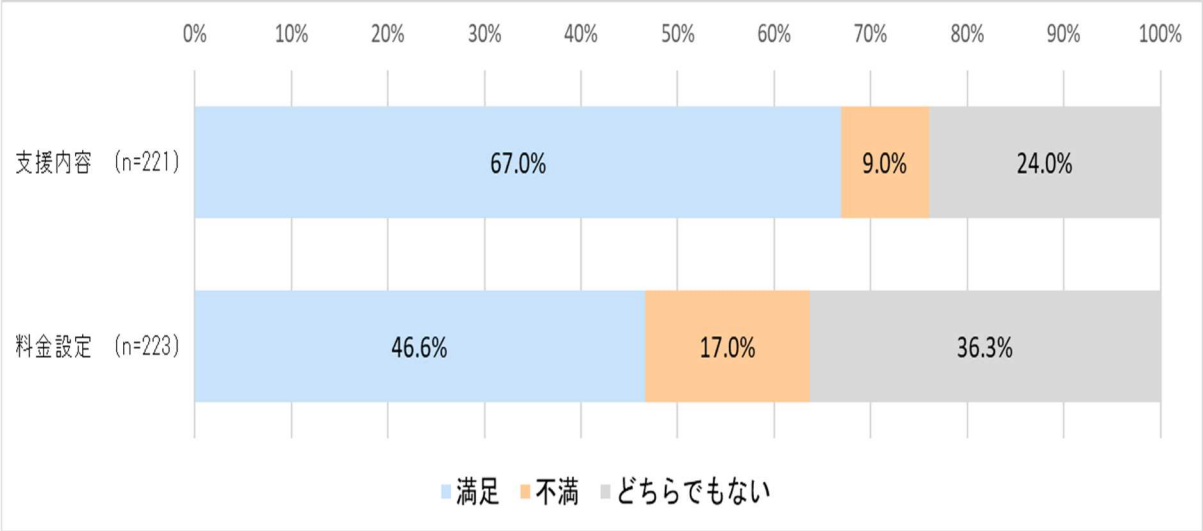

Ｑ４　登録支援機関を利用していない場合、登録支援機関を利用しなかったのはどのような理由ですか。当てはまるものを全て選んでください。
※登録支援機関を利用している場合は回答不要です。Q5へお進みください。

登録支援機関を利用しない理由として最も多かったのは、「自社のみで十分対応可能な体制だから」（75.6%）であった。

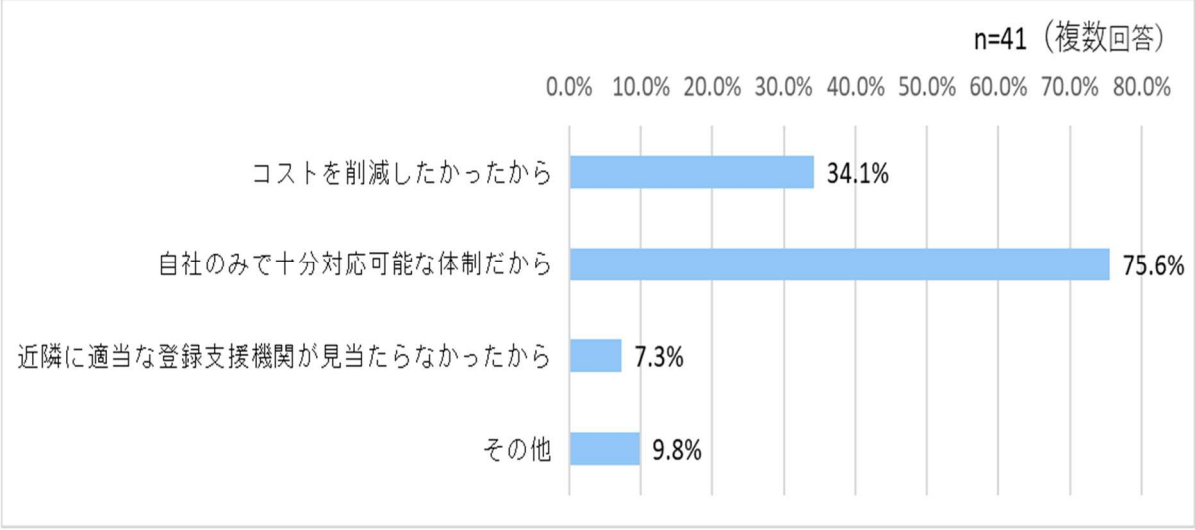

（３）特定技能制度に対する意識について

Ｑ５　現在の特定技能外国人の採用に当たりどのようなマッチング媒体を利用しましたか。当てはまるものを全て選んでください。

特定技能外国人採用に利用する媒体は、「技能実習で監理業務を行っていた監理団体」（48.8%）が最も多く、次いで「支援を委託している登録支援機関」（41.5%）であった。一方で「利用していない」との回答は、12.8%であった。

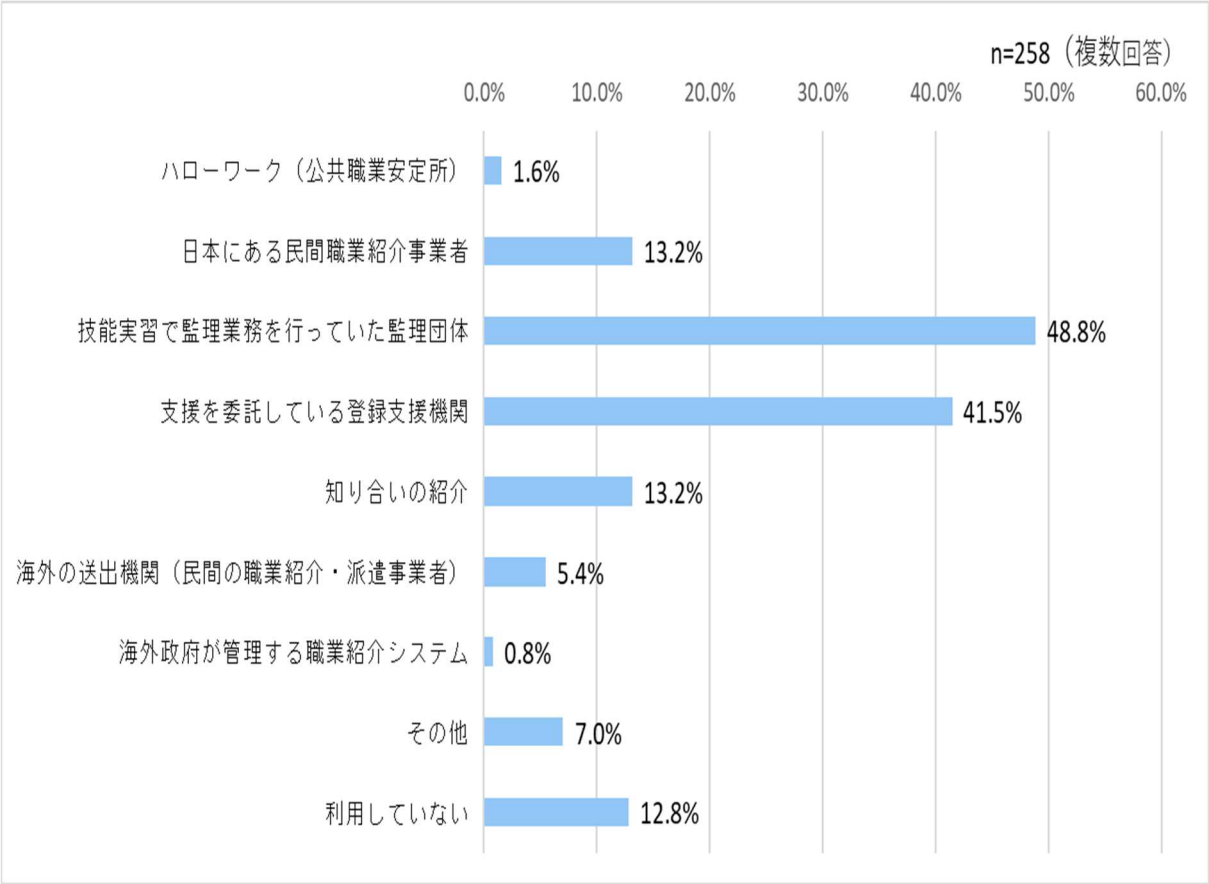

Ｑ６　外国人材の採用から特定技能外国人一人当たりの求人開始から雇用契約締結までに要した期間はどのくらいでしたか。当てはまるものを一つだけ選んでください。
※採用した特定技能外国人が複数名いる場合、要した期間の平均を回答してください。

特定技能外国人を採用するまでに要した時間は、「１か月以上３か月未満」（44.2%）が最も多く、次いで「３か月以上６か月未満」（29.5%）であった。

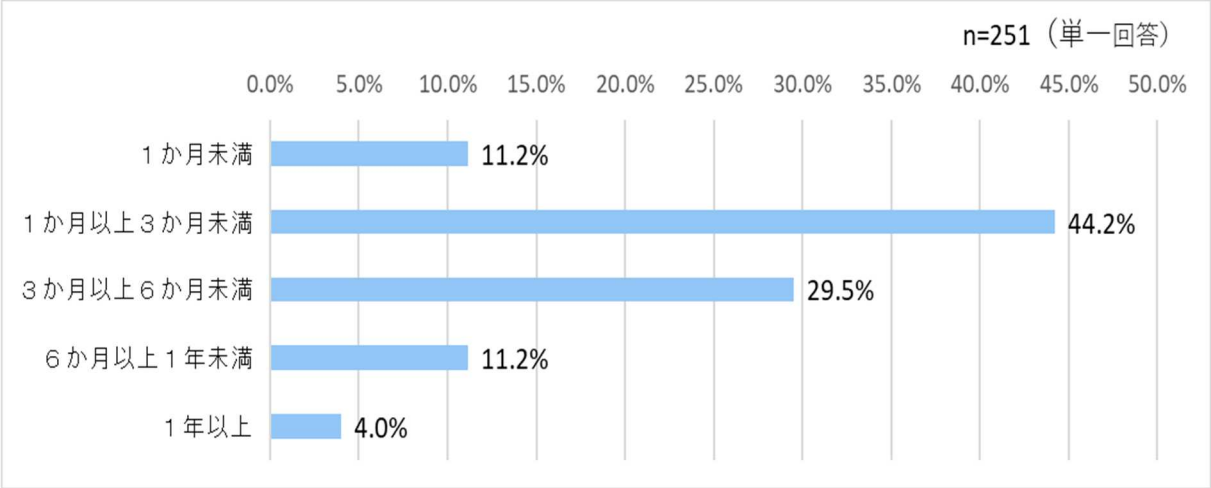

Ｑ７　特定技能外国人一人当たりのマッチング媒体利用に支払った費用はいくらでしたか。当てはまるものを一つだけ選んでください。
※採用した特定技能外国人が複数名いる場合、支払った費用の平均について回答してください。

特定技能外国人の採用に利用したマッチング媒体への支払額は、「支払っていない」（40.9%）が最も多かった。支払った場合では、「10 万円以上 30 万円未満」（26.7%）が最も多かった。

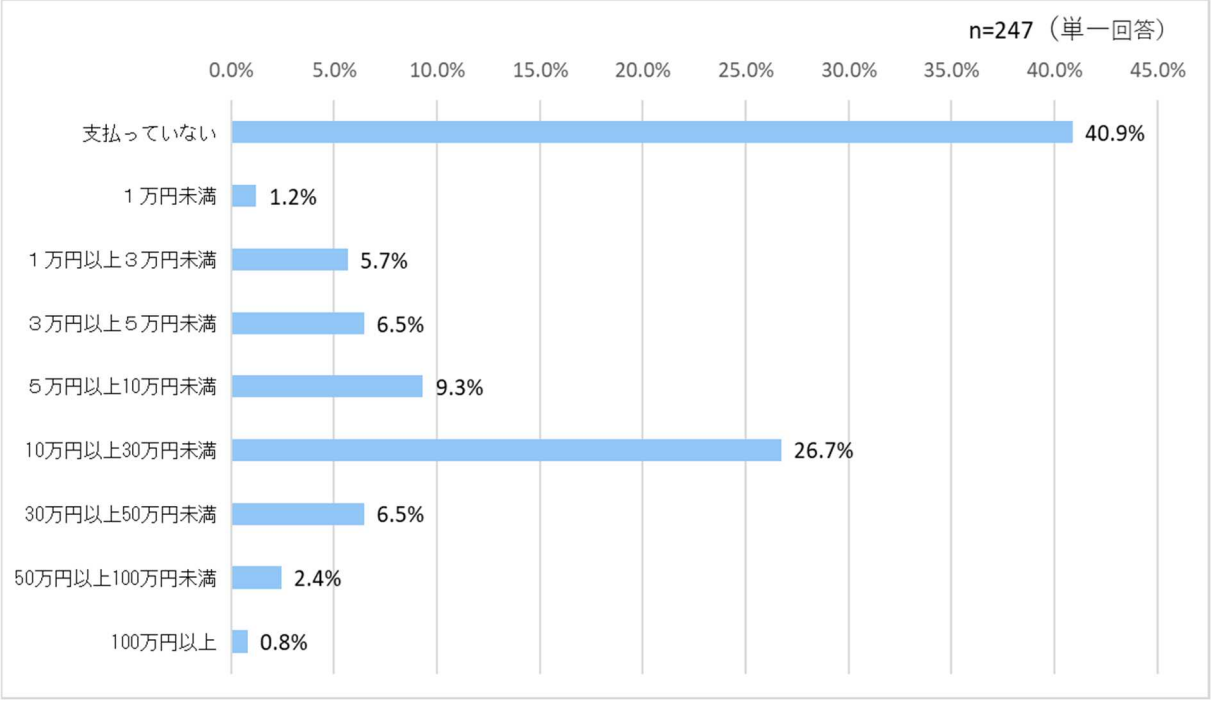

Ｑ８　特定技能外国人を受け入れる中で、どのような点で苦労を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

特定技能外国人を受け入れる中で苦労する点は、「地方出入国在留管理局に対する３か月に１回の定期的な届出の負担が大きい」（40.5%）が最も多く、次いで「日本人と異なり支援を行わなければならないこと」（38.6%）であった。また、「特定技能外国人の日本語能力の問題で意思疎通を図ることが難しい」（31.7%）、「日常生活におけるルールに関するトラブルへの対応」（26.3%）や「会社のルールに関するトラブルへの対応」（20.8%）といったルールやマナーを理解させること等意思疎通に関するものも挙がっている。なお、「特にない」は 11.6%であった。

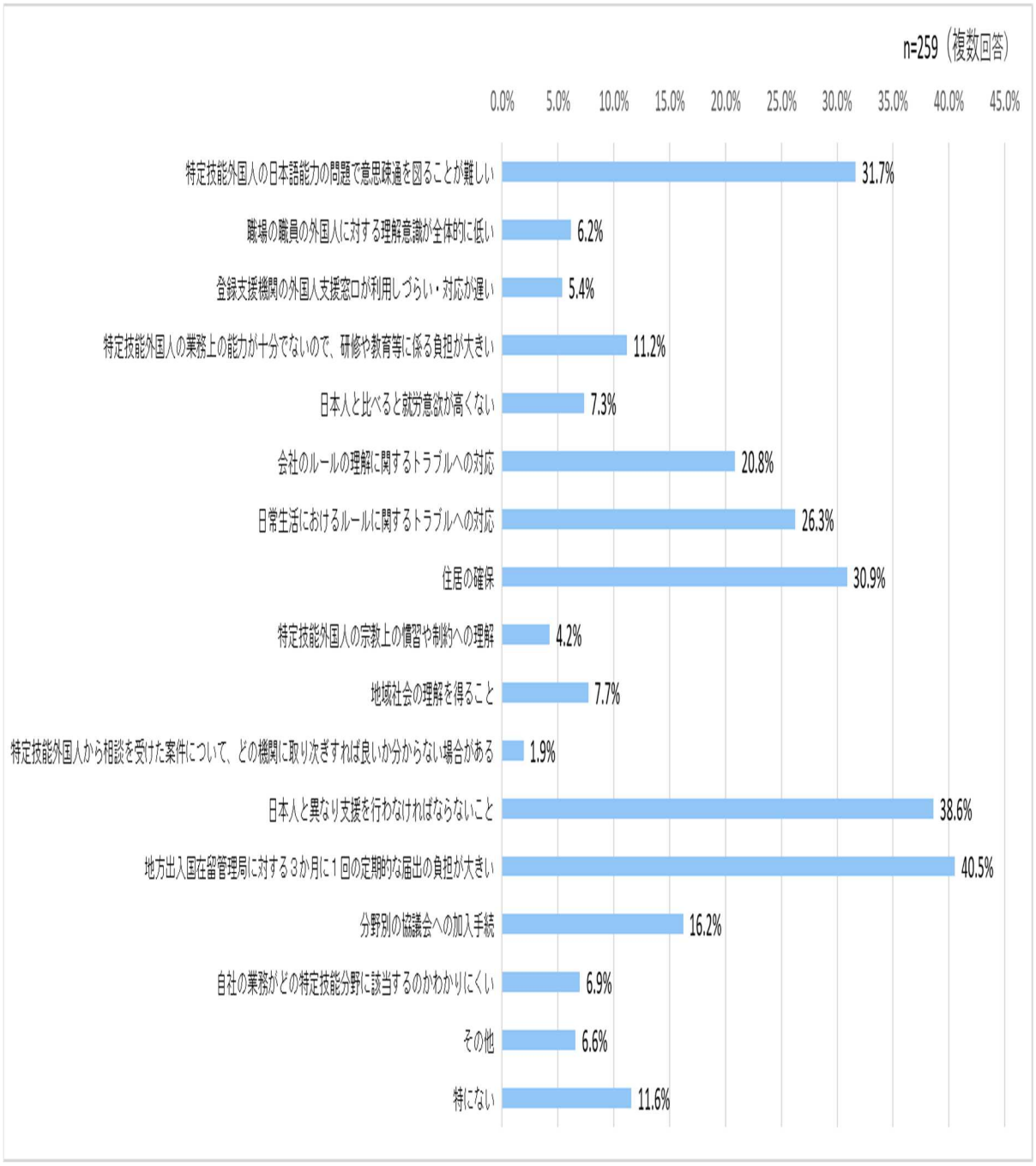

Ｑ９　各支援項目について外部委託せず自社限りで行う場合、大変だと思う（負担が大きいと感じる）ものはどれですか。当てはまるものを全て選んでください。

制度上外国人に行うべき支援項目のうち、外部委託せず自社限りで行うことが大変なものは、「公的手続等への同行」（61.1%）が最も多く、次いで「事前ガイダンス」（57.3%）、「出入国の送迎」（52.6%）であった。一方で、全ての項目について自社限りで行うことに負担がない（「特にない」）との回答は 10.3%であった。

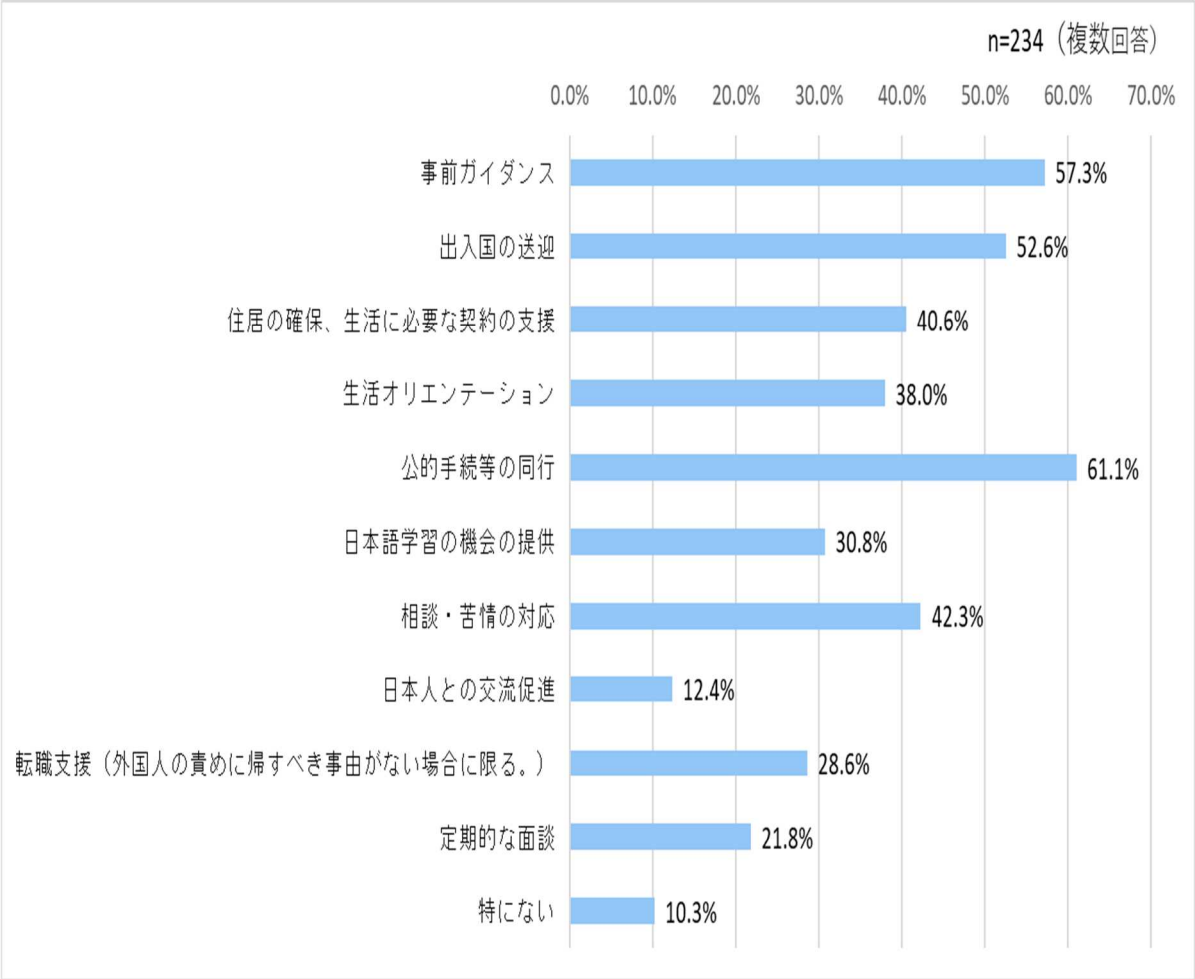

Q10　特定技能における分野別の協議会に求めること（果たすことが望ましいと考えられる役割を含む。）は何ですか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

特定技能における分野別の協議会に求めることとして最も多かったのは、「受入れ機関と特定技能外国人との間にトラブルが生じた場合の対応」（75.0%）であり、次いで「法令遵守の啓発」（73.7%）、「日本語学習の支援」（68.9%）であった。また、その他の全ての項目について、「必要」との回答が 40%を超えていた。

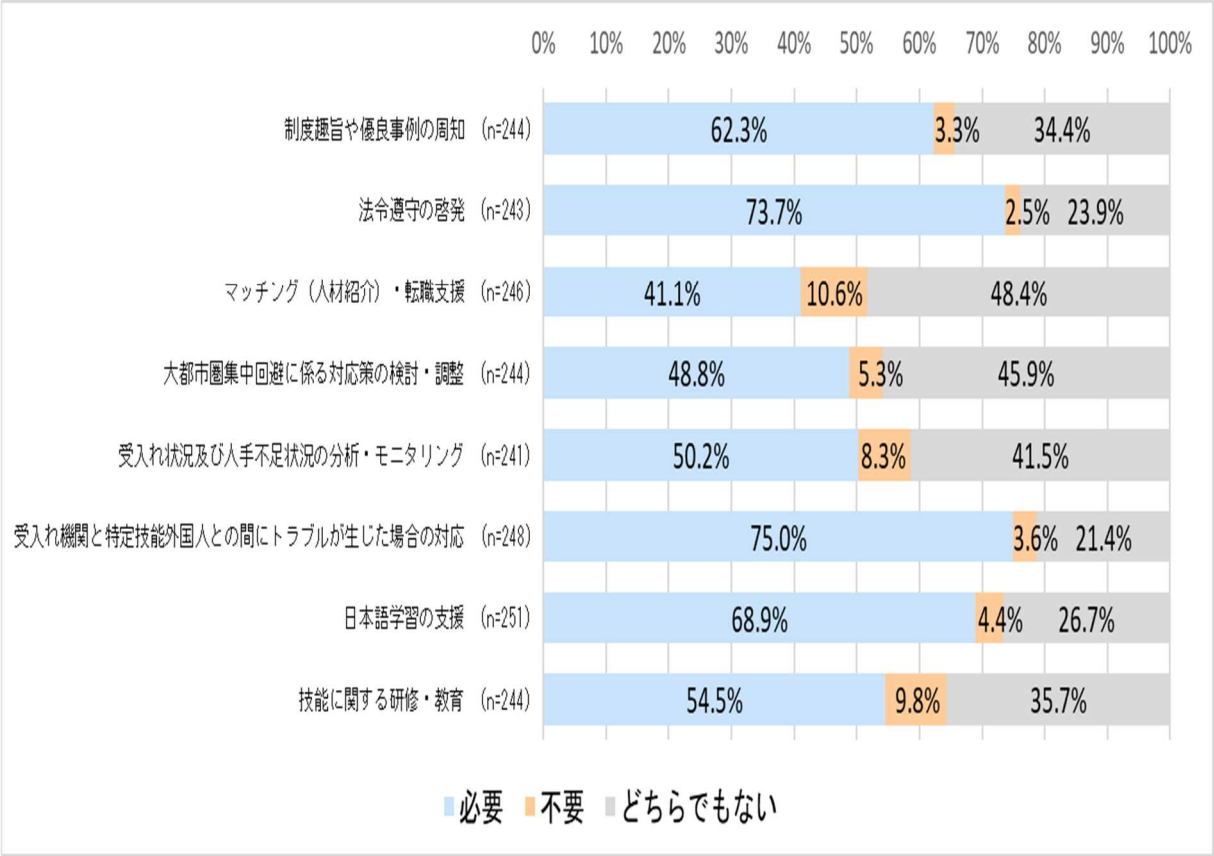

６　登録支援機関

（１）受入れ目的について

Ｑ１　貴社の支援業務以外の主な業務について、当てはまるものを全て選んでください。また、特定技能外国人の支援に参画した目的は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

登録支援機関が支援以外に行っている主な事業は、「技能実習制度の監理事業（監理団体）」（51.6%）が半数を占め、次いで「人材サービス民間事業」（22.6%）であり、これらで全体の 70%以上を占めた。なお、支援業務のみを行っている登録支援機関は、6.5%であった。

また、特定技能外国人の支援に参画した目的は、「外国人の支援に関心があるため」（41.3%）や「構成員企業や会員企業に支援団体になってほしいというニーズがあるため」（38.8%）、「顧客から特定技能外国人の受入れの紹介等の問合せがあり、事業拡大を行っているため」（38.0%）であり、参画の背景として、外国人の支援に対する関心やニーズがあることがうかがえた。

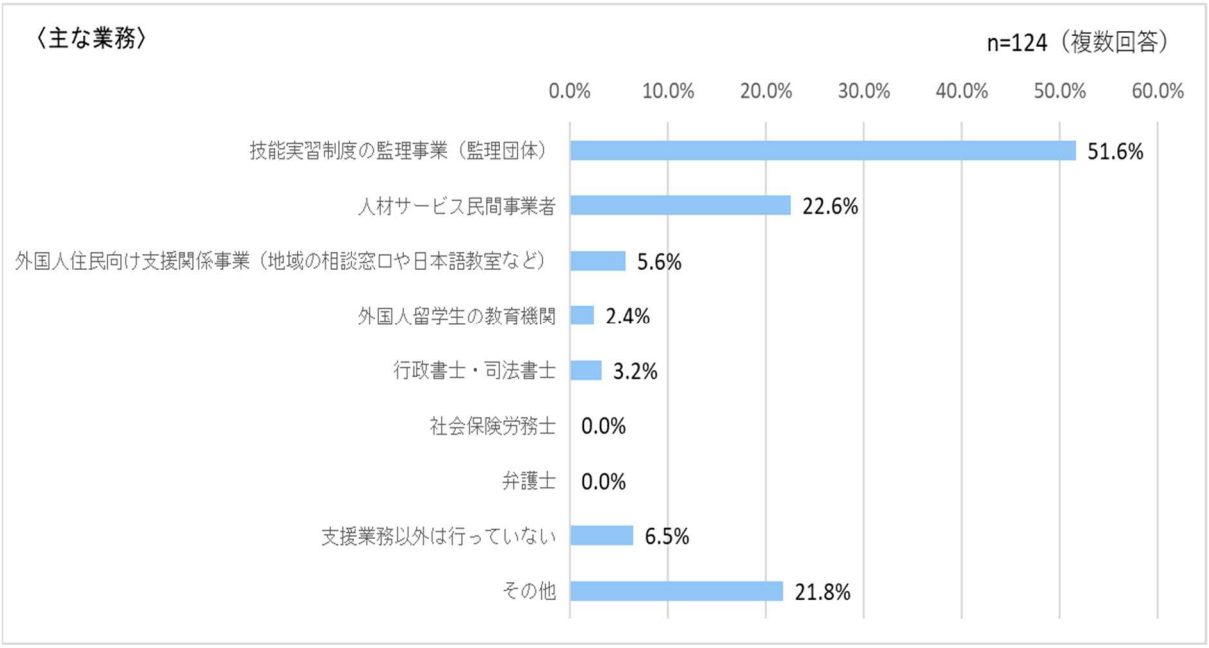

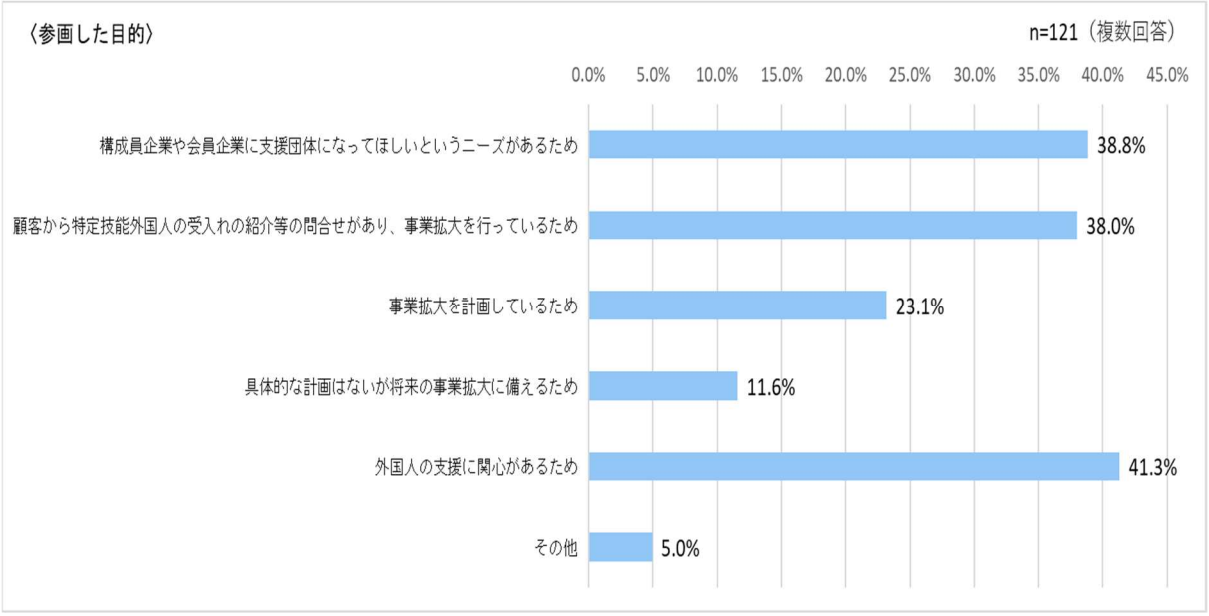

（２）特定技能制度に対する意識について

Ｑ２　登録支援機関業務を行うことに関して支援可能な特定技能外国人の数について、当てはまるものを一つだけ選んでください。また、支援可能な分野について、当てはまるものを全て選んでください。

登録支援機関が支援可能な特定技能外国人の数について、「10 人以下」（25.4%）との回答が最も多かった。一方で、「101 人以上」との回答が 13.9%であったが、その他のいずれの回答も 10%台であった。

また、支援可能な分野については、「飲食料品製造業分野」（59.2%）が最も多く、次いで「建設分野」（48.8%）、「農業分野」（42.4%）であった。

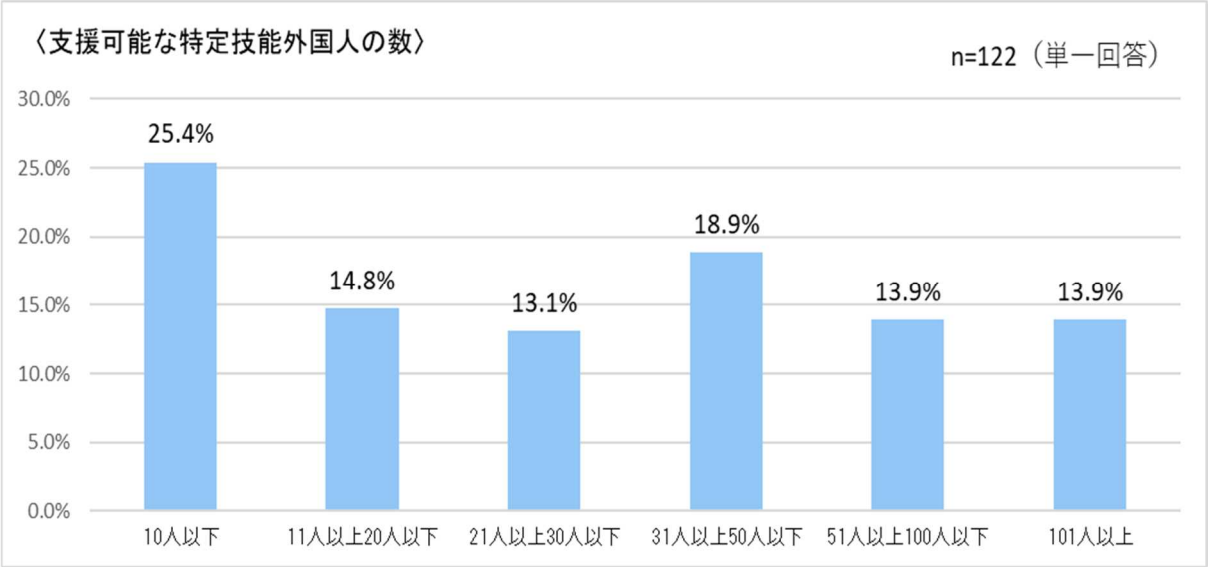

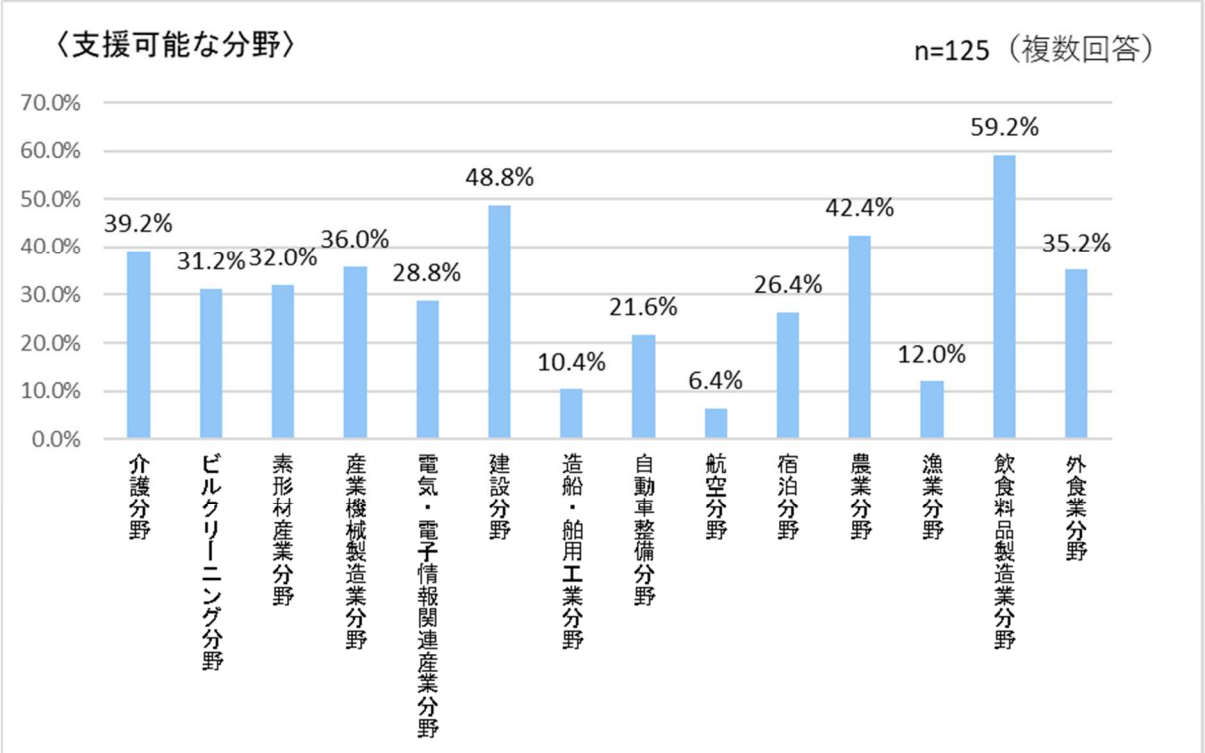

Ｑ３　これまでに支援した実績を踏まえて、過去１年間に支援した外国人数を選んでください。また、同期間に相談・苦情の対応実績がある場合、その件数を選んでください。

登録支援機関が過去１年間に支援した外国人数は、「10 人以下」（37.3%）が最も多く、次いで「11 人以上 20 人以下」（18.3%）であり、これらで半数以上を占めた。一方で、支援実績がないものは、25.4%であった。

また、相談・苦情対応実績は、実績なし（43.6%）が最も多く、次いで「５件以下」（26.5%）であり、５件以下で全体の７割を占めた。

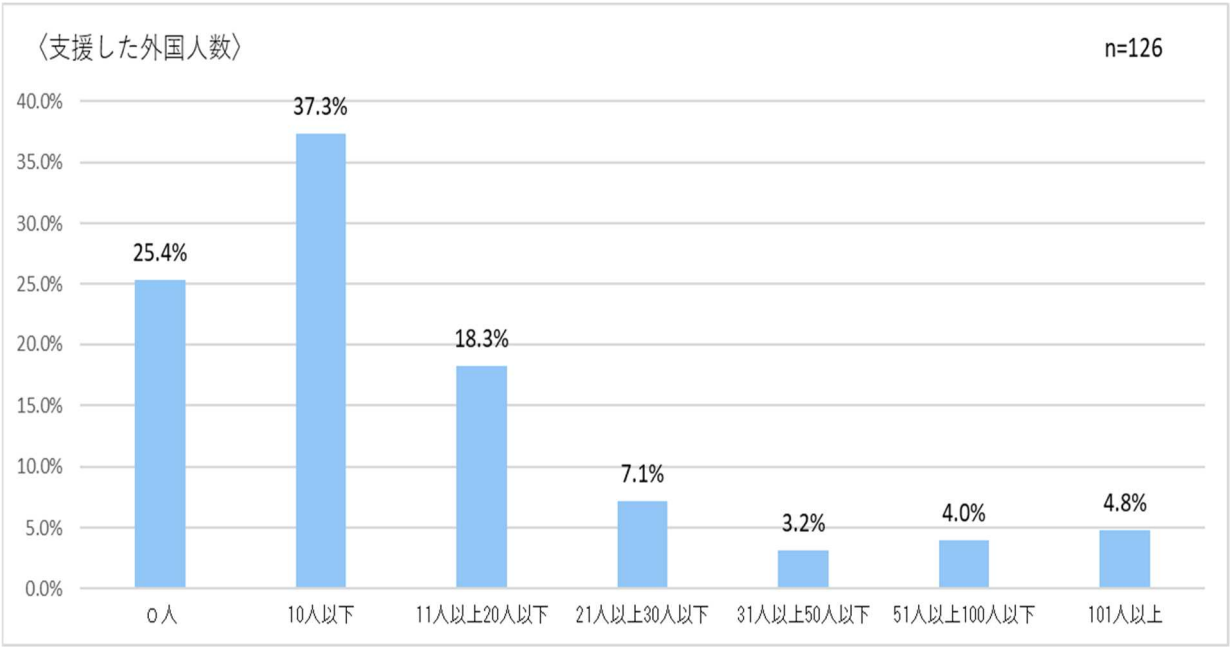

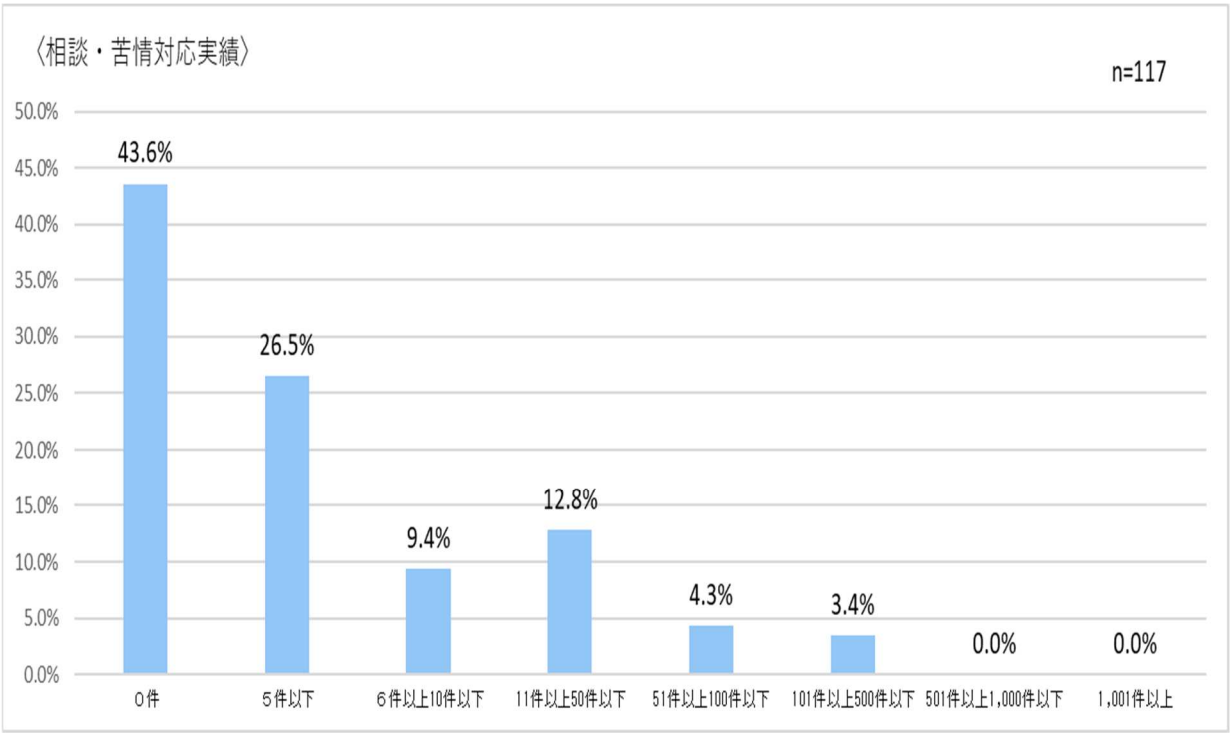

Q4　Q3の相談・苦情対応実績に関して、当てはまるものを全て選んでください。

相談・苦情対応実績がある登録支援機関が受けた相談内容について、「私生活での悩み」（39.4%）が最も多く、次いで「雇用主や同僚との人間関係の悩み」（18.3%）であった。一方で、「相談を受けたことがない」が 32.7%であった。

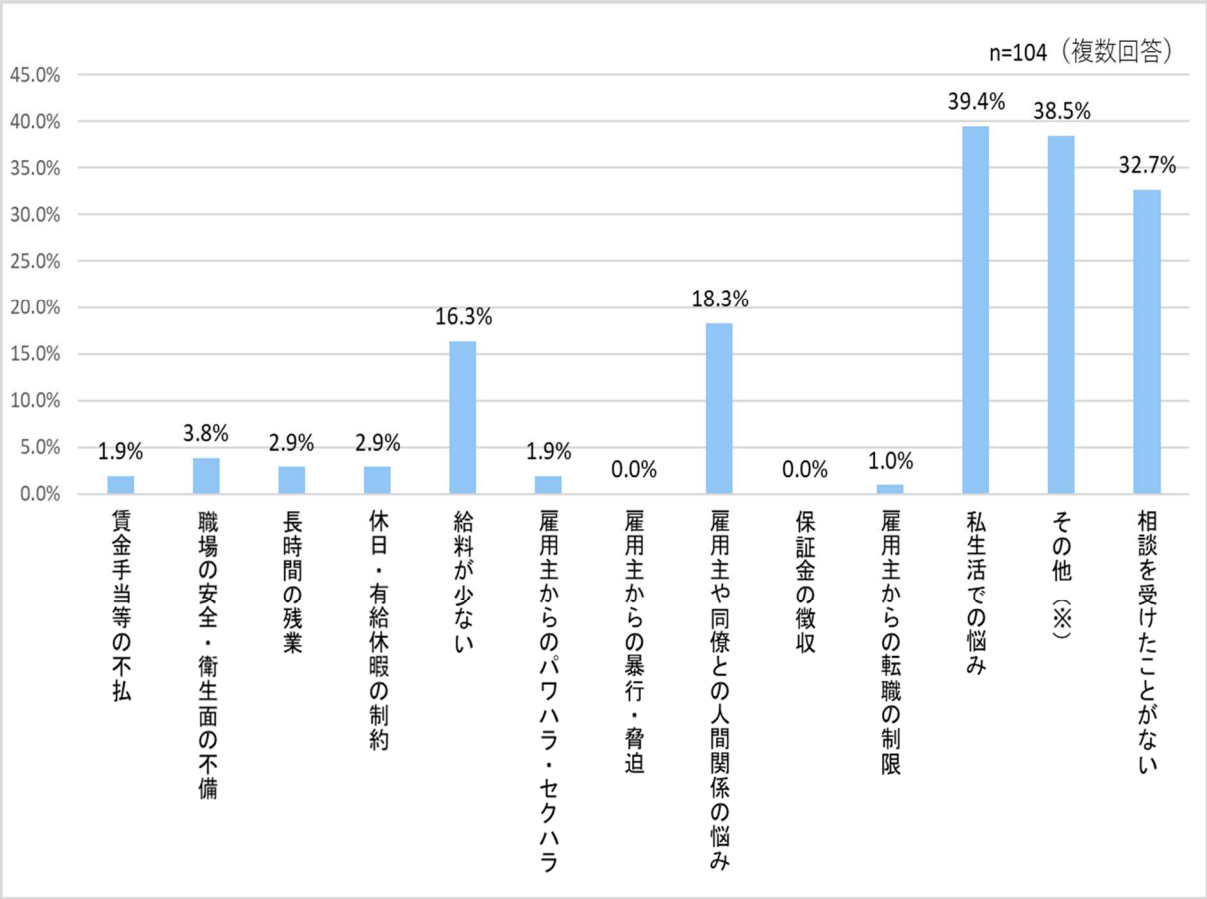

（※）「その他」として、「病気の対応（通院等）」、「転職」、「帰国に関する相談」、「新型コロナウイルスワクチン接種」等の回答があった。

Ｑ５　支援業務を行うに当たってどのような点で苦労を感じていますか。当てはまるものを全て選んでください。

登録支援機関が支援業務を行うに当たって苦労する点は、「地方出入国在留管理局に対する３か月に１回の定期的な届出の負担が大きい」（27.5%）が最も多く、次いで「日常生活におけるルールに関するトラブルへの対応」（22.5%）、「会社のルールの理解に関するトラブルへの対応」（20.8%）といったルールやマナーを理解させること等意思疎通に関するものが挙がっているほか、「住居の確保」（17.5%）や「日本語学習の機会の提供」（20.0%）、「転職支援」（14.2%）といった制度上外国人に行うべき支援に関するものも一定程度あった。なお、「特にない」は 20.8%であった。

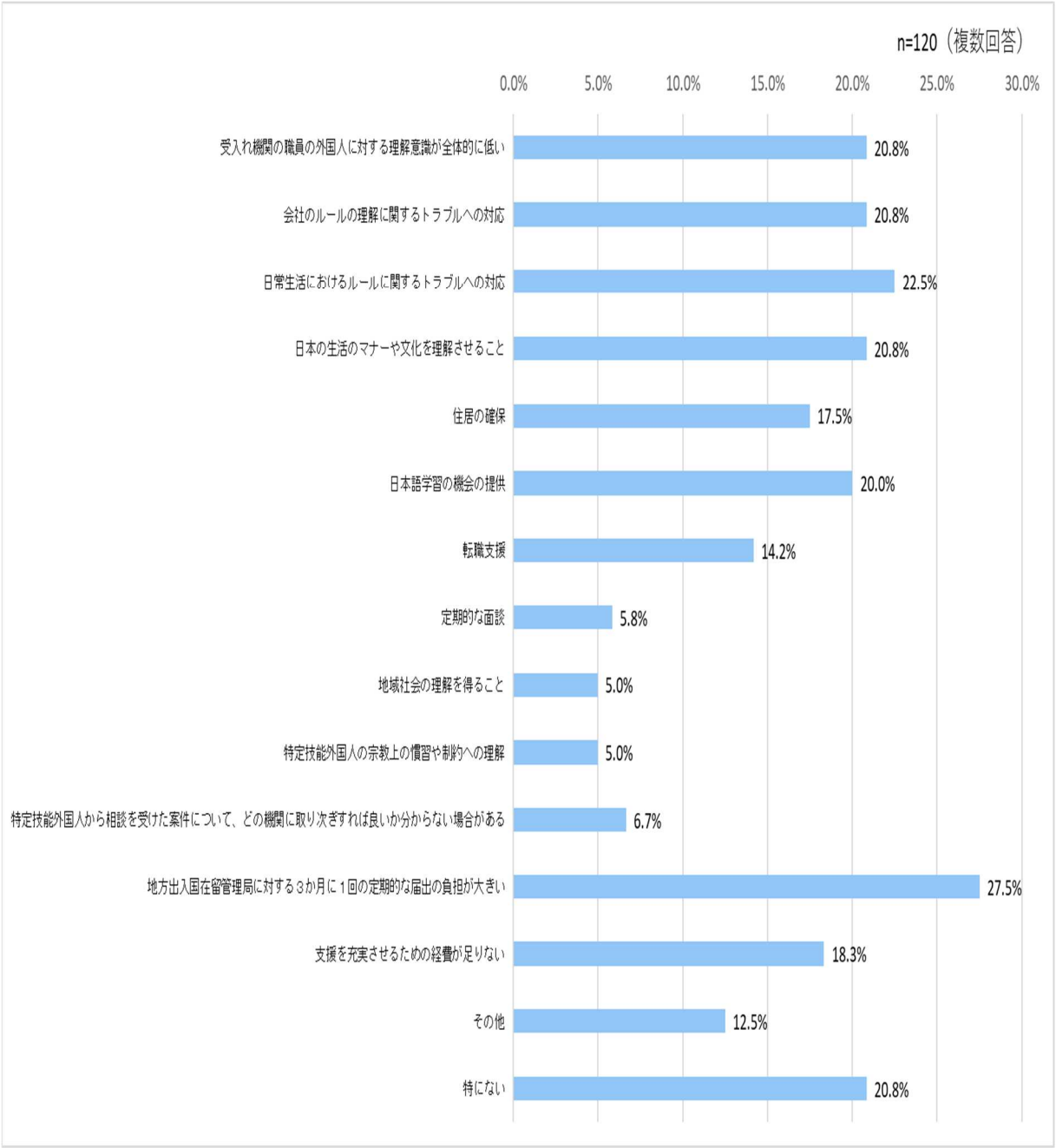

Ｑ６　現行制度上義務付けられている以下の支援の程度について、特定技能外国人の在留歴の有無によってどのように感じますか。項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。

制度上外国人に行うべき支援の程度について、在留歴のある者に対して「過剰」とするものとして最も多いのが「生活オリエンテーション」（53.5%）であり、次いで「事前ガイダンス」（44.2%）であった。一方、在留歴のない者については、ほとんどの支援について「適当」との回答であった。また、在留歴の有無にかかわらず、「日本語学習の機会の提供」や「日本人との交流促進」は、「不足」とするものが相対的に高かった。

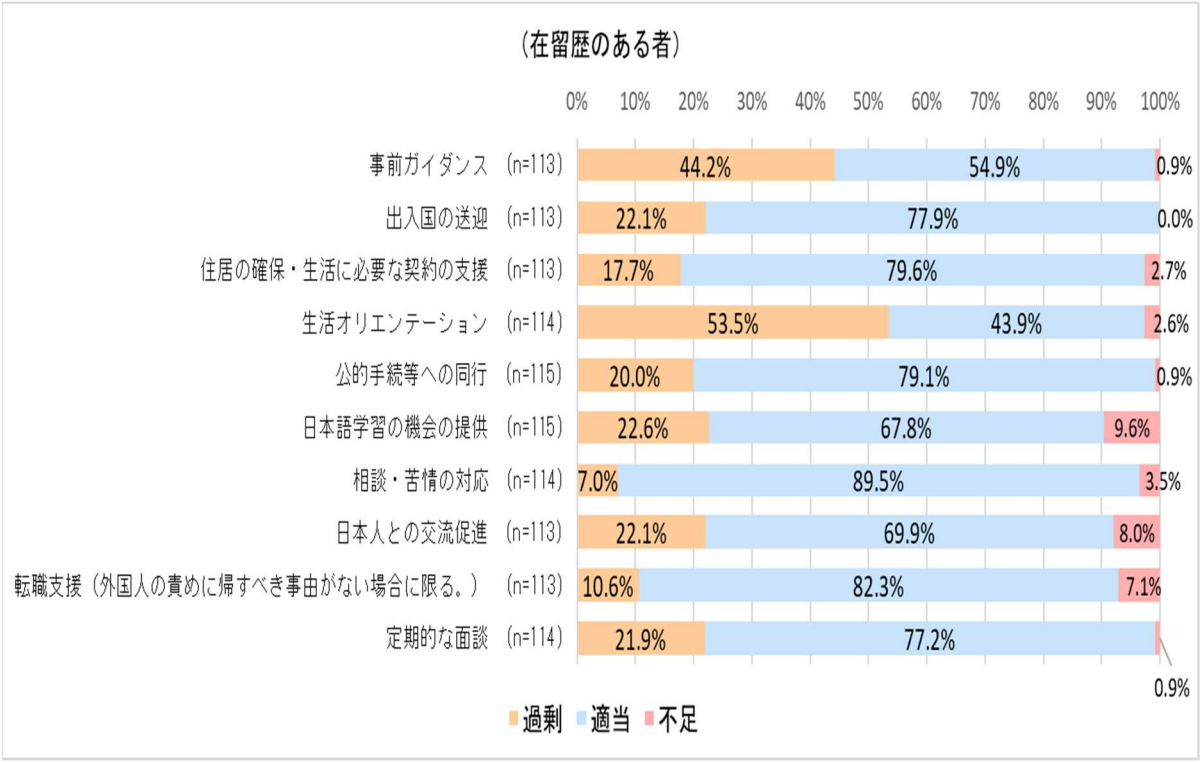

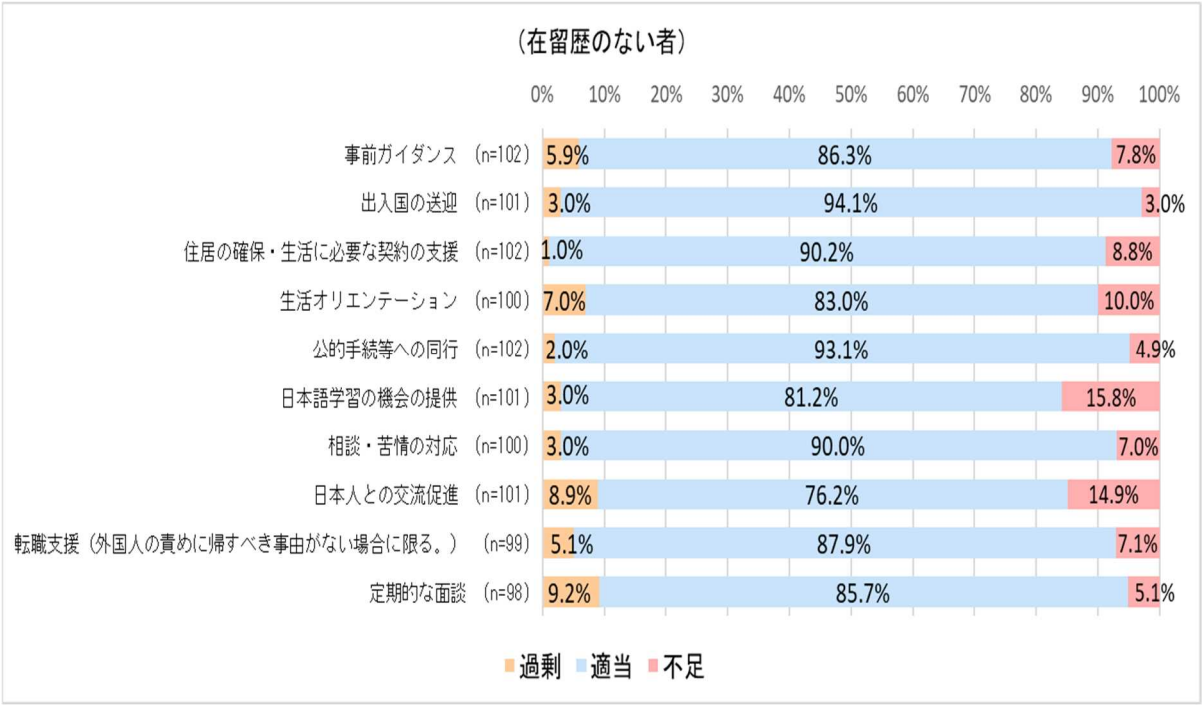

Q7　特定技能に関する職業紹介に関し、課題があるとすればどのような点だと考えますか。当てはまるものを一つだけ選んでください。
※職業安定法上の職業紹介事業である場合のみ、回答してください。
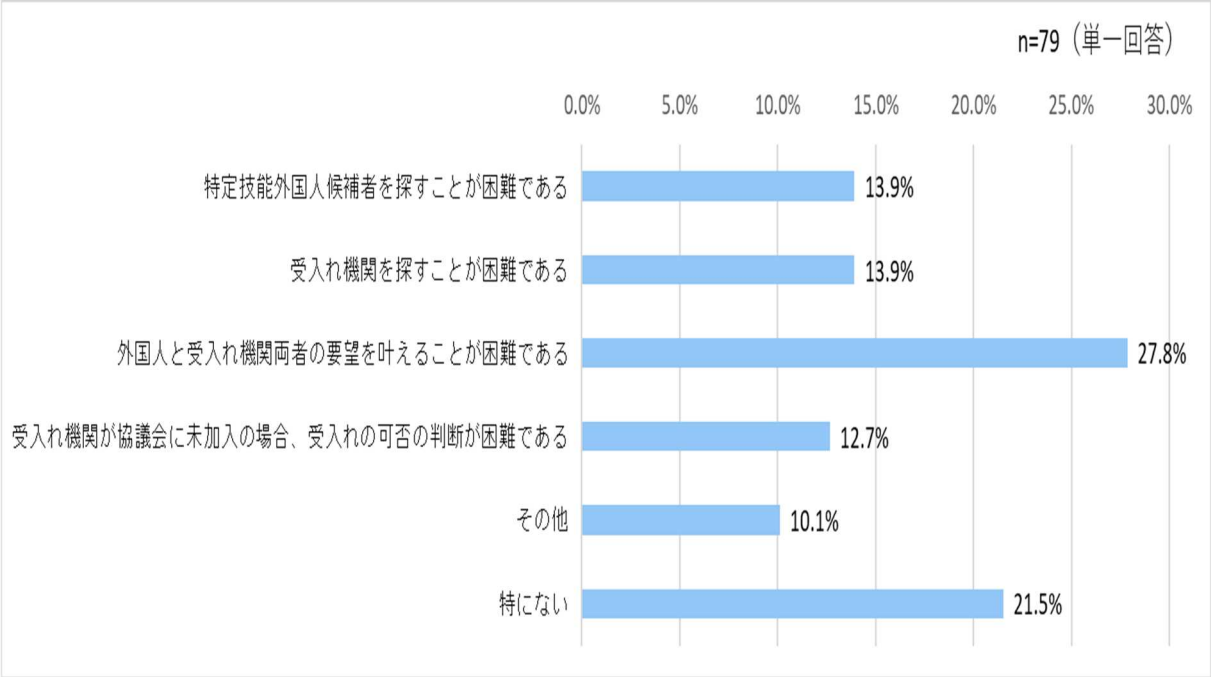
特定技能に関する職業紹介の課題は、「外国人と受入れ機関両者の要望をかなえることが困難である」（27.8%）が最も多く、次いで「特にない」（21.5%）であった。